平成24年度環境省予算(案) 主要新規事項等の概要

事　　項	平成24年度 予算（案）額 （百万円）	担当局（部） 課（室）名	頁
Ⅰ　東日本大震災からの復旧・復興等に係る重点施策			
一　災害廃棄物の迅速な処理等の推進			
災害等廃棄物処理事業費補助金＜うち復旧・復興＞	296,042 ＜うち復旧・復興 295,842＞	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	1
(新) 震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業（グリーンニューディール基金）＜復旧・復興＞ ※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）	32,137	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	3
(新) 災害廃棄物処理代行事業＜復旧・復興＞ ※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）	16,068	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	5
(新) 廃棄物処理施設災害復旧費補助（公共）＜復旧・復興＞ ※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）	3,946	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	7
循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分を除く）＜うち復旧・復興＞	46,434 ＜うち復旧・復興 17,620＞	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	9
二　放射性物質による環境汚染への対応			
1．放射性物質により汚染された土壌等の除染や廃棄物の処理等の推進			
(新) 放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施＜復旧・復興＞ ※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）	372,090	水・大気環境局総務課	12
(新) 放射性物質汚染廃棄物処理事業＜復旧・復興＞ ※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）	77,224	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	13
(新) 中間貯蔵施設検討・整備事業＜復旧・復興＞ ※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）	2,000	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	14
(新) 環境モニタリング調査＜復旧・復興＞ ※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）	1,567	水・大気環境局大気環境課、水環境課、海洋環境室、地下水・地盤環境室、環境保健部環境安全課、石綿健康被害対策室	15
2．放射性物質による環境汚染への対応のための体制整備			
(新) 放射性物質・災害と環境に関する研究＜うち復旧・復興＞ ※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）	1,005 ＜うち復旧・復興 705＞	総合環境政策局総務課環境研究技術室	17
三　被災地におけるアスベストを始めとする有害物質対策の推進			
四　三陸復興国立公園（仮称）への再編成を軸とした東北の豊かな自然環境を活かした取組の推進			
(新) 三陸復興国立公園再編成等推進事業費＜復旧・復興＞ ※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）	200	自然環境局国立公園課	19
(新) 陸中海岸国立公園等復旧事業（公共）＜復旧・復興＞ ※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）	1,109	自然環境局国自然環境整備担当参事官室	21
五　東日本大震災の教訓等を踏まえた持続可能な社会の実現			
1．再生可能エネルギー等の大胆な導入による低炭素型の地域づくり			
(新) 再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）	12,100	総合環境政策局環境計画課	23
(新) 東日本大震災復興に係る自然冷媒冷凍等装置導入緊急支援＜復旧・復興＞ ※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）	300	地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室	25
(新) 再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入促進事業	1,035	地球環境局地球温暖化対策課	27
(新) 次世代スマートメーターによる需要側対策促進事業（らくらくCO2削減・節電事業）	53	地球環境局地球温暖化対策課	29
風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業	834	総合環境政策局環境影響審査室	31
地域主導による再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業	413	地球環境局地球温暖化対策課	33

事　　項	平成24年度 予算（案）額 （百万円）	担当局（部） 課（室）名	頁
２．資源性廃棄物の徹底活用と静脈産業の振興による循環型社会の実現			
(新) 東北復興に向けた地域循環資源徹底利用促進事業＜復旧・復興＞ ※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）	49	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室、リサイクル推進室	35
Ⅱ　持続可能な社会づくりのための重点施策			
一　低炭素社会の構築を始めとした持続可能な社会の実現			
１．再生可能エネルギーの大量導入など低炭素社会の実現に向けた取組			
（１）　地方公共団体等による省エネルギー・再生可能エネルギー推進の取組の促進			
地方公共団体実行計画実施推進事業	93	総合環境政策局環境計画課	39
(新) 自然共生型地熱開発のための掘削補助事業	250	地球環境局地球温暖化対策課	42
(新) マイカー規制による低炭素化促進事業	45	自然環境局国立公園課	44
（２）　政府一体となった低炭素社会実現に向けた取組の推進			
(新) 病院等へのコジェネレーションシステム緊急整備事業（厚生労働省連携事業）	1,000	地球環境局地球温暖化対策課	46
(新) 地域調和型エネルギーシステム推進事業（農林水産省連携事業）	130	地球環境局地球温暖化対策課	48
(新) 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業（国土交通省連携事業）	1,400	総合環境政策局環境計画課	50
(新) 物流の低炭素化促進事業（国土交通省連携事業）	169	水・大気環境局自動車環境対策課	52
(新) エコ賃貸住宅CO2削減実証事業（国土交通省連携事業）	100	地球環境局地球温暖化対策課	54
（３）　先進的な低炭素型技術の普及に向けた実証事業等			
地球温暖化対策技術開発等事業（競争的資金）	6,000	地球環境局地球温暖化対策課	56
洋上風力発電実証事業	3,048	地球環境局地球温暖化対策課	58
(新) ＨＥＭＳ利用によるＣＯ２削減試行事業	94	地球環境局地球温暖化対策課	60
特殊自動車における低炭素化促進事業（国土交通省連携事業）	130	水・大気環境局自動車環境対策課	62
（４）　節電・ＣＯ２削減に向けたライフスタイル変革の定着・展開			
温暖化防止国民運動推進事業	681	地球環境局地球温暖化対策課	64
(新) 節電・ＣＯ２削減のための構造分析・実践促進モデル事業	83	地球環境局地球温暖化対策課低炭素社会推進室	67
地域で活動するＮＰＯ支援・連携促進事業	477	地球環境局地球温暖化対策課	69
家庭エコ診断推進基盤整備事業	257	地球環境局地球温暖化対策課	72
（５）　震災の教訓も踏まえた効率的な低炭素投資の推進			
(新) 先進対策の効率的実施による業務ＣＯ２排出量大幅削減事業	1,000	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	74
ＣＯ２削減ポテンシャル診断・対策提案事業	246	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	76
(新) 地域における市場メカニズムを活用した低炭素化推進事業	188	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	78
カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット（Ｊ－ＶＥＲ）制度の推進事業	911	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	80
（６）　気候変動政策の基盤となる科学的知見の充実に向けた調査研究等			
(新) いぶき（ＧＯＳＡＴ）観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備	1,352	地球環境局総務課研究調査室	82
海底下ＣＣＳ実施のための海洋調査事業	270	水・大気環境局水環境課海洋環境室	87
気候変動影響評価・適応推進事業	299	地球環境局総務課研究調査室	90
環境研究総合推進費＜うち復旧・復興＞ ※東日本大震災復興特別会計（仮称）（環境省計上）	6,670の内数	総合環境政策局環境研究技術室	92
地球環境保全試験研究費	270	地球環境局総務課研究調査室	95

事　　項	平成24年度 予算（案）額 （百万円）	担当局（部） 課（室）名	頁
２．持続可能な社会の実現に向けた取組			
（１）　地域資源の徹底活用等によるまちづくり、地域づくり			
(新) 地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業	1,000	総合環境政策局環境計画課	98
チャレンジ２５地域づくり事業（先進的対策の実証による低炭素地域づくり集中支援事業）	2,700	総合環境政策局環境計画課	101
（２）　環境金融の拡大など事業活動、製品、消費行動等のグリーン化の推進			
環境金融情報開示・行動原則等推進事業	19	総合環境政策局環境経済課	103
環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	800	総合環境政策局環境経済課	105
家庭・事業者向けエコリース促進事業	1,800	総合環境政策局環境経済課	107
(新) 消費者における環境配慮型製品購入促進策調査検討事業推進費	20	総合環境政策局環境経済課	109
（３）　グリーン・イノベーションを促進する研究・技術開発			
世界に貢献する環境経済の政策研究	184	総合環境政策局環境計画課	111
（４）　環境教育・環境保全活動の推進			
環境教育等促進法に基づく環境教育の推進－独自の文化を活かした日本型環境教育の構築・展開－	50	総合環境政策局環境経済課環境教育推進室	113
(新) 大震災の経験を踏まえた持続可能な社会づくり事業	68	総合環境政策局環境経済課環境教育推進室・民間活動支援室	115
(新) エコツーリズム総合推進事業費	30	自然環境局総務課自然ふれあい推進室	117
水環境保全活動普及促進事業	5	水・大気環境局水環境課	119
（５）　環境影響評価制度等の適切な実施			
環境影響評価法改正等に伴う制度運用円滑化及び審査体制強化事業	204	総合環境政策局環境影響評価課、環境影響審査室	120
（６）　第四次環境基本計画の着実な推進			
第四次環境基本計画の着実な推進費	18	総合環境政策局環境計画課	123
３．気候変動に係る新たな国際的枠組の構築など環境外交の推進			
（１）　カンクン合意に基づく次期枠組の構築等			
次期国際枠組みづくり推進経費	93	地球環境局国際連携課国際地球温暖化対策室	125
（２）　新たな二国間オフセット・クレジット制度の構築			
新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築等事業	3,184	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	127
（３）　持続可能な開発の実現に向けた戦略的な環境外交の推進			
国際連携のための戦略的な取組推進	132	地球環境局国際連携課	130
環境国際協力推進費	171	地球環境局国際連携課国際協力室	132
途上国におけるコベネフィット効果検証・実証事業	515	水・大気環境局 水・大気環境国際協力推進室	134
二　循環型社会の実現			
１．使用済小型電子機器のリサイクルによる有用金属（レアメタルを含む）等循環資源の有効利用の促進			
(新) 使用済小型電気電子機器リサイクル推進事業費	242	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	137
分散・自立型の持続的で災害に強い地域循環圏整備推進事業	33	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	140

事　　項	平成24年度 予算（案）額 （百万円）	担当局（部） 課（室）名	頁
２．災害に強い廃棄物処理システムの構築			
循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）	8,421	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室	142
廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	775	廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課、廃棄物対策課	143
(新) 震災廃棄物対策指針の策定	9	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	145
(新) 浄化槽有効利用・技術開発調査検討費	9	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室	147
３．有害な廃棄物の適正処理等の推進			
ＰＣＢ廃棄物対策推進費補助金	1,500	廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	149
ＰＣＢ廃棄物適正処理対策推進事業	114	廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	151
(新) 水銀廃棄物の処分に係る技術的基準の検討業務費	9	廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	153
特別管理廃棄物処理基準等設定費	28	廃棄物・リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室	155
産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	170	廃棄物・リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室	157
４．循環型社会の形成推進に向けた国際的な取組の推進			
アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業	84	廃棄物・リサイクル対策部 企画課循環型社会推進室	159
日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業	719	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室、リサイクル推進室、廃棄物対策課、産業廃棄物課	162
廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費	58	廃棄物・リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室	165
し尿処理システム国際普及推進事業費	15	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室	168
５．社会経済情勢の変化等を踏まえた循環型社会形成推進基本計画の見直し			
循環型社会形成推進基本計画見直しに向けたフォローアップ・高度化推進費	38	廃棄物・リサイクル対策部 企画課循環型社会推進室	170
三　生物多様性の保全など自然共生社会の実現			
１．「愛知目標」の達成に向けた生物多様性保全の取組			
（１）　生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた枠組の構築			
生物多様性国家戦略推進費	26	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	172
愛知目標の実現に向けたＣＯＰ１０主要課題検討調査費	90	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室、国立公園課	174
(新) 地域連携保全活動推進費	14	自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室	176
（２）　保護地域の拡大等実効性の確保に向けた取組の推進			
国立・国定公園総点検事業費	32	自然環境局国立公園課	178
海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	81	自然環境局国立公園課	180
奄美地域国立公園指定推進調査費	11	自然環境局国立公園課	182
特定民有地買上事業費	153	自然環境局国立公園課	184
（３）　生物多様性の保全の分野における国際貢献			
(新) 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（ＩＰＢＥＳ）拠出金	46	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	186
国連大学拠出金（ＳＡＴＯＹＡＭＡイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業）	160	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	188

事　　項	平成24年度 予算（案）額 （百万円）	担当局（部） 課（室）名	頁
２．人と生きものが共生する社会の実現			
（１）　希少な野生動植物の保護の推進			
(新) 世界遺産委員会の勧告を踏まえた小笠原諸島保全管理対策	108	自然環境局自然環境計画課	190
絶滅のおそれのある種の野生順化関連施設整備	200	自然環境局野生生物課	192
(新) 海洋生物情報整備推進費	17	自然環境局野生生物課	195
特定外来生物防除等推進事業	325	自然環境局野生生物課、国立公園課	197
国立公園内生物多様性保全対策費	50	自然環境局国立公園課	199
（２）　総合的な野生鳥獣の保護管理の強化			
(新) 鳥獣保護管理強化総合対策事業（一部公共）	486	自然環境局国立公園課、鳥獣保護業務室、自然環境整備担当参事官室	201
国立公園等における大型獣との共生推進費	62	自然環境局国立公園課	205
野生鳥獣感染症対策事業費	76	自然環境局野生生物課、鳥獣保護業務室	207
（３）　動物愛護管理制度の推進・見直し			
(新) 警戒区域内における被災ペット保護活動事業＜復旧・復興＞ ※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）	100	自然環境局総務課動物愛護管理室	209
動物愛護管理推進費	94	自然環境局総務課動物愛護管理室	212
３．エコツーリズムの推進			
生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業（一部公共）	735	自然環境局	214
自然公園等事業費（公共）	7,685	自然環境局自然環境整備担当参事官室	216
四　安全・安心な生活の実現			
１．水俣病を始めとする公害健康被害者対策等			
水俣病総合対策関係経費等	14,363	環境保健部企画課特殊疾病対策室、水俣病発生地域環境福祉推進室	218
(新) 「環境首都水俣」創造事業	200	環境保健部企画課	221
一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査	176	環境保健部企画課石綿健康被害対策室	224
茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費	104	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	226
２．安全・安心の基盤となる生活環境の保全			
（１）　大気環境の保全に向けた取組の推進			
自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費	67	水・大気環境局総務課環境管理技術室	228
自動車等大気環境総合対策費	221	水・大気環境局自動車環境対策課	231
微小粒子状物質（ＰＭ２．５）等総合対策費	216	水・大気環境局大気環境課	236
光化学オキシダント総合対策推進費	64	水・大気環境局大気環境課	238
（２）　熱中症対策及びヒートアイランド対策の推進			
(新) 熱中症対策緊急推進事業	35	環境保健部環境安全課	240
クールシティ推進事業	62	水・大気環境局大気環境課大気生活環境室、土壌環境課地下水・地盤環境室	242
（３）　地域協働の取組やリスク管理の徹底による水・土壌環境の保全			
(新) 豊かさを実感できる海の再生事業	24	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	244
漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費	78	水・大気環境局水環境課海洋環境室	246

事　　項	平成24年度 予算（案）額 （百万円）	担当局（部） 課（室）名	頁
地下浸透の防止による地下水汚染対策推進費	12	水・大気環境局地下水・地盤環境室	248
農薬水域生態リスクの新たな評価手法確立事業	32	水・大気環境局農薬環境管理室	250
（４）　環境管理分野における国際的取組の展開			
(新) 環境技術移転による海外の公害削減（PROTECT）	121	水・大気環境局総務課環境管理技術室、水・大気環境課、土壌環境課	253
コベネフィット・アプローチ推進事業	128	水・大気環境局 水・大気環境国際協力推進室	256
日本モデル環境対策技術等の国際展開	68	水・大気環境局総務課環境管理技術室	258
中国における水質汚染対策協力推進費	102	水・大気環境局水環境課	260
３．包括的な化学物質対策の推進			
（１）　国民の健康と環境を守る視点からの化学物質対策の確立			
緊急的化学物質対策推進経費	158	環境保健部企画課化学物質審査室、環境安全課、環境安全課環境リスク評価室	262
優先評価化学物質等のリスク評価等実施・向上事業	65	環境保健部企画課化額物質審査室	265
子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）	4,526	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	267
化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業	234	環境保健部環境安全課	269
(新) 生成機構等が未解明な環境化学物質リスク評価事業	80	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	272
（２）　国際的な化学物質対策の推進			
水銀規制に関する条約制定推進事業	143	環境保健部環境安全課	274
ＰＯＰｓ（残留性有機汚染物質）条約総合推進費	156	環境保健部環境安全課	276
アジア地域有害性評価手法等対策能力向上推進事業	8	環境保健部企画課化学物質審査室	279
日中韓化学物質審査規制制度調和推進事業	24	環境保健部企画課化学物質審査室	281
輸入製品等に含まれる有害化学物質環境放出実態調査	17	環境保健部企画課化学物質審査室	283

災害等廃棄物処理事業費補助金　　２９６，０４２百万円（２００百万円） ＜うち復旧・復興＞　　２９５，８４２百万円 ※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

１．事業の必要性・概要

災害等廃棄物処理事業は、市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が生活環境の保全上特に必要とされる災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 22 条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。

＜復旧・復興枠＞

東日本大震災により被害を受けた市町村が行う災害等廃棄物処理事業に対し国庫補助を行う。

２．事業計画（業務内容）

市町村が実施した災害廃棄物及び漂着ごみの収集・運搬・処分に係る事業に対し補助する。（補助率：１／２）

＜復旧・復興枠＞

市町村が実施した東日本大震災により発生した災害廃棄物の収集・運搬・処分に係る事業に対し補助率を嵩上げして補助する。（補助率：１／２～８／１０～９／１０）

３．施策の効果

自然災害等により発生した廃棄物の収集・運搬及び処分に必要な経費の一部を補助することにより、廃棄物の円滑な処理が図られる。

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業

市町村（一部事務組合を含む）がその事務として行う災害により必要となった廃棄物の処理等に係る事業について、要した経費の一部を補助することで生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災		
対象	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体	特定被災区域	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ・標準税収入の10／100以下の部分は、その額の50／100 ・標準税収入の10／100を超え20／100以下の部分は、その額の80／100 ・標準税収入の20／100を超える部分は、その額の90／100	1/2	1/2
グリーンニューディール基金	―	―	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。	―	―
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置、残余の5%については特別交付税措置	同左	地方負担分の95%について特別交付税措置

通常の災害廃棄物処理については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及び、県が災害救助法に基づき実施する災害救助と並行して一体的に処理を進めていくことが必要な状況にあることを踏まえ、特例として災害救助法の負担率を勘案した嵩上げ及びグリーンニューディール基金を活用することで、市町村等の負担を軽減し 生活の早急な回復を図る。

（新）震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業＜復旧・復興＞
（グリーンニューディール基金）
※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）　３２，１３７百万円（０百万円）

廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課

１．事業の概要

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」第５条第３項に基づき、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金を活用し、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく特定被災地方公共団体である市町村（以下「被災市町村」という）が行う災害廃棄物処理事業の負担費用の軽減、その他災害廃棄物の処理の促進を行うものである。

２．事業概要（業務内容）

現行のグリーンニューディール基金制度の枠組みを活用し、災害廃棄物の処理促進を支援する。

（１）実施地域

事業実施地域は被災市町村

（２）実施期間

３年間（23 年度から 25 年度まで）※環境省が策定したマスタープランに基づく災害廃棄物処理期間

（３）主な対象

市町村が行う災害廃棄物の収集・運搬、処理・処分など

３．事業の効果

被災市町村が行う、東日本大震災により発生した災害廃棄物の収集・運搬及び処分に係る負担費用の軽減を行い、災害廃棄物の円滑な処理を図る。

震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業

平成24年度予算額（案） 321億円

東日本大震災における被災地域の迅速な復興のため、災害廃棄物の処理を早急に行うことが国を挙げての課題

グリーンニューディール基金制度の枠組みを活用し、被災地における災害廃棄物処理事業を支援

事業内容

特定被災地方公共団体が行う、災害廃棄物処理事業が対象





＜基金対象事業＞

○災害廃棄物処理事業

特定被災地方公共団体である市町村が行う災害廃棄物の収集運搬・選別・再資源化・焼却・最終処分など

事業スキーム

環境省

事業報告

補助金

事業実績報告



「基金」として積み立て

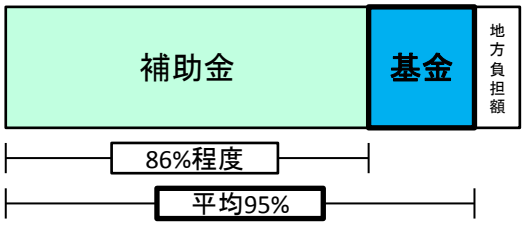
取崩して事業を実施（取崩期間は3年間）





災害廃棄物処理事業費補助金による地方負担額を更に軽減

〈イメージ〉



円滑な事業の実施が可能

【参考】

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第5条第3項

「国は、災害廃棄物の処理が特定被災地方公共団体である市町村における持続可能な社会の構築や機会の創出に資することに鑑み、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずるものとする。」

（新）災害廃棄物処理代行事業＜復旧・復興＞
※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）　１６，０６８百万円（　０百万円）

廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課

１．事業の必要性・概要

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき、特定被災地方公共団体である市町村における災害廃棄物処理の実施体制や廃棄物の性状や量、広域的処理の必要性その他の地域の実情に鑑み、当該市町村から要請があった場合に、国が代行して下記の事業を実施するもの。

① 生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業

② 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。）

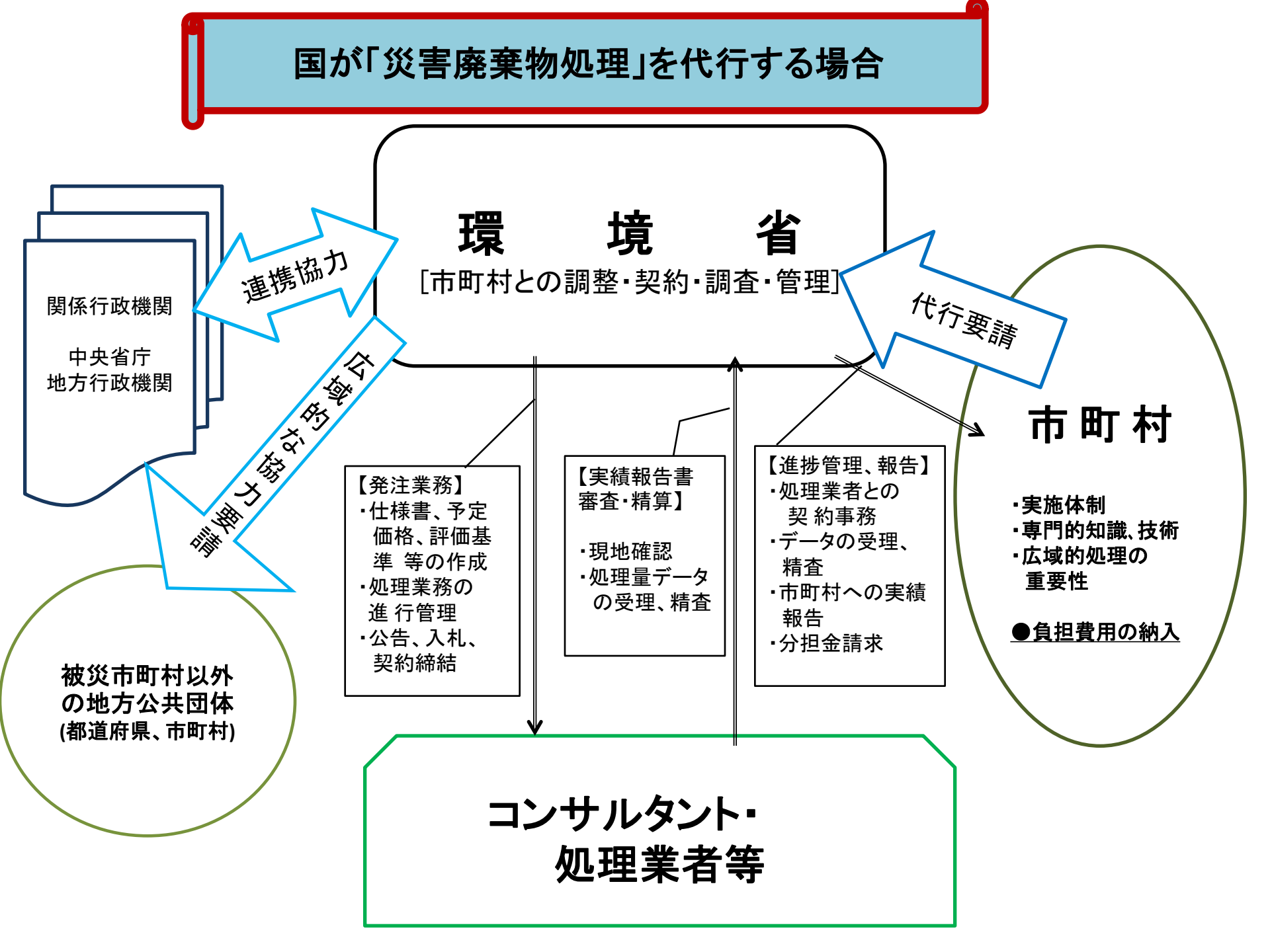
２．事業計画（業務内容）

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく特定被災地方公共団体である市町村から要請があった場合、必要があると認められるときは、当該市町村における災害廃棄物処理事業を国が代行して行う。

３．施策の効果

災害廃棄物処理の推進が図られるとともに被災自治体における復興・復旧が図られる。

国が「災害廃棄物処理」を代行する場合



（新）廃棄物処理施設災害復旧費補助（公共）＜復旧・復興＞
※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）　３，９４６百万円（０百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

１．事業の必要性・概要

東日本大震災により被害を受けた廃棄物処理施設の原形復旧並びに応急復旧を地方公共団体等が行うために要する経費の一部を補助するもの。

２．事業計画（業務内容）

東日本大震災により被災した一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、産業廃棄物処理施設復旧事業に要する費用に対し補助率を嵩上げして国庫補助を行う。（補助率：１／２、８／１０～９／１０）

３．施策の効果

災害により被害を受けた廃棄物処理施設の復旧のために必要な経費の一部を補助することにより、施設の早期復旧及び廃棄物の円滑な処理が図られる。

東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧事業

災害により被害を受けた地方公共団体等が設置する一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設の復旧事業について、要した経費の一部を補助することで円滑な廃棄物処理を図ることを目的とする。

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災
対象事業	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場 ・ＰＣＢ廃棄物処理施設	・一般廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物処理施設
国庫補助率	1/2 （交付要綱）	8/10 (阪神淡路大震災財特法)	特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じ、次により補助 ・20/100以下の部分・・80/100 ・20/100を超える部分・・90/100 (東日本大震災財特法) その他の市町村については次により補助 1/2(交付要綱)
地方財政措置	地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金について交付税措置 ※元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで）	地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金の95%について交付税措置	地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金の95%について交付税措置

通常の廃棄物処理施設災害復旧については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及ぶため大幅な補助率の嵩上げを行い、市町村等の負担を軽減し 生活の早急な回復を図ります。

循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分を除く） ４６，４３４百万円（３１，２３５百万円） ＜うち復旧・復興＞　　１７，６２０百万円 ※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

１．事業の概要

市町村等が廃棄物の３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援することにより、循環型社会の形成を推進することを目的とする事業。

＜復旧・復興枠＞

被災地の復旧・復興支援として、災害廃棄物の迅速かつ的確な処理を促進するため、被災地の市町村等及び広域処理による災害廃棄物の処理を行う市町村等が整備する一般廃棄物処理施設に対し、財政措置の支援を行う。

＜要望枠＞

また、東日本大震災等に起因する電力不足が生じている状況に鑑み、発電効率 23%相当以上の「高効率ごみ発電施設」の早期整備を推進する。

２．事業計画（業務内容）

従来の廃棄物処理施設整備に対する支援を引き続き実施するとともに、下記について重点的な財政措置を行う。

＜復旧・復興枠＞

災害廃棄物の処理を前提とし、平成２４年度中に竣工予定の廃棄物処理施設

交付率：交付対象経費の１／３。

（一部の先進的な施設については交付対象経費の１／２）

＜要望枠＞

平成２４年度中に竣工予定の高効率ごみ発電施設

交付率：高効率発電に必要な設備のみ交付対象経費の１／２

（それ以外の建屋等については交付対象経費の１／３）

３．施策の効果

国民の安全・安心の確保、循環型社会、低炭素社会の推進及び被災地における災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理の推進が図られるとともに、東日本大震災に起因する電力不足に対する貢献が期待される。

被災地の復旧・復興に向けた一般廃棄物処理施設整備の支援

― 循環型社会形成推進交付金の拡充 ―　　要求・要望額：１７６億円

１．背景と課題

○東日本大震災における被災地の復旧・復興に向け、災害廃棄物の迅速かつ的確な処理が必要不可欠であるが、被災地の市町村における処理能力は不足している状況。

○そのため、被災地の復旧・復興の第１歩となる災害廃棄物の処理を加速化するため、被災地の市町村等、及び広域処理による災害廃棄物の処理を行う市町村等が整備する一般廃棄物処理施設に対し、財政措置による支援が必要。

２．事業内容

被災地における処理能力の増強を図るとともに、被災地以外の地域についても災害廃棄物の広域処理のために災害廃棄物の処理能力の強化を図る。

・交付対象施設：　特定被災地方公共団体である道県内の市町村等、又は災害廃棄物の処理を前提として平成24年度中に竣工予定の施設。
・交付率　　：　交付対象経費の１／３又は１／２。

３．効果

国民の安全・安心の確保、循環型社会、低炭素社会の推進及び被災地における災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理の推進。

（新）放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施＜復旧・復興＞
※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）　372,090百万円（０百万円）

水・大気環境局総務課

１．事業の必要性・概要

平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「事故」という。）により放出された放射性物質による環境の汚染が生じ、当該地域住民の多くが不便な避難生活、不安な日常生活を強いられている。

このため、放射性物質による環境の汚染への対処に関する国等の責務を明らかにするとともに、放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「特措法」という。）」が平成 23 年８月に成立し、平成 24 年１月から本格施行される。

特措法の施行を受けて、環境大臣及び都道府県知事等は、事故に由来する放射性物質の除染に係る計画を策定すること及び同計画を実施すること等が求められている。

特措法の内容を迅速に実施し、いち早く事故による汚染を除去するため、本事業では、

①国直轄除染実施区域の生活圏における除染
②除染に伴い発生する汚染土壌等の焼却
③除染に伴い発生する汚染土壌等の仮置き
④除染実施後の定期的なモニタリングによる放射線量の監視
⑤線量が相当高い地域における除染実証事業
⑥地方公共団体における除染活動等の支援
⑦正確かつ分かりやすい情報発信

等を行う。

２．事業計画

事項	H23	H24	H25	H26	H27
①生活圏における除染	→	→	→	- - - →	- - - →
②汚染土壌等の焼却		→	→	- - - →	- - - →
③汚染土壌等の仮置き	→	→	→	- - - →	- - - →
④放射線量の監視		→	→	→	→
⑤線量が相当高い地域における除染実証事業	→	→	→		
⑥地方公共団体支援	→	→	→	→	→
⑦正確かつ分かりやすい情報発信	→	→	→	→	→

３．施策の効果

国及び地方公共団体による除染の迅速かつ着実な推進等による「安全・安心」の確保

（新）放射性物質汚染廃棄物処理事業＜復旧・復興＞

※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）　７７，２２４百万円（　０百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

１．事業の概要

平成 23 年３月に発生した東日本大震災に伴う地震と津波により、大量の災害廃棄物が発生している。これらの災害廃棄物の一部は、東京電力福島第一発電所における事故による放射性物質により汚染されている。放射性物質によって汚染された土壌等を円滑かつ迅速に除染・処理するため、平成 23 年８月 26 日には原子力災害対策本部より「除染に関する緊急実施基本方針」が示された。また同日、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法）が成立した。これらにより、指定地域内の災害廃棄物（対策地域内廃棄物）および、指定地域外であっても放射性物質による汚染状態が基準を超えるもの（指定廃棄物）については、国がその処理を迅速に行う必要がある。

そこで、放射性物質によって汚染された対策地域内廃棄物および指定廃棄物を迅速に処理し、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として本事業を行う。

２．事業計画（業務内容）

「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、対策地域内廃棄物および指定廃棄物を迅速に処理するために、以下の業務等を行う。

（１）対策地域内廃棄物処理

（２）指定廃棄物処理

（３）廃棄物処理施設等モニタリング

３．施策の効果

対策地域内廃棄物及び指定廃棄物の処理の迅速な実施。

（新）中間貯蔵施設検討・整備事業＜復旧・復興＞

※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）　２，０００百万円（　０百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

１．事業の概要

平成 23 年３月に発生した東日本大震災に伴う地震と津波により、大量の災害廃棄物が発生している。これらの災害廃棄物の一部は、東京電力福島第一発電所における事故により放射性物質により汚染されている。放射性物質によって汚染された土壌等を円滑かつ迅速に除染・処理するため、平成 23 年８月 26 日には原子力災害対策本部より「除染に関する緊急実施基本方針」が示された。また同日、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法）が成立した。これらにより、指定地域内の災害廃棄物（対策地域内廃棄物）および、指定地域外であっても放射性物質による汚染状態が基準を超えるもの（指定廃棄物）については、国がその処理を迅速に行う必要がある。

そのため、除染によって出てくる土壌等や、一定以上の濃度の放射性物質に汚染された廃棄物を適切に一時保管するためには、中間貯蔵施設の整備が急務である。そこで、中間貯蔵施設の整備に向けて現地調査として放射性物質を含めた環境影響に関する調査等を行い、施設の設計等を進め、さらには搬入物を効率的に減容化する技術等について検討することを目的として本事業を行う。

２．事業計画（業務内容）

中間貯蔵施設の整備に向けた検討を進めるため、以下の業務等を行う。

（１）中間貯蔵施設の整備に向けての現地調査
　　（地形・地質調査、環境影響に関する調査等）

（２）中間貯蔵施設の設計に係る検討

（３）搬入物を効果的に減容化する技術・手法の検討

３．施策の効果

中間貯蔵施設の整備に向けた検討の促進。

（新）環境モニタリング調査〈復旧・復興〉
※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）　１，５６７百万円（０百万円）

水・大気環境局大気環境課、水環境課、海洋環境室、地下水・地盤環境室
環境保健部環境安全課、石綿健康被害対策室

１．事業の必要性・概要

東日本大震災により、被災地においては、建築物解体や瓦礫処理などによりアスベストの飛散、被災した工場などからの有害物質等の漏出、震災起因漂流物の流出及び福島第一原子力発電所からの放射性物質の漏出等により環境汚染の拡大が懸念されており、被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握、提供する必要から環境モニタリング調査を実施する。

２．　事業計画

〇東日本大震災被災地における環境モニタリング調査
(H24(一部 H23 補正)～未定)
①アスベスト大気濃度モニタリング調査
②水環境放射性物質モニタリング調査等
③地下水における放射性物質モニタリング調査
④被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査
⑤東日本大震災の被災地における化学物質環境実態追跡調査
⑥被災地における石綿によるばく露に関する調査

３．施策の効果

〇被災地における環境モニタリング調査の実施により、被災地周辺の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。

「環境モニタリング調査」の実施 〈復旧・復興〉

平成23年3月11日　**東日本大震災**　　～東日本の広域で地震・津波による甚大な被害が発生～

≪環境への影響≫
- 被災した建築物の解体やがれき処理等に伴うアスベストの飛散
- 被災した工場などからの有害物質等の漏出
- 福島第一原子力発電所からの放射性物質の漏出　　等による環境汚染の拡大が懸念

【喫緊の課題】
〇環境汚染の人の健康への2次被害の防止
〇被災地の生活環境に対する住民不安の解消

⇒ 早期に環境の状況把握・情報の提供を行うことが必要

国による被災地の環境モニタリング調査の実施

≪アスベスト≫
建築物等の解体現場や仮設住宅等付近の大気環境調査を実施し、結果をフィードバックすることで飛散・ばく露防止対策を推進

≪水環境≫
公共用水域（河川、湖沼、海域）において、水質・底質等を採取し、放射性物質の調査等を実施

≪地下水質≫
被災地の地下水において、放射性物質の水質モニタリング調査を実施

≪海洋環境≫
海洋における有害物質、放射性物質及び廃棄物による汚染現況の実態調査 、震災起因漂流物の外洋流出状況のシミュレーション・衛星モニタリング調査を実施

≪化学物質環境実態追跡≫
沿岸域において、環境基準等は設定されていないものの、残留性・有害性の高い物質の汚染状況についての調査を実施

≪石綿によるばく露調査≫
被災地住民を対象として聞き取り調査を行い、石綿ばく露の現状を把握するための調査を実施

（新）放射性物質・災害と環境に関する研究１，００５百万円（０百万円）
※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）【うち、復旧・復興　７０５百万円】

総合環境政策局総務課環境研究技術室

１．事業の必要性・概要

（１）東日本大震災の復旧・復興に当たり、多種多量の災害廃棄物問題や環境中に広がった放射性物質への対策が喫緊の課題となっている。特に、放射性物質に汚染された廃棄物や土壌等に関しては、新たな特別措置法の枠組みの下で国（環境省）が主体となった除染、処理が進められているが、一般環境が放射性物質によって広く汚染された事態は我が国で経験・知見のないものである。

そのため、既存の種々の環境研究成果等を総動員して、それらを応用、発展させ、あるいは高度化、総合化して汚染実態の把握、環境動態の解明、効率的な除染・処理システムの確立、リスク評価・低減手法等に活用し、もって安全・安心な地域社会を取り戻し復興を図ることが緊急かつ重大な課題となっている

（２）このため、これらの課題を解決するために必要な下記研究を実施する。

① 放射性物質により汚染された土壌、廃棄物等の除染・処理処分技術の開発・高度化・評価【復旧・復興】

② 環境中の多媒体(大気・水・土壌・生物・生態系等)での放射性物質等の実態把握・動態解明、モデリング、被ばく総量の評価・予測、低減手法等【復旧・復興】

③ 放射性物質汚染廃棄物・土壌等の処理処分等関連施設の長期的管理・解体等技術等の確立（独立行政法人国立環境研究所運営費交付金）【要求】

(新)三陸復興国立公園再編成等推進事業費＜復旧・復興＞

※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）　　２００百万円（０百万円）

自然環境局国立公園課

１．事業の必要性・概要

東北沿岸は、陸中海岸国立公園をはじめ、多くの自然公園が指定されており、多くの観光客が訪れる（約 1,778 万人（H21））。これらの自然公園を「三陸復興国立公園（仮称）」として再編成することにより、地域経済再生のための観光面での貢献を果たすために、平成 23 年度３次補正において、基本理念等を取りまとめたビジョンを作成することとしている。

「東日本大震災からの復興の基本方針（７月 29 日。東日本大震災復興対策本部）」では、自然の景観、豊かな文化・『食』、国立公園等の地域資源(景観､野生生物､文化等)の活用、防災上の配慮をした公園施設の再整備や長距離海岸トレイルの新規整備の検討、エコツーリズムの推進等の各種事業、津波の影響を受けた自然環境の現況調査と経年変化状況のモニタリング等を行うこととしている。これらの事項は、国立公園の再編成の中で総合的に取り組む必要がある。

平成 23 年度のビジョン策定を受けて、本事業において、自然環境変化状況の把握のための基礎調査、再編成のための公園計画の策定、長距離自然歩道の路線計画、エコツーリズムの推進等の具体的な取り組みを実施する。

２．事業計画（業務内容）

国立公園再編成に係る基本計画（公園計画）の策定、公園区域線及び長距離自然歩道路線の確定のための現地調査、地域におけるきめ細かい意見聴取、長距離自然歩道の利活用構想及び管理体制構築の検討、エコツーリズム推進のためのマスタープラン、震災影響を受けた自然資源の状況把握基礎調査と継続的モニタリングの実施

３．施策の効果

国立公園の再編成を通して、観光地としてのブランド化、水産業と連携した地域の振興を目指し、地域再生の起爆剤とすることで、復興に貢献する。

「三陸復興国立公園（仮称）」を軸にした地域の復興

【背景】

■三陸海岸の自然環境
- 傑出した自然景観、海岸美、特徴的な地質
- 渡り鳥等の野生生物の重要生息地
- 東北地方太平洋岸には多くの自然公園が指定
- 多くの観光客が訪れる（国立・国定：約909万人（H19））
- 津波被害のおきやすい地形

■過去繰り返されてきた津波災害

■国内有数の水産業
- 世界三大漁場
- 地域の基幹産業である水産業

■復興に向けた具体的取組

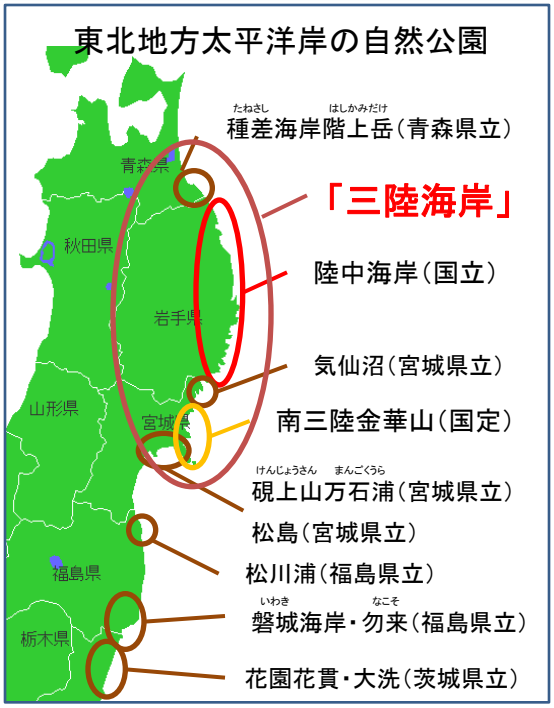
1. 水産振興に役立つ里地・里海型の「三陸復興国立公園（仮称）」への再編成
2. 長距離歩道と復興のシンボルともなる森づくり
3. 被災を記録・継承するための学びの場とモニタリング

■公園づくりのポイント

【従来のテーマ】：三陸海岸の地形・地質、海岸美、野生生物

【新規のテーマ】
- ●生物多様性と森・里・海のつながり
- ●農林漁業との連携と地域との協働
- ●防災との連携と津波経験の継承
- ●世界ジオパーク
- ●観光振興、エコツーリズム、地元雇用

水産業・防災と連携した自然公園等による復興への貢献



【参考：これまでの取り組み】

- ●陸中海岸国立公園の拡張と名称変更
  - ・国立・国定公園総点検事業（H22.10月、環境省公表）
  - ・地元からも要望あり
  - ・H24年度中の指定を目指していた
- ●いわて三陸ジオパーク
  - ・岩手県が推進協議会をH23.2月設置
  - ・H24に日本、H27に世界ジオパーク登録を目指していた
- ●漁業と連携したエコツアー
  - ・田野畑村を中心に推進されてきた
- ●長距離歩道の整備
  - ・岩手県がH22より整備に向けて検討

陸中海岸国立公園等復旧事業



○東日本大震災により、陸中海岸国立公園の公園利用施設の多くが甚大な被害を受けている。

これらの復旧は、地域の観光産業をはじめとした地元雇用の創出等、地域再建にも寄与するものであり、かつ、被災自治体等からも早期の復旧を強く求められている。

そのため、陸中海岸国立公園の主要な利用拠点等、被災した既存利用施設の集中的な復旧を実施する。

○事業実施箇所

集団施設地区等4地区

○事業内容

公園利用施設の安全対策強化

展望台、休憩所、トイレ、歩道、園地等の再整備



施設被害（トイレ、休憩所跡地）



野営場被害

（新）再生可能エネルギー等導入推進基金事業
（グリーンニューディール基金）
１２，１００百万円（０百万円）

総合環境政策局環境計画課

１．事業の必要性・概要

東日本大震災と原子力発電所の事故が発生し、東北地方を中心として甚大な被害をもたらすとともに、エネルギー需給の逼迫を生じさせている。こうした中、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」が国を挙げての課題となっており、東北地方のみならず、地震や台風等による大規模な災害に備え、再生可能エネルギー等の導入を支援し、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを全国的に展開することが必要となっている。

２．事業内容

平成 21 年度に造成した地域グリーンニューディール基金制度を活用し、都道府県及び指定都市が行う以下の事業を支援するための基金を造成（都道府県及び指定都市に順次造成していくことを想定。基金による事業期間は５カ年を予定）。

（１）再エネ等導入に係る計画策定事業

地域の再生可能エネルギー等を活用し「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を推進するための計画策定

（２）公共施設における再エネ等導入事業

防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入

（３）民間施設における再エネ等導入促進事業

防災拠点や災害時に機能を保持すべき一部の民間施設に対する、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入支援

（４）風力・地熱発電事業等支援事業

大型風力発電や地熱発電等を行う民間事業者に対する、事前調査等に要する経費の支援や事業実施に係る利子補給

３．施策の効果

再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立分散型のエネルギー供給システムの導入が地域主導で加速的に推進され、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる「災害に強く環境負荷の小さい地域」を全国に展開する。

再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）

平成24年度　12,100百万円

- 東日本大震災の被災地域の復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫を背景として、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入による災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての課題
- 東北地方のみならず、地震や台風等による大規模な災害に備え、再生可能エネルギー等の導入を支援し、全国的に展開することが必要

グリーンニューディール基金制度を活用し、地域主導での自立・分散型エネルギー導入を支援

事業内容

地方公共団体が行う、防災拠点への再生可能エネルギーの導入事業等が対象

＜基金対象事業＞

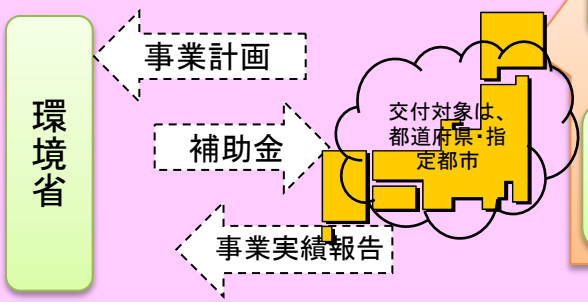
（1）再エネ等導入に係る計画策定事業
　地域の再生可能エネルギー等を活用し「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を推進するための計画策定

（2）公共施設における再エネ等導入事業
　防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入

（3）民間施設における再エネ等導入促進事業
　防災拠点や災害時に機能を保持すべき一部の民間施設に対する、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入支援

（4）風力・地熱発電事業等支援事業
　大型風力発電や地熱発電等を行う民間事業者に対する、事前調査等に要する経費の支援や事業実施に係る利子補給

事業スキーム



「基金」として積み立て※

取崩して事業を実施（事業期間は5年間を予定）







※都道府県及び指定都市に順次造成していくことを想定。

GND基金制度を活用するメリット

①すでに都道府県等において基金条例を制定し、執行体制が確立※

→ 地域主導で速やかな事業着手が可能

②複数年度の活用期間を設定

→ 地域の実情を踏まえ、規模や工程に応じた柔軟な事業実施が可能

③再生可能エネルギー導入等の目的に特化

→ 災害にも強い自立・分散型エネルギーの導入を着実に推進

※現行のグリーンニューディール基金は、平成21年度補正予算で計上、都道府県・指定都市に基金を造成済み。

（新）東日本大震災復興に係る自然冷媒冷凍等装置導入緊急支援＜復旧・復興＞
※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）　３００百万円（０百万円）

地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室

１．事業の必要性・概要

業務用の冷凍・冷蔵・空調装置（以下「冷凍等装置」という。）は、大量の冷媒が用いられている設備であり、強力な温室効果ガスであるフロン類冷媒（二酸化炭素の数百～一万倍超の温室効果をもつ人工物質）の使用時等における漏洩抑制対策が急務である。このため、フロン類冷媒をアンモニア等の自然冷媒に転換することにより、大気中に放出されるフロン類の削減を抜本的に図っていかなければならない。しかしながら、自然冷媒冷凍等装置は、フロン類冷媒を使用する設備に比べ高価であることや、認知度が低いこと等により、導入が進んでいない状況である。

東日本大震災では、業務用冷凍等装置の被害も甚大であり、被災地域の復興の観点及び抜本的な地球温暖化対策の観点から、東日本大震災の被災地域の復興に関連して、業務用自然冷媒冷凍等装置の導入を集中的に支援することにより、地域の食品製造・加工業、小売業、物流業等の基幹産業の早期の回復を支援するとともに、フロン類冷媒の放出を抑制して、地球温暖化対策を強力に促進するものである。

２．事業計画（業務内容）

東日本大震災の被災地域の復興に関連して、業務用自然冷媒冷凍等装置の整備・改修等を実施しようとする民間事業者に対して、当該装置の導入費用の３分の１を補助する。

事業期間：平成２４年度～平成２６年度
補助率：１／３
補助対象者：民間事業者
所要額：１．５億円 ×６か所（年間）×１／３ ＝ ３億円

３．施策の効果

東日本大震災の被災地域の復興に関連する自然冷媒冷凍等装置の導入を、今後３年間で集中的に推進し、温室効果の極めて高いフロン類冷媒の大気への放出の削減を図る。

東日本大震災復興に係る自然冷媒冷凍等装置導入緊急支援

目　的

被災地域の産業の回復を支援するとともに、地球温暖化対策を強力に促進するため、フロン類冷媒と比べて格段に環境負荷の少ないアンモニア等の自然冷媒を利用した業務用の冷凍・冷蔵・空調装置（自然冷媒冷凍等装置）の導入に係る支援を行う。

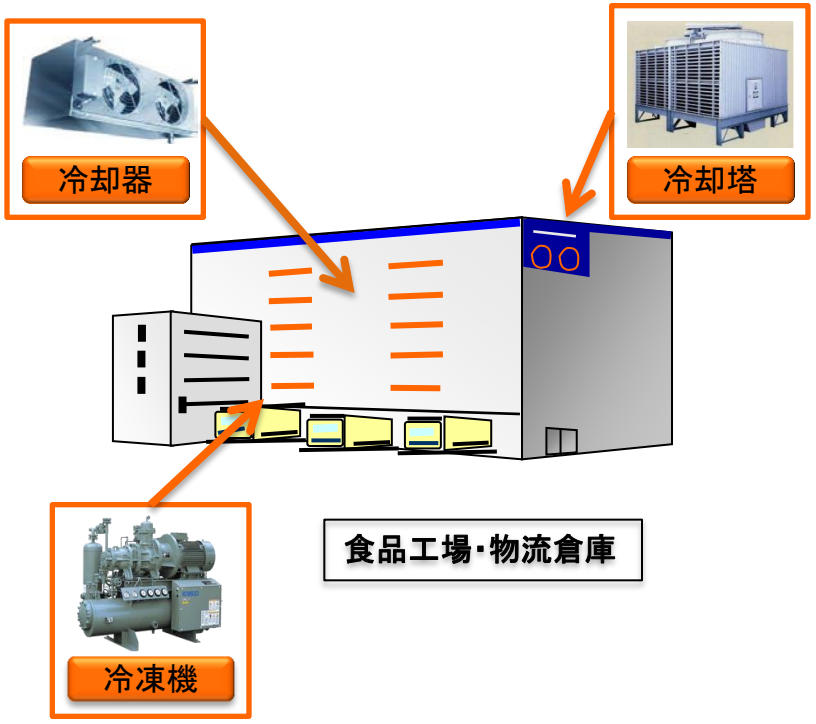
対　象

東日本大震災の被災地域の復興に関連して、業務用自然冷媒冷凍等装置を導入しようとする民間事業者

補助割合

業務用自然冷媒冷凍等装置を導入する費用の１／３

〔 業務用自然冷媒冷凍等装置の例 〕



〔 被災の状況 〕



岩手県内水産加工工場　　同左工場内部



宮城県内食品工場冷凍機　　福島県内冷蔵倉庫内部

（新）再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入促進事業

１，０３５百万円（０百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の概要

再生可能エネルギーのうち、太陽光発電や風力発電については、メガソーラーやウインドファームの設置による大量導入が期待されている。しかしながら、発電量が気象条件に依存することから安定した出力を確保することが困難なため、系統を管理する電力会社との協議や抽選を経ないと系統連系ができないことから、事業リスクを抱えている。系統安定化対策として、発電施設への蓄電池の併設等が考えられるが、現時点では蓄電池の導入コストが高いために供給・系統側に設置される事例はまだ少ない。

このため、本事業では、再生可能エネルギーの出力安定化・平準化のためにナトリウム・硫黄電池（NAS 電池）等の大規模蓄電池を導入する民間事業者に対して補助を行い、蓄電池の導入を加速するとともに、出力安定化を効率的に達成するための、蓄電池の設置方法についての検証を実施する。

２．事業計画（平成２４年度～平成２６年度）

（１）蓄電池導入補助事業

既設又は新設の大規模再生可能エネルギー発電施設（太陽光発電及び風力発電を想定）の円滑な系統連系のための蓄電池の導入に対して補助を行う。

補助率：１／２

補助対象者：民間事業者等

（２）蓄電池による再生可能エネルギー出力安定化効果検証業務

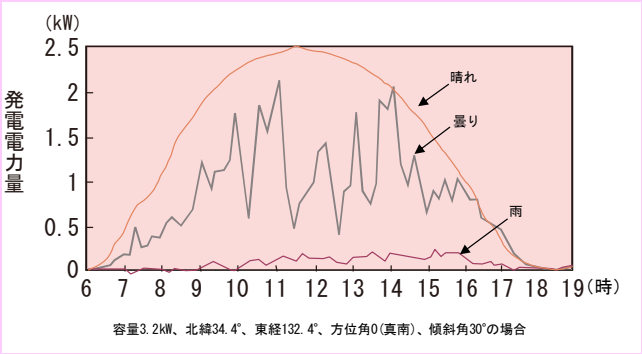
再生可能エネルギー発電施設に併設した場合の出力制御（安定化）効果の検証。複数の再生可能エネルギー発電施設を連係した後に系統側に蓄電池を設置する場合の効果的な設置方法の検討及び出力制御効果の検証を行う。

３．施策の効果

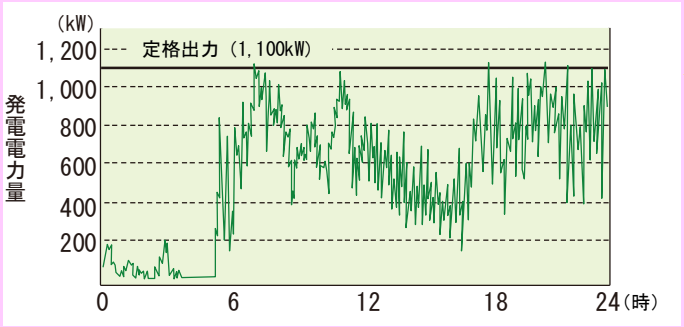
太陽光発電及び風力発電を導入する上での課題である電力負荷の安定化が実現するとともに、蓄電池の導入量を増やすことによる低コスト化が促進されることにより、再生可能エネルギーの更なる普及が期待できる。

再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入促進事業

太陽光発電の出力変動（春季）



風力発電の出力変動（冬季）



出典：電気事業連合会ウェブサイト

✓太陽光発電や風力発電は、気象条件に依存するため、安定した出力を確保することが困難

✓そのため、通常は火力発電の出力を調整して系統に受入れ

再生可能エネルギーの出力安定化には蓄電池が有効だが、現状は高コスト

導入補助

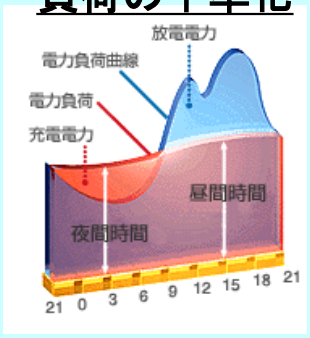




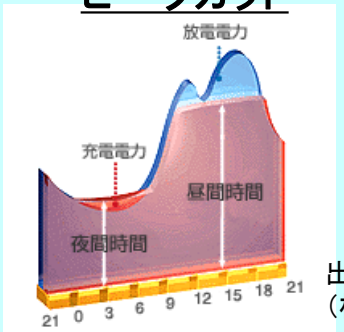
蓄電池

安定化効果検証

負荷の平準化



ピークカット



出典：日本ガイシ（株）ウェブサイト

蓄電池の普及促進及び効率的設置の検証を進め、蓄電池を活用した再生可能エネルギーの普及を促進し、再生可能エネルギーの導入する上での課題である電力負荷の平準化を達成。

（新）次世代スマートメーターによる需要側対策促進事業
（らくらくCO2削減・節電事業）　　５３百万円（０百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により電力供給設備が大きな影響を受け、一部原子力発電所の稼働停止により、温室効果ガスの排出量削減にも影響を及ぼしている。また、電力需給のひっ迫状況が深刻・長期化することが想定される中、需要側において、負担なく継続できる省エネの取組が必要となっている。

しかしながら、現在、電力会社が導入しつつあるスマートメーターでは、遠隔検針機能のみであり、需要側の CO2 削減・節電とは直接結びつかない。また、外部からの強制的な遮断等の制御は家庭への負担も大きく受容性も低い。

そこで、CO2 削減・節電が困難な民生部門において、照明や家電、空調等をユーザーにとって快適に省エネ制御するため、個別機器の管理・遠隔制御が可能な次世代型のスマートメーター及びモニター用いた、家庭での節電をアシストする自動制御システムの開発・実証をするとともに、ユーザーの受容性やインセンティブの効果等を検証する。

２．事業計画

〇家庭部門における電力需要制御実証事業

家庭に対して、次世代型のスマートメーター及びモニターによるアシスト型自動制御システムの構築及び実証を行い、家庭の受容性に関する調査を行い、負担なく継続的な省エネを実施するための制御の要件、及び効果的なインセンティブ施策の検討を行う。

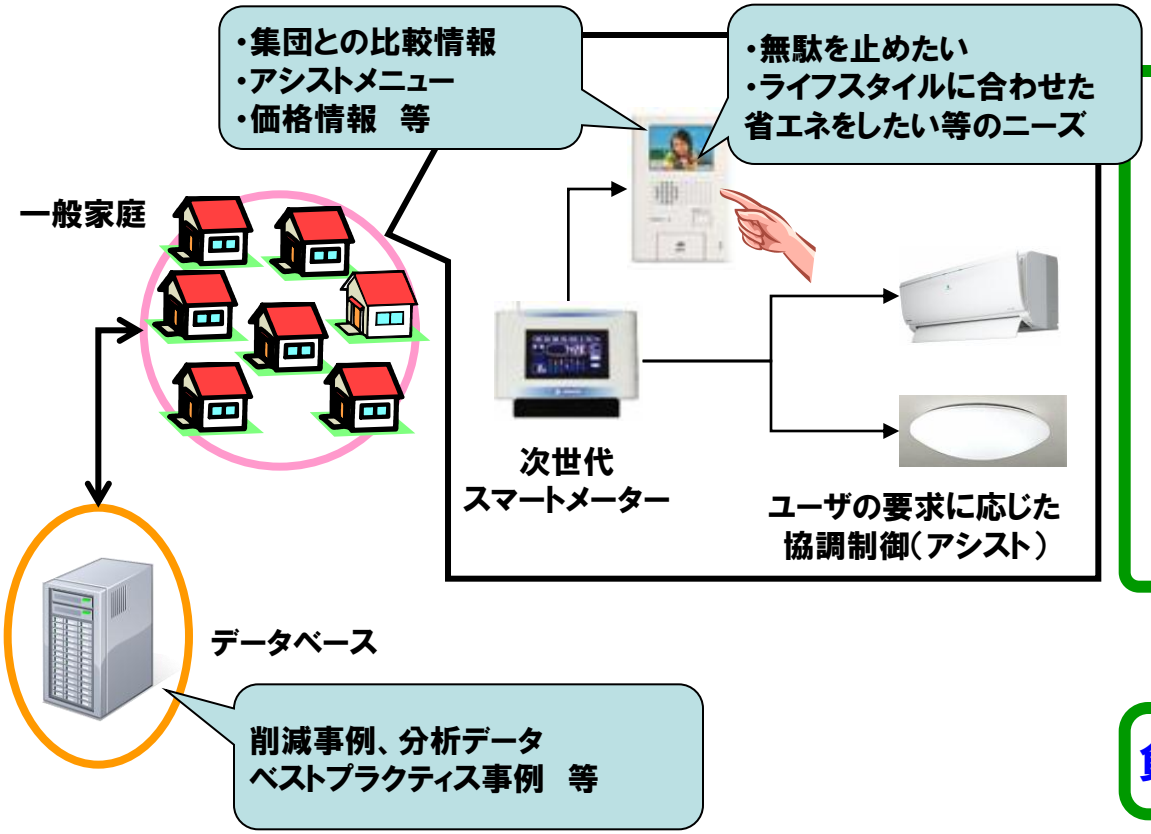
３．施策の効果

・家庭に対して負担なく、より効果的なエネルギー制御方策の確立

次世代スマートメーターによる需要側対策促進事業
～ らくらくCO2削減・節電事業 ～

- 夏の節電では、家庭や業務ビルでも１５％以上の削減。ただし、需要側においても負担なく継続できる省エネの取組が必要となっている。
- 一方、電力供給側で導入が進みつつあるスマートメーターは、遠隔検針機能が中心であり、需要側のCO2削減・節電に直接的に働きかけるものではない。また、外部からの強制的な遮断等の制御は家庭への負担も大きく受容性も低い。
- そこで、民生部門において、照明や家電、空調等をユーザーにとって快適に省エネ制御するため、家庭での節電をアシストする自動制御システムの開発・実証をするとともに、ユーザーの受容性やインセンティブの効果等を検証する。

（中央からの制御や大がかりな蓄電池の利用ではない、需要サイドでの自動制御を促進）



○家庭部門における電力需要制御実証事業

家庭のアシスト型自動制御システムを構築し、家庭の受容性に関する実証により、負担なく継続的な省エネを実施するための制御の要件、及び効果的なインセンティブ施策の検討を行う。

負担のない需要側の省エネの取組を促進

風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業

８３４百万円（１３６百万円）

総合環境政策局環境影響審査室

１．事業の必要性・概要

東日本大震災を契機として、低炭素社会の構築に貢献し、かつ自立分散型で災害にも強い風力発電等の再生可能エネルギーの役割が、これまで以上に重要になってきており、今後、風力発電等は急激かつ大幅な設置の増加が見込まれる。

環境省では、平成 24 年 10 月から風力発電所の設置等の事業を環境影響評価法の対象とすることとしており、本事業により、風力発電所の設置事業等における環境影響評価手続の先行実施の推進及び環境基礎情報の提供等を行うことを通じて、質が高く効率的な環境影響評価の実施を促進する。

２．事業計画（業務内容）

（１）風力発電等アセス先行実施モデル事業　【平成 23 年度～平成 24 年度】

改正環境影響評価法の全面施行前に、風力発電所及び地熱発電所の設置事業における配慮書段階の環境影響評価手続に先行的に取り組む事業者によるモデル事業を実施する。

（２）風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業

【平成 24 年度～平成 28 年度】

東日本大震災からの復興の基本方針において「再生可能エネルギーの環境基礎情報の提供等により事業化活動を促進する」とされたこと等を踏まえ、風力発電所及び地熱発電所の設置事業における環境影響評価手続に活用できる既存情報を収集・整理するとともに、地方公共団体等と連携しながら、風力発電等の立地ポテンシャルや貴重な動植物の生息・生育の有無等を勘案して選定したモデル地域（５年間で計約 1,000km^2（約 1,000 万 kW 分に相当）を想定）において現地調査等を行うことにより、動植物・生態系等の環境基礎情報を収集・整理し、これらの情報についてデータベースの整備及び提供等を行う。

３．施策の効果

風力発電所の設置事業等における環境影響評価手続の先行実施の推進及び環境基礎情報の提供等を通じて、適正な環境配慮を確保した風力発電所等の着実な導入に資する。

風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業

①風力発電等アセス先行実施モデル事業（継続）

◎風力発電所及び地熱発電所について、配慮書段階の環境影響評価手続に先行的に取り組む事業者によるモデル事業を実施

②風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（新規）

◎風力発電所及び地熱発電所の環境アセスメントに必要な環境基礎情報の整備・提供を実施

全国既存情報データベース事業

自治体、住民、風力発電設置事業者

既存データのアセスへの活用

自治体等が有する動植物分布等の全国の既存情報、国内外の技術情報をデータベースとして整備

（主に配慮書及び方法書作成段階）

（主に準備書作成段階）

事業の推進（1年間の期間短縮と環境調査の費用の軽減効果）

風力発電等の立地ポテンシャルや貴重な動植物の生息・生育の有無等を勘案して選定したモデル地域1,000km²（設備容量1,000万kW相当）程度を対象に実施

（5年計画。5年後には、ロードマップで目標とされている設備容量1131万kW分のアセスデータが整備される。）

モデル地区における基礎情報調査モデル事業

地方公共団体

環境省

選定

情報整備モデル地区

風力発電事業者がアセスを実施する際に基礎情報を活用することにより、アセスの水準が向上

風力発電設置事業者
（環境アセスメントの実施主体）
（立地が確定の者）

（秘匿情報を含む情報を提供）

環境調査事業者
（調査項目：渡り鳥の飛来ルート、猛禽類の営巣状況の通年調査など）

モデル地区において詳細な環境調査を実施

環境調査結果を基礎情報として整備（秘匿情報以外は公開）

基礎情報にアクセスして、風力発電事業者のアセスに関与することでアセスの質が向上

地域住民

地方公共団体

地域主導による再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業

４１３百万円（８７百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の必要性、概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により電力供給設備が大きな影響を受け、一部原子力発電所の稼働停止により、温室効果ガスの排出量削減にも影響を及ぼしている。こうした状況の中、分散型、自立型、災害に強い等の特徴も有する再生可能エネルギーの推進は、温室効果ガス排出量の削減、エネルギーセキュリティーの確保を同時に実現可能な施策として期待が高まっている。

一方、再生可能エネルギーは導入する地域・地点による適合性が大きく異なることから、事業化に当たっては、地域・地点の実情を十分考慮した上で適切に導入する必要がある。そこで、本事業においては地域主導による再生可能エネルギー事業を促進する活動等への支援を行う。

２．事業計画（業務内容）（平成 23～26 年度）

地域主導による再生可能エネルギー事業の実現のために必要な情報・体制整備等に関する以下の４つの業務を実施する。

①情報整備業務：再生可能エネルギーの開発・事業化可能性に関する地図情報の整備及び発信。

②地域協議会設置・運営支援業務：地域の住民等のステークホルダーが参画する再生可能エネルギーの事業化に向けた協議会活動の支援。

③コーディネーター等育成業務：地域協議会による各地での活動の核となる開発コーディネーター・アドバイザー等の育成。

④再生可能エネルギー事業計画策定支援業務：具体的な再生可能エネルギー事業計画の策定のための自然条件・社会条件に関するデータの整備、各種調整の支援。

３．施策の効果

本事業により、モデルケースとなる地域主導型の再生可能エネルギー事業が各地で計画・実施され、その波及効果により、再生可能エネルギーの飛躍的な導入拡大が達成される。

地域主導による再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業

◆新成長戦略に対応し再生可能エネルギー立地に関するゾーニング情報の整備・発信
◆地域主導による再生可能エネルギー事業のための自然条件や社会条件に関するデータの情報整備
◆地域の住民が参画できる再生可能エネルギー事業の立ち上げを支援

◆風力発電・地熱発電立地のゾーニングを行い、建設を迅速化する。(新成長戦略)

◆地域の事業・便益に繋がるファイナンスの仕組みを強化する。(グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクト)

◆ 地域において各種再生可能エネルギーの導入を図る際に必要とされる事業調査・検討業務を支援し、国民が再生可能エネルギーの導入に参画できる事業を創設。

事業計画の具体化・迅速化、展開

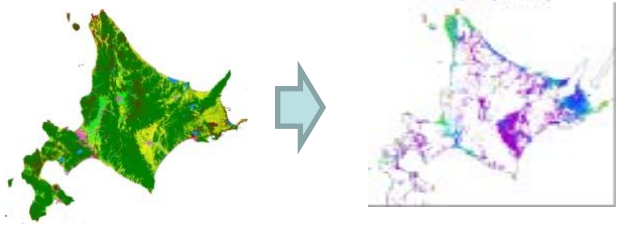


再生可能エネルギー急拡大の実現



◆再生可能エネルギーを活用したグリーンイノベーションによる成長
◆自立した地方からの持続可能な経済社会構造の変革を実現

① 情報整備業務



詳細な風況変動データベースの整備等

② 地域協議会設置・運営支援業務



協議会設置



事業概要策定



事業主体選定・ファイナンス調整

③ コーディネーター等育成業務



制度・技術・金融に関する講義



先進事例参画



協議会参画

④ 再生可能エネルギー事業計画策定支援業務



踏査、現地ヒアリング等の調査



文献等よる調査



事業化計画策定支援

（新）東北復興に向けた地域循環資源徹底利用促進事業＜復旧・復興＞
※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）　４９百万円（０百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室
企画課リサイクル推進室

１．事業の概要

被災地域は地形、主要産業等において、広域かつ多様である。また、震災の災害廃棄物等により最終処分場の逼迫等の事態が懸念されるとともに、今後の復興に伴い、人口、産業構造の変化によって廃棄物等の循環資源についても変化が生じることとなる。復興に当たっては、まち、むら、都市など地域性に応じて、必然的に生ずる循環資源を最大限に活用しつつ、循環型社会ビジネスによる復興を目指すことも重要である。このため、環境効率的にもビジネスモデルとしても最適な形で循環資源を収集、処理、利用しつつ、東北の復興を目指すものである。

２．事業計画

Ⅰ　東北の地域性を活かす静脈資源循環計画策定支援事業　　２０百万円

環境効率的にもビジネスモデルとしても最適な形で循環資源を収集、処理、利用するため、自治体を含む協議会等が行う循環拠点を中心とした資源循環計画の策定支援を行うものである。

Ⅱ　東北復興のための資源性廃棄物の徹底利用による循環型社会拠点化促進事業　　２９百万円

下記（１）～（３）のいずれか（又は複数）の実施を希望する自治体・事業者等と連携し、当該実証事業を行う。

（１）製品プラスチックリサイクル促進事業　　１０百万円

容器包装リサイクル法の対象外である製品プラスチックについて、市町村が中心となり回収・リサイクルを行う実証事業を実施する。

（２）食品リサイクル事業（地域まるごと集団回収事業）　　１１百万円

一般家庭、オフィス、食品小売業等から発生する食品廃棄物について、自治体、収集運搬事業者、リサイクル事業者等の関係者が連携し、食品廃棄物を地域まるごと集団回収し、飼料化、肥料化、メタン化等に再生利用する実証事業を実施する。

（３）びんリユース促進事業　　８百万円

自治体・小売・飲料会社・びん商等の関係者が連携し、使用済みのびんを回収・洗浄し地域内でリユースする実証事業を実施する。

３．施策の効果

本事業の実施を通じて、復興に際し廃棄物や循環資源などの静脈側の地域資源を最大限に活用することにより、廃棄物の発生抑制を実現し最終処分場に余裕ができることで、災害廃棄物の早期処理に寄与する。それとともに、最先端の循環ビジネス拠点としての東北地方の復興を図る。

東北復興に向けた地域循環資源徹底利用促進事業

24’ 49百万円（23’ 0百万円）

○最先端の循環ビジネス拠点としての東北の復興
○総合計画 － 循環ビジネス事業実施 － 消費促進という循環資源の活用を全面支援
≪背景≫ ・大量の災害廃棄物による最終処分場の逼迫懸念
・復興に伴う人口、産業構造の変化による廃棄物、循環資源の発生等の変化

総合計画策定支援

◇東北の地域性を活かす静脈資源循環計画策定支援事業（新規）【20百万円】

環境効率が高く、経済性も確保できる循環拠点の適正な配置の計画、静脈資源の収集、運搬、利用を行うための事業計画策定に必要な支援（協議会費用、復興に伴う動脈側の動きに応じた将来の静脈資源量等のシミュレーション等）

個別事業実施

東北復興のための資源性廃棄物の徹底利用による循環型社会拠点化促進事業

24’ 29百万円（23’ 0百万円）

◇製品プラスチックリサイクル促進事業（新規）【10百万円】

容リ法の対象外である製品プラスチック（ex.バケツ、タッパー、衣装ケース）について分別回収・リサイクルを促進するため、自治体・リサイクル事業者が連携しこれらの回収・リサイクルを行う実証事業を実施

◇食品リサイクル事業（地域まるごと集団回収事業）（新規）【11百万円】

一般家庭、オフィス、食品小売業等から発生する食品廃棄物について、自治体、収集運搬事業者、リサイクル事業者等の関係者が連携し、食品廃棄物を地域まるごと集団回収し、飼料化、肥料化、メタン化等に再生利用する実証事業を実施

◇びんリユース促進事業（新規）【8百万円】

自治体・小売・飲料会社等の関係者が連携し、使用済みのびんを回収・洗浄し地域内でリユースする実証事業を実施

東北の地域性を活かす静脈資源循環計画策定支援

環境効率も経済効率も高い、最適な循環資源の利用を実現する収集、転換、利用までの一貫した地域計画の策定を支援

◇課題

・災害廃棄物の発生に伴う最終処分場の逼迫

・復興に伴う人口、産業構造の変化による廃棄物等の量、質の変化

廃棄物等を資源、エネルギーに変換し、復興に徹底活用



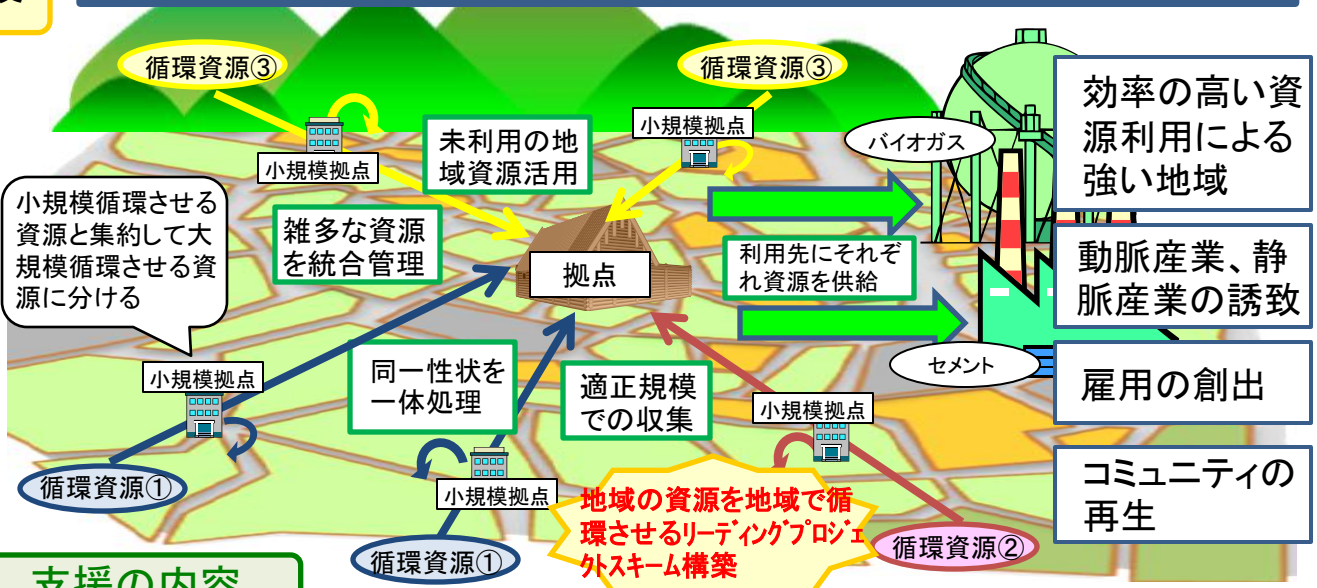
家庭系一般廃棄物

事業系一般廃棄物

産業廃棄物

副産物等

復興に伴う人々や産業の活動



支援の内容

○自治体、事業者、NGO等からなる協議会を支援対象

○計画策定に必要な費用（協議会費用、復興に伴い変化する循環資源量の予測シミュレーション、コンサルティング費用等）支援

○県レベル及び循環圏構築対象地域レベルで10地区程度を支援

1地区当たり10百万円程度を想定

循環資源の無計画利用の場合



環境効率の低い利用

未利用資源の発生

不適正規模の利用による高コスト、少量利用

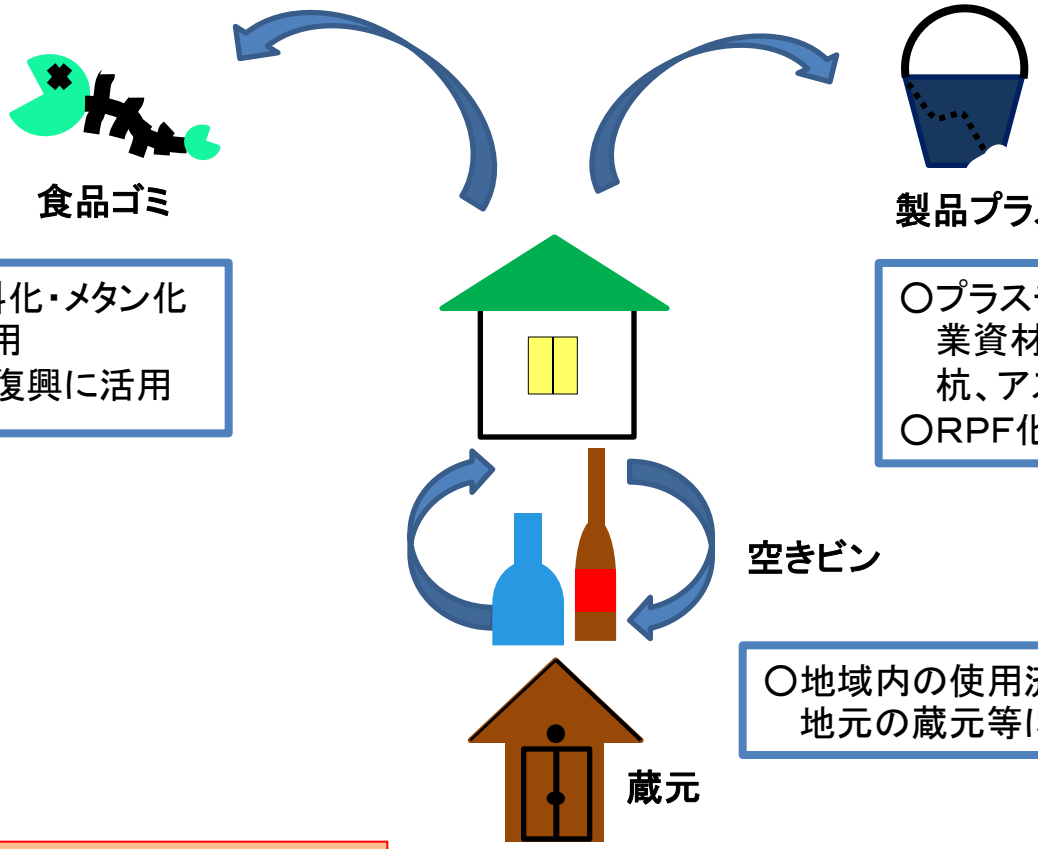
循環資源を原料として使いたいが動脈側で規模が小さく利用できない

設備の過剰・重複投資

無駄の多い利用体系

東北復興のための、資源性廃棄物の徹底利用による循環型社会拠点化促進事業

課題・・・災害廃棄物の発生により最終処分場が逼迫
資源性廃棄物を徹底利用し、最終処分量を抑制することが必要



○飼料化・肥料化・メタン化等に再生利用
○地元農業の復興に活用

○プラスチック材料としてリサイクルし、農業資材や復旧工事用資材（ex. 土留め、杭、アスファルト改良資材）として活用
○RPF化し燃料利用

○地域内の使用済みびんを回収し、地元の蔵元等において再利用

事業実施により見込まれる効果

○家庭系ゴミのゼロエミッション化を促進
○廃棄物の発生抑制により最終処分場に余裕ができることで、災害廃棄物の早期処理にも寄与
○静脈産業の発展による雇用促進

地方公共団体実行計画実施推進事業	９３百万円（７５百万円）

総合環境政策局環境計画課

１．事業の必要性・概要

地球温暖化対策の推進に関する法律により、

① 都道府県並びに指定都市、中核都市及び特例市（以下「都道府県等」という。）は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（以下「実行計画(注)」という。）において、その区域の自然的社会的条件に応じた排出抑制等を行うための施策に関する事項を定めることとされている（法第 20 条の 3 第 3 項）。

② また、実行計画と都市計画等関連施策との連携を図ることとされている（法第 20 条の 3 第 4 項）。

③ 都道府県等以外の地方公共団体についても、実行計画の策定が努力義務とされ、地域の特性に応じた対策・施策を進めることが期待されている（法第 20 条第 2 項）。

（注）実行計画には、⑴地方公共団体が自らの事務事業に関して行う温室効果ガスの削減等について定める部分（事務事業編）と⑵区域の自然的社会的条件に応じた排出抑制等を行うための施策に関する事項を定める部分（区域施策編）があり、本事業は⑵に関するものである。

これを受け、環境省は、計画策定に当たっての目標設定の考え方、対策・施策の立案の考え方を示した「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を策定し、地方公共団体における地球温暖化対策の計画的実施を推進している。

しかし、現状では、ノウハウ不足等の原因によって、地方公共団体、とりわけ都道府県等以外の自治体における実行計画の策定率は高くない。また、計画の内容と具体的事業や削減効果が必ずしも連動していないといった課題がある。２４年度が京都議定書第一約束期間の最終年度であり、２５年度以降の更なる対策の充実に向け、実行計画の策定率、実効性の向上をさらに図るためには、地方公共団体に対して、最新の知見を踏まえた方法論を提示するとともに、きめ細かな策定支援を行っていくことが必要である。

このため、都市構造対策のような総合的・複合的な政策効果の分析手法の構築、地域特性を勘案した対策・施策パッケージの提示、地方公共団体相互の情報交換の支援等により、地方公共団体の計画策定及び計画に基づく事業実施を推進する。さらに、東日本大震災後のエネルギー事情の変化を踏まえ、地球温暖化対策と防災対策の統合的実施に向けた計画手法も提示する。

２．事業計画（業務内容）

（１）先進的削減手法調査

土地利用・交通分野、地区・街区単位の対策分野について削減効果推計手法を構築し、地域類型ごとの対策シミュレーションを実施することで、地域特性に応じた効果的な対策・施策パッケージを検討する。

（２）マニュアル改訂

２４年度は京都議定書第一約束期間の最終年度となることを踏まえ、２５年度以降の一層の温暖化対策の推進に向け、地方公共団体実行計画の策定マニュアルについても２４年度中に充実させることが必要となる。そのため有識者等による検討会を設置し、２２～２４年度の先進的削減手法調査の成果に加え、排出量推計に関する最新動向、事業効果の検証や今後の進捗管理の手法、ＧＩＳ等を用いた計画策定手法、さらには地球温暖化対策と防災対策の統合的実施に関する検討を行い、その結果を踏まえ、マニュアルの抜本改訂を行う。

（３）説明会等の実施

地方公共団体の職員自らが、マニュアル等を活用して、温室効果ガス排出量の現況推定、目標設定及び将来推計、温室効果ガス排出量を削減するための対策・施策立案をスムーズに実施できるよう、ワークショップ型の説明会を開催する。

（４）策定支援サイトの運営・改良

地方公共団体主導の計画的な地球温暖化対策の推進に資する情報を整理・公表・発信する（既存の関連ウェブサイトを統合・改修）。

３．施策の効果

・ 地方公共団体が最新の知見を踏まえたマニュアル（第２版）を参照しつつ計画策定を行うことで、実行計画（区域施策編）の内容が充実し、地域主導の計画的な温暖化対策が進展する。
・ 参加型ワークショップにおけるきめ細かな計画策定ノウハウの伝達、自治体間の情報交換等により、地球温暖化対策への取組が滞りがちな小規模な地方公共団体等の取組が促進される。

地方公共団体実行計画実施推進事業費

H24年度 93百万円　H23年度（75百万円）

【現状と課題】

◆ノウハウ不足等により、実行計画の策定率は高くない（特に小規模自治体）

◆ 都市構造対策の削減効果評価手法の未整備等により、計画と事業や削減効果が必ずしも連動していない

【対策】

◆ きめ細かなノウハウの伝達、自治体間の情報交換促進

◆ 都市構造対策分野の削減効果評価手法等、最新の知見を踏まえた計画策定手法の提示

【効果】

実行計画（区域施策編）の策定率向上 ＆ 実効性向上

地方公共団体主導の計画的な地球温暖化対策の進展

【事業内容】

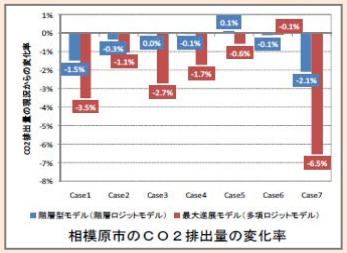
先進的削減手法調査

都市構造対策（土地利用・交通、地区・街区単位の対策）について、地域類型ごとにシミュレーションを行い、効果的な対策・施策パッケージを設計

＜土地利用・交通分野＞



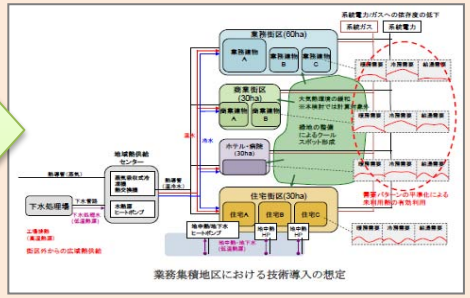
複雑な交通行動をモデル化、対策によるCO2排出量変化を推計



相模原市のＣＯ２排出量の変化率

＜地区・街区の対策分野＞

低炭素型地区・街区のイメージ具体化建物ごとでなく、地区・街区全体で対策を導入した場合の平準化効果やスケールメリット等によるCO2削減効果を概算評価



業務集積地区における技術導入の想定

説明会等の実施

自治体職員自ら、マニュアル等を活用して、計画策定を行うことができるよう、ワークショップ型説明会を実施

対策推進のノウハウ共有

地域特性を反映した推計手法のトレーニング



自治体間の連携強化

新たな問題提起

策定支援サイトの運営・改良

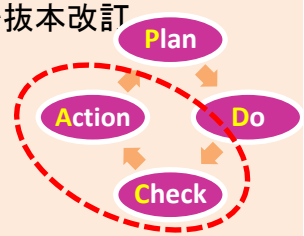
地方公共団体の計画的な地球温暖化対策の推進に資する環境政策関連情報の整理・公表・発信

マニュアル改訂

京都議定書目標達成期間以降（平成25年～）の更なる取組充実に向け、実行計画策定マニュアルを抜本改訂

＜新たに盛り込む内容＞

・先進的削減手法調査（H22-24）の成果
・計画の進捗管理手法
・GIS等の情報活用手法
・防災対策の視点を踏まえた対策立案　等



きめ細かなノウハウの伝達等による計画策定率向上

最新の知見を踏まえた計画実効性向上

（新）自然共生型地熱開発のための掘削補助事業

２５０百万円（０百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の概要

地球温暖化対策の推進及びエネルギーセキュリティーの向上のため、再生可能エネルギーの利用を一層強力に促進する必要がある。中でも地熱発電は、風力発電や太陽光発電に比べて、安定した発電が可能なことから、地熱資源量が世界第３位の地熱資源国である我が国においては、再生可能エネルギーの導入拡大に当たり、ベース電源である地熱発電を推進していくことが極めて重要である。

しかしながら、我が国では平成１１年に運転開始した八丈島地熱発電所以来、地熱発電の新規立地がない状況にある。この理由としては、開発リスクが高いことや開発コストが大きいことに加え、地熱資源の多くが自然公園内や温泉地の近傍に存在することが指摘されている。このため、現在、行政刷新会議の規制・制度改革を受けて、地熱発電を推進するために、国立公園に関する過去の通知の見直しや公園内への傾斜掘削を個別に判断する際の考え方の明確化、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を示したガイドラインの策定に向けた検討等が進められており、いずれも平成２３年度中にも措置される見込みである。

そこで、本事業では、こうした措置を踏まえて、景観や温泉等の自然環境に配慮した地熱発電を導入するために、地域のステークホルダーとの緊密な情報・意見交換を行う場を創設しつつ、調査井、生産井及び還元井の掘削を行う民間事業者等に対して補助を行う。

２．事業計画

行政刷新会議の規制・制度改革を受けた措置を踏まえて実施する地熱開発に係る井戸の掘削に対して補助を行う。

（想定される掘削事業の例）

・国立公園特別地域外から特別区域内の地下に向けて補充井を掘削し、既設の地熱発電所に蒸気供給を行う事業
・近隣の温泉関係者等のステークホルダーとの十分なコンサルテーションを経た上で、理解と協力を得ながら、新規の地熱発電所の立地に向けた調査井を掘削する事業

事業期間：平成２４年度～平成２６年度

補助率：１／２

補助対象者：民間事業者等

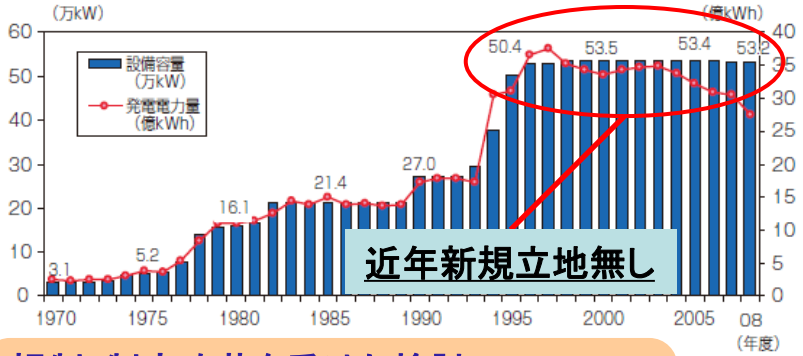
３．施策の効果

自然環境と共生した地熱開発の実現により、再生可能エネルギーの導入拡大が期待できる。

自然共生型地熱開発のための掘削補助事業

世界第3位の資源量を誇る我が国の地熱エネルギーを適切に活用するため、
景観や温泉等の自然環境に配慮した**自然共生型の地熱開発を支援**

地熱発電の現状



指摘されている地熱開発の主な課題

- 開発リスクが高い（計画どおりの蒸気量が確保できない等）
- 開発コストが大きい（開発のリードタイムが長く人件費等の負担が大きい、調査・開発段階の掘削費用が高額等）
- 関連法令の諸規制（自然公園法に基づく開発行為の規制、温泉法に基づく掘削許可等）
- 地熱資源のほとんどが温泉地に近接しており、地元温泉事業者等との調整が必要

（地熱発電に関する研究会中間報告（平成21年6月）を基に作成）

規制・制度改革を受けた検討

・傾斜掘削を個別に判断する際の考え方の明確化
・温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を示したガイドラインの策定　等

自然共生型の地熱開発が重要
（地域の理解・協力の醸成がキー）



自然景観



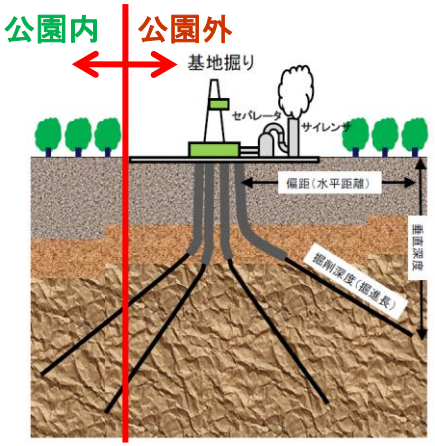
温泉資源



地熱発電施設

自然共生型の掘削の例

（国立公園内への傾斜掘削）



景観や温泉等の自然環境に配慮した地熱発電を導入するための掘削に対して補助

（新）マイカー規制による低炭素化促進事業

４５百万円（０百万円）

自然環境局国立公園課

１．事業の概要

（１）平成 22 年６月に閣議決定された新成長戦略においては、グリーンイノベーションによる成長では、蓄電池や先進自動車、モーダルシフトの推進により運輸・家庭部門での総合的な温室効果ガスの削減を実現することを目指している。また、観光立国では、エコツーリズムなどの観光資源を生かして外国人のみならず、日本人にとっても魅力的な観光メニューを提供することを目指しており、これらを一体的・整合的に推進することとしている。

（２）日本の主たる観光地でもある国立公園では、利用が集中する期間の渋滞緩和、目的地先での静けさの確保等の公園利用の適正化を目的として、全国３０地域でマイカー規制を実施している。

（３）マイカー規制は、関係者において協議会等を設置し持続的な協力関係のもとに進められている取り組みであるとともに、公園利用における低炭素化としての効果が認められるものであるが、一方で、該当地域は急勾配、老朽化した舗装路等道路条件の悪さ、燃料供給体制の制約、民間事業者の財政的制約等があるため、代替交通機関については、高年式の中古ディーゼルバスや中古タクシーが多く利用されている状況にある。

（４）このため、マイカー規制において乗り入れを行うバス、タクシーなどの代替交通手段に使用される車両について、より低炭素化となる車両を導入する場合の購入費を補助するととともに、併せて燃料供給基地・急速充電設備の整備費も補助する。補助率は総額の３分の１（上限あり）、マイカー規制実施箇所あるいは新たに実施しようとする地域のうち比較的輸送量の多い上位２０地域程度を対象とし、地域協議会に参加又は協議会からの推薦を条件とする。

２．事業計画

初年度は３地域とし、各地域３年間実施。

３．施策の効果

マイカー規制実施地域において、低炭素型車両の導入、急速充電設備等設置による受け入れ体制の整備を後押しすることにより、マイカー規制の一層の拡大と、それによる国立公園の利用における低炭素化の取組の強化が図られる。

マイカー規制による低炭素化促進事業

国立公園におけるマイカー規制（自動車利用適正化対策）

before







・山岳地、悪路（未舗装）や財政的制約などで進まず

after







・技術の向上により悪条件でも運行可能な車両や体制が整いつつある。

新規・拡大

低炭素化

＋

快適利用

・渋滞の緩和
・駐車場の混雑緩和
・静けさの確保
・施設整備の適正化





地域協議会による持続的な取組

（新）病院等へのコジェネレーションシステム緊急整備事業（厚生労働省連携事業）
１，０００百万円（　０百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の必要性、概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による電力供給の停止・不安定化により、人命にかかる事態が想定される医療施設等において、重油等を使用するディーゼル機関の自家発電装置の導入・更新が進められつつある。

しかし、ディーゼル機関は比較的低コストであるものの、温室効果ガスや大気汚染物質の排出という観点で問題があるほか、動作安定性、長時間運転の可能性といった点でも課題が多い。一方、ガスからオンサイトで発電が可能なガスコジェネレーションは、電気だけでなく熱も利用であることから高いエネルギー効率を有するとともに、災害の発生により、仮に電気の供給が停止又は制限された状況においても、ガスの供給がなされていれば発電が可能であることから、災害時の緊急電源や電力供給制限時の補完的な電源として有効に機能するものである。

そこで、本事業では、病院など災害時に重要となる施設において、ガスコジェネレーションの導入を支援し、「電源の二重化」を図り、災害対策強化を行うとともに、電力使用量の抑制と温室効果ガス排出量の削減を達成する。

２．事業計画（業務内容）

厚生労働省と連携して公募し、医療施設又は福祉関係施設にガスコジェネレーションを導入する事業に対して補助を行う。

補助率：１／２

補助先：民間団体

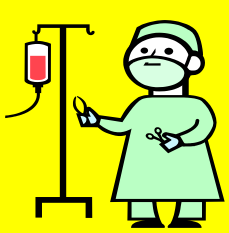
３．施策の効果

本事業により、医療施設又は福祉関係施設への電力供給の安定化を図り、人命にかかる事態が回避されるとともに、温室効果ガス排出量の削減が達成される。

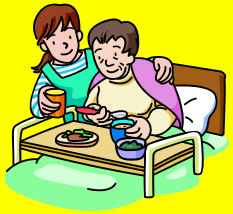
病院等へのコジェネレーションシステム緊急整備事業

東日本大震災後の電力不安定化により、医療施設等では、停電などの緊急時にも対応できる電力の確保が急務。

緊急時対応（電源の確保）の課題







人命にかかる事態が想定される医療施設又は福祉関係施設の非常用電源確保

非常用電源としては、比較的安価で導入しやすいディーゼル機関の発電機を導入しているケースが多い。

非常用電源としてのディーゼル機関の課題



動作の安定性



温室効果ガス排出量



長時間運転の可能性（燃料不足の懸念）

これら課題の解決のため、ガスコジェネレーションの導入が有効





◆ガスコジェネレーションの長所◆

・エネルギーの高効率利用よる省エネ・省CO2

・停電時にも長時間の運転が可能な分散電源

★電力供給の安定化と二酸化炭素排出抑制を同時に実現

（新）地域調和型エネルギーシステム推進事業（農林水産省連携事業）
１３０百万円（０百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の必要性、概要

福島第一原発の事故を契機として、再生可能エネルギーによる自立・分散型のエネルギー供給システムの実現を図ることが喫緊の課題となっている。

一方、農山漁村地域には再生可能エネルギーとして利用可能な資源が豊富に存在しているものの、安定的なエネルギー源として利用するためには多くの課題がある。

このため、農山漁村地域において、地域で利用するエネルギー源としての再生可能エネルギーの導入に向けた調査・実証を行い、課題の抽出・整理、克服方法の検討等を行う必要がある。

２．事業計画（平成２４年度～２７年度）

効果的に事業を進めるため、以下のとおり４段階に分けて進めることとし、平成２４年度は①を実施する。

① 候補地の選定（５カ所程度）、集落の合意形成に向けた取組の支援（協議会の立ち上げ、運営、協定の取り決め等）、発電施設等（太陽光等の発電設備、蓄電池、接続線等）の調査設計、運営コストの試算　等
② 発電施設等の導入・運用の開始、課題の抽出・整理（特に導入時）　等
③ 発電施設等の本格的運用、課題の抽出・整理及び当面の克服方法　等
④ 発電施設等の本格的運用、事業の総括（課題とその克服方法）・公表　等

３．施策の効果

・ 地域ごとの特性を生かした再生可能エネルギーの導入に当たって、課題及びその克服方法を明らかにする。
・ 安定的な自立・分散型のエネルギー供給システムを構築することにより、農山漁村地域における災害にも強いエネルギー供給システムを確立する。
・ これらの情報を取りまとめて公表することで、全国での自立・分散型のエネルギー供給システムの実現に資する。

地域調和型エネルギーシステム推進事業（農林水産省連携事業）

＜背景＞

○ 福島第一原発の事故を契機として、再生可能エネルギーによる自立・分散型のエネルギー供給システムの実現を図ることが喫緊の課題

○ 一方、農山漁村地域には再生可能エネルギーとして利用可能な資源が豊富に存在しているものの、安定的なエネルギー源として利用するためには多くの課題が存在

○ このため、農山漁村地域において、地域で利用するエネルギー源としての再生可能エネルギーの導入に向けた調査・実証を行い、課題の抽出・整理、克服方法の検討等を行うことが必要

＜事業内容・スケジュール＞

○平成24年度
- ・候補地の選定（5カ所程度）
- ・集落の合意形成に向けた取組の支援（協議会の立ち上げ、運営、協定の取り決め等）
- ・発電施設等（太陽光等の発電設備、蓄電池、接続線等）の調査設計
- ・運営コストの試算　等

○平成25年度
- ・発電施設等の導入・運用の開始
- ・課題の抽出・整理（特に導入時）　等

○平成26年度
- ・発電施設等の本格的運用
- ・課題の抽出・整理及び当面の克服方法　等

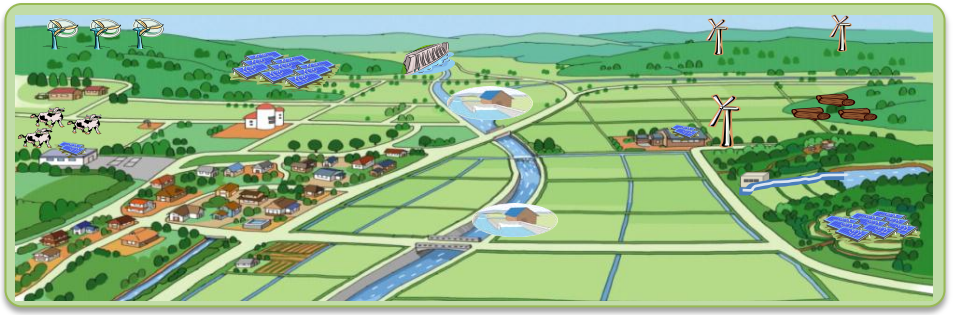
○平成27年度
- ・発電施設等の本格的運用
- ・事業の総括（課題とその克服方法）・公表　等

＜期待される効果＞

◆地域ごとの特性を生かした再生可能エネルギーの導入に当たり、課題及びその克服方法を明確化

◆安定的な自立・分散型のエネルギー供給システムを構築することにより、農山漁村地域における災害にも強いエネルギー供給システムを確立

◆これら情報を取りまとめて公表することで、全国での自立・分散型のエネルギー供給システムの実現を促進



（新）災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業（国土交通省連携事業）

１，４００百万円　（０百万円）

総合環境政策局環境計画課

１．事業目的

埠頭等を有する港湾地域は、貨物・旅客用船舶が集中し、それに伴う海・陸上の物流システムが交差する産業活動の拠点としての機能を有しており、温室効果ガスの排出量も多い。こうした港湾地域において、環境省・国土交通省が連携し、国の強力なリーダーシップにより先進的な取組を推進していくことにより、温室効果ガスの効果的な削減が図られる。また、災害時における必要な機能の維持や、電力需給逼迫への対応の観点からも、再エネの導入や省エネ対策の推進が必要とされている。

このような観点から、本事業では港湾地域における再エネ設備・蓄電池、省エネ設備等を集中的に導入する先進的な取組を支援するもの。

２．事業内容

（１）実証事業（民間委託費）

港湾地域において、海・陸上の物流システム・拠点並びに旅客用施設等を対象に、災害時や電力需給逼迫時においても必要な機能や安全性などを保持するに必要なエネルギーを、風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギー・蓄電池により確保できるシステムを構築するため、モデル的な取組を支援し、必要なエネルギー量や最適なシステム規模、温室効果ガス削減効果や事業性並びに国内外の港湾地域への波及性等を検証する。

（２）補助事業（民間補助（補助率１／２））

近年技術開発が進んでいる先進的技術の導入、周辺の冷熱や排熱等の未利用エネルギーの活用などによるモデル的取組を支援し、臨海地域の低炭素な地域づくりを推進する。

① 先進的技術の導入（電力回収装置付トランスファークレーンや温度調節機能を持つリーファーコンテナー等）
② 電力回収装置によるブレーキエネルギーの活用
③ 周辺工場や施設からの冷熱・排熱等の活用
④ 大規模蓄電池や制御システムによるエネルギーの効率的利用

３．事業計画

平成24年度～平成26年度

４．施策の効果

国が強力にリードし、CO2削減と災害等非常時に強いモデル的な臨海湾地域を構築し、地域経済の活性化による新たな需要や雇用の創出など、国民生活の向上に貢献する効果が期待できる。

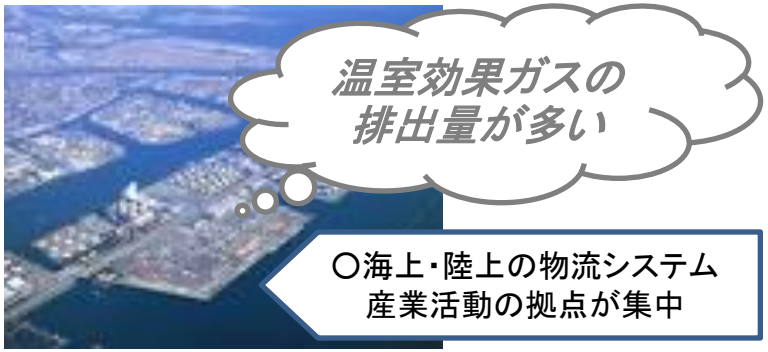
本事業によるCO2削減効果は、約10,122t-CO2/年を見込んでいる。

災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業（国土交通省連携事業）

平成24年度　1，400百万円

・港湾地域において、再エネ設備・蓄電池・省エネ設備等の集中的導入を支援

・低炭素で災害に強い、先進的でモデル的な臨海湾地域を構築



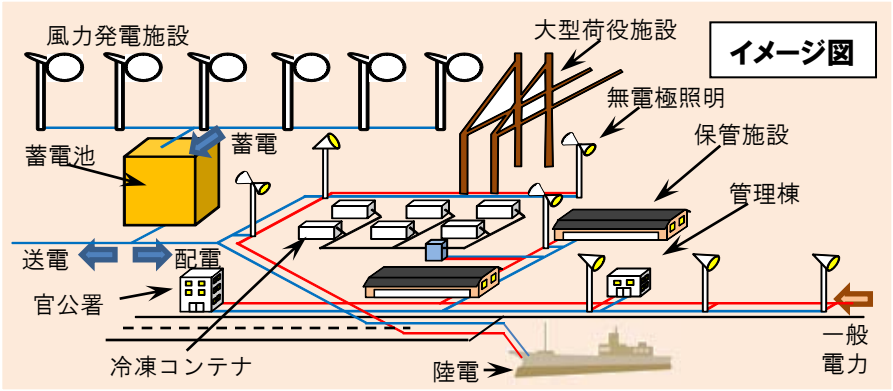
○環境省・国土交通省が連携し、先進的な取組を推進していくことにより、温室効果ガスの効果的な削減を図る。
○災害時における機能の維持や、電力需給逼迫への対応の観点からも、再エネの導入や省エネ対策の推進が必要とされている。

港湾地域における再エネ設備・蓄電池、省エネ設備等を集中的に導入する先進的な取組を支援。

【CO2削減効果】約10,100t-CO2/年

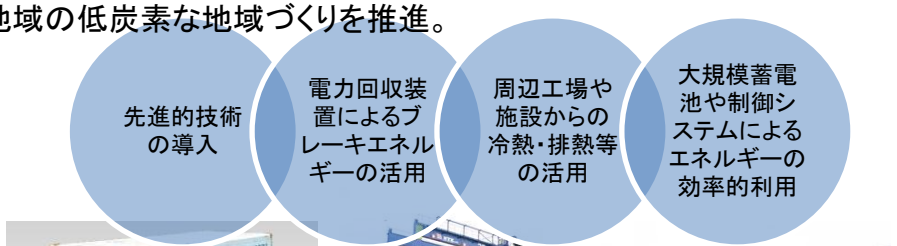
【実証事業（委託）】（民間委託費：1,000百万）

○災害時においても機能や安全性などの保持に必要なエネルギーを再生可能エネルギー・蓄電池により確保できるシステムを構築
○モデル的な取組を支援し、温室効果ガス削減効果や事業性並びに国内外の港湾地域への波及性等を検証。



【補助事業】（民間補助（1/2）：400百万）

○電力回収装置付トランスファークレーンや温度調節機能を持つリーファーコンテナー等の先進的技術の導入や周辺の冷熱や排熱等未利用エネルギーなどの活用によるモデル的取組を支援し、臨海地域の低炭素な地域づくりを推進。





リーファーコンテナ



トランスファークレーン



大容量蓄電池

（新）物流の低炭素化促進事業（国土交通省連携事業）

１６９百万円（０百万円）

水・大気環境局自動車環境対策課

１．事業の必要性・概要

東日本大震災の影響により、今後火力発電所等からのＣＯ２等の排出量増大が見込まれる中、ＣＯ２排出原単位がトラック輸送の約 1/6 である鉄道コンテナ輸送へのモーダルシフトの必要性が高まっている。

荷主の多くは既に１０トントラックを前提にした入出荷システムを構築していることから、モーダルシフトの推進を図るにあたっては、１０トントラックと同様の荷物の積載が可能となる鉄道貨物輸送用３１フィートコンテナが、荷主の誰もが利用可能な汎用コンテナとして普及することが必要である。しかしながら、３１フィートコンテナは１本あたり数百万円と高額であり、このようなコンテナを汎用として使用できるよう一定数導入することは、リスクを伴う莫大な経営投資となるため、ＪＲ貨物はそのような３１フィートコンテナを保有しておらず、利用運送事業者（（株）日本通運等）も限られた数しか保有していないなど、導入が進んでいないのが現状である。このため、ＪＲ貨物又は利用運送事業者に対して、３１フィートコンテナ購入費用の一部について補助することにより、荷主の誰もが利用可能な３１フィートコンテナを増やし、鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの促進を図る。

２．事業計画（業務内容）

ＪＲ貨物又は利用運送事業者が 31 フィートコンテナを導入するにあたり、費用の１／２の補助を行う。

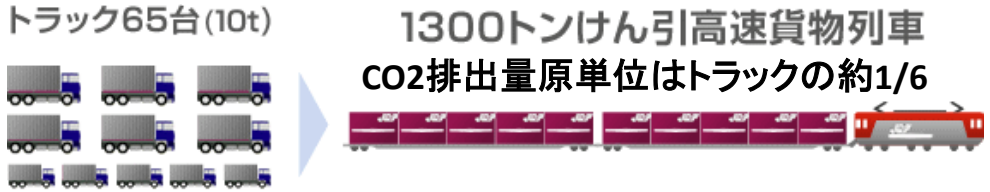
３．施策の効果

ＣＯ２排出原単位がトラック輸送の約 1/6 である鉄道コンテナ輸送へのモーダルシフトを促進し、運輸部門のＣＯ２排出量の低減を図る。

また、鉄道貨物輸送の活用は、貨物駅での短期間のコンテナ留置も可能であることから、工場等における在庫のバッファーとしての活用も可能であること、今回の災害においても迂回ルートによる被災地への大量物資輸送を行っていることなど、災害時のリダンダンシー確保にも資するものである。

物流の低炭素化促進事業（国土交通省連携事業）

環境に優しいモーダルシフト



✓CO2排出量の削減
✓道路渋滞の解消
✓エネルギー消費量の節約
✓輸送効率の向上

東日本大震災の影響
→火力発電所等からのCO2，排ガス増大

鉄道も使ってみたいが、実際には難しい・・・

荷主にとっての阻害要因

✓鉄道貨物の主流である12ftコンテナは長距離輸送に多く使われる10tトラックより小さく、使用するには工場等の施設の改築や作業手順の大幅な変更が必要



10tトラック=T11パレット16枚　12ftコンテナ=T11パレット6枚

✓JR貨物は31ftコンテナ（10tトラックと同サイズ）を保有していないため、現在は荷主が自前で購入する必要（1本400～500万円）
✓私有コンテナは返送費用も自前

対応策

＜対応のポイント＞
JR貨物及び利用運送事業者（日通等）が10tトラックと同じサイズである31ftコンテナを数多く保有することが必要



JR貨物及び利用運送事業者に対し、導入費用の1/2を補助することにより、31ftコンテナの導入を支援

＜期待される効果＞
〇モーダルシフトの促進
→CO2削減（約1.4万t/年）
省エネ、大気環境改善　等
＜その他の効果＞
貨物駅での留置可能→在庫確保
被災地への大量物資輸送にも活躍





（新）エコ賃貸住宅CO2削減実証事業（国土交通省連携事業）

１００百万円（０百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の必要性・概要

・家庭部門の CO2 削減の中でも、住宅における対策は、長期的に効果が出ると共に、対策の遅れが長期に渡り影響することから、より早期にゼロエミッション住宅が標準となるような対策の実施が必要。

・一方で、賃貸住宅は住宅ストックの約４割を占めているが、低炭素化への躯体や設備の投資は、賃貸料金の引き上げに繋がり、実際には賃貸住宅ほど、価格低減のために、概して「安かろう悪かろう」となる傾向。

・このため、賃貸住宅の実測と推計等から、標準の光熱費に相当する値を推計し、賃貸住宅の比較の際に、低炭素化の効果を明示し、賃貸料金選択の条件の一つとして提示できるようにすることで、環境価値の内部化を進め、環境基本性能の高い賃貸住宅の入居率向上につなげる。

２．事業計画（業務内容）

（１）エコ賃貸住宅効果計測

次世代住宅基準や新基準等の複数の断熱性能のレベルの賃貸住宅において、温度・湿度・熱流計測等を行い、構造、断熱性能等の違いによる省エネポテンシャルを実測する。また、実際の光熱費や居住者のライフスタイルへの影響、居住に対する効用の調査を行う。

（２）エコ賃貸住宅指標検討

（１）で得られた情報を元に、実際の光熱費の分布と比較して、目安としての光熱費参考値を設計値や簡易計測等から推計できる方法を検討する。

（３）エコ賃貸住宅に対する消費動向調査

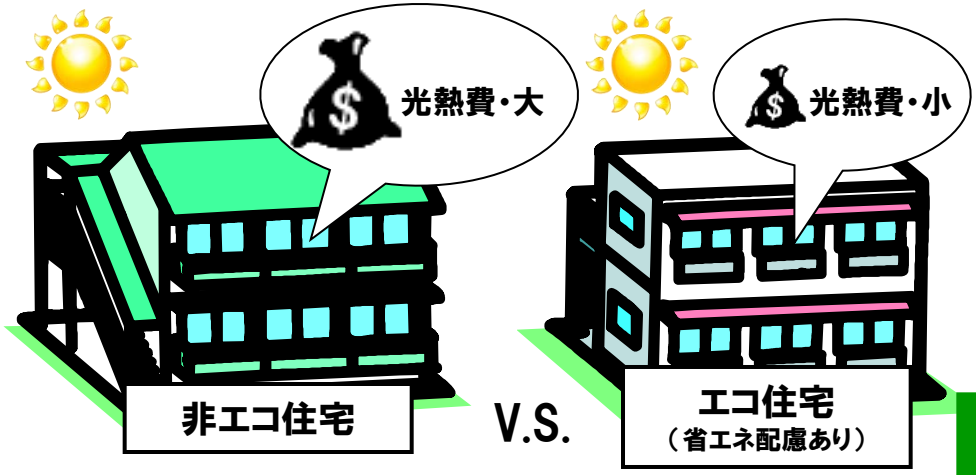
これらの参考値により賃貸住宅をラベリングし、選択の際の情報として提供することで、どの程度、入居者がこれらの住宅を選択するかについて、特に学生、新社会人（借上社宅を含む）等を対象として調査・実証を行い、エコな賃貸住宅の普及促進に活用する。

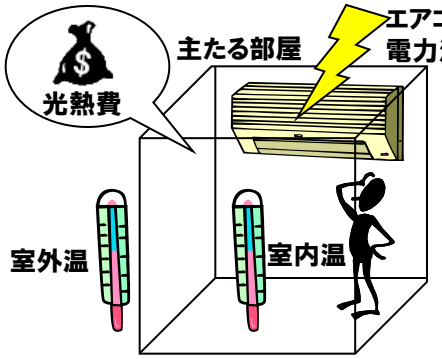
３．施策の効果

・住宅エコポイント対象物件や CASBEE 等の既存の認証物件への入居を促進することで、エコ賃貸住宅の空室率を低下させ、不動産価値への環境価値の反映を促進する。

エコ賃貸住宅CO2削減実証事業 （賃貸住宅市場への環境価値反映事業）

- 家庭部門のCO2削減として、住宅における対策は、長期的に効果が得られる一方で、対策の遅れが長期にわたり影響するため、早期の取組が必要。
- 特に住宅ストックの約4割を占める賃貸住宅においては、低炭素化への躯体や設備の投資が賃貸料金の引き上げに繋がるため、CO2削減への取組が遅れているのが実情。
- 環境基本性能の高い賃貸住宅の入居率向上のためには、物件選択（賃貸料金選択）の条件の一つとして、光熱費等の低炭素化の効果を明示することが必要であり、光熱費の推計手法を構築するための実測調査事業を実施。





・居住世帯の室内外の温度差、投入エネルギー量等から省エネ性能を推定し、光熱費との関係を整理・分析。

・居住者のライフスタイルへの影響、居住に対する効用を調査

（１）エコ賃貸住宅効果計測

温度・湿度・エネルギー消費量の計測等を行い、構造、断熱性能等の違いによる省エネポテンシャルを実測。実際の光熱費や居住者のライフスタイルへの影響、居住に対する効用を調査。

（２）エコ賃貸住宅指標検討

（１）で得られた情報を元に、実際の光熱費の分布と比較して、目安としての光熱費参考値を設計値等から推計できる方法を検討。

（３）エコ賃貸住宅に対する消費動向調査

光熱費参考値等を賃貸住宅選択時に情報提供することで、入居者の意思決定にどの程度寄与するかについて、特に学生、新社会人（借上社宅を含む）等を対象として調査・実証。

賃貸住宅市場への環境価値の反映を促進

地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)

６，０００百万円（６，２００百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の必要性、概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により電力供給設備が大きな影響を受けたことにより、電力系を中心とした省エネルギーが求められるとともに、分散型、自立型、災害に強い等の特徴も有する再生可能エネルギーの推進が、温室効果ガス排出量の削減、エネルギーセキュリティーの確保を同時に実現可能な施策として期待されている。

また、総合科学技術会議が平成 23 年 7 月に公表した、「平成 24 年度科学技術重要施策アクションプラン」においても、重点対象として「グリーンイノベーション」が挙げられ、「技術革新による再生可能エネルギーの飛躍的拡大」等の取組を重点的に実施するとされたところ。

こうした背景を踏まえ、本事業では再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する技術開発・実証研究を広く公募し、優れた提案を行い確実な実施体制を有すると判断した民間企業や公的研究機関等に委託・補助（補助率：1/2）して実施する。

２．事業計画（業務内容）

平成 24 年度事業においては、特に領域Ⅰを重点的に実施することとする。

（領域Ⅰ）グリーンイノベーション推進実証研究領域

主要なステークホルダーの参画を得て、優良技術（製品・システム・プロセス）を社会に組み込むための必要な法令等改革、運用方法・制度の確立、社会の受容拡大等に関する検討を行う実証研究を実施。

（領域Ⅱ）再生可能エネルギー・トレードオフ克服技術開発領域

（領域Ⅲ）地球温暖化対策技術開発領域

３．施策の効果

本事業の成果により、優良な再生可能エネルギー技術及び省エネルギー技術の普及が促進され、二酸化炭素排出量の削減及びエネルギーセキュリティーの向上が図られる。

地球温暖化対策技術開発等事業（競争的資金）

平成24年度は以下の領域に重点化

◆ 「グリーンイノベーション推進実証研究領域」：優良技術を社会に組み込むための必要な法令等改革、運用方法・制度の確立、社会の受容拡大等に関する実証研究を実施

開発成果と平成24年度重点公募課題（予定）

交通低炭素化技術開発分野

開発成果の例：
電気自動車用大容量リチウムイオン電池
・エネルギー密度160Wh/ kg
・2010年市販のEVに搭載



重点公募課題：
物流の低炭素化を進めるための制度とその円滑な運用のためのシステムの構築に関する実証研究



住宅・オフィス等低炭素化技術開発分野

開発成果の例：
白色LEDを用いた高効率照明システム
・消費電力：約1/5倍
・価格：約1/7

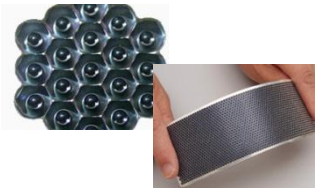


重点公募課題：
既設住宅・建築物に適用可能で低コストな省エネルギー技術の導入に関する実証研究



エネルギー供給低炭素化技術開発分野

開発成果の例：
球状シリコンを用いた太陽電池
・シリコン使用量1/5
・低コスト15万/kW



重点公募課題：
風力発電等分散型エネルギーの広域運用システムに関する実証研究



バイオマス・循環資源低炭素化技術開発分野

開発成果の例：
乾式メタン発酵法による都市型バイオマスエネルギーシステムの実用化



重点公募課題：
里地里山の保全に伴い生じる草木質バイオマスのエネルギー源としての利活用に関する実証研究





洋上風力発電実証事業	3,048百万円（582百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の必要性、概要

東日本大震災の影響を受け、温室効果ガス排出量の削減、エネルギーセキュリティーの確保のみならず、分散型、自立型、災害に強い等の特徴も有する再生可能エネルギーの推進が強く求められている。洋上風力発電は、我が国が排他的経済水域世界第６位の海洋国であり、大きな導入ポテンシャルを有していることや、洋上は風速が高くかつその変動が少ないため、安定かつ効率的な発電が見込まれることなどから、その実用化が強く期待されている。

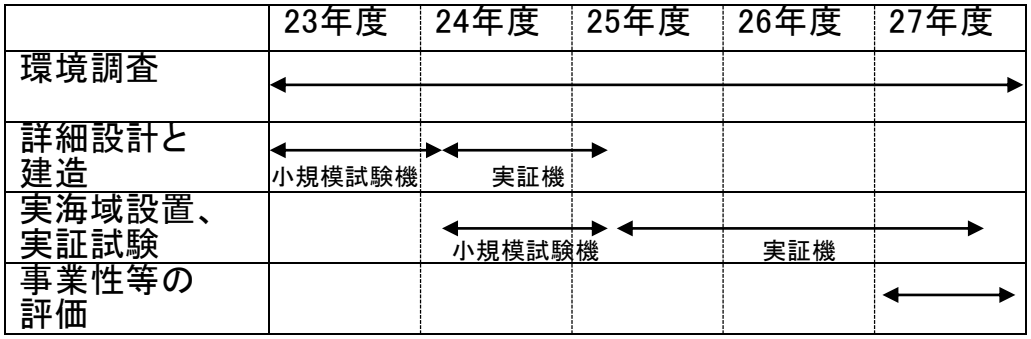
洋上風力発電のうち、水深が浅い海域に適した着床式については、国内３ヶ所で運転が開始されているが、深い海域に対応可能で、より大きな導入ポテンシャルを有する浮体式については、国内での導入事例はない。

こうした背景を踏まえ、本事業では我が国初となる2MWの浮体式洋上風力発電実証機１基を外洋域に設置・運転する実証事業を実施する。

２．事業計画（業務内容）

長崎県五島市椛島沖において、2MWの浮体式洋上風力発電実証機１基を設置・運転する実証事業を実施し、平成28年度（2016年度）の実用化（民間ベースでの浮体式洋上風力発電の事業化）に向けて必要な知見を得る。

平成24年度事業においては、実証機の建造を開始するとともに、100kW風車を搭載した小規模試験機を実海域に設置し、環境影響や安全性に関する情報を収集し、実証機の建造・制御に反映する。



３．施策の効果

本事業の成果を受けて、非常に大きな導入ポテンシャルを有する浮体式洋上風力発電が実用化されることにより、再生可能エネルギーの飛躍的な導入拡大が達成される。

洋上風力発電実証事業

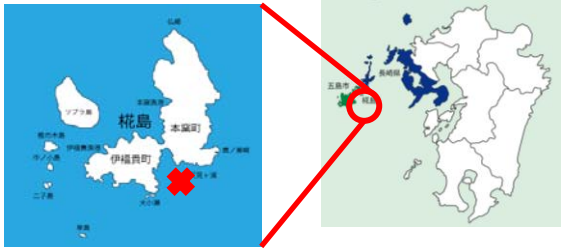
◆ 洋上風力発電は大きな期待を集める再生可能エネルギー
○我が国は、排他的経済水域世界第6位の海洋国であり、洋上には陸上に比べて大きな導入ポテンシャル
○洋上は風速が高く、その変動が少ないため、安定かつ効率的な発電が見込まれる
◆ とりわけ、水深が浅い海域が少ない我が国では、深い海域(50m以深)に適用可能な浮体式が期待されている

我が国初となる、フルスケール(2MW)の浮体式洋上風力発電実証機の建造・設置・運転

H22-23年度の事業成果

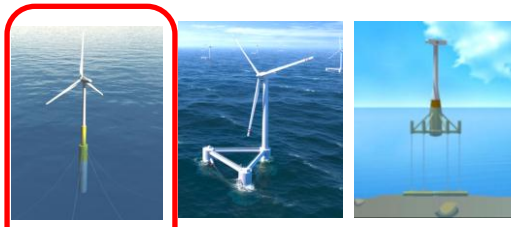
①実施候補海域の選定

周辺漁協・住民の賛同・同意等から**長崎県五島市椛島沖を選定**(陸から約1km、水深約100m)



②基本設計の決定

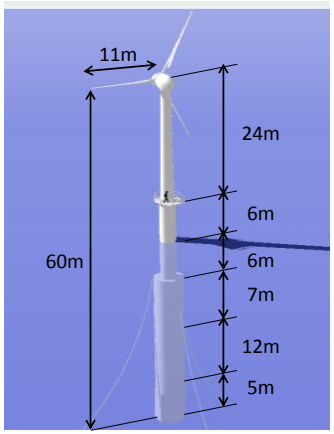
様々な浮体式プラットフォーム形式の中から、コスト面、海底地盤適応性等により、**スパー型**を選定



H24-27年度の事業計画

	H24	H25	H26	H27
環境調査	→	→	→	→
小規模試験機(100kW)の実海域設置・運転	→			
実証機(2MW)の実海域設置・運転		→	→	→
事業性等の評価				→

成果を反映(設置、制御等)



100kW小規模試験機
[H24年度に設置・運転開始]

2MW実証機は、H24年度に建造に着手

目標:**平成28年度の浮体式洋上風力発電の実用化**

（新）ＨＥＭＳ利用によるCO2削減試行事業　　９４百万円（０百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の必要性・概要

・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により電力供給設備が大きな影響を受け、電力系を中心に徹底した省エネルギーの推進が求められている。
・CO2 排出量・エネルギー使用量を「見える化」することで、5～10%の削減効果があるとされてきたが、電力需給の逼迫により、より一層の CO2 削減・節電効果が期待され、見える化型 HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）は、単独でも CO2 削減効果がある。
・一方で、家庭への魅力不足とイニシャルコスト高により普及が必ずしも進んではいない。この普及の促進のためには、HEMS 利用の様々なメリットを付加し、家庭の導入モチベーションを上げることが重要である。
・そこで本事業では、既存の HEMS 設置世帯の大量のデータを基に企業から出資を募り、CO2 削減の継続的なインセンティブを設ける自立的な資金メカニズムのシステムモデル構築を目的とする。

２．事業計画（業務内容）

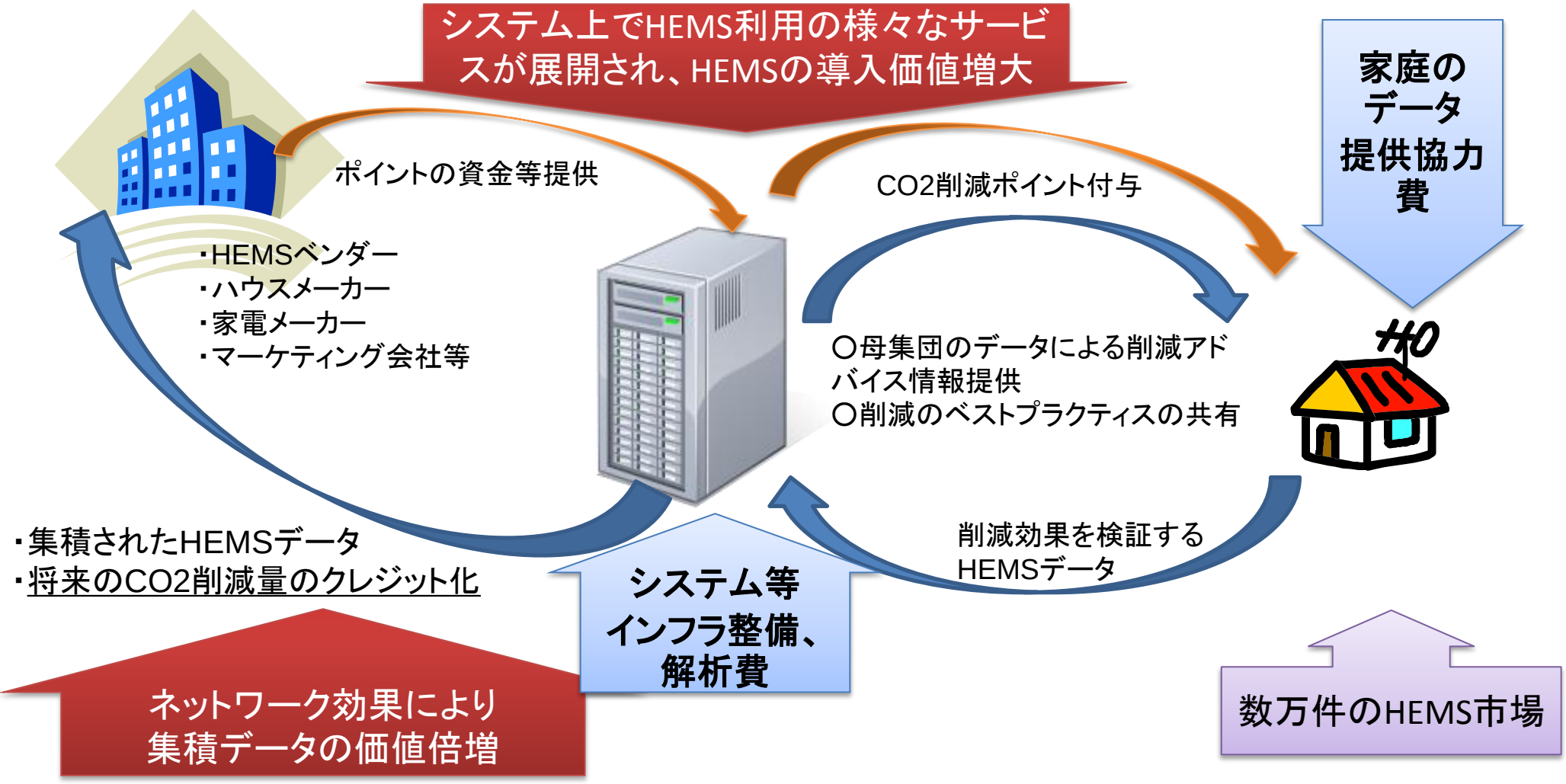
・地域や床面積、機器構成等のバランスを考慮して、全国約１千世帯の HEMS からの集積データを蓄積するサーバーを開発する。
・エネルギー使用量のデマンドレスポンスの事例調査とともに、リアルタイムのエネルギー使用量の情報とピーク電力時の価値変動や家庭の節電状況を考慮した CO2 削減ポイント付与等の CO2 削減・節電のインセンティブによる、家庭での CO2 削減・節電スキームの効果検証を行う。

３．施策の効果

・「見える化」及びエネルギー使用状況に応じた削減アドバイスや他世帯との比較に係るリアルタイムの効果的な情報提供等による CO2 削減・節電効果の向上
・価格メカニズムの CO2 削減・節電への活用可能性が定量的に分析され、温暖化政策や省エネ機器・住宅の開発等の立案のための基礎的インフラとして活用
・本事業を通じた HEMS や見える化機器の市場創出による価格低下と機能改善

HEMS利用によるCO2削減試行事業

○見える化型HEMSは、単独でもCO2削減効果があるが、家庭への魅力不足とイニシャルコスト高により普及していない。
○普及促進のためには、HEMS利用の様々なメリットを付加し、家庭の導入モチベーションを上げることが最重要。
○本事業は、既存のHEMS設置世帯の大量のデータを基に企業から出資を募り、CO2削減の継続的なインセンティブを設ける自立的な資金メカニズムのシステムモデル構築が目的。
○インセンティブと大規模な母集団データにより示される削減アドバイスにより、家庭のCO2と光熱費の効果的な削減を実現



特殊自動車における低炭素化促進事業（国土交通省連携事業）

１３０百万円（１５０百万円）

水・大気環境局自動車環境対策課

１．事業の必要性・概要

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を踏まえ、エネルギー転換部門における化石燃料の消費量の増加が予想されるなか、運輸部門を含めた他部門における化石燃料の消費量の削減がより一層必要とされている。また、平成 22 年６月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、オフロード車にあっては、2030 年において全建設機械の販売に占めるハイブリッド車等の割合を４割とすること等を目指すこととしているほか、同じく６月に閣議決定された新成長戦略においても、「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」の重要な項目として、次世代自動車の普及促進等が位置づけられている。

このような中、低炭素化・低公害化が遅れているオフロード車については、１台あたりの CO2 排出量が多いことから、燃料消費量 25%～40%の削減が見込めるハイブリッドオフロード車の一層の普及促進を図ることによって、より効果的に CO2 削減を図り、低炭素化と低公害化を加速させる必要がある。

２．事業計画（業務内容）

１台あたりの CO2 排出量の削減効果が高いハイブリッドオフロード車を対象に、以下の導入費用の補助を行う。

(1)補助対象者：民間団体

(2)補助対象車両

ハイブリッドオフロード車（ショベル・ローダ、フォーク・リフト等）

(3)補助交付額：通常車両価格との差額の 1/2

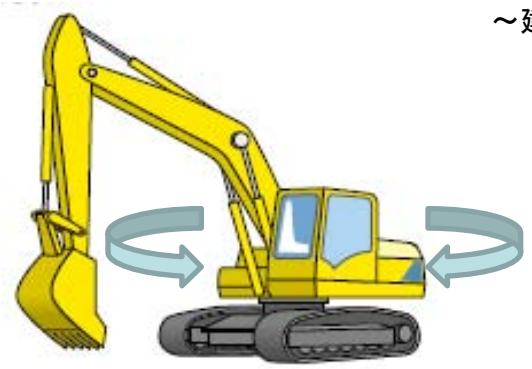
３．施策の効果

１台当たりの CO2 排出量削減効果が優れるものの、市場投入初期段階にあり本格的な普及に至っていないハイブリッドオフロード車の導入を支援することにより、当該車両からの CO2 及び大気汚染物質の削減を図るとともに、生産・保有台数の増加や市場認知度の向上による更なる需要喚起により、量産効果や機種拡大による多様化、メーカー間競争市場の醸成等を促し、当該車両の普及促進をさらに加速させる。

特殊自動車における低炭素化促進事業（国土交通省連携事業）

ハイブリッドオフロード車（ショベル・ローダ、フォーク・リフト等）

～建設業、農業、産業用等、様々な業種で幅広く利用～



ハイブリッド油圧ショベル

※車体上部の旋回運動の減速時にエネルギー回生

燃費改善は約25％

▲約10トン-CO2/台・年

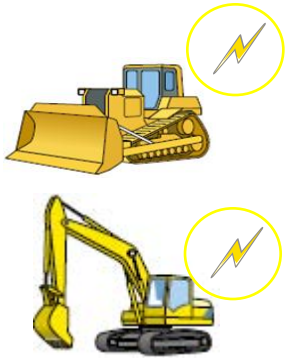


ディーゼルハイブリッド フォークリフト

※車体前後進運動の減速時にエネルギー回生

燃費改善は約40～50％

▲約12トン-CO2/台・年



電動系建機
（拡充）

1台の導入でハイブリッド乗用車約20台分のCO2削減効果！

1台あたりのCO2排出量の削減効果が高い特殊自動車の率先導入を促し、本格的普及につなげることで、自動車における低炭素化と低公害化を加速

温暖化防止国民運動推進事業　　６８１百万円（８４４百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の必要性、概要

現在、2013 年以降の中長期的な気候変動対策についての議論が国際的に本格化するなど全世界的に長期的、継続的な排出削減を目指すことが必要となっており、我が国としても 2008 年に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」など、低炭素社会に向けた様々な政策が必要となっている。

低炭素社会実現に向けた国内機運を高めるとともに、東日本大震災による電力需給の逼迫を受けた企業及び国民の節電の取組の推進にも資するため、企業及び国民のビジネススタイル、ライフスタイルの変革を音楽、映画、ファッションやスポーツなどとの連携や様々なメディアの活用を通じて呼びかけ、国民一人一人の更なる温暖化防止行動の喚起を図る。

２．事業計画（業務内容）

温室効果ガス削減に向け、企業、国民等の各層に対し地球温暖化防止の国民運動の認知率向上、賛同・参加の促進を図ると共に、企業・団体に対して、又は企業・団体と連携し、国民一人ひとりに対して、温室効果ガス削減に向けた 6 つのチャレンジの推進、健全な危機意識の醸成及び温室効果ガス削減、省エネ技術・機器の導入の必要性の啓発を、ＨＰや各メディアの活用等を通して実施し、個人だけの取組に終わらないよう、家庭、職場、地域での取組を広げる工夫や、地球温暖化防止活動の実践意欲を刺激するようなスキームを構築し、温室効果ガス削減に向けた国民的機運を盛り上げていく。

また、日本の各地域において、低炭素社会づくりに向けた取り組みを行う NPO 等の民間団体の活動を、地域メディアを通じて紹介・支援し、番組等で取り上げることで、地域における低炭素社会づくりへの意識の高まり・行動を喚起し、国民１人１人が足下から行動する社会を目指す。

なお、メディアの活用に当たっては、予算をシーズマネーとして活用し、企業等との連携・自走化を図る。

３．施策の効果

本事業では、温室効果ガスを現時点及び中長期的に削減するため、世界全体として目指している「低炭素社会」や温室効果ガス削減に向けて、企業及び国民がワークスタイル及びライフスタイルの変革のための行動を起こすよ

う、様々なメディアを利用して節電や省エネの推進にも貢献する低炭素社会に対する認知と理解を含め、さらに具体的な行動に着手することを目標とする。

温暖化防止国民運動推進事業

●「温暖化防止国民運動推進事業」で提案する「6つのチャレンジ」の実践を国民、企業等に訴求するとともに、クールビズ、ウォームビズ、スマートムーブ、朝チャレ！等の事業を推進。
●国民運動に賛同する「個人チャレンジャー」「企業・団体チャレンジャー」を募集。
（平成23年12月現在―個人約86万人・企業約2万2千社）
●最新の省CO2設備や施設等の設置促進のための情報提供を、SNSを含む様々なメディア等も活用しつつ実施。

チャレンジ25 未来が変わる。日本が変える。

【6つのチャレンジ】

- エコな生活スタイルを選択しよう
- 省エネ製品を選択しよう
- 自然を利用したエネルギーを選択しよう
- ビル・住宅のエコ化を選択しよう
- CO2削減につながる取組や商品を応援しよう
- 地域で取組む温暖化防止活動に参加しよう

①国民運動の認知率向上、チャレンジャーの獲得



（温暖化防止国民運動　HP）



（温暖化防止特別イベント）

twitter

エコブログ

（双方向メディアによる情報提供）

②先進的な環境技術の紹介、省CO2機器、施設の情報提供



●最先端の環境技術を映像で紹介



●省CO2設備の紹介、エコビジネスの促進

③自治体、企業・団体、NPO等と連携した普及啓発施策の展開



●NPO等とメディアとの連携支援事業



（名チャリプロジェクト）



（雪冷熱エネルギー活用）

●地域での温暖化防止の取組支援

④スーパークールビズ

（冷房時の室温を28℃に設定しても快適に過ごせるライフスタイルの提案）

SUPER COOLBIZ



（クールビズポスター）

⑤ウォームビズ

（暖房時の室温を20℃に設定しても快適に過ごせるライフスタイルの提案）



⑥スマートムーブ　～「移動」を「エコ」に

•「移動・交通」に伴うCO2排出量を削減するため、CO2排出の少ない移動へのチャレンジを提案

•「環境にいい」だけでなく、「快適・便利」、そして「健康」につながるライフスタイルを「smart move」と名付け、企業・団体、国民に呼びかけ

「移動」を「エコ」に。
smart move

⑦朝チャレ！（朝型生活にチャレンジ）

「CO2を削減する朝の新たなライフスタイルの提案」

朝型生活にチャレンジ 朝チャレ！ 早寝早起きの毎日で、低炭素を実現。

（CO2削減効果）
照明、エアコン、テレビの使用時間を
1日1時間短縮した場合（1世帯／年間）
【照明】約85kgのCO2削減
【エアコン】約58kgのCO2削減
【テレビ】約22kgのCO2削減
（合計）約165kgのCO2削減



（朝チャレ！キックオフイベント）



（朝チャレ！HPイメージ）

（新）節電・CO2削減のための構造分析・実践促進モデル事業

８３百万円（０百万円）

地球環境局総務課低炭素社会推進室

１．事業の概要

CO2 の大幅削減を達成するためには、あらゆる部門で電力需要を最大限低減する必要がある。震災以降、電力需給ひっ迫に対応するため、全国的に相当程度の節電がなされ、CO2 排出抑制に寄与したものと思われる。中長期的に CO2 を大幅削減するためには、当面の電力需給のひっ迫が解消された後もこの節電の取組を定着させる必要がある。

このため、これまで CO2 排出削減が進んでこなかった家庭部門・業務部門を中心とした全国のあらゆる排出源について、震災以降の節電がどこでどの程度の節電がどのようになされたのか、節電のインセンティブが何だったのかなど、節電の構造を把握する。さらに、節電による社会的・経済的影響を分析するとともに、2012 年以降に継続している取組と継続していない取組の分析を行う。

これらの節電に係るデータを収集・整理し、基礎情報を公開することで、CO2 削減に資する当面の電力需給ひっ迫への主体的な取組を促進するとともに、特定の地域、業界、複数施設を有する企業等において、分析結果を活用した最大限の節電を実践するモデル事業を実施し、中長期的な節電・CO2 削減の定着のための対策の確立に向けた検討を行う。

（補足）

どこで・・・家庭、オフィス、駅・電車、自販機、店舗看板、など

どの程度・・・kWh、kg-CO2

どのように・・・我慢、電気使用の徹底見通し、家電の買い換え、など

節電の社会的・経済的影響・・・不便さ、街中の安心、店舗・自販機の売上減、など

２．事業計画

平成 24 年度　　節電構造の調査分析

平成 25 年度～　節電の定着状況等調査分析、実践促進モデル事業の実施

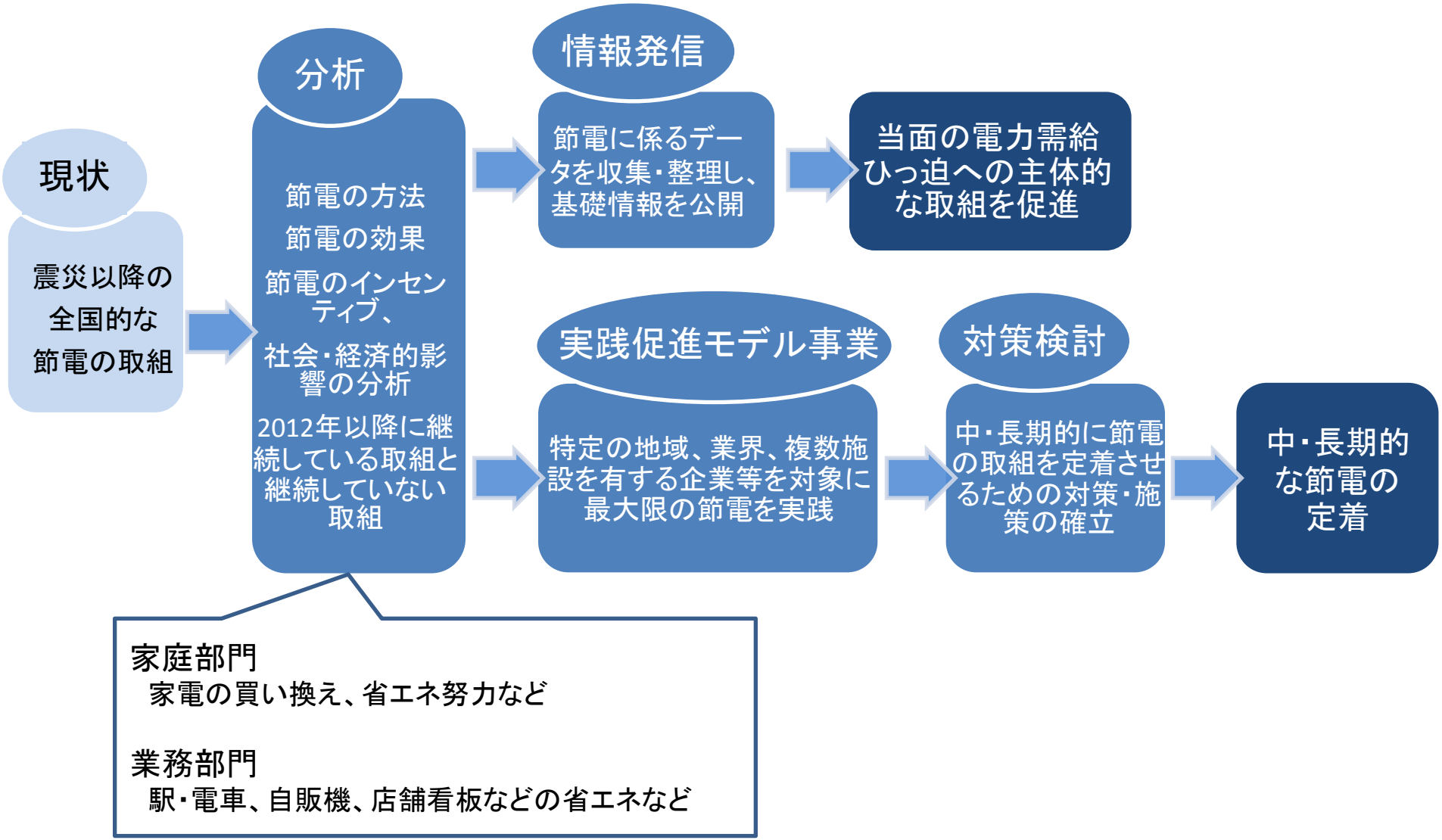
※今後の電力需給のひっ迫状況を鑑みて、３年程度の実施を予定

３．施策の効果

震災以降の節電の構造を把握するとともに、節電定着のための対策を確立することにより、あらゆる排出源において節電の取組を定着させ、中長期的にＣＯ２の大幅削減を達成する。

節電・CO2削減のための構造分析・実践促進モデル事業

中・長期的にCO2を大幅削減するため、当面の電力需給のひっ迫が解消された後も、節電の取組を中長期的に定着させる。



地域で活動するＮＰＯ支援・連携促進事業　４７７百万円（４８０百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の必要性、概要

2010 年度の我が国の温室効果ガス排出量(速報値)のうち、家庭部門からの排出量は、対基準年度で 35.5%増と依然として高い水準にある。

家計関連(家庭の冷暖房、家電、自家用車等）の排出量は、我が国の全体の 21%を占めるなど、民生・業務部門での温暖化対策の推進が喫緊の課題となっている。

また、東日本大震災を受けた電力供給の不足により、家庭における節電等の具体的な実践行動が必要となっている。

これらを踏まえ、地球温暖化防止活動を行っているＮＰＯの活動支援を行うとともに、ＮＰＯのほか地域での様々な活動主体との連携を促すことにより、民生・業務部門における温室効果ガスの有効な削減に資する。

さらに、東日本大震災を受けた電力供給の不足により、家庭における節電等の具体的な実践行動を今後も継続的な取組として定着を促進することで、今後も予想される電力需給の逼迫の解消と地球温暖化防止の活動との両立を図る。

２．事業計画（業務内容）

①地域活動支援・連携促進事業補助

低炭素社会の構築推進のため、既に地球温暖化防止や節電に関する様々な取組を行っている地域の NPO のアイデアを最大限活かし、草の根の CO2 削減事業の一層の推進を支援する。

具体的には、地域のＮＰＯが、事業実施主体となるコンソーシアム（*）を地域地球温暖化防止活動推進センター・地球温暖化防止活動推進員・学校・企業等と連携して構築し、温室効果ガスの排出削減効果がより明確で、かつ、地域の特色を活かした取組を実施する場合にこれを支援する。

また、東日本大震災を受けた電力受給を踏まえ、家庭における節電等の具体的な実践行動を、今後も継続的な取組として定着を図るため、特に各主体が一体となって積極的に節電行動を促進し、節電効果と温室効果ガスの排出削減効果の両立が可能な事業について、これを支援する。

補　助　先　　民間団体（共同事業体）
（補助申請等事務は地域センター）

補助基本額　　１事業体当たり 7,941 千円

箇　所　数　　ア．地域活動支援・連携促進事業　全国で 40 箇所
イ．節電行動共同事業　全国で 10 箇所

②コンソーシアム事業支援

全国地球温暖化防止活動推進センターを上記コンソーシアム事業の統括的サポート機関として位置付け、有識者を交えての効果測定手法の検討やコンソーシアムへの提示、事業のテーマに則した専門家の派遣や全国センターによる直接支援、インターネット等を活用したコンソーシアム事業の広報や一般への情報提供、各コンソーシアム事業の実施効果の評価や今後の展開に向けた提案・指導を実施する。

３．施策の効果

地球温暖化防止活動を行っているＮＰＯの活動を支援するとともに、ＮＰＯのほか地域での様々な活動主体との連携を促進する。

「地域で活動するNPO支援・連携促進事業」

～　新たなNPO支援スキームによる草の根の温室効果ガス削減・節電活動支援　～

環境省

補助

NPO

NPOを事業主体とした
コンソーシアム

学校　企業　推進員　自治会

全国約50の共同事業体を想定
※地域活動支援・連携促進事業　40
節電行動共同事業　10

複数以上のNPOが参画
事業とりまとめ、会計責任 幹事として地域センターが参画
～事業の相互監視、資金の透明化～

地域センター

進行管理・会計責任

温室効果ガスの削減に直接的に貢献する事業の実施
【削減効果が明確に示せる事業】
（NPOのアイデアを最大限活かし、草の根のCO2削減事業を推進）

（事業例）
・カーボンオフセットを利用した地域ぐるみの削減活動事業
・企業単位での公共交通機関利用ポイント制度導入事業
・つる性植物を利用した学校や家の緑のカーテン展開事業　など

コンソーシアムは削減量を環境省に報告
→環境省は全国センターとともに評価
→翌年度予算配分の重点化に反映

〈コンソーシアム事業の支援（統括的サポート機関として）〉
・有識者を交えての効果測定手法の検討、コンソーシアムへの提示
・事業のテーマに則した専門家の派遣、全国センターによる直接指導
・インターネット等を活用したコンソーシアム事業の広報、更なる水平展開に向けた一般への情報提供
・各コンソーシアム事業の実施効果の評価、今後の展開に向けた提案・指導

委託

全国センター　（一般社団法人地球温暖化防止全国ネット＊）
＊NPOを組織の基盤に持つ全国組織（H22.10.1 環境大臣が全国センターに指定）

家庭エコ診断推進基盤整備事業　　２５７百万円（３００百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の必要性・概要

・家庭部門の温室効果ガス排出量は、2008 年、90 年比で３割以上増加しており、抜本的な対策が必要である。
・温暖化に対する意識は向上しているものの、実際の削減行動には十分に結びついておらず、実際の行動に移すためには、各家庭の排出状況に応じた、きめ細やかなアドバイスが求められており、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」においても「環境コンシェルジュ制度」の創設が位置付けられている。
・また、今般の東日本大震災の影響による電力需給問題への対応としての節電対策、及び家屋損壊からの復旧における環境配慮型住宅・設備の導入のため、家庭エコ診断の促進がより必要となっている。
・そのため、各家庭のエネルギー利用状況等を診断した上で、中立性、信頼性を確保したきめ細やかなアドバイスの実施のための事業推進基盤の構築を行う。

２．事業計画（業務内容）

・家庭の使用状況から削減ポテンシャルを推計・低炭素な使い方の情報提供を行うための診断ツール及びフォローアップのためのデータ集積ツールについて、実測データと診断により把握した各家庭の認識との乖離等を補正し、より実情に合った診断を簡易に実施できるよう改良を行う。
・改良した診断ツールを用いた家庭エコ診断の効果の検証を行うため、実施主体・気候・居住形態等の特性を考慮した試行的な診断を実施する。
・環境コンシェルジュ制度の確立に向けて、家庭エコ診断の診断員の資格認証スキーム、及び診断員を認証・管理・派遣する実施機関の要件の整理を行い、試行的な運用に関する検討を行う。

３．施策の効果

・受診家庭への啓発、普及効果
・低炭素機器の市場創出、拡大
・家庭への民間コンサルティングビジネスの拡大・普及

家庭エコ診断推進基盤整備事業

・地球温暖化対策に係る中長期目標の達成に向け、1990年比で3割以上増加している家庭部門の温室効果ガス排出量を抜本的に削減
・「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」において位置付けられた「環境コンシェルジュ制度」の基盤整備
・東日本大震災による家屋損壊からの復旧における環境配慮型住宅・設備の導入促進及び節電対策

温暖化に対して何か取り組みたいけど、
我が家にとっての効果的な取組が知りたい！

家庭

!? 「気づき」から

!! 「アクション」へ

エコで経済的な生活

家庭のCO2排出情報の提供
・アンケートによる事前調査　等

CO2排出量の「見える化」、具体的かつ総合的な行動のアドバイス
・どこが悪いのか？みんなと比べると？何ができる？
・国や自治体の支援メニューのワンストップでの紹介



診断員

地域・民間主体による
家庭エコ診断
をさらに展開

家庭の使用状況から
・個々の家庭の削減ポテンシャルの推計
・より低炭素な使い方の情報提供を、円滑に行うための診断ツール等の改良

診断ツールを用いた家庭エコ診断の効果の検証を
・実施主体
・気候
・居住形態
等の特性を考慮して試行的に実施

家庭のリアルタイムデータを解析し
・診断ツールの改善点の整理
・効果的な診断手法の検討
・マニュアルの策定
・資格制度化に向けた検討
等を実施

国による、中立性、信頼性を確保したきめ細やかな診断を促進するための基盤整備

（新）先進対策の効率的実施による業務 CO2 排出量大幅削減事業
1，000百万円（0百万円）

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

１．事業の必要性、概要

○　CO2 排出量の増加が著しく（2009 年には 1990 年比 32%増）、増加に歯止めのかからない業務部門における対策が急務。

○　なかでも圧倒的な割合を占め、かつ大量の削減余地を有する業務用ビル等の既存ストックへの対策が重要だが、できる限り費用対効果と効率性を高めるためには、単に設備導入を行うのではなく運用改善等により対策の総量削減を担保する仕組みも不可欠。また、業務用ビル等の既存ストックにおける CO2 削減は、光熱費削減や CSR 的観点からの企業イメージ向上等による資産価値の向上を促すという利点も有する。

○　このため、本事業では業務ビル等の既存ストックを対象に、トン CO2 当たり削減費用を抑制しつつ総量削減を担保する排出枠やリバースオークション等の各種市場メカニズムを活用しながら、効率的に業務部門における CO2 排出量を大幅に削減することを目的とする。

２．事業計画（業務内容）

○　事業者は、設備導入と運用改善による削減量の約束を掲げ、先進的な技術（BAT, Best Available Technology）の中から温室効果ガス排出抑制設備や見える化機器導入に係る補助金（補助率最大 1/3）を申請。

○　削減量当たりの補助額［円／t-CO2］（補助額／温室効果ガス削減約束量）の小さい、費用対効果の良い事業から順番に予算額まで採択（リバースオークション方式）。

○　参加事業者が削減約束量を超過達成した場合には排出枠を交付する一方、達成できない場合には超過排出分の排出枠を購入して目標を遵守することとし、削減総量が担保しつつ、個々のテナントや従業員の削減努力を促す。

３．施策の効果

○ リバースオークションを活用した効果的な先進削減対策の導入と、排出枠の付与を活用した運用改善による総量削減。

○ 得られた削減に関するデータを活用し、業務部門の削減ポテンシャル把握と費用対効果の高い対策に関し、参加していない事業者に対しても情報提供を実施。

先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減事業（10億円）

必要性

① CO2排出増に歯止めのかからない業務部門（90年比32%増）における対策が急務
② 排出量の大部分を占める業務ビル等の膨大な数の既存ストックへの対策が最重要

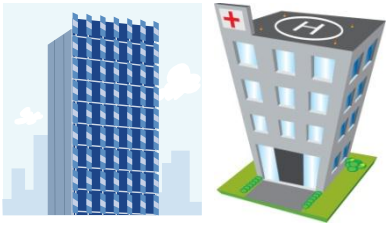
③ 対策の費用対効果と効率性を高め、かつ総量削減を担保することにより、業務ビル等の大量の既存ストックにおいて安く、大量かつ確実にCO2を削減することが必要

概要

関係者全員の削減努力を最大限引き出すため、市場メカニズムを活用

リバースオークションによる効率的な先進対策導入

○ 事業者は、環境省指定の先進対策BAT（高効率照明、高効率空調、断熱等）を組合せ、削減約束値とともに申請
○ 1トンの削減に必要な補助額の小さい順から採択（リバースオークション）し、補助することで、費用対効果と効率性の高い削減対策を実施。



先進対策

運用改善

排出量大幅

約束の超過削減への排出枠付与による運用改善のインセンティブ

○ 見える化機器を活用し、テナントや従業員等が運用改善に努力
○ 削減約束量を上回る削減を達成した場合に排出枠を付与することにより、運用改善のインセンティブ強化



排出枠取引による総量削減

○ 削減が約束量を下回る場合には排出枠購入により目標達成に活用

設備導入と運用改善により、業務部門の既存建築物から効率的に大幅な総量削減

CO2削減ポテンシャル診断・対策提案事業　　246百万円（361百万円）

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

１．事業の必要性、概要

○ 実施可能な温室効果ガス削減対策は多岐にわたるが、各種の対策に係る経済性や導入可否等に基づく削減ポテンシャル（以下「削減ポテンシャル」という。）を明らかにした上で、安価な削減対策の実施を後押しし、対策の費用効率性を高めることが重要。

○ また、東日本大震災後の全国的な電力需給ギャップの解消と東日本の迅速な復興を実現するためには、今夏に行われた一時的な運用改善対策や事業活動の分散・抑制による節電のみならず、省エネ設備投資による節電の推進が重要。その際、節電と CO2 排出量削減の両立に留意することも必要。

○ 削減ポテンシャルの存在や講ずべき対策に係る情報、人材の不足等により実施されていない削減対策の導入ポテンシャルを明らかにし、具体的な対策を事業者に提示することにより、自発的な投資を促し、費用効率的な対策を普及させる。

２．事業計画（業務内容）

○ 排出量の大きい（年間 3,000t-CO2 以上）企業に対して CO2 削減ポテンシャル診断を実施し、投資回収年数３年未満の経済性の高い CO2 削減対策投資・対策を促進する。

○ 企業規模により診断への対応能力は異なることから、それぞれの特徴にあわせて以下の二つのメニューを用意し、診断後の対策実施率を高める。

① 具体的な対策を実施する能力を有する大規模の企業に対し、診断機関が計測を含む詳細な診断を実施する。（90 件程度）

② 対策の実施にあたりより丁寧な対応が必要な中規模の企業に対し、事業者により近い地方自治体を通じて、診断機関による簡易相談・派遣診断を行うとともに、診断後のフォローアップも行う。
（５自治体×（相談・診断合わせて）100 件程度）

３．施策の効果

○ CO2 削減ポテンシャル診断を通じて経済性の高い対策について事業者の自発的な投資が促進され、費用効率的に大規模な CO2 削減と節電を実現する。

○ 診断により得られた結果を分析し、費用対効果の高い対策メニューなどを、他の事業者へ広く周知することにより対策の全国への普及を目指す。

平成24年度 CO2削減ポテンシャル診断・対策提案事業　2.46億円

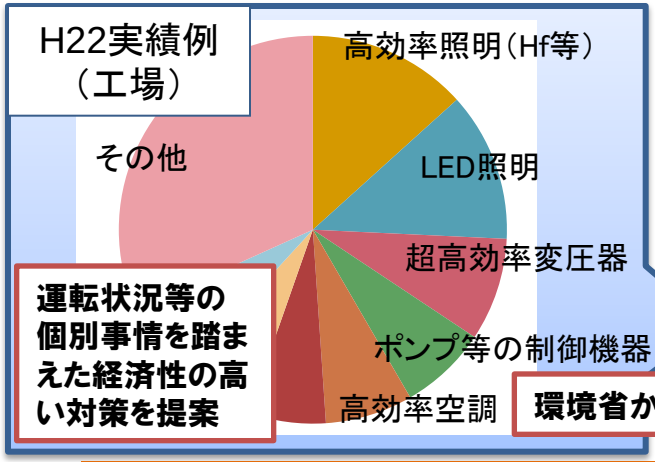
- 排出量の大きい（年間3,000t-CO2）事業者に対しCO2削減ポテンシャル診断を実施し、投資回収年数3年未満の経済性の高いCO2削減対策投資・対策を促進する。
- 事業者規模により診断への対応能力は異なることから、それぞれの特徴にあわせて二つのメニューを用意し、診断後の対策実施率を高める。
- ウェブサイトや相談会等により事業者へ広く効果的な対策メニューを周知することで中長期的な事業者のCO2削減対策を促進する。

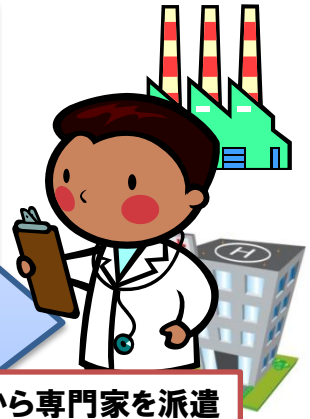
診断　**対策提案**

事業者のCO2削減対策を推進

平成24年度から

事業者の排出規模に合わせて2つのメニューでがんばる事業者を応援





CO2削減ポテンシャル診断

診断機関が事業者に対し計測を含む詳細な診断を実施し、CO2削減の対策技術の提案を行う

対象：全国の大規模（排出量年6千トン以上）の事業者

規模：90件程度



自治体ポテンシャル診断支援

自治体を通じて、診断機関による簡易相談・派遣診断を行うとともに、診断後のフォローアップも行う

対象：自治体内に所在する中規模（排出量年6千トン未満3千トン以上）の事業者

規模：5自治体×（相談・診断合わせて）100件程度



ポテンシャル診断実績：　平成22年度　100件、　平成23年度　126件

（新）地域における市場メカニズムを活用した低炭素化推進事業

１８８百万円（０百万円）

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

１．事業の概要

市民を巻き込んだ温暖化対策の充実や、東日本大震災を契機とした電力需給逼迫への対応のため、地域の活性化も視野に入れつつ、地域ぐるみで市場メカニズムを活用した取組を行う先進事例が見られている。これを継続的な取組へつなげつつ全国的に広めていくことが必要である。

このため、市場メカニズムを活用し、温室効果ガス削減効果に応じて経済的インセンティブを付与するといった取組を地域ぐるみで行うものについて、実施体制の構築・効果検証等を支援し、各地に普及できるよう取組手法の確立を図る。

２．事業計画

（１）地域ぐるみの取組モデル事業

市場メカニズムを活用して地域ぐるみの排出削減の取組を行う事業について、実施細則の策定、参加事業者等の募集等事業の立ち上げ・大幅拡充に必要な費用や削減効果の確認等に要する費用について支援する。

・モデル事業　　150 百万円（15 百万円×10 地域）

（２）排出量等管理システム整備

各地域における市場メカニズムを活用した取組に必要な排出量・排出削減量管理システム等の構築を支援するため、必要なインフラの整備に向けた検討を行う。

３．施策の効果

○　先行事例を基に課題・成果を共有・整理し、他地域でも活用可能な取組手法・評価手法の確立を図ることにより、取組の全国展開を目指す。

- 費用効率的な取組の実証による地域の参加の促進
- 課題・成果の共有、制度運営コストの低減
- 地域を越えた連携のための共通的な基盤の整備

○　また、市場メカニズムを活用して効率的に CO2 削減・節電活動等を促すことで、東日本大震災を契機とした電力需給の逼迫への対応を図る。

地域における市場メカニズムを活用した低炭素化推進事業

背景

市民を巻き込んだ温暖化対策の充実や、東日本大震災を契機とした電力需給逼迫への対応のため、地域の活性化も視野に入れつつ、地域ぐるみで市場メカニズムを活用した取組を行う先進事例がみられている。

このため、これを継続的な取組へつなげつつ、全国的に広めていくことが必要。

事業内容

地域ぐるみの取組を支援

市場メカニズムを活用した温室効果ガス削減等の取組を地域ぐるみで行うものに対し、実施体制の構築・効果検証等を支援。

効果

先行事例を基に課題・成果を共有・整理し、他地域でも活用可能な取組手法・評価手法の確立を図ることにより、取組の全国展開を目指す。

- ➢費用効率的な取組の実証による地域の参加の促進
- ➢課題・成果の共有、制度運営コストの低減
- ➢地域を越えた連携のための共通的な基盤の整備

＜地域ぐるみの自主的な取組の例＞



カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット(J-VER)制度の推進事業
910百万円(1，402百万円)

（エネルギー特別会計　834百万円(1，250百万円)
一般会計　　76百万円(　152百万円)）

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

１．事業の必要性・概要

○　事業者、国民等の幅広い主体による主体的な排出削減を進めることができるカーボン・オフセットの取組は、新聞等の報道がなされているものだけでも国内の事例が 1,030 件（H23 年４月現在）を超えるなど着実に広がってきている。

○　取組の更なる活性化を目指し、平成 23 年４月より「カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会」を開催。検討結果を踏まえ、広報アイテムの作成や基準類の再整備等を行い、取組事業者のインセンティブ向上を図ることにより、全体の活性化を促進していく必要がある。

２．事業計画（業務内容）

○　カーボン・オフセットについては、各種セミナーの開催やイベント出展を行うなど、事業者・消費者への普及促進策を強化するとともに、カーボン・オフセットの認証取得経費の支援や、カーボン・オフセット EXPO(マッチングイベント)を開催する等により、カーボン・オフセットの理解の浸透を図る。

○　カーボン・ニュートラル認証制度については、制度の運営や試行事業を通じた先進事例の発掘を通じ、信頼性を担保しながら指針・基準を使いやすくするとともに、算定手法や検証手法等の精度向上を図ることで、制度の適切な普及に努める。

○　J-VER 制度については、引き続き対象プロジェクト種類の追加や認証プロセスに関する制度利用者への支援に加え、創出された J-VER の市場取引促進のため、地域協議会の運営を支援すること等により、全国各地における J-VER を利用したカーボン・オフセットの取組促進ならびに認知度向上につなげていく。

３．施策の効果

○　J-VER を活用した信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を促進することで、国内の中小企業や農林分野の温室効果ガス排出削減・吸収を推進し、京都議定書の目標達成に貢献するとともに、国内投資の促進、雇用創出につなげることで地域活性化に寄与する。

カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット（J-VER）制度の推進事業

＜カーボン・オフセット＞

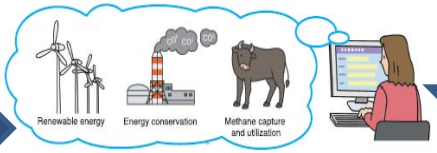
市民・企業等が、自身の温室効果ガスの排出量を認識し、削減努力を行った上で、どうしても削減できない部分を、他の場所の削減・吸収量（クレジット等）で埋め合わせること



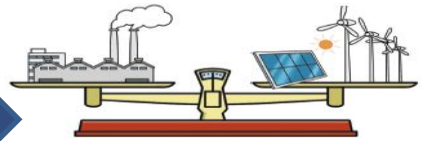
家庭やオフィス、移動（自動車・飛行機）での温室効果ガス排出量を把握する



省エネ活動や環境負荷の少ない交通手段の選択など、温室効果ガスの削減努力を行う



削減が困難な排出量を把握し、他の場所で実現したクレジットを購入または他の場所での排出削減活動を実施



対象となる活動の排出量と同量のクレジットで埋め合わせ（相殺）する

事業概要

適切なカーボン・オフセットの普及

- カーボン・オフセットに関する相談、認証取得支援
- カーボン・オフセットEXPO（マッチングイベント）などを通じ、環境先進企業や地方自治体等、様々な取組主体との連携を通じ、事業者・消費者への理解浸透拡大
- 会議イベントオフセット等、重点取組分野での普及促進

- カーボン・ニュートラル認証制度の運営や試行事業を通じた、制度の適切な普及

信頼性の高いクレジット（J-VER）の創出

- オフセット・クレジット(J-VER)制度※の運営
  （J-VER認証、新規プロジェクト種類の承認等）

- J-VERプロジェクト実施者への支援 （認証プロセス支援、協議会等を通じた地方マッチング支援等）

※J-VER制度 ［Japan-Verified Emission Reduction］
国内のプロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量を、オフセットに用いるクレジット（J-VER）として認証する制度。ISOに準拠した形で2008年11月よりスタート。

J-VER制度を活用したカーボン・オフセットの取組促進を通じ、京都議定書や中長期目標の達成に貢献するとともに、中小企業や農林分野を含めた国内投資の促進、雇用促進につなげ、地域活性化に寄与

(新)いぶき(GOSAT)観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備
1，352百万円(0百万円)

地球環境局総務課研究調査室

１．　事業の必要性・概要

温室効果ガス専用の観測衛星として世界唯一の「いぶき」は平成 21 年の打ち上げ以降、順調に観測を続け、ハード面に問題はないが、設計寿命は 5 年（平成 26 年）であり、遠からずその寿命を迎える。世界をリードする温室効果ガスの多点観測データを提供し、気候変動の科学、地球環境の監視、気候変動関連施策に対し貢献する国際社会における我が国の役割を継続的に果たすため、平成 28 年打ち上げを目標として「いぶき」後継機を開発する。

（１）事業の必要性

①気候変動の科学に対する貢献

二酸化炭素及びメタンの大気への排出・蓄積による温暖化等の地球システムへの影響の科学的評価のためには、全球において、森林等の陸面、海面におけるこれら温室効果ガスの吸収・排出の地域的な収支や、温暖化によってその収支がどのように変化するか等の炭素循環の解明が極めて重要である。このためには二酸化炭素及びメタンの全球的・継続的な観測が必要であるが、地上における観測点は世界的に 300 カ所程度で、広大な観測の空白域を埋めるには衛星観測が必須である。このため、「いぶき」及び観測精度と密度を飛躍的に向上した後継機により、継続的・体系的に衛星観測を行う。

②全球的な気候変動政策への貢献

気候変動リスクの一つとして熱帯林や永久凍土等における炭素循環の大規模な変化が懸念され、地球環境の変動の監視による早期検出が極めて重要である。また、2050 年の世界温室効果ガス排出量半減の促進の観点から、地域別の二酸化炭素の吸収排出量推定（REDD+の効果、主要排出国の削減行動の評価）を精度良く行う必要性が高まっている。このため、「いぶき」及び後継機により、継続的・体系的な観測体制を確立する。

③地球観測における国際責任

全球地球観測システム（GEOSS）や全球気候観測システム（GCOS）を担う「いぶき」による観測連携を後継機によって継続することが宇宙・科学技術先進国の責任である。このため、後継機を開発し、現行の国際協力を継続し、二酸化炭素・メタンの観測衛星 OCO-II（2013 年打ち上げ予定）を計画している米国等各国との連携強化を目指す。

（２）事業の概要

観測点の濃度を高精度かつ全球で多点的に行う現行いぶきの点的観測の発展的継続を後継機の開発方針とする。具体的には、地上観測における観測の空白域をいっそう削減し、全球の温室効果ガスの挙動をより精度良く、かつ、稠密に把握するとともに、地域

別の吸収・排出量の推定精度を高める。このような観測の高度化を実現するため、観測センサーの高度化に加え、地上システムの統合的な高度化を行う。現行機と同様に環境省、JAXA、NIES の共同開発の予定であり、環境省は衛星に搭載する観測センサーの開発、地上等検証システムの開発及びモデリング技術の開発を受け持つ。

「いぶき」は、環境省、宇宙航空研究開発機構（JAXA）及び国立環境研究所（NIES）により共同で開発され、打ち上げ以来、観測データの解析結果（二酸化炭素・メタン濃度等）の研究機関や一般へ提供（平成 22 年 2 月開始）し、今年度中には全球の地域別二酸化炭素吸収排出量データを公表する予定。全球を多点かつ精度良く観測（通年で約 13,000 箇所程度、そのうち陸上は約 5,000 箇所程度）し、陸上観測の空白域を大幅に減らし、その高度な機能によって世界をリードしている。

２．　事業計画（業務内容）

（１）「いぶき」後継機に搭載する次期観測センサーの設計、開発

平成 24～28 年（24 年度 223 百万円）

観測精度及び観測密度を向上した観測センサー（FTS センター）の設計、製作及び衛星への搭載を行う。24 年度は設計を行う。

（２）「いぶき」後継機に向けた観測・データ処理過程の統合的高度化

平成 24～28 年（24 年度 1,129 百万円）

観測・データ処理過程の統合的高度化のためのモデリング技術の改良・開発、検証体制の強化を後継機センサーの開発・設計過程へ還元しながら一体的に進める。

① 観測・データ処理過程の統合的高度化：「いぶき」の観測・データ処理手法の課題を精査し、観測センサーの高度化に加え、濃度推定手法、吸収・排出量推定手法を高度化する。

② REDD+の MRV システムの開発：森林保全による排出削減努力を計測、報告、検証するための観測システムの開発

③ 地上・航空機観測による後継機開発のための検証体制強化：「いぶき」の観測データの検証に用いる地上や航空機による観測体制を強化する。

３．　施策の効果

○ 全球炭素循環の解明による気候変動予測の精緻化、大規模な地球システムの変動の監視及び地域別吸収・排出量推定の精緻化による国際的削減努力のモニタリングに貢献する。

○ 米国で計画されている OCO-II 等の面観測と後継機の点観測の連携を行い、全球地球観測の国際的な体制強化に貢献する。

○ REDD プラス活動の温室効果ガス削減・吸収効果を定量的・客観的に把握し、世界の森林からの温室効果ガスの排出削減に貢献する。

いぶき（GOSAT）観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備

1,352百万円（0百万円）

「いぶき」後継機搭載センサーの開発・設計

概念設計

試作試験用モデル（BBM）製作・試験

工学試験モデル（EM）製作・試験

プロトタイプフライトモデル（PFM）製作・試験

打ち上げ

後継機運用

フィードバック

衛星ハードシステム開発

H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29

観測・データ処理過程の統合的高度化

- 観測・データ処理手法の課題精査
- 濃度推定手法、吸収・排出量算定手法の高度化

→ 衛星データ処理システム開発

REDD+のMRVシステムの開発

- 衛星、地上、航空機などの観測手段を最大限活用した概念モデル設計
- 観測・モデリング技術開発
- 国内、国外のサイトにおける実証試験

→ REDD+への応用システム開発

地上・航空機観測による検証体制の強化

- 地上、航空機観測の強化、高度化
- モデリング技術の高度化

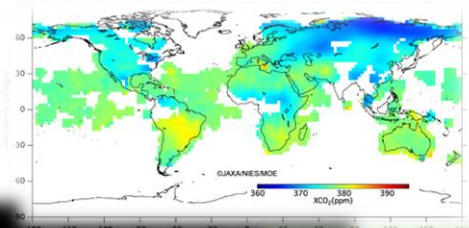
→ 衛星データの地上検証システム強化

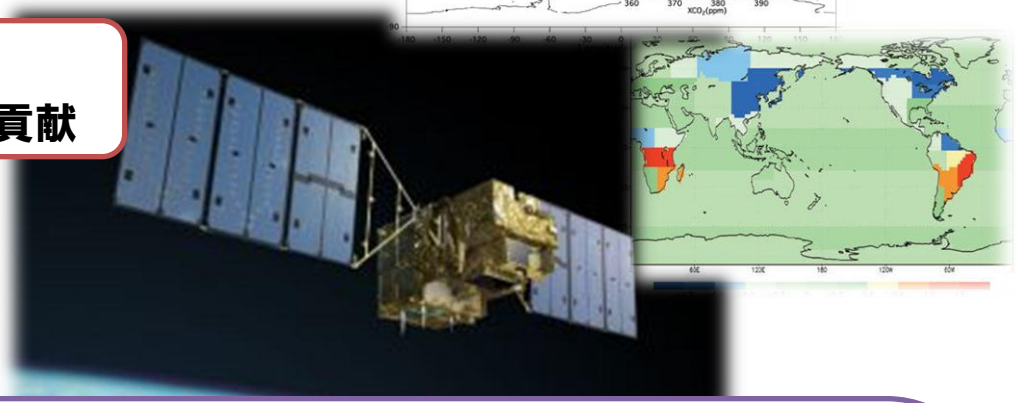
衛星の地上システムの統合的高度化

「いぶき」後継機に搭載する次期観測センサーの設計・開発

世界で唯一の温室効果ガス観測技術衛星・いぶきの使命

・二酸化炭素やメタンの全球的な挙動の解明
・地域別の温室効果ガス吸収・排出量の推定精度の高度化





・気候変動予測の精緻化に貢献
・国際的な気候変動関連施策に貢献

いぶき後継機の達成ポイント

いぶきによる地球環境監視の発展的継続

・測定点数の向上　（雲域、高輝度域（海洋など）での観測の改善など）
　センサーの高度化及び検証体制の強化によるデータ品質の向上により達成

・測定精度の更なる向上　（観測法規の高度化、解析アルゴリズムの向上など）
　濃度推定、吸収・排出量算出手法の高度化により達成

・REDD+のMRVシステム開発
　我が国中期目標達成への貢献（クレジット化）に関連する国際的なMRVシステムとすることも視野に入れる

REDD＋のMRVシステムの開発

森林炭素量の変化を測定又は検証する技術システム概念設計およびプロトタイプによる実証試験

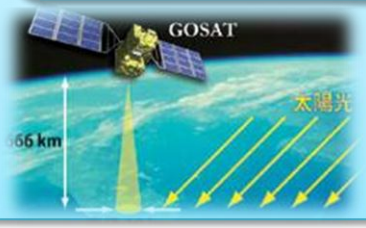
大気観測におけるデータ集積、技術開発

「いぶき」など温室効果気体観測衛星によるデータ蓄積･解析

温室効果ガス地上観測（航空機･船舶、小型自動観測機器、フラックスタワー等を含む）の充実によるデータ蓄積･解析







・REDD＋の国際動向を踏まえた概念モデルの設計
・観測、モデリング技術の開発

・大気輸送モデルの高度化
・海洋生態系･輸送モデルの高度化

森林地上観測の充実によるデータ蓄積

陸域生態系モデルの精度向上

「だいち」など森林画像観測衛星によるデータ蓄積･解析手法の高度化
- 森林減少、劣化のマッピング
- 森林炭素収支のマッピング





検証
整合性チェック

森林生態系バイオマス変化量（REDD活動の効果）の評価

途上国の森林インベントリを補完・検証できるシステムのプロトタイプを構築

森林生態系炭素量に関する知見集積、技術開発

海底下CCS実施のための海洋調査事業　　270百万円（270百万円）

水・大気環境局水環境課海洋環境室

１．事業の必要性・概要

中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための施策の一つである二酸化炭素海底下地層貯留（以下「海底下 CCS」という。）については、海洋環境保全の観点から平成 19 年５月の「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海洋汚染防止法」という。）」の改正により原則禁止となり、環境大臣の許可制の下で実施されることになった。同法においては、申請者に対して、事前の海洋環境影響評価、モニタリング等を義務付けているが、海底下 CCS 事業において、事業者が実施する環境影響評価の結果の妥当性を適正に判断するためには、現在の日本近海において海洋生物、特に影響を受けやすく、評価の対象になると思われる海水中浮遊生物、貝類、底質中ベントス等の生態系の状況について把握するとともに、これらに影響を与えるｐＨや全炭酸濃度などの海水の化学的な性状の現況について把握しておく必要がある。

このため、海底下 CCS 事業の普及と適正な実施のために、日本周辺の代表的な海域数ヶ所における海洋生態系及び海水の化学的性状を現地で調査し把握する。

また、海底下 CCS の監視・管理について、海洋汚染防止法上は、事業者が永久に実施することとされていることから、事業者の負担を軽減し海底下 CCS 事業の普及と適正な管理体制を構築するために、CCS の超長期的な管理体制のあり方についても検討する。

２．事業計画（業務内容）

（１）海底下 CCS に係る海洋生態系把握調査

平成 23 年度に実施した同調査の継続として、日本近海の CCS が実施される可能性の高い５海域において海洋生物の生態系把握及び海水及び底泥の化学的性状把握を目的とする現地調査を行う。特に CCS 実証試験地として可能性の高い海域１海域についてより詳細な調査を行う。

（２）海底下 CCS に係る超長期的管理体制のあり方の検討

平成 23 年度に実施した同検討業務において、整理された情報や課題に関して海洋汚染防止法等への対応について引き続き検討を行う。また、CCS の国際標準化も具体的に検討されていることからそれらに対しても検討も行う。

３．施策の効果

本事業の実施により、海底下 CCS 事業を行うに当たっての海洋環境保全の観点から適切な事前環境影響評価及び安全かつ効率的な超長期的管理体制の確立に資する。これによって将来の安定的な海底下 CCS による大幅な二酸化炭素排出量の削減に貢献する。

海底下CCS実施のための海洋調査事業（3カ年）

海洋生態系把握等事業

1．海洋生態系把握調査
①海洋生態系調査
浮遊生物・貝類、底生生物を中心に海洋生態系調査

②．海水の化学的調査
炭酸系項目の濃度把握
・pH（センサー係留調査）
・pC02（センサー係留調査）
・水温
・塩分
・全炭酸濃度等

2．超長期管理体制の検討
・諸外国の管理体制調査
・我が国の管理体制の検討

日本近海の海洋生態系を把握し、CCS事業の適切かつ円滑な実施を図る。また、我が国における超長期的な管理体制のあり方の検討も行う。

海洋生態系把握調査

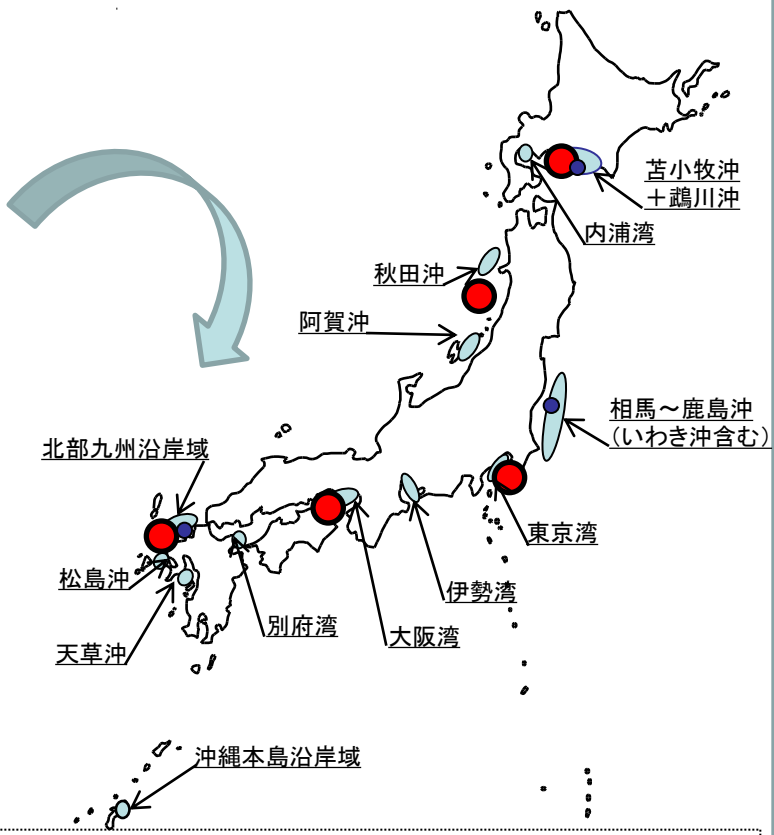
H23年度
測定回数
2回（秋、冬）
調査内容
海洋生態系の適切な観測地点の把握及び炭酸系項目の濃度測定を広範囲で調査

H24年度
測定回数
2回（春、夏）＋1海域詳細調査
調査内容
H23年度(秋、冬)及びH24年度(春、夏)の調査結果等を受け、環境影響評価のためのモデル調査を実施

H25年度
測定回数
4回（春、夏、秋、冬）＋1海域詳細調査
調査内容
海洋生態系等の自然変動把握

海洋生態系把握の調査結果とりまとめ

海洋生態系把握調査海域：5海域（●）
とCO2海底下地層貯留可能性調査海域（○）＊
及びCCS実証事業候補地選定調査海域（●）＊＊



＊ 貯留可能推性調査地点は、（財）地球環境産業技術研究機構「平成17，19年度二酸化炭素地中貯留技術開発成果報告書」から引用。代表的調査海域のみ抽出。

＊＊CCS実証事業候補地選定調査海域は、経済産業省の同事業の委託業者、日本CCS調査(株)の公表による海域。

気候変動影響評価・適応推進事業　　２９９百万円（４２２百万円）

地球環境局総務課研究調査室

１．事業の必要性・概要

既に避けられない気候変動による影響に短期的に対応し、将来の影響評価を進め、中長期的な気候変動に対する適応策の立案を推進することが我が国及び国際社会における重要な課題となっている。このため、本事業は、関係府省庁と連携した国内における適応施策の実施、気候変動に対して脆弱なアジア太平洋地域における適応分野の国際協力及び IPCC 第 2 作業部会（影響評価・適応）等を通じた科学的基盤における国際貢献を行うものである。

２．事業計画（業務内容）

(1) 気候変動影響評価・適応推進事業

地球観測連携拠点（温暖化分野）の設置・運営、気候変動影響統計データベースの更新・運用を行う。また我が国における地球温暖化影響に関する評価報告書の作成を行うとともに、短期・中長期的な温暖化対策に盛り込む適応策等を検討し、関係省庁や自治体等における適応策推進を支援する。

(2) アジア太平洋地域気候変動影響評価・適応パートナーシップ推進事業

気候変動に脆弱なメガデルタ地域、島嶼地域、山岳地域等を有し、我が国と外交・経済的に密接なアジア太平洋地域の適応実施を支援するため、国連環境計画(UNEP)、アジア開発銀行その他の国際ドナーと協調して、アジア太平洋地域適応ネットワーク(APAN)のハブセンター運営を支援する。具体的には、地域ごとに適応に係るニーズの把握・分析評価・適応策の検討、適応に関する実践的な知識の共有、我が国の有する適応技術やノウハウの移転・提供を推進する。

(3) IPCC 報告書作成支援

IPCC 第 5 次評価報告書（2014 年公表予定）等への我が国の科学的知見の反映を行うべく、我が国から参加する執筆者・研究者の活動を支援する。

３．施策の効果

- 関係府省・機関の連携強化、自治体等における国内適応策の促進
- アジア太平洋地域の脆弱な途上国における適応策の促進
- IPCC 報告書等を通じた気候変動影響評価に関する科学的知見の強化

気候変動影響評価・適応推進事業 （299百万円）

2005年までの100年間で世界の平均地上気温が0.74度上昇。多くの自然システムが影響を受けつつある。
（IPCC第4次評価報告書）

脆弱性の高い途上国のみならず、我が国を含む先進国でも既に影響が顕れつつある

モニタリング、情報収集・分析・評価、適応策の検討・実施

データ収集	影響評価	適応策支援	情報発信

気候変動影響監視評価センター（60百万円）

データ品質の管理・保証
気候変動影響統計データベースの整備 （公的統計に関する基本的な計画に基づく）

気候変動影響評価及び適応策 （45百万円）

影響評価報告書の定期的作成
モニタリング手法、脆弱性評価手法の調査

適応ガイドライン
優良事例等技術情報

自治体等国内適応策実施主体の支援、普及・啓発

アジア太平洋地域ハブセンター支援事業 （87百万円）

アジア太平洋地域における観測、データ収集に基づく脆弱性評価

適応に係るニーズの把握、適応事例の整理、ワークショップ開催等によるキャパシティビルディング

適応情報のAPANを通じた政策決定者への配信

適応技術支援機能の整備 （42百万円）

我が国の適応技術を整理し、途上国における利用を促進

UNEP適応ネットワーク構築への貢献

我が国の技術の海外展開等アジア太平洋途上国支援

我が国の有する科学的知見のIPCC等国際的な科学的基盤への貢献

IPCC報告書作成支援業務 （65百万円）

環境研究総合推進費

６，６７０百万円（８，００７百万円）

※東日本大震災復興特別会計（仮称）（環境省計上）＜うち復旧・復興　１，０００百万円＞

総合環境政策局総務課環境研究技術室

１．事業の必要性・概要

政府全体における研究･技術開発の重点２本柱の一つである「グリーン･イノベーション」を推進する一環として、研究･技術開発の成果を社会に「適用」してイノベーションにつなげていく研究開発や、個別領域にとどまらない研究開発が一層求められていることを踏まえ、平成２３年度に廃棄物の適正処理、循環型社会の構築技術等に関する研究分野を統合し、環境分野における分野横断的な研究開発をいっそう強化し、着実な推進を図っていく。

これまでに、地球温暖化による我が国への影響および被害コストに関する総合的な知見を提供したほか、ダイオキシン対策類に関する研究により削減対策が進み、廃棄物焼却からのダイオキシン類の排出量の大幅削減を実現する等の環境政策上の成果を上げている。

２．事業計画（業務内容）

広く産学民官の研究機関の研究者から公募により提案を募り、外部専門家・有識者等による事前評価を経て研究課題が競争的に選定される、競争的研究資金として運営する。中間評価、事後評価、追跡評価を行い、結果を公表するとともに、中間評価結果は次年度以降の継続可否や予算額に反映し、資源配分の効率化・適正化を図る。

（１）被災地の復旧・復興に向けた諸問題の解決に資する研究開発

平成２３年３月に発生した東日本大震災に伴う津波や原子力発電所の事故により、各地で廃棄物（ガレキ等）等による影響・被害が散見されることから、東日本大震災に伴って生じた津波や放射性物質等による被害及び環境影響を解明し、その環境修復技術・政策・システムの普及・展開を強力に推進することにより、被災地の復旧・復興に向けた諸問題の早期解決に資することを目的とし、以下の行政ニーズに対応する研究・開発等を行う。

〇災害廃棄物の迅速・円滑な処理を目指した処理技術・システムの研究（災害廃棄物の広域処理システム、放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理技術・システム等）

〇放射性物質による汚染土壌等の除染・環境修復

〇災害に強くエネルギー効率の高い給排水システムの構築

〇水系感染症のリスク解明

〇津波や放射性物質による生態系への影響解明　等。

（２）戦略的研究開発領域（トップダウン型）

先導的に重点化を図り、統合的な研究又は社会に適用するためのシナリオを提示する研究。

平成２４年度は、戦略的プロジェクト「地球規模の気候変動リスク管理戦略の構築に関する総合的研究」を立ち上げる。研究成果を毎年国内外に発信し、国内における中長期的な政策検討の科学的基盤として活用する他、温暖化対策の国際的合意形成への寄与を目指す。

〇地球規模の気候変動リスク管理戦略の構築に関する総合的研究（新規）

〇アジア規模での生物多様性観測・評価・予測に関する総合的研究

〇東アジアにおける広域大気汚染の解明と温暖化対策との共便益を考慮した大気環境管理の推進に関する総合的研究

〇アジア低炭素社会に向けた中長期的政策オプションの立案・予測・評価手法の開発とその普及に関する総合的研究

（３）環境問題対応型研究領域（ボトムアップ型）

環境施策上特に必要とされている研究テーマを行政ニーズとして示して公募を行い、全球システム変動、環境汚染、リスク管理・健康リスク、生態系保全と再生、持続可能な社会・政策研究、領域横断研究、循環型社会形成・次世代廃棄物処理技術分野における、個別又は複数の環境問題の解決に資する研究を行う。

（４）革新型研究開発領域

若手研究者による特に新規性・独創性・革新性の高い環境研究や、先進的特定研究テーマに係る最新成果を評価・統合する研究を行う。

３．施策の効果

〇環境省及び全国の地方自治体において研究・開発成果を活用し、復旧・復興にむけた取り組みが加速されるとともに、今後の震災に備えた準備・計画策定が推進される。

〇環境施策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進が図られる。成果は学会発表、環境省 HP や成果報告会等を通じて広く国内外に提供され、その普及・社会還元が図られる。

環境研究総合推進費

研究開発の最重要課題

■グリーンイノベーションの推進・分野横断的な研究開発強化

研究・技術開発の成果を社会に「適用」してイノベーションにつなげていく研究開発、及び環境分野における分野横断的な研究開発を強化・推進

■被災地の復興に向けた諸問題の解決

東北地方太平洋沖地震に伴う被災地の復興に向けた諸問題を解決する ための研究開発を強力に推進

これまでの主な研究成果

・地球温暖化による我が国への影響および被害コストを推計し、今世紀末には被害額が最大で毎年17兆円増加する可能性があることを明らかにした

・ダイオキシン類の発生メカニズムや削減方法の解明により削減技術が進み、ダイオキシン類の排出量をH20年にはH9年比99%削減を達成するなど有害物質の発生抑制に貢献

平成24年度の研究開発

先導的に重点化を図る戦略的研究開発

地球規模の気候変動リスク管理戦略の構築に関する 総合的研究

これまで実施してきている各領域の研究開発を着実に実施し、政策への貢献に繋げる。

- 戦略的研究開発領域（トップダウン型）
- 環境問題対応型研究領域（ボトムアップ型）
- 課題調査型研究領域
- 革新型研究開発領域
- 循環型社会形成推進研究

＋

復旧・復興枠

被災地の復興に向けた諸問題の解決に資する研究開発



- 災害廃棄物の迅速・円滑な処理を目指した処理 技術・システムの研究
- 放射性物質による汚染土壌等の除染・環境修復
- 災害に強くエネルギー効率の高い給排水システムの構築
- 水系感染症のリスク解明
- 津波や放射性物質による生態系への影響解明 等

地球環境保全試験研究費　　２７０百万円（３０２百万円）

地球環境局総務課研究調査室

１．事業の必要性・概要

本事業は、国として行うべき気候変動の要因や影響の長期的、国際的なモニタリング研究として、シベリア寒帯林の炭素循環、アジアの森林炭素循環、航空機や船舶による温室効果ガス濃度の分布、サンゴ生息域の移動等の地球観測の最前線でのモニタリング研究を継続的に実施するものである。こうした地球環境のモニタリング研究は、国内又は国際的な分業・協力体制の下で長期の観測によって変動・変化を検出するものであるため、継続的に実施する必要がある。観測結果等の成果は、地球温暖化対策をはじめ地球環境政策の立案･実施に科学的基盤を与える必要不可欠のものであり、国民への説明責任及び我が国の国際貢献という観点からも重要である。

なお、研究モニタリングを効率的・効果的に実施するため、「地球観測の推進戦略」（平成 16 年 12 月　総合科学技術会議意見具申）に沿った地球観測の推進、地球観測体制の整備、国際的な貢献策等の具体的な実施方針を定めている「我が国における地球観測の実施方針」（平成 22 年８月 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会地球観測推進部会）に基づくものを実施している。

本事業は、関係行政機関及び関係行政機関の試験研究機関が実施する地球環境の保全に関する試験研究について、効率的かつ総合的な試験研究計画等の推進を図るため、環境省設置法第４条第３号の規定に基づき、関係予算を一括計上し、予算成立後関係行政機関へ移し替えることにより、試験研究の一元的推進を図るものである。

２．事業計画（業務内容）

京都議定書の円滑な実施に不可欠な科学的知見の提供を目的とした研究や、IPCC 第 5 次評価報告書に対して我が国として科学的な側面からの知的貢献を行うべく、政府が計画的に取組を強化すべき重要な研究として、平成 23 年度には 13 課題を実施している。平成 24 年度は、平成 23 年度以前に開始した研究のうち８課題を継続するとともに新たに５課題を開始（予定）し、地球環境保全を目的とした試験研究経費に関する関係行政機関間の適切な役割分担と政府全体としての整合性の確保を図りつつ、地球温暖化研究を政府全体として強化する。

３．施策の効果

①政府全体として計画的かつ着実な実施ができる他、研究の重複を防ぐことにより効率的な実施が図られる。

②得られた観測結果等は地球観測連携拠点等を通じ、関係省庁・機関に提供され、政策立案の科学的基盤を与えるほか、国際的な研究機関・プロジェクト、他の競争的研究資金による研究、気候変動影響の監視評価等幅広く活用される。

③成果及び活用結果の発信により、地球環境問題に対する国民の理解を増進する。

地球環境保全試験研究費（地球一括計上）

施策の概要

国の研究機関（所管の研究機関を含む）を対象に、地球温暖化問題の解決に資する科学的知見の集積を通じ、行政課題の解決を科学的側面から支援することを目的に平成13年に創設。

・外部有識者委員による審査（事前・中間・事後評価）

特に、中長期的な視点から関係行政機関（所管の研究機関を含む）が主導的かつ着実に進めるべき研究を行う。

環境省の他の研究資金（環境研究総合推進費など）への成果の受け渡しにより、温暖化に関する研究の進展が効率的・効果的になることが期待される。

近年の成果

東アジアのハロゲン系温室効果ガスの排出を観測



タワーから大気の定期的な採取

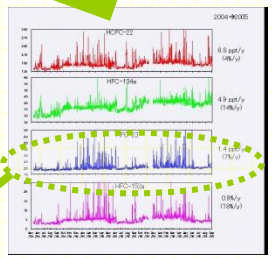


現場での分析

・波照間観測ステーションにおけるハロゲン系温室効果ガスの観測から、経年増加と中国・日本・台湾・韓国などからの影響による汚染ピークが認められた。

・波照間で観測される化合物の濃度変化を利用することにより、東アジアの地域ごとの排出量をある程度推定することが可能となった。
→たとえば中国からのHFC-23排出量は年間11Ggにのぼる可能性がある。

分析データの時系列化



ピークの検出と東アジアの排出実態の解析

地球一括計上の成果は、気候変動予測の精度向上に大きく寄与

平成18年度から、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測体制整備のため、「地球観測モニタリング支援型」を創設

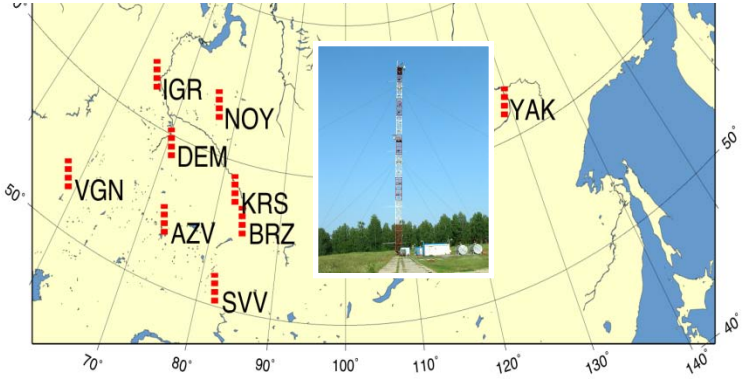
長期的な観測を行うことにより、初めて見えてくる時系列の変動もあり、**将来の地球環境研究にとって重要な基礎的な研究と観測調査**である

「21世紀環境立国戦略」では、**温暖化に関するモニタリングを長期に着実に実施することが明記**されていることから、「地球一括計上」の果たす役割は大きい

IPCCの次期報告書への科学的知見の提供という観点からも、中長期的な視点に立った「地球一括計上」の成果は重要な役割を果たせる

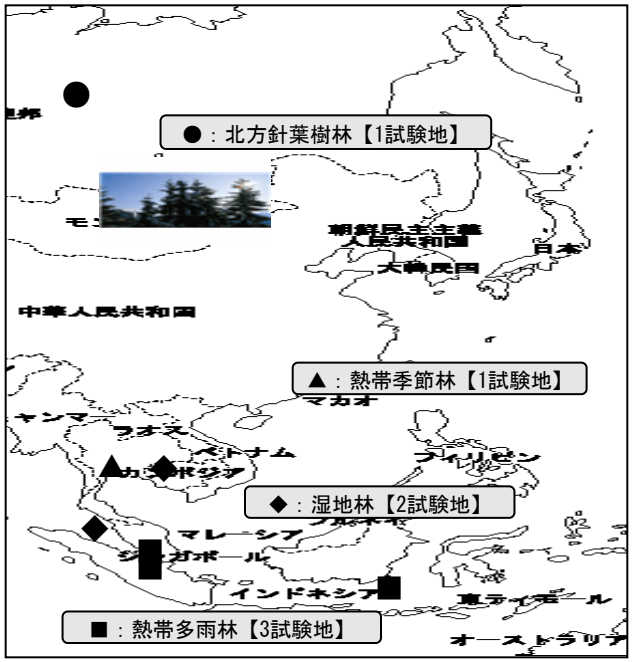
本事業による主な研究モニタリング

●シベリアのタワー観測による温室効果ガスの長期変動解析

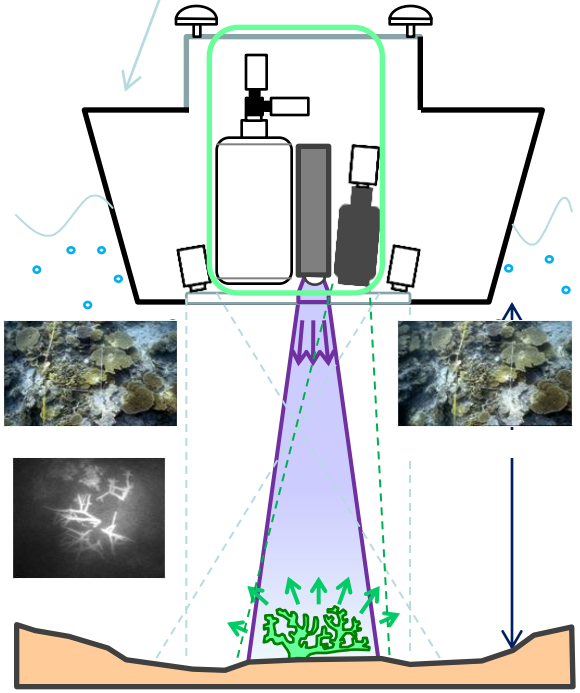


●民間航空機による温室効果ガスの長期変動観測





●東アジア森林生態系炭素収支観測ネットワークの構築



●船舶観測による広域サンゴモニタリング

（新）地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業
１，０００百万円（０百万円）

総合環境政策局環境計画課

１．事業の必要性・概要

東日本大震災と原子力発電所の事故を背景に、再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムの導入等による「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」が国を挙げての課題となっており、「東日本大震災からの復興の基本方針」や政府のエネルギー・環境会議においてもその方針が盛り込まれたほか、６月に環境省が公表した「大量流通の見直しを通じた持続可能な社会づくりのための方策に関するとりまとめ」においても言及していたところである。

こうした地域づくりを進めるに当たっては、地域で十分に活用されていない再生可能エネルギー・未利用エネルギー等の資源を徹底的に活用することが必要。政府の動きと並行して、民間事業者が主体となり、自治体や研究機関等と連携して再生可能エネルギー・未利用エネルギーの導入等を柱とする地域づくりの構想が打ち出されており、こうした取組を支援することで、全国のモデルとなる具体的な地域形成につなげていく。

２．事業計画（業務内容）

全国のモデルとなる、災害に強く、低炭素な地域づくりを支援するため、先進的技術や取組を採り入れた、再生可能エネルギーや未利用エネルギーによる自立・分散型エネルギーシステム（蓄電池導入を含む）の集中導入を産学官で推進する事業について補助を行う。地元地方公共団体と連携しつつ行う事業で、災害時のエネルギー源確保など、地域の防災性向上に資するものであることを条件とする。（補助対象：民間事業者、補助率：１／２、全国４カ所程度で実施予定。）

《具体的支援メニュー例》

・再生可能エネルギーを活用した災害時に効果的な蓄電池連携配電技術・システムや電力管理システムの導入
・再生可能エネルギーと遠隔制御やオークション制御等の組合せによる効率的配電技術・システムの導入
・低温廃熱や地中熱等を活用した小規模地域冷温水供給システムの導入

３．施策の効果

・自立・分散型エネルギーシステムを導入した災害に強く、低炭素な地域づくりの先進的なモデルを具体的に形成することで、再生可能エネルギーの導入を飛躍的に高め、かつ災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる地域づくりを全国に展開させる効果が期待できる。

・本事業によるＣＯ２削減効果は約 7,700ｔ－ＣＯ２/年を見込んでいる。

地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業

平成24年度
10億円

背景・趣旨

東日本大震災と原子力発電所の事故を背景に、再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムの導入等による「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」が国を挙げての課題となっており、「東日本大震災からの復興の基本方針」や政府のエネルギー・環境会議においてもその方針が盛り込まれたほか、平成23年6月に環境省が公表した「大量流通の見直しを通じた持続可能な社会づくりのための方策に関するとりまとめ」においても言及。

政府の動きと並行して、民間事業者主体で、自治体や研究機関等と連携した再生可能エネルギー等の導入を柱とする地域づくり構想も打ち出されており、こうした取組を支援することで、全国のモデルとなる具体的な地域形成につなげていく。

概要

※本事業によるCO2削減効果は7，700t－CO2／年を見込む。

全国のモデルとなる、災害に強く、低炭素な地域づくりを支援するため、先進的技術や取組を採り入れた、再生可能エネルギーや未利用エネルギーによる自立・分散型エネルギーシステム（蓄電池導入を含む）の集中導入を、産学官で推進する事業について、補助を行う。（補助対象：民間事業者、補助率：1／2、全国4カ所程度で実施予定）

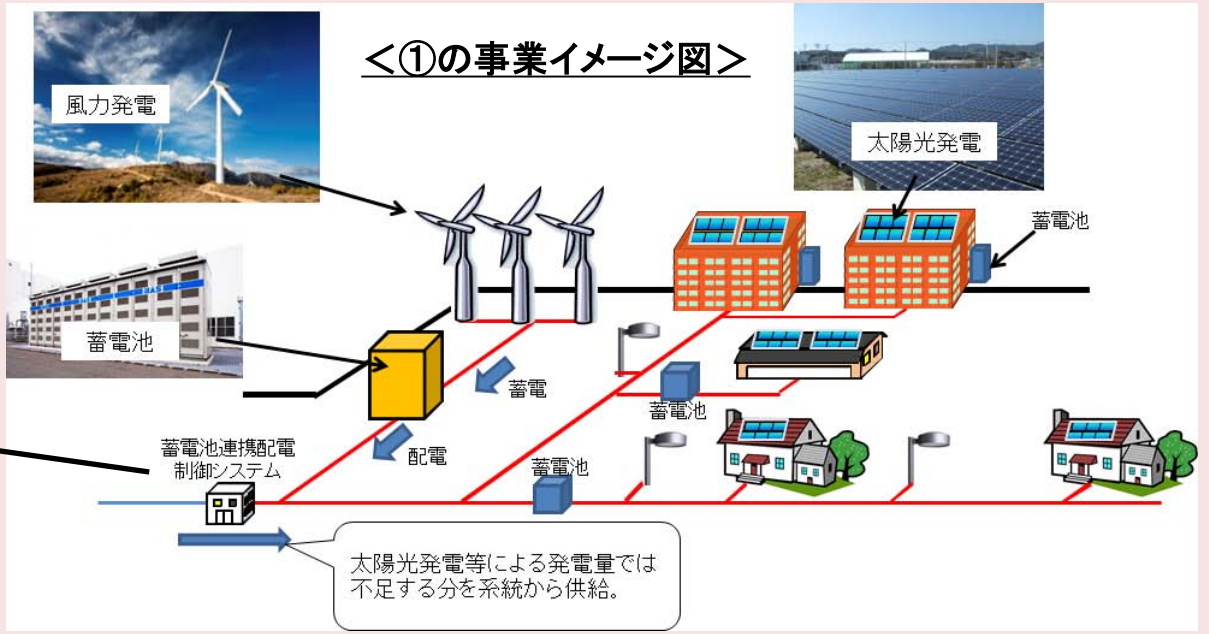
≪具体的な事業例≫

①再生可能エネルギーを活用した災害時に効果的な蓄電池連携配電技術・システムや電力管理システムの導入
②再生可能エネルギーと遠隔制御やオークション制御等の組合せによる効率的配電技術・システムの導入
③低温廃熱や地中熱等を利用した小規模地域冷温水供給システムの導入　等

※地方公共団体と連携しつつ、災害時のエネルギー源確保など、地域の防災性向上に資することが条件

系統内各所に配置された蓄電池と連携した配電制御システムにより、災害時には避難等に必要な街路灯・施設等にのみ通電、その他の電力を蓄電してエネルギーを確保する。

＜①の事業イメージ図＞



チャレンジ２５地域づくり事業（先進的対策の実証による低炭素地域づくり集中支援事業）

２，７００百万円　（３，０００百万円）

総合環境政策局環境計画課

１．事業目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、電力供給設備が大きな影響を受け、一部の原子力発電所の稼働停止により、温室効果ガスの排出量削減にも影響を及ぼしている。こうした中、徹底した省エネルギーの推進や、再生可能エネルギー等自立分散型エネルギーを活用した先進的な取組による、災害に強く低炭素な地域づくりが重要となっている。特に、CO_2 大量排出地域や再生可能エネルギー賦存量が多い地域等における、地域特性や CO_2 排出の現状をふまえた温室効果ガス削減に向けて、国が強力なリーダーシップを発揮し、取組を推進していくことが重要。具体的には、国家的見地から、モデル性の高い取組を選定し、「核」となる「新しい社会基盤」の集中整備を関係省庁と連携し支援。

２．事業内容

技術は確立されているが、効果検証がなされていない先進的対策を、事業性・採算性・波及性等を検証する事業や地域特性に応じて複数の技術を組み合わせて行う対策など、他地域へのモデルとなるべき事業

（１）都市未利用熱等の活用　～都市で未利用の廃熱を輸送して冷暖房に活用～

清掃工場等の廃熱や温排水など、都市で未利用のエネルギーを活用して先進的な熱電供給システムを構築

（２）低炭素型交通システムの構築　～CO2を出さない交通で地域づくり～

燃料電池自動車などを利用したコミュニティ向け低炭素型交通システムの構築、内航船舶のアイドリング・ストップ等

（３）大規模駅周辺等の低炭素化　～街の中心からCO2を25%カットして周辺へも波及～

利用者が多い大規模な駅を中心に駅ビル・地下街・商業施設等、一体的な機能をもつ施設において25%削減に効果的な対策を集中的・複合的に導入

（４）バイオマスエネルギー等の活用　～地域の未利用資源を最大限に活用して低炭素化～

間伐材や下水汚泥等由来メタン等を活用した熱電供給システムを構築

※　委託対象は、民間事業者。（１）～（４）で、平成23年度からの継続事業１４箇所、新規事業５箇所程度を実施予定。（なお、（１）において清掃工場を対象とするものは、事業者たる地方公営企業が対象）

３．事業計画

平成23年度～

４．施策の効果

CO2大量排出エリア等において、国が強力にリードし、CO2２５%削減目標の達成と経済活性化が両立できる「核」となる社会基盤を集中的に整備することにより、低炭素社会の構築と地域経済の活性化による新たな需要や雇用の創出など、国民生活の向上に貢献する効果が期待できる。

本事業によるCO2削減効果は、約10,000t-CO2/年を見込んでいる。

チャレンジ25地域づくり事業（先進的対策の実証による低炭素地域づくり集中支援事業）

平成24年度　2,700百万円

温室効果ガスの削減に向けては、地域の幅広い関係者が協力しつつ、先進的対策の実証や対策技術の集中導入に取り組むことが有効。このため、効果検証がなされていない先進的対策の事業性等の地域における実証事業や、地域特性を踏まえ複数技術を組み合わせた集中導入等、全国のモデルとなるような低炭素地域づくりを集中的に支援する事業を実施し、全国的展開を目指す。

【事業内容】

・技術は確立されているが、効果検証がなされていない先進的対策について、事業性・採算性・波及性等を検証する事業
・地域特性に応じて複数の対策技術を組み合わせて行うこと等により、他地域のモデルとなるべき事業
・委託対象は、民間事業者。①～④で、平成23年度からの継続事業14箇所、新規事業5箇所程度を実施予定。
（なお、①において清掃工場を対象とするものは、事業者たる地方公営企業が対象））

【本事業による温室効果ガスの削減効果】
約10,000t-CO2/年

①都市未利用熱等の活用

～都市で未利用の廃熱を輸送して冷暖房に活用します～

・清掃工場等の廃熱や温排水
→先進的な熱電供給システムの構築



②低炭素型交通システムの構築

～CO_2を出さない交通で地域づくりを進めます～

・燃料電池車
・内航船舶のアイドリング・ストップ



③大規模駅周辺等の低炭素化

～街の中心からCO_2をカットして周辺へも波及させます～

・大規模太陽光
・燃料電池　　など
→大規模駅周辺への集中導入



④バイオマスエネルギー等の活用

～地域の未利用資源を最大限に活用して低炭素化を進めます～

・間伐材等を活用した熱電供給システム
・下水汚泥等由来メタンを活用した熱電供給システム



環境金融情報開示・行動原則等推進事業　　１９百万円（２８百万円）

総合環境政策局環境経済課

１．事業の概要

環境に配慮した金融（環境金融）とは、金融市場を通じて環境への配慮に適切な誘因を与えることによって企業や個人の行動を環境配慮型に変えていくメカニズムである。1400 兆円を超える個人金融資産を含め、環境ビジネス・環境対策など日本の成長を支える環境分野に主体的かつ効率的に資金配分がなされていくためには効率的な環境金融が必要不可欠であり、本事業を通じて環境情報の開示を進め、ステークホルダーの意識を改革していくことによりその拡大を図ることが必要である。

具体的には、平成 24 年度本事業においては、中央環境審議会による「環境と金融に関する専門委員会」の報告書（平成 22 年 6 月）に盛り込まれている①日本版環境金融行動原則の普及促進、②「環境金融リテラシー」の向上、また環境金融の裾野を拡大する上で企業の資金調達に影響力を有する③地域金融機関における環境金融に係る体制整備の事業を実施することにより、環境金融の促進を図ることとする。

２．事業計画

①持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則の普及促進

平成 23 年度に策定された同原則について、地域金融機関を含む幅広い金融機関・機関投資家への署名拡大と効果的な取組を促進するため、以下の事業を行う。

・署名機関の取組情報の収集・フォローアップ及び分析・取りまとめ
・取組に当たって参考となるグッドプラクティスの選定・評価
・取組状況に係る情報・意見交換と署名拡大を図るためのシンポジウムの開催
・非署名金融機関への普及のための地域説明会の実施

②「環境金融リテラシー」の向上

・環境金融を促進していくためには、消費者、金融機関、機関投資家等が、環境金融の意義、利点や具体的な取組方法等について理解し、それぞれの立場から主体的に取り組むことができるような素地を身につけること（「環境金融リテラシー」の向上）が必要。このため、環境金融をわかりやすく解説した資料等を作成し、実際に取り組むに当たっての専門的な参考情報等と併せて情報提供する。

③地域金融機関における環境金融に係る体制整備

・企業の資金調達の際に、環境経営への取組状況に応じて調達条件が有利になるような金融の仕組みが一般的になれば、資金調達を行う企業にとって環境経営への大きなインセンティブとなり、環境金融の拡大に繋がる。このため、環境金融の裾野の拡大に向けて、地域に密着した地域金融機関において環境格付融資や環境経営への助言ができる体制を整備していくため、実態調査や検討会等を行う。

３．施策の効果

環境負荷を低減させる事業への投融資（省エネ・新エネ設備投資や環境ベンチャー投資等）や、企業行動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資（環境格付融資、ＳＲＩ（社会的責任投資）等）が促進され、環境に配慮した持続可能な社会の実現に資する。

環境金融情報開示・行動原則等推進事業

金融　＝　経済活動の血流
あらゆる経済活動・環境対策に金融が必要

企業・個人の行動を環境配慮型に変えていく**メカニズム**が必要

環境金融（環境に配慮した金融）により、環境分野への効率的な資金配分を実現

環境取組の促進により**持続可能な社会**を実現

■環境金融情報開示・行動原則等の促進のための具体的な施策

ステークホルダーの意識改革

〇持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則の普及促進

日本の金融機関が自主的に策定した行動原則について、地域金融機関を含む幅広い金融機関等への署名拡大（裾野の拡大）と効果的な環境金融の取組促進を図る（質の向上）。

〇「環境金融リテラシー」の向上

消費者、金融機関、機関投資家等が、環境金融の意義、利点や具体的な取組方法等について理解し、各人が主体的に環境金融に取り組める素地を作るため、環境金融を分かりやすく解説した資料等の作成や専門的な参考情報等の提供を実施。

環境金融の裾野の拡大

〇地域金融機関における環境金融に係る体制整備

環境金融の裾野の拡大に向けて、地域に密着した地域金融機関において環境格付融資や環境経営への助言ができる体制を整備するための検討会等を実施。

環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業

８００百万円（１，０００百万円）

総合環境政策局環境経済課

１．事業の概要

2020 年に 90 年比 25%削減という中期目標を達成するためには、金融のツールをも総動員して、地球温暖化対策を大幅に加速化する必要がある。

環境金融の一形態として、「環境格付融資」がある。これは、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果が高い企業に対して低利融資を行うものである。環境格付融資によるスクリーニングが広まれば、企業はよりよい環境格付と低金利を目指して環境対策に自主的・積極的に取り組むようになり、企業による環境対策の大幅な促進が図られる。

本事業は、こうした金融機関による環境格付融資の取組を促進しつつ、企業の地球温暖化対策を促進するため、企業の地球温暖化対策に係る投資に対し金融機関が行う環境格付融資について、利子補給を行うものである。

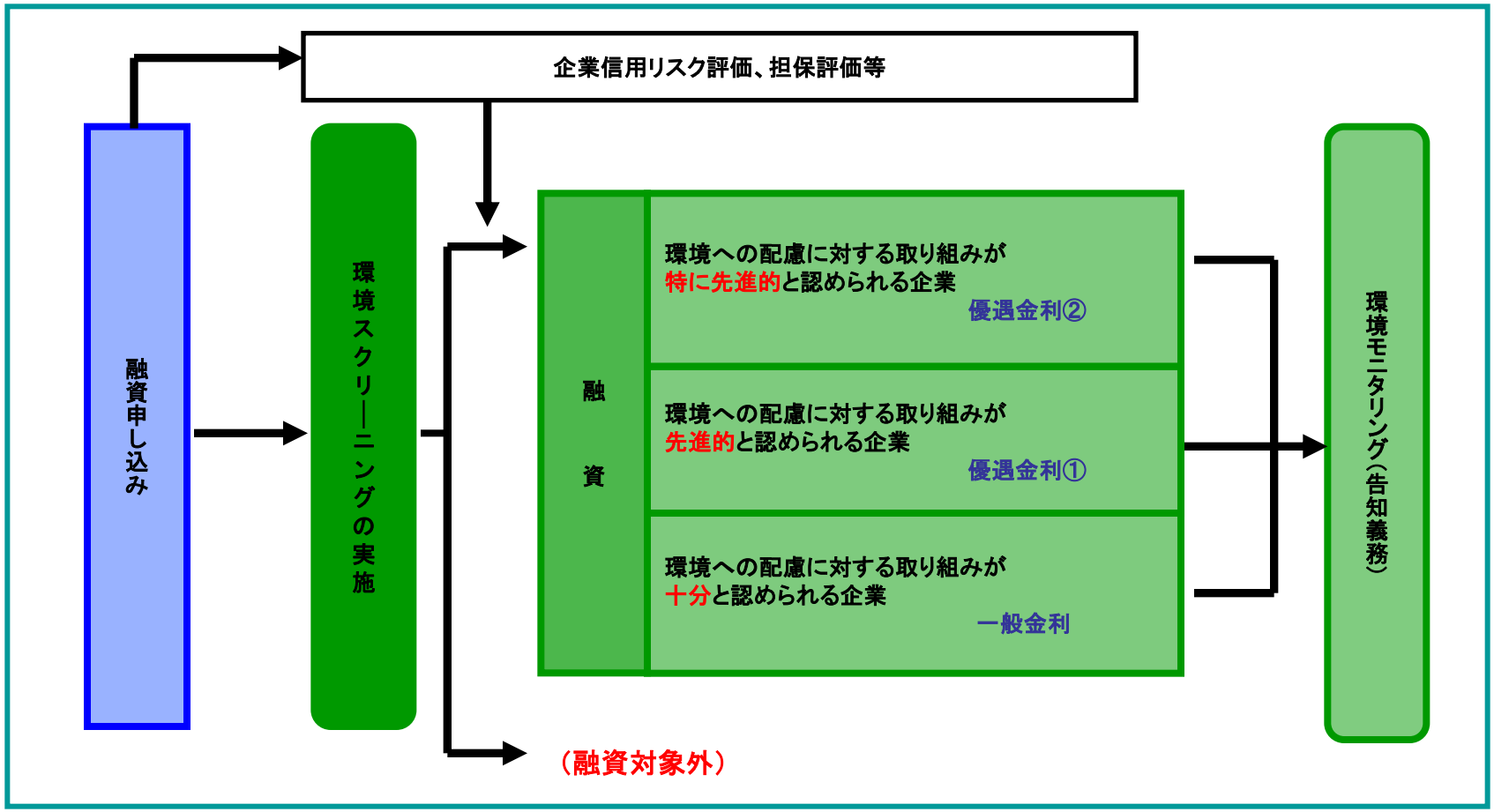
２．事業計画

企業の地球温暖化対策に係る投資に対し、金融機関が行う環境格付融資について、融資を受ける事業者が融資を受けた年から５カ年以内にＣＯ２を５%以上削減（排出量削減又は原単位の改善）することを条件として、当該融資残高の１%を限度として利子補給を行う。

３．施策の効果

多くの民間金融機関が環境格付融資を実施することにより、企業の環境対策が促進される。また、特に地球温暖化対策設備投資の促進につながる。

環境配慮型融資の概要



融資対象

地球温暖化対策

利子補給誓約条件

融資を受けた年から5ヶ年以内に
「5%以上のCO2排出原単位削減」を達成

利子補給

融資残高に対して年1%を限度として利子補給を行います。

（金利※－1%）で融資が受けられます。

※環境スクリーニングにより決定された優遇金利②・
優遇金利①・一般金利

家庭・事業者向けエコリース促進事業
１，８００百万円（２，０００百万円）

総合環境政策局環境経済課

１．事業の必要性、概要

温室効果ガスを2020年に90年比25%削減という中期目標達成のためには、特に家庭、業務、運輸部門の大幅な排出削減が急務。さらに、東日本大震災の影響を受け、電力需給対策、節電対策及び再生可能エネルギーの推進が求められている。

このため、これらの部門における低炭素機器（使用段階においてCO2の削減に資する機器）導入に向けて追加的な投資が必要であるが、特に家庭・中小企業ではその導入に伴う多額の初期投資費用（頭金）負担がネックとなる。

こうした多額の初期投資負担を軽減し、低炭素機器を普及させるためには、「リース」を活用することが有効である。

しかしながら、リース手法への家庭におけるなじみのなさといった理由から、これまで低炭素機器の普及のためにリースは必ずしも活用されておらず、リースによる低炭素機器の普及促進を図るための政策的な後押しが必要。

特に家庭・業務部門における温暖化対策を更に進めていく上で、低炭素機器のリースを家庭を含め広く普及させ、もって低炭素機器の普及を加速化していくために、引き続き本事業を実施することが必要。

２．事業計画

リースにより低炭素機器を導入した場合に、リース料総額の３%をリース事業者に対して助成する。

ただし、東日本大震災の被災地域の復興に資するため、岩手県、宮城県又は福島県における低炭素機器に係るリース契約に限定して補助率を１０%とする。

なお、本事業において低炭素機器を導入できる者は家庭及び事業者（大企業を除く）とし、他に補助制度がある場合には本制度といずれかを選択することとする。

【需要が見込まれる低炭素機器】

（1）家庭向け：既築住宅向け太陽光パネル　等（家庭用高効率給湯器等低価格製品は対象としない。）

（2）事業者向け：高効率ボイラー、高効率ヒートポンプ給湯、高効率冷凍冷蔵庫、太陽光パネル、ハイブリッド建機　等

３．施策の効果

○2020年25%削減という中期目標達成に向け、家庭、業務、運輸部門における低炭素機器等の普及を促進し、地球温暖化対策を加速化。

○本事業による温室効果ガスの削減効果は約21万t-CO2/年を見込んでいる。

○経済効果として、約580億円の低炭素機器の設備導入を創出するとともに、約1,800人の雇用を創出（平成24年度）。

家庭・事業者向けエコリース促進事業

概　要

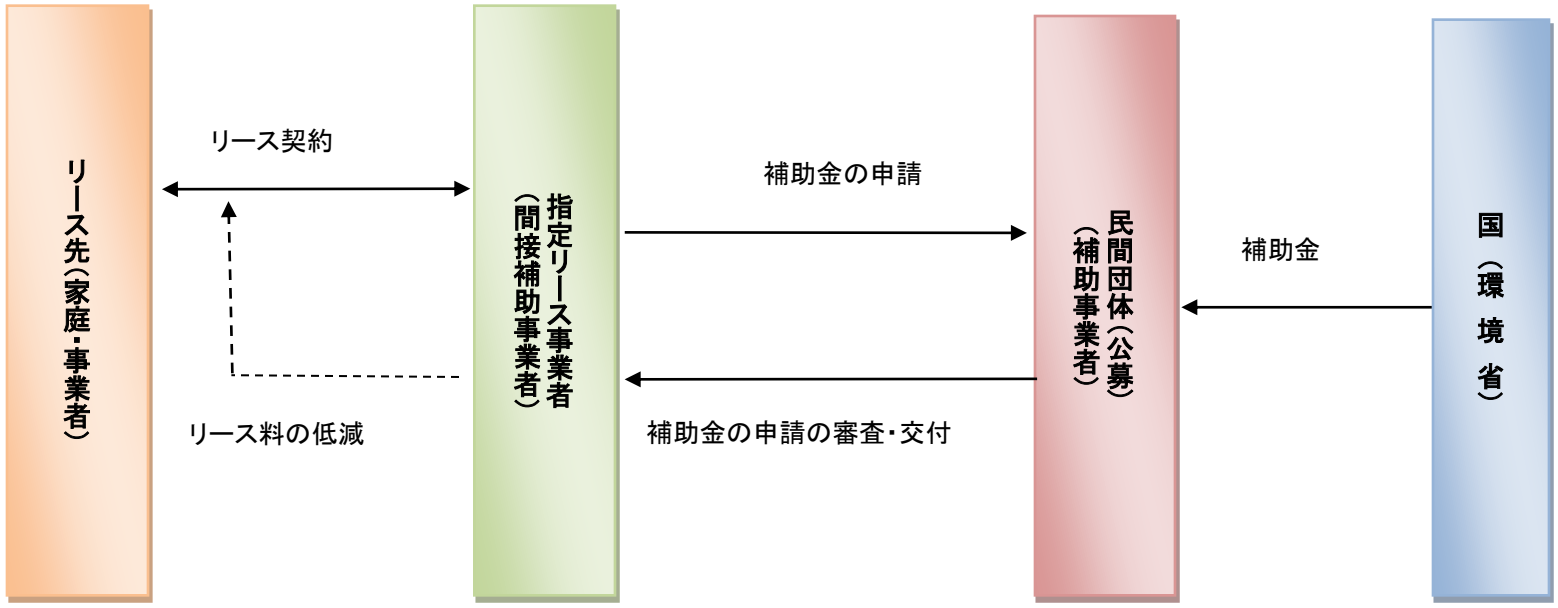
・導入に際して多額の初期投資（頭金）を負担することが困難な家庭及び事業者（中小企業等）について、頭金なしの「リース」という手法を活用することによって低炭素機器の普及を図り、もって「エコで快適な暮らし」を実現。

・具体的には、低炭素機器をリースで導入した場合に、リース総額の3%を指定リース事業者に助成（他に補助制度がある場合にはどちらかを選択。）。

・対象機器の例
家庭向け：住宅向け太陽光パネル等（家庭用高効率給湯器等低価格製品は対象外。）
事業者向け：高効率ボイラー、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機、太陽光パネル等

・効果：①約21万トンのCO2削減（約4万世帯分の年間排出量を削減）、②約580億円の環境投資促進、③約1,800人雇用創出を見込む

スキーム



（新）消費者における環境配慮型製品購入促進策調査検討事業推進費

20 百万円（0 百万円）

総合環境政策局環境経済課

１．事業の背景・概要

持続的発展可能な社会の構築を行うことは、現在日本独自の課題ではなく、世界的な課題となっている。このような中、持続的発展可能な社会を構築するための施策の一つとして、環境と経済の好循環を図り、グリーン・イノベーションを創出していく事は、大変重要な施策であり、環境負荷を減らすほどメリットが生じる経済的手法を含む効果的なポリシーミックスの推進が必要である。

環境と経済の好循環を図るための手法として、市場において積極的に環境配慮型製品が選択されることにともない、環境への負荷が低減され、さらには環境配慮型製品の需要が拡大し、市場のさらなるグリーン化が図られることが重要な手法として考えられる。国等においてはグリーン購入法・グリーン契約法などの施策により環境配慮型製品の利用が進みつつあるものの、消費者に対する環境配慮型製品の普及のための施策は十分ではない状況である。

かたや最近の海外事例では、環境配慮型製品の宣伝と販売の拠点となるグリーン店舗のパイロットプロジェクトの実施や環境配慮型製品を国のプロジェクトにより発行したクレジットカードで購入するとポイントが付与されるといった施策の実施事例がある。そこで、諸外国の先進的な取り組みや国内における民間企業などの取り組みについて、事例調査等を行い、消費者が環境配慮型製品を積極的に購入するための施策について調査検討を行う。

２．事業計画(業務内容)

環境配慮型製品の購入促進策について、上記のような国内外の先進的な取組事例（各地域、団体での取組事例、諸外国の動向）を流通業界へのアンケート調査（無店舗販売、有店舗販売）、ヒアリング調査、文献等で収集するとともに、データベース化をしていく。また、収集した事例を踏まえ、購入促進策に関して、製品製造業者・流通業者・学識経験者等による検討会において結果分析を行い、消費者に届く情報提供のあり方（内容、販売方法、媒体等）、環境配慮型製品の拡大等、具体的な購入促進策について検討を行う。

３．施策の効果

実施に当たって、環境配慮型製品の販売状況・購入者属性等の情報を収集し、環境配慮型製品の消費者における購入促進策の効果について検証し、更なる普及策について検討を行うことにより、「市場」のメカニズムをより一層環境に配慮したものに組み替える(グリーン化)ことが可能となる。

消費者における環境配慮型製品購入促進策調査検討事業推進費

H24年度　概算要求額　19,562千円（0千円）

目的　**流通段階における環境配慮型製品の普及を推進することにより市場のさらなるグリーン化を図る。**

事業概要

市場のさらなるグリーン化を図り、環境と経済の好循環を促進するために、消費者が環境配慮型製品を選択する際の選択条件について、先進的な事例調査を行い、その結果を踏まえ、消費者が環境配慮型製品を積極的に購入するための施策の検討を行う。

事業効果

環境配慮型製品の消費者における購入促進策の効果について検証し、更なる普及策の検討を行うことにより、「市場」のメカニズムをより一層環境に配慮したものに組み替える(グリーン化)ことが可能となる。

平成24年度具体施策

＜内外事例調査等＞

◆国内外の先進的な取組事例（各地域、団体での取組事例、諸外国の動向）を流通業界へのアンケート調査、ヒアリング調査（無店舗販売、有店舗販売）、文献調査により収集。その集めた事例を基にデータベース化

◆事例を基に消費者に届く情報提供のあり方（内容、販売方法、媒体等）、環境配慮型製品の拡大等、具体的な購入促進策についての検討を行う。

世界に貢献する環境経済の政策研究　　１８４百万円（２７３百万円）

総合環境政策局環境計画課

１．事業の必要性・概要

グリーン・イノベーション、環境関連の新市場の開拓等を通じ、環境と経済をともに向上・発展させる「グリーン成長」が世界の潮流となる中で、我が国におけるグリーン成長の具体像やこれを実現するための政策パッケージを検討していくことが求められている。

このため、環境保全の取組が経済をどのように発展させていくのか等の環境と経済の相互関係について研究を行うとともに、グリーン成長の担い手として期待が高い環境産業の動向を中心に、環境と経済の相互関係に着目した情報（環境経済情報）の体系的収集・整理及び情報発信を行う。

２．事業計画（業務内容）

（１）環境経済の政策研究の実施（以下①～③は例示。）

①効果的な環境政策形成に関する研究

環境政策と経済の関係を定量的に評価するモデルを活用しつつ、地球温暖化、３Ｒ、生物多様性等に関する環境政策が経済成長、産業構造、ライフスタイル、環境技術の普及に与える影響などを分析し、適切な政策手法の在り方について研究する。

②グリーン・イノベーションの推進と環境産業の発展に関する研究

環境政策がグリーン・イノベーションに与える影響や我が国の環境技術の国際競争力強化のための方策等について研究する。

③環境、経済及び社会の総合的な発展に向けた経済社会システムの変革に関する研究

東日本大震災からの復興、資源・エネルギー制約など我が国が直面する課題を踏まえて、環境、経済及び社会のバランスの取れた新たな経済社会システムの在り方やその評価手法を検討するとともに、環境保全を通じた地域経済の発展の在り方について研究する。

（２）環境経済情報の整備・発信

環境経済観測調査（環境短観）の実施等により、環境産業に係る市場規模や景況感等、環境に関連する経済動向の情報を体系的に収集・整理し提供する。特に、環境産業の現状をより精緻に把握・評価するため、環境産業の業種別に輸出入額や付加価値額の推計などを新たに実施する。

３．施策の効果

本施策の成果を、戦略的な環境政策の展開や環境産業の振興に活かすことにより、我が国が先導して環境と経済がともに向上・発展する「グリーン成長」を実現し、世界経済の発展に貢献することができる。

世界に貢献する環境経済の政策研究

平成24年度概算決定額　184百万円(273百万円)

背景・課題

グリーン・イノベーション、環境関連の新市場の開拓等を通じ、環境と経済をともに向上、発展させる「グリーン成長」が世界の潮流

～OECD「グリーン成長戦略」(平成23年5月策定)・UNEP「グリーン経済を目指して」(平成23年2月公表)など国際機関でも相次いで公表～

東日本大震災からの復興、資源・エネルギー制約等も踏まえた、わが国のグリーン成長の具体像を提示する必要

環境経済の政策研究

(これまでの成果等)

○15の研究課題を実施
○環境経済モデルによる温室効果ガス削減による経済分析の実施
　⇒「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ」の議論に活用
○TEEB(生態系と生物多様性の経済学)プロジェクトやアジア3R推進フォーラムに成果に一部をインプット　等

【平成24年度の事業展開】

○研究課題を7課題に絞り込む一方、研究体制の強化など研究内容の充実
○「グリーン成長」の実現に向け、産業構造の変化を含む経済社会システムの変革やグリーンイノベーションの推進等の観点を重視

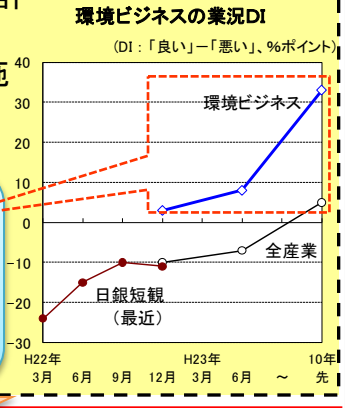
＜研究課題の柱(以下①～③は例示)＞
①効果的な環境政策形成に関する研究
②グリーン・イノベーションの推進と環境産業の発展に関する研究
③環境、経済及び社会の総合的な発展に向けた経済社会システムの変革に関する研究

環境経済情報の整備・発信

(これまでの成果等)

○環境産業の市場規模・雇用規模の推計
　(平成21年：約72兆円・185万人)
○環境経済観測調査(環境短観)の実施
　・環境産業の現在及び将来の景況感を調査
　・平成22年度より本格実施。平成23年度より年2回に拡充

～環境経済観測調査(環境短観)～
平成22年12月調査の結果によると、環境ビジネスはビジネス全体として良い業況。
環境ビジネスに係る具体的な振興施策の企画・立案や政策の効果の評価等の基礎資料として活用するとともに、調査結果の公表を通じて環境ビジネスの認知度向上を図り、その発展に資することを目的



【平成24年度の事業展開】

○新たに環境産業の現状をより精緻に把握
　✓経済全体(GDP)との対比　→付加価値額の推計
　✓経済のグローバル化への対応　→輸出入額・海外の市場規模の推計
　✓国連、EUなど環境産業統計に関する国際的な議論との整合性にも配慮
○環境経済観測調査の継続的実施

環境教育等促進法に基づく環境教育の推進
―独自の文化を活かした日本型環境教育の構築・展開―　５０百万円（３２百万円）

総合環境政策局環境経済課環境教育推進室

１．事業の必要性・概要

環境教育等促進法（平成 23 年６月８日に改正された環境保全活動・環境教育推進法をいう。）への対応を図るとともに、「今後の環境教育・普及啓発の在り方を考える検討チーム」の取りまとめにおいて示されている、独自の文化を活かした日本型環境教育の構築、展開及び発信を図る。

２．事業計画（業務内容）

（１）環境教育等促進法関係経費　２１百万円（５百万円）

環境教育等促進法の施行に必要な下記の業務を実施。

①民間団体が行う環境教育等人材育成、人材認定、教材開発、協働取組ファシリテーターの認定等の事業について、審査の上登録を行うと共に必要な情報提供等を行う。

②法律の基本方針の策定及び、環境教育等の総合的、効果的な推進を図るための連絡調整を目的として、環境教育等推進会議、環境教育等推進専門家会議、意見交換会、地方自治体担当者会議の開催を行う。

③法律の施行に係る情報を入手するため、地域における環境教育の実施に係る状況、自然体験学習の場になりうる設備に関する情報、我が国における中間支援法人の活動状況、自治体などと民間団体間の協働取組の実施状況に関する調査を行い、その結果を整理・分析する。

（２）教職員・環境活動リーダー養成研修事業（新規）７百万円（０）

文部科学省と連携し、教職員及び地域の環境活動リーダーが一緒に環境教育に関する研修を受講し、研修後も環境活動リーダーが地域の学校を支援することにより、協働して環境教育を進める枠組みを構築。研修後の現場での実践について修了者からの報告を受け、個々の現場に応じたより実践的な研修になるよう体系化を図る。

（３）環境教育・環境学習データベース総合整備事業　２２百万円（２７百万円）

文部科学省と連携し、教員等の環境教育・学習を指導する者や学ぼうとする者に対し関連する情報、資料等を提供するデータベースについて、教員、企業、家庭などユーザーの属性に応じ情報を再整理し、一層わかりやすく使いやすいものとなるよう改良するとともに、優良事例や自治体等の環境教育情報などコンテンツの発信を強化。

３．施策の効果

環境教育等促進法及び「今後の環境教育・普及啓発の在り方を考える検討チーム」の取りまとめを踏まえ、我が国における環境教育を更に強化し、持続可能な社会のあり方について自ら考え、他者と対話し、行動出来る“人”を育てることを通じて、持続可能な社会の実現を図る。

環境教育等促進法に基づく環境教育の推進
― 独自の文化を活かした日本型環境教育の構築・展開 ―

「環境教育等促進法」の成立、「今後の環境教育・普及啓発の在り方を考える検討チーム」の取りまとめ

環境教育等促進法関係経費

- 環境教育等人材育成や協働取組ファシリテーター認定等の事業の登録、情報提供
- 環境教育等の総合的、効果的な推進を図るための各種会議の開催
- 地域における環境教育の実施に係る状況等、必要情報の調査・分析

教職員・環境活動リーダー養成研修事業

- 全国7地域において、教職員・環境活動リーダーに対する研修による人材育成
- 研修を修了した環境活動リーダー等が環境教育を実践する際の問題点などについて報告を受け、研修制度の自己点検を行う。

環境教育・環境学習データベース総合整備事業

- 学校や企業、地域、家庭において環境教育・環境学習を行おうとする者に対して関連する情報、資料、教材などを提供するデータベースを構築
- 自治体による環境教育・環境学習に関する情報を掲載できるようにする。

環境教育を促進し、持続可能な社会の在り方について自ら考え、行動できる人を育てることを通じて、持続可能な社会の実現を図る。

（新）大震災の経験を踏まえた持続可能な社会づくり事業

６８百万円（０百万円）

総合環境政策局環境経済課環境教育推進室・民間活動支援室

１．事業の必要性・概要

震災により被害を受けた東北地方の復興に当たっては、地域の NPO、住民等の多様なセクターがパートナーシップの下で、主体的に持続可能な地域づくりを進めることが重要であり、そのためには、復興後の社会を担う環境の視点をもった人材の育成が必要である。

また、気仙沼をはじめとする仙台広域圏は、世界でも有数の ESD（※）の地域拠点であり、小中学校や地域住民の環境教育の一環として、地域の課題である水産業の発展や食の問題、津波などの自然災害に対する備え等とを結びつけた教育が実践されてきた結果、今回の大震災においても震災被害を抑える効果があったとされている。このため、被災者の方々の体験や知恵を収集・分析し、復興のための ESD 活動に活かしていくことが必要である。

(※)ESD･･･「持続可能な開発のための教育」(ESD：Education for Sustainable Development)の略。持続可能な社会の実現に向け、一人ひとりが環境を始めとする社会の課題と身近な暮らしを結びつけ、よりよい社会づくりに参画するための力を育むための学習や活動のことを指す。2002 年のヨハネスブルグサミットで日本が「持続可能な開発のための教育の 10 年」を提案し、同年の国連総会で採択されたことを受けて、ESD は国際的な取組として、各国で進められているところ。

２．事業計画（業務内容）

平成 24 年度　被災にかかる知見や知恵の収集、自然環境の再生、利活用に向けたワークショップ・体験活動の実施

平成 25 年度　ワークショップ・体験活動の実施

平成 26 年度　ワークショップ・体験活動の実施、ESD による復興モデルのガイドライン取りまとめ及び発信

３．施策の効果

未曾有の大震災の経験を記録し､今後の環境教育指針の策定に役立てるとともに､環境を軸としたライフスタイルの創出や復興後の社会を担う人材が育成される。さらに、復興に果たす ESD の役割・機能について明らかにし、その成果をガイドラインとして世界に発信することができる。

大震災の経験を踏まえた持続可能な社会づくり事業

目　　的

◆地域の絆を再生しながら、経済と環境との両立や自然災害への備えといった課題に対して地域一体となって取り組み、自然との共生や利活用のあり方について考え、実践できる人材を育む。

◆復興に果たすESDの役割・機能を明らかにし、ESDによる日本型の復興モデルをガイドラインとして2014年に日本で開催予定のESDの10年最終年会合等において世界に向けて発信する。

事　業　概　要

知恵集約のための聞き取り調査

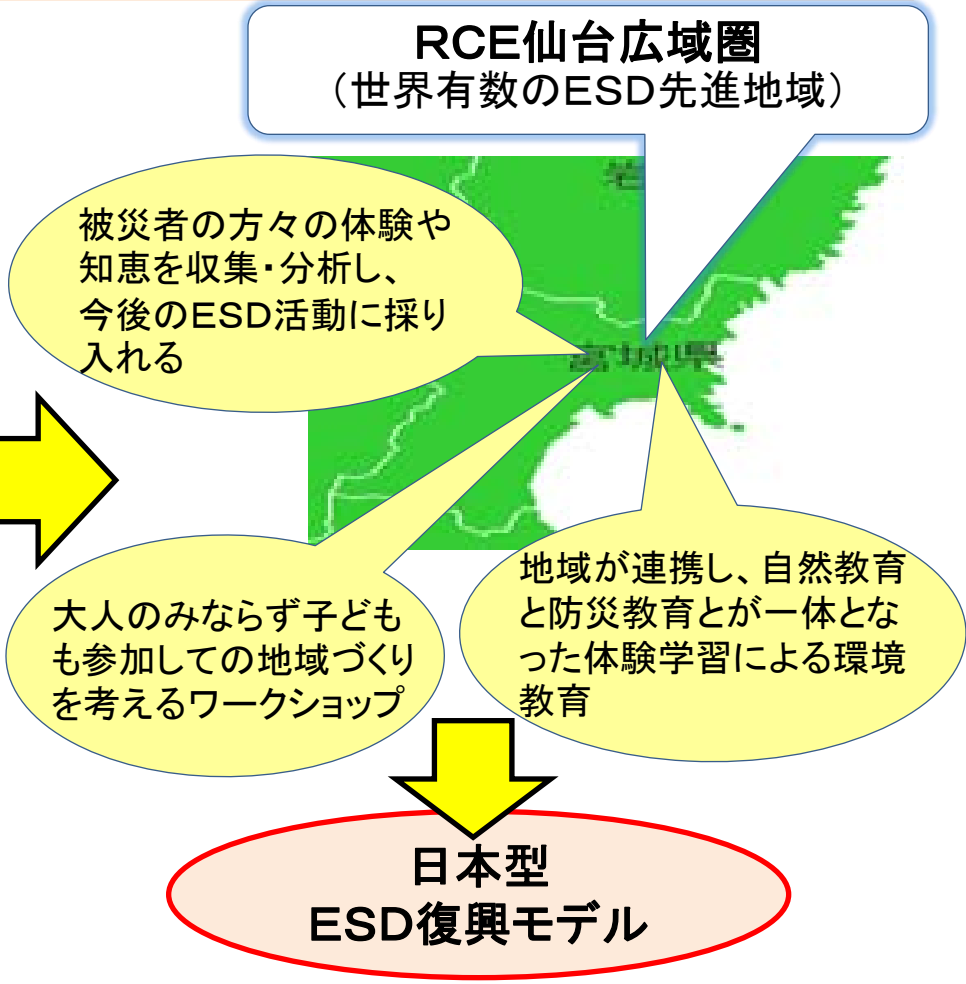
住民の方々が、被災地の方々の体験談をインタビューし、今後の復興のためのESD活動の素材とする。

広域圏内各地におけるESD活動の実施

様々な関係者によるワークショップ等の開催、防災教育とセットになった自然への理解を深めるための体験活動など、震災を踏まえた復興のためのESD活動（持続可能な社会を担う人材づくり）を実施する。

日本型復興モデル・ガイドライン作成

ESDによる日本型の復興モデル・ガイドライン『持続可能な未来をつくる知恵の伝承』を作成し、世界に向けて発信する。



（新）エコツーリズム総合推進事業費　　３０百万円（　０百万円）

自然環境局総務課自然ふれあい推進室

１．　事業の必要性・概要

日本は亜熱帯から亜寒帯まで、原生自然から里地里山まで、自然と文化が一体となって多種多様な国土を有している

この自然や文化を持続的に維持しつつ観光資源として活用するエコツーリズムの推進のため、エコツーリズム推進法に沿って適切に施策を実施することが必要である。

特にエコツーリズム推進法に定められている国の責務である全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、広報活動等を、環境省が中心となって他の所管省庁と連携して着実に実施することにより、生物多様性の保全と持続可能な社会の構築に資する。

２．　事業計画（業務内容）

（１）エコツーリズム推進法施行経費

エコツーリズム推進全体構想に係る地方環境事務所等への指導・打合せ、各地のエコツーリズム推進協議会の状況把握や先進事例の情報提供等に取り組むとともに、エコツーリズム推進マニュアルの改訂を実施する。

（２）エコツーリズム推進モデル事業

エコツーリズムの推進に伴う地域の自然観光資源への影響調査、利用コントロール、モニタリング、グリーンツーリズム等と融合したプログラムの策定等のモデル事業を実施する。

３．施策の効果

地域の自然観光資源を保全しつつ効果的に活用するエコツーリズムに取り組む各地の推進協議会の設立を促進し、協議会運営や合意形成、ルール作り等の技術的課題を解決することにより、地域の自主的なエコツーリズムの取組を進める。

エコツーリズム総合推進事業費

エコツーリズム推進法

H20.4月法施行

法に定める国の責務

- 各地の全体構想の認定
- 認定全体構想の広報
- 協議会活動状況の公表
- エコツーリズム推進連絡会議
- 協議会への技術的助言
- 資源保護・人材育成の情報提供
- 広報を通じた国民理解の増進

エコツーリズムの推進

環境省に求める施策

- ○全体構想策定の調整
- ○初動期の地域支援、マニュアル提示
- ○利用適正化のモデル事業の実施
- ○戦略的広報の実施
- ○震災復興への貢献

提言

エコツーリズム推進方策検討会

H23.2月～6月
（4回開催）

エコツーリズム総合推進事業費　３０百万円

エコツーリズム推進法施行経費

- ●協議会・全体構想関連事務
- ●情報収集及びＷＥＢコンテンツ作成
- ●エコツーリズム推進マニュアルの改訂

（法施行関係事務、情報提供等）

エコツーリズム推進モデル事業

- ●自然観光資源への影響調査、利用コントロール、モニタリングなど
- ●グリーンツーリズム等と融合したプログラム策定

（協議会への技術的助言等）

効　果

- ◆エコツーリズムに取り組む各地の推進協議会の設立の促進
- ◆協議会運営や合意形成等の初動期の技術的課題を解決することにより、地域の自主的なエコツーリズムの取組を推進

水環境保全活動普及促進事業　　５百万円（１０百万円）

水・大気環境局水環境課

１．　事業の必要性・概要

水環境に関する取組を進め、また将来の取組を担う人材を育成するためには、水環境とのふれあいや地域の水環境再生の取組を通じて、水の重要性や地域の水環境への理解を深めることにより、保全活動の普及促進を図ることが必要である。

ホタルや水辺でくらす生きものや水辺の自然とふれ合い、調査・保全に取り組み、水や生きものとくらしのつながりを考え、活動し、守っていく「こどもホタレンジャー」活動の報告を募集し、地域に根ざした活動やユニークな活動を表彰するとともに、指導者研修を実施し、こどもたちを中心とした環境保全活動と環境教育を推進する。

２．事業計画（業務内容）

実施項目	Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６
こどもホタレンジャー事業			

３．施策の効果

水環境への関心を喚起し、日常生活での水質汚濁防止など水環境保全活動を推進するとともに、保全活動を通じた豊かな水環境の形成を図る。

環境影響評価法改正等に伴う制度運用円滑化及び審査体制強化事業

２０４百万円（２５１百万円）

総合環境政策局環境影響評価課・環境影響審査室

１．事業の概要

平成 23 年４月の「環境影響評価法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の成立・公布等を受け、制度運用の円滑化及び審査体制の強化を図るものである。

【改正法に基づく環境影響評価制度の円滑な運用に向けた調査検討等経費】

改正法において新たに追加される配慮書や環境保全措置等に関する報告書の手続等の円滑な施行および適切な運用に向けて必要な調査検討及び情報整備等を進めるとともに、環境影響評価手続の適用除外とされた災害復旧事業等について、環境保全の観点から適切なフォローアップを行う。

【審査体制強化費】

改正法において新たに追加される配慮書段階や報告書段階の審査のため、本省及び地方環境事務所における環境影響評価の審査業務や必要な専門的知見等が大幅に増加することが想定されるため、審査体制の強化等を行う。

２．事業計画

（１）改正法に基づく制度運用の円滑化に向けた調査検討等経費

【平成 24 年度～平成 26 年度】

①改正法の円滑な運用等に向けた調査・検討

ＳＥＡ（戦略的環境アセスメント）等改正法において追加された手続きの円滑な施行に向けて、政省令の改正等に必要な調査検討を行うとともに、改正法の審議において課題とされた小規模な事業等に対する環境影響評価手続の適用の実態について調査を進める。また、改正法に基づく新制度の周知徹底を図るため、必要な情報整備や環境影響評価の知見・技術向上のための研修を行う。

②環境影響評価の技術手法等に関する調査・検討

ＳＥＡ等新たに追加された手続について適切な水準を確保するため、わかりやすく説明した技術ガイド等を作成する。また、今後想定される原子力発電所の廃炉・解体に伴う高レベル放射性廃棄物処分事業等に対して、適切な環境影響評価の技術手法について調査検討を行う。

③災害復旧事業等に対する環境影響評価のフォローアップに関する調査・検討

環境影響評価法第 52 条第 2 項に基づき法手続が適用除外とされた東日本大震災の災害復旧事業について、環境影響評価法の趣旨に則り環境影響を最小化するための適切な措置が講じられるよう調査検討を行う。

また、火力発電所リプレース事業のうち、環境負荷が現状よりも改善するケースについて、環境影響評価に要する時日の短縮が可能となるような手続の合理化に関する具体的な事例等について調査検討を行う。

（２）審査体制強化費　　【平成 23 年度～平成 25 年度】

本省においては、全国的な見地から位置・規模等の検討段階から事後調査まで一貫した検討・審査を行うための知見、地方環境事務所においては、地域固有の環境情報等を集積、整理し、審査体制の強化を図る。

①環境本省における環境影響評価審査体制強化費

改正法施行に伴い大臣意見を述べる機会が大幅に増加することを踏まえ、本省においては、配慮書段階及び報告書段階において、事業種毎に全国的見地からの審査に必要となる情報・知見について調査・整理するとともに、地域横断的な重要案件の審査のための調査検討を行う。さらに、環境大臣意見の作成過程で有識者からの意見を聴取する体制を構築し、審査の体制強化を図る。

②地方環境事務所における環境影響評価審査体制強化費

改正法施行に伴い大臣意見を述べる機会が大幅に増加することを踏まえ、地方環境事務所においては、地域における環境情報の整理、地域固有の自然・社会条件や問題点の把握等を行うための調査検討を行う。また、立地場所により環境影響が大きく異なる風力発電の急激な設置増に伴う審査案件増に対応するため、現地調査や地方公共団体との連携等を行う定員を確保することにより、体制強化を図る。

３．施策の効果

改正法の運用等に関する調査検討を進めることにより、平成 25 年度に完全施行される改正法に基づく環境配慮が確保されるとともに、災害復旧事業等に対するフォローアップにより適切な環境保全が図られることが期待される。

また、改正法に対応した審査体制の強化により、本省・地方環境事務所が一体となり、全国的見地と地域の特性を統合した審査を行うことで、迅速かつ一層環境保全に配慮した審査の実施を確保することができる。

環境影響評価法改正等に伴う制度運用円滑化及び審査体制強化事業

一般会計（本省・地方）203,872千円（ 250,556千円）

環境影響評価法改正等に伴う制度運用の円滑化のための調査検討・審査体制強化

○改正法の円滑な運用等に向けた調査検討等経費

144,425千円（178,082千円）

・改正法の円滑な運用に向けて必要な調査検討・情報整備及び周知【継続】
・今後想定される高レベル放射性廃棄物処分事業等に対する適切な環境影響評価の技術手法の調査検討【継続】
・災害復旧事業等に対する環境保全の観点からのフォローアップ調査【新規】等

・改正法のもと、一層の環境配慮の確保
・災害復旧事業等への環境配慮の確保

○審査体制強化費

59,447千円（ 72,474千円）
【うち地方分18,046千円（18,160千円）】

・大臣意見提出機会の大幅な増加に対応した審査体制の強化
・地域固有の自然・社会条件の把握等、地方環境事務所の審査体制の強化

本省・地方環境事務所が一体となり一貫した審査を行うことで、一層環境保全に配慮した審査の実施を確保

第四次環境基本計画の着実な推進費　　１８百万円（２８百万円）

総合環境政策局環境計画課

１．事業の概要

第四次環境基本計画では、環境と経済等の他の分野の関わりが一層深まっていることや、各国の環境政策・規制や国際的な環境保全の枠組み等が経済活動に大きな影響を与えていることを踏まえて、これらを統合的に捉えた環境政策を推進し、持続可能な社会の実現を目指すこと等が今後の環境政策の展開の方向として示される見込みである。そこで、この方向に基づいて環境政策を立案、実行していくため、社会経済の状況や国際情勢等を統合的に捉えた環境政策のあり方に関する調査検討を行う。また、環境基本計画の進捗状況の点検のため、指標の検証及び充実化、各主体における取組状況の把握等を行う。

２．事業計画

（１）社会経済の状況や国際情勢等を統合的に捉えた環境政策のあり方に関する調査検討

① 諸外国の環境政策や環境規制、国際的な環境保全の枠組みづくりに関して、その内容、実施の背景を調査し、それらの取組が及ぼす経済への影響、特に自国及び他国の経済活動との相互関係について分析する。

② 我が国における環境保全の取組と経済活動の関係について、特に環境制約が経済活動のあり方に与える影響について分析する。分析に当たっては、企業の経営者等にインタビューを行うこと等により、より具体的な情報を収集する。

③ ①、②の分析に基づき、環境と経済等の各分野を統合的に捉えた戦略的な環境政策のあり方について有識者を交えて検討し、第四次環境基本計画の推進のために活用する。

（２）環境基本計画における指標の充実化のための調査検討

第四次環境基本計画の進捗状況を把握するための総合的環境指標について、各指標が環境基本計画の目指す方向を的確に反映し、かつ、環境・社会経済等の状況に即した適切なものとなるよう、必要な改善点等について検討を行う。

（３）各主体の意識・取組状況等調査

中央環境審議会における第四次環境基本計画の点検の際に不可欠となる各主体の意識・取組状況等について、アンケート調査及びその結果分析を行う。

３．施策の効果

社会経済の状況や国際情勢等を統合的に捉えた環境政策のあり方について検討し、提示することで、第四次環境基本計画に示された環境政策の展開の方向に沿った政策の立案、実施につなげていく。また、指標の充実化や各主体の取組状況を把握することで、第四次環境基本計画の推進状況を適切に評価し、計画の実効性を確保する。

第四次環境基本計画の着実な推進に向けた事業について

第四次環境基本計画の閣議決定（平成23年度末予定）

平成24年度以降

環境・経済・社会の関わりや国際情勢を踏まえた環境政策の推進が、今後の環境政策の展開の方向となる見込み。

計画の効果的かつ着実な実施のため、
・指標を活用した計画の進捗状況の点検
・各主体における環境保全のための取組等の把握
が求められる。

環境政策のあり方に関する調査検討

○諸外国の環境政策・環境規制、国際的な環境保全の枠組みが自国、他国の経済に与える影響調査・分析

○我が国における環境保全の取組や環境制約と経済活動の関係に関する調査・分析

○上記の分析に基づく、環境と経済等の各分野を統合的に捉えた戦略的な環境政策のあり方について検討

指標の充実化・アンケート調査の実施

○指標
環境基本計画における指標の的確化、充実化のための調査検討

○アンケート
各主体の意識・取組状況等調査

次期国際枠組みづくり推進経費　　９３百万円（１２２百万円）

地球環境局国際連携課国際地球温暖化対策室

１．事業の必要性、概要

気候変動枠組条約・京都議定書の下での国際交渉等において、すべての国が参加する法的枠組みを遅くとも 2015 年に採択すべく議論を開始することが 2011 年末の COP17 で合意された。これを踏まえ、主要国の動向を踏まえつつそうした法的枠組みのあり方を明らかにする。また、2010 年 12 月に採択されたカンクン合意に基づき、開発途上諸国での排出削減を着実に実施するための能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。

２．事業計画（業務内容）

（１）COP16 及び COP17 での合意を踏まえた国際交渉戦略検討事業

①次期法的枠組み検討経費

カンクン合意の着実な実施のため、各国の排出削減対策効果についての国際的報告・検証制度等を検討するとともに、それらを踏まえた上で、包括的かつ中長期的な枠組みの発展のあり方や課題について検討を行う。

②次期枠組みの構築に向けた戦略的対話・検討経費

中国、インド等の主要国との間で政策事例や研究成果の共有を行い、国際的に我が国の立場、主張への理解を促し、主要国が参加可能な望ましい枠組みのあり方を探る。

（２）カンクン合意の早期実施事業

①カンクン合意に基づく途上国支援事業

カンクン合意に基づいて削減対策や適応策の立案・実施能力向上を目的にアジア太平洋諸国を対象としたセミナーを開催し、各国の政策動向等に関する意見交換を行う。また、アジア・太平洋、アフリカの国においてモデル的な低炭素開発戦略の策定等のために必要な予備的調査、情報共有等を行う。

②緩和・適応の実施支援のために必要な国際組織検討準備事業

カンクン合意において設立が決定された緩和・適応の実施支援のための国際的な組織について、関係国際機関等と協力して、具体的な組織や活動内容の検討を行う。

３．施策の効果

世界全体の温室効果ガス削減、次期枠組みの国際合意

国際交渉の見通しと次期国際枠組みづくり推進事業（H24）

京都議定書第一約束期間

	COP16・CO17を踏まえた国際交渉戦略検討	カンクン合意の早期実施
2010 (H22)	**COP16　カンクンでの合意**	
2011 (H23)	➢ 排出削減対策の効果の国際的報告・検証制度の構築に合意 ➢ 次期枠組み全体の具体化に向けた交渉は継続	➢ 各途上国が緩和行動を国際的に表明・実施する仕組みに合意（低炭素開発戦略の策定等） ➢ 適応委員会、緑の気候基金、技術執行委員会（TEC）、気候技術センター・ネットワーク（CTCN）といった国際的組織の設立に合意
	COP17　ダーバンでの合意	
	➢ すべての国が参加する法的枠組みを遅くとも2015年に採択し、2020年から発効させ、実施に移すとの道筋に合意	➢ 緑の気候基金の基本設計に合意するとともに、各国際的組織の活動内容、機能等に合意
2012 (H24)	本事業 • 各国の排出削減対策の効果の国際的報告・検証制度具体案の検討 • 包括的かつ中長期的な枠組みの発展のあり方や課題について検討 • 中国、インド等との戦略的対話を通じ、主要国が参加可能な枠組みを検討	本事業 • アジア太平洋セミナーの開催、アジア・太平洋及びアフリカの低炭素開発戦略作り支援で途上国の能力向上を促進 • 緩和・適応の実施支援の国際的な組織について、具体的な活動内容等を検討

次期国際枠組み

新たな国際排出削減･吸収クレジットメカニズムの構築等事業

3，184百万円(2，991百万円)

（エネルギー特別会計　3，110百万円(2，936百万円)
一般会計　　74百万円(　　55百万円)）

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

１．事業の必要性・概要

○　我が国の温室効果ガス排出削減の中長期目標達成等のためには、国内の取組のみならず、海外における我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価する新たなメカニズム（二国間オフセット・クレジット制度）を構築することが必要。制度構築に向けて、海外において具体的な排出削減・吸収事業を推進するとともに、新たな制度を実施するための手続き・ルール等について国際社会に提案し、理解を得ていくことが不可欠。

○　本事業は、新たなメカニズムの構築等を実現するため、途上国等の参加も促しつつ、制度設計の検討、実現可能性調査、情報収集・提供及び相談、途上国等向けの人材育成・MRV 体制構築支援、登録簿整備調査を実施するものである。

２．事業計画（業務内容）

○　以下の事業を実施し、これら事業から得られる知見・成果をもとに、国際交渉等にインプットしていく。

（１）新たなメカニズムの構築の検討

排出削減・吸収量の計測・認証手法を含めた新たなメカニズムの制度設計や既存メカニズムの改善提案のための検討を行う。

（２）新たなメカニズムの構築に係る実現可能性等調査

途上国等における具体の排出削減・吸収事業候補を発掘し、専門家によるアドバイス等を得つつ、実現可能性についての調査や同調査結果を踏まえた排出削減可能量の調査等を行う。

（３）新たなメカニズムの構築に係る情報収集・普及事業

新たなメカニズムに係る国際的な検討状況を含め、各種メカニズムに係る最新情報等を収集し、広く一般に提供するとともに、事業者に対する相談の受付等による支援を行う。

（４）新たなメカニズムの構築に係る途上国等人材育成支援

現地でのワークショップの開催等を通じ、途上国等における削減・吸収事業の案件発掘・形成等、新たなメカニズム実施に係る人材育成を支援する。

（５）途上国等における審査・MRV 体制の構築支援事業

(a) 途上国等において排出削減・吸収量のMRV（測定・報告・検証）を実施する検証機関の育成を支援する。

(b) 途上国等政府と協議の上、専門家派遣による個別の削減事業の審査や現地人材を招聘しての研修プログラムを実施することで、途上国等に対し、新たなメカニズムに対応できる堅固な審査・MRV 体制の構築支援を行う。

（６）クレジット登録簿整備調査

京都メカニズムに係る国別登録簿等も参考に、新たなメカニズムにおいて登録される事業や排出削減・吸収量の記録・管理の在り方に関して検討し、整備に向けた準備を行う。

３．施策の効果

○　日本の技術や製品等による排出削減・吸収への貢献が適切に評価される新たなメカニズムの構築及び既存のメカニズムの改善が実現し、世界的な排出削減・吸収に繋げる。

平成24年度　新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築等事業

✓我が国の温室効果ガス排出削減の中長期目標達成等のため、国内の取組のみならず、海外における我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価する新たなメカニズム（二国間オフセット・クレジット制度）を構築することが必要

✓制度構築に向け、海外において具体的な排出削減・吸収事業を推進するとともに、新たな制度を実施するための手続き・ルール等について国際社会に提案し、理解を得ていくことが不可欠

事業内容（予算規模約32億円）

制度構築・我が国事業者の支援

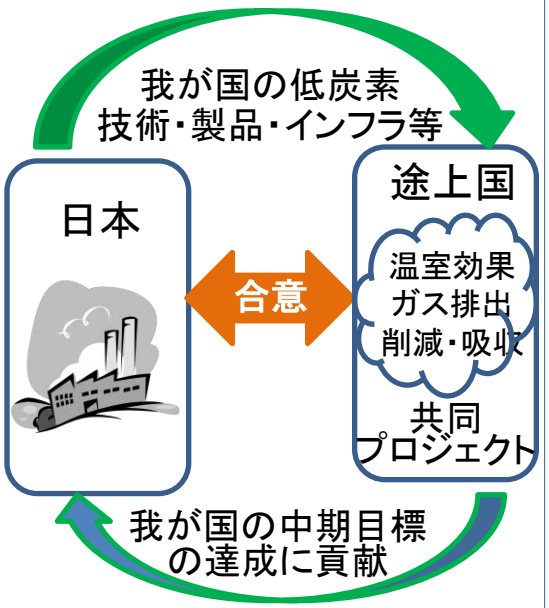
【新たなメカニズム構築の検討】
■新たなメカニズムの制度設計や既存のメカニズム改善に向けた検討

【実現可能性等調査】
■途上国等における排出削減・吸収事業の実現可能性や排出削減可能量等を調査

【情報収集・提供及び相談】
■新たなメカニズムに関する最新情報等の収集と広範な提供、及び事業者等からの相談の受付

【登録簿整備調査】
■登録される事業や排出削減・吸収量の記録・管理の在り方に関する検討とシステム開発

新たなメカニズムのイメージ



途上国等との間で合意し、現地での排出削減・吸収量を適切に評価し、我が国貢献分を中期目標達成に活用

途上国政府・事業者の支援

【途上国等人材育成支援】
■新たなメカニズム実施のための現地の人材育成、案件発掘・形成のためのワークショップ開催等

【審査・MRV体制の構築支援】
■途上国等においてMRV(※)を実施する検証機関の育成支援

※ MRV ： Measurement（測定）
Reporting （報告）
Verification （検証）

■専門家派遣による個別事業の審査や現地人材を招聘する研修プログラムの実施

国際連携のための戦略的な取組推進　　132百万円(70百万円)

地球環境局国際連携課

１．事業の必要性、概要

・ 地球環境保全の推進のためには、各国や国際機関、産業界等の動向や国際会議等での議論を踏まえつつ、我が国としての国際連携戦略を構築することが急務である。

・ 特に、「グリーン経済」「持続可能な開発に関する国際的枠組」を主要テーマとして 2012 年（平成 24 年）に開催される「リオ＋20（持続可能な開発会議）」に向けての議論を、国際的な連携を図りつつ、我が国が戦略的にリードしていく必要がある。

・ また、経済のグリーン・グローバル化が進む中で、世界貿易機構（WTO）や自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）等で、貿易と環境の相互支持性の強化が重要な論点となっており、そのための国際的な議論・交渉に積極的に参画することが必要である。

２．事業計画（業務内容）

①　国際連携戦略推進費

・ 各国、関連国際機関のポジション及び国際的な議論の動向の精査・分析並びに、持続可能な発展及び環境保全の国際的制度枠組等に関する国際環境戦略の検討。

・ 環境政策に関する戦略的国際広報の推進、国際会議の開催。

・ 経済及び社会と環境との関係を考慮した国際環境戦略の検討
環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）や日・EU 間の FTA/EPA が環境に与える影響等の調査・分析及び国際環境戦略の検討。

②　リオ＋20 における政府ブースの設置等経費

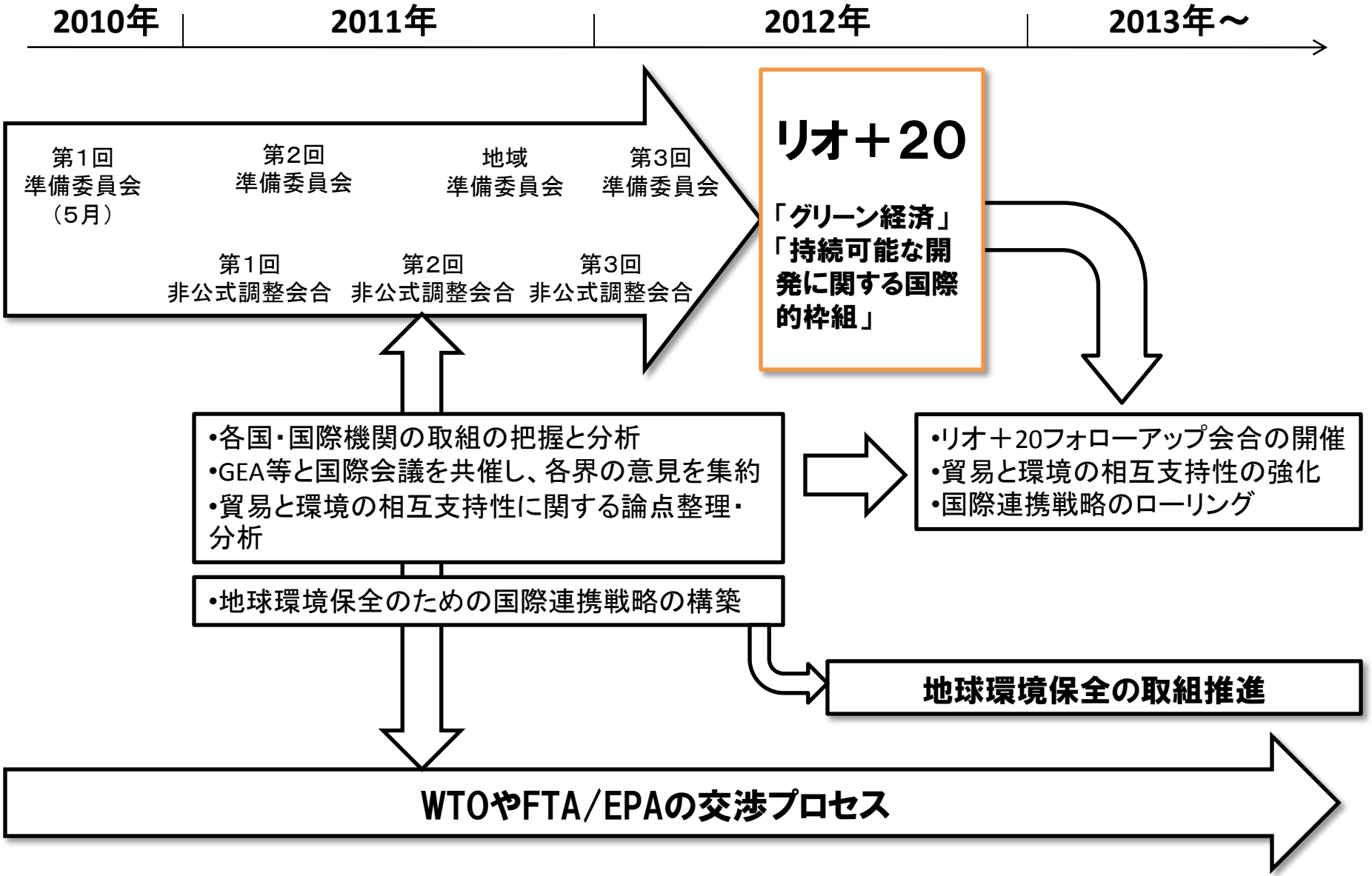
・ リオ＋20 における政府ブースの設置、結果の広報

３．施策の効果

・ 国際連携戦略を構築し、各国や国際機関と連携した地球環境保全の取組を推進。「リオ＋20」において東日本大震災が環境に与える影響や震災復興に向けた日本の取組の正確な情報の提供等。

・ 経済のグローバル・グリーン化を推進することにより、新成長戦略で示されている「50 兆円超の環境関連新規市場」や「140 万人の環境分野の新規雇用」等の 2020 年目標の達成へ貢献。

国際連携のための戦略的な取組推進



環境国際協力推進費	171百万円(216百万円)

地球環境局国際連携課国際協力室

１．事業の必要性、概要

東アジアにおいては、著しい経済成長に伴い温室効果ガスの排出をはじめとする環境負荷が増大し、当該地域のみならず地球規模の環境問題になっており、これに対して国の枠を超えて対処することが急務となっている。

本事業は、地球環境保全に関する国際的な連携と国際協力を推進し、世界全体での環境保全の推進を図るため、各種大臣会合等での政策対話を進めると同時に、各個別環境協力プロジェクトの形成及び推進を行うものである。

２．事業計画（業務内容）

(1) クリーンアジア・イニシアティブ(CAI)の推進

①全省的な取組であるCAIを推進するため、各国及び国際機関との情報交換・情報発信や必要な調査等を行い具体的な協力案件の形成を図る。

②東アジア首脳会議環境大臣会合等の開催支援業務

③環境的に持続可能な都市に係る協力

(2) 日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)及びTEMMプロジェクトの推進

①全省的な取組の推進並びに協力案件の形成及び進行管理の実施

②各TEMMプロジェクトの実施

(3) 二国間協力の推進

①日中両国の環境政策に関する共同研究の実施

②日本とモンゴルとの環境政策対話の開催

３．施策の効果

我が国主導の下、東アジア各国及び国際機関と連携し、東アジア地域の低炭素、低公害、循環型及び自然と共生する社会の形成を進め、もって東アジアにおける環境協力の推進に積極的な貢献を果たすものである。

環境国際協力推進費の概要

環境省地球環境局国際連携課国際協力室

●地球環境保全に関する国際的な連携と国際協力を推進し、世界全体での環境保全の推進を図る。
●各種大臣会合等での政策対話を進めると同時に、各個別環境協力プロジェクトの形成及び推進を行う。

	総合的取組・案件形成・枠組への参加	個別協力案件
Ⅰ　アジア地域		
1. クリーンアジア・イニシアティブ(CAI)の推進	(1)環境国際協力の推進 (2)東アジア首脳会議環境大臣会合、ASEAN+3環境大臣会合及び日ASEAN環境協力対話	(3)環境的に持続可能な都市に係る協力 ■CAI個別事業(原課予算) 原課個別事業　※各国別も含む。 39件3,153百万円(24年度予算(案))
Ⅱ　日中韓		
2. 日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)及びTEMMプロジェクトの推進	(1)日中韓三カ国環境大臣会合に向けた取組 ①協力案件の形成・進行管理 ②TEMM情報発信 ③準備局長級会合	(2)TEMMプロジェクト(協力室予算) ①合同環境研修、②環境教育プロジェクト、③環境産業円卓会議、④グリーン成長及び低炭素社会に関する共同研究、⑤北東アジアの環境ガバナンスに関する共同研究、⑥自然災害に起因する環境破壊防止国際共同研究 ■TEMMプロジェクト(原課予算) ①循環型社会/循環経済/3Rに関するセミナー(廃棄物・リサイクル対策部 循環型社会推進室)、②化学物質管理に関する政策ダイアローグ(環境保健部　化学物質審査室)、③黄砂共同研究(水・大気環境局　大気環境課)、④光化学オキシダントに関する研究協力(水・大気環境局　大気環境課)
Ⅲ　二国間協力		
3. 日中環境協力基礎調査		■個別事業(原課予算)
4. 日モンゴル環境政策対話		

途上国におけるコベネフィット効果検証・実証事業

515百万円(857百万円)

水・大気環境局　水・大気環境国際協力推進室

１．事業の必要性・概要

○　京都議定書の第一約束期間は2012年に終了するが、2013年以降の新たな市場メカニズムについては国際交渉で協議中であり、クリーン開発メカニズム（CDM）の制度改善や新たなメカニズム（途上国による温室効果ガス排出削減行動（NAMA）等）が検討されている。NAMAについては、測定・報告・検証（MRV）が求められているが、途上国におけるMRVのノウハウや適切な環境技術の不足が課題。

○　途上国においては、環境汚染対策が急務であり、温室効果ガス削減において地域環境改善のコベネフィット効果を有する対策の優先度が高い。

○　本事業は、途上国における温室効果ガスの排出削減対策として、CDMを利用した事業の継続と並行して、新たな市場メカニズムを念頭に置いたコベネフィット型実証事業及びMRVの定型化の検討を行うもの。

２．事業計画　（業務内容）

調査項目	H21～	H23	H24	H25
（1）CDMを利用したコベネフィット支援事業	→	→	→	
（2）コベネフィット型削減対策検証・実証事業 ア．コベネフィット技術の実証試験の実施		→	→	
イ．プロジェクトの測定・報告・検証（MRV）定型化の検討			→	→

（１）CDMを利用したコベネフィット支援事業

コベネフィットを実現するCDMプロジェクトに対し、発生するクレジットの50%以上を政府口座に無償移転することを条件に、初期投資額の1/2を補助（支援事業は公募により実施）。

（２）コベネフィット型削減対策検証・実証事業

ア．コベネフィット技術の実証試験の実施

途上国におけるコベネフィット効果を伴う技術の実証施設を用いた実現可能性調査の実施。

イ．プロジェクトの測定・報告・検証（MRV）の定型化の検討

NAMAの実施に際してMRVによる透明性を確保するためのコベネフィット型NAMAに関するMRVの定型化の検討。

３．施策の効果

○　CDMクレジットの政府口座移転による我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成への貢献。

○　途上国における環境汚染対策への貢献及びコベネフィット型対策を通じた我が国の環境技術の普及並びに国内関連産業の発展。

○　途上国の温暖化対策への理解及び積極的な参加の促進。

途上国におけるコベネフィット効果検証・実証事業

NAMAとは

NAMA: Nationally Appropriate Mitigation Actions
（国別緩和行動）

- 途上国における温室効果ガスの削減（mitigation）対策を意味する。
- カンクン合意（COP16で採択）では、途上国がNAMAを実施し、先進国がこれを支援することが盛り込まれた。

コベネフィット型対策の重要性

- アジアの途上国（新興国）では著しい経済成長の一方、環境汚染問題が顕著になっている。
- 他方、途上国による温室効果ガス削減行動（NAMA）が国際的に求められている。

↓

環境汚染対策と温室効果ガス排出削減対策を同時に実現するコベネフィット（共通便益）型対策が有効

我が国が支援する意義

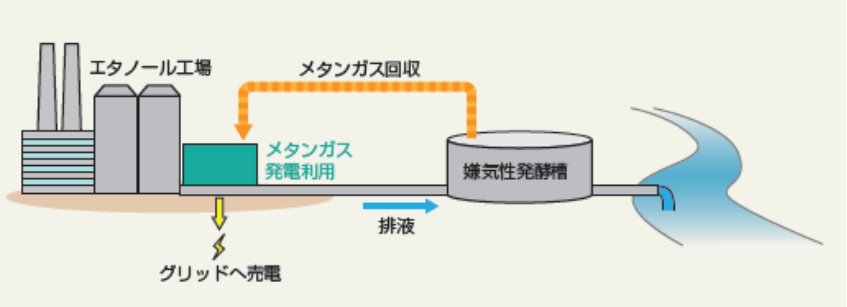
- 我が国は経済成長を実現させつつ公害克服と省エネルギーを実現した技術と経験を有する。
- 日本が強みを持つ環境技術を途上国へ移転することにより、地球規模での温暖化対策と途上国での環境改善に貢献する。
- 本邦企業が有する環境対策技術を活用することで海外ビジネス展開につながる。

途上国におけるコベネフィット効果検証・実証事業

（目的）

- 途上国による温室効果ガスの削減対策（NAMA）の策定支援
- 我が国の環境技術を活用したコベネフィット型対策の普及

＜コベネフィット技術の例＞
エタノール工場の排水を嫌気性発酵槽で処理することにより水質を改善し、発生するCH_4を回収して発電に利用する。



（実施内容）

① 現地での環境条件下において適用可能なコベネフィット技術の実証を行うための実験施設の整備
② 温室効果ガス削減量・環境改善効果等のコベネフィット効果把握のための観測機器整備及びその観測と検証
③ NAMAの透明性を確保するため、測定・検証・報告（MRV）の普遍化・定型化の検討

（新）使用済小型電気電子機器リサイクル推進事業費

２４２百万円（０百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

１．事業の概要

資源小国の我が国において、有用金属（資源として利用価値のあるベースメタル、貴金属、レアメタル）が含まれる使用済製品は、循環資源としての有効利用が期待されている。「新成長戦略実現 2011」（平成 23 年１月閣議決定）の中の「都市鉱山のリサイクル等の循環型社会づくりの推進」という項目において、「使用済小型家電のリサイクル及び使用済製品からのレアメタルを含む有用金属のリサイクルの在り方についての取りまとめ（2011 年度末）」とされているところ。

そこで、平成 23 年度内の中央環境審議会で得られた結論を基に、小型電気電子機器（以下「小電」という。）のリサイクルに資する制度を整備する必要がある。

本事業では、小電のリサイクルに資する新制度の創設のための調査検討業務を行うほか、また日本各地での新制度の導入を促進するものであり、循環型社会の構築に大きく寄与するものである。

２．事業計画

（１）使用済小型電気電子機器回収社会実証事業

小電のリサイクル制度の創設・導入に向け、いくつかの地域で先行的に小電を回収し、再資源化を行う。事業の実施に当たっては、中央環境審議会の審議結果を踏まえた仕組みを先行実施することとし、関係者の間で費用負担や役割分担の設定に必要な情報（例：収集される小電の種類、処理に要するコスト）や、再資源化率等の基準を設定する上で必要な情報を、収集し分析する。

（２）リサイクル制度に係る技術的基準設定事業

①　臭素系難燃剤等含有実態調査

新たに創設される小電のリサイクル制度において、再資源化率の基準を設けるためには、臭素系難燃剤等のストックホルム条約対象物質の含有実態を把握する必要がある。そこで、新制度の対象品目全てについて、臭素系難燃剤の含有量を分析試験する。

②　新制度設計に向けた技術的検討会

小電のリサイクル制度を創設するため、従前の検討結果や上記の事業（１）及び事業（２）①の調査結果を活かし、技術的な基準を設定するための検討会を設ける。

（３）新制度に係る情報発信及び導入促進事業

小電のリサイクル制度を新たに創設したことを情報発信し、また多くの市町村・事業者等に参加を呼び掛け啓発し、制度の導入を促進する。

３．施策の効果

既存でリサイクルされているものに加え、小電に含まれる有用金属のリサイクルを進めることにより、我が国の循環型社会形成を推進させることになる。これにより、資源小国の我が国において有用金属の資源確保を促進することにもなるほか、小電のリサイクルに関わる静脈産業の育成が期待される。また、国内での資源循環が図られることで、海外流出してからの不適正処理による現地の環境汚染を未然に防止することも期待される。

使用済小型電気電子機器リサイクル推進事業費

[H24重点]

資源小国の我が国においては、使用済小型電気電子機器（都市鉱山）を活用し有用金属を再生することがきわめて重要。

小型電気電子機器のリサイクル制度について、H23年度内に審議会の答申を取りまとめ。



審議結果を踏まえた仕組みを先行実施

①社会実証事業

事業が円滑に行われることの確認と、関係者の間で費用負担や役割分担の設定に必要な情報を収集



※地図中の矢印はイメージであり、実際は応募自治体に応じて実施

実証事業で得られた知見を基にして

②技術的検討会



制度完成

③情報発信

・新制度を創設したことを情報発信
・多くの市町村等に参加を呼び掛け啓発し、制度の導入を促進する



小型家電からレアメタル

分散・自立型の持続的で災害に強い地域循環圏整備推進事業
３３百万円（　５７百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

１．事業の概要

第２次循環型社会形成推進基本計画（平成２０年３月閣議決定）に位置付けられた「地域循環圏」について、課題、評価手法及び推進施策等を盛り込んだ『地域循環圏の高度化・発展戦略』の策定を進めている。同戦略を踏まえた地域循環圏形成主体（行政、事業者、NGO/NPO、市民等が参加する地域協議会等）が策定しようとする地域計画について、必要な支援を行う。

また、各地域で策定した地域計画を促進するため、革新性等を有する先進的な取組について、技術やシステムの高度化などモデル事業として支援するなど、循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と一体的に構築していくために地域循環圏を総合的・計画的に実現する。

２．事業計画

（１）地域循環圏高度化、発展戦略に基づく地域計画策定支援

地域循環圏形成のためには様々なセクター（行政、事業者、NGO/NPO、市民等）の参加による現状の課題認識と取り組むべき方向性の合意形成が必須であるので、地域計画策定に係る必要な支援を行う。

＜支援内容＞

・地域協議会運営費
・現状調査、先進事例調査
・地域循環圏形成シミュレーション経費（循環資源賦存量推計等）
・FS調査

（２）地域循環圏形成事業

地域循環圏の具体化に向け策定した地域計画に基づき、ＣＯ２等の温室効果ガス排出量削減等にも寄与し、循環型社会ビジネスの活性化のため社会性・事業性・革新性を有する先進的な取組について、技術やシステムの高度化などモデル事業として支援するとともに、成果を優良事例として全国に情報発信する。

３．施策の効果

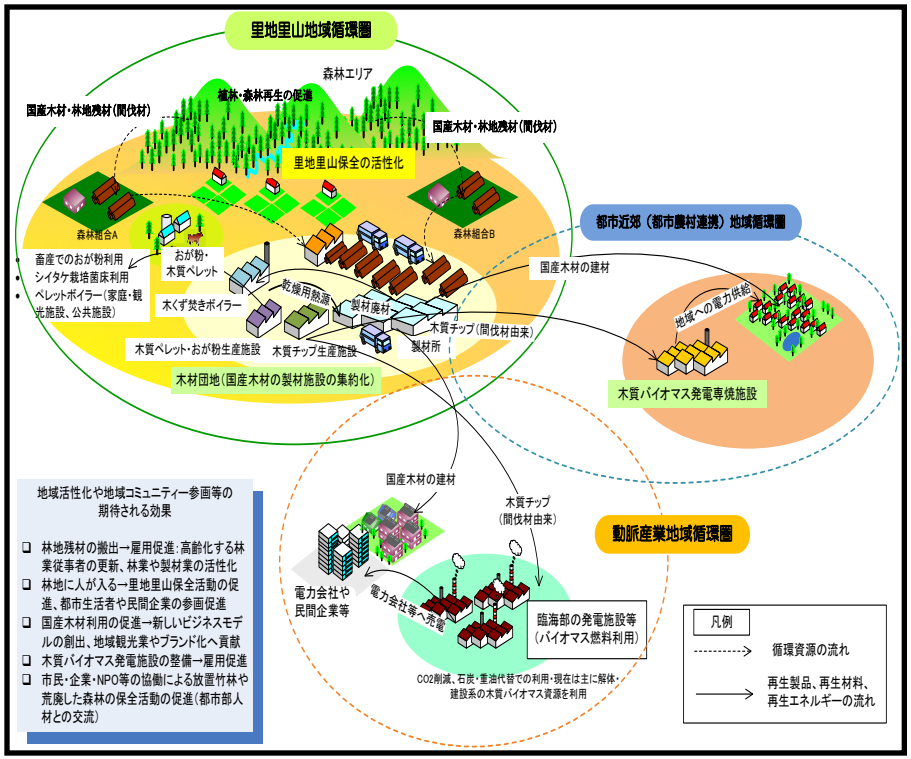
各地域において、構想段階から関係主体が連携・協働し、かつ、地域計画に基づく具体的な事業実施を行うことで、その地域の実情や循環資源の性質に応じた、きめ細かな地域循環圏を実現することが可能となる。また、エコタウン地域を中核とした地域循環圏を構築することで、循環型社会ビジネスの振興も含めた地域活性化に役立つ循環型社会の形成促進につながる。

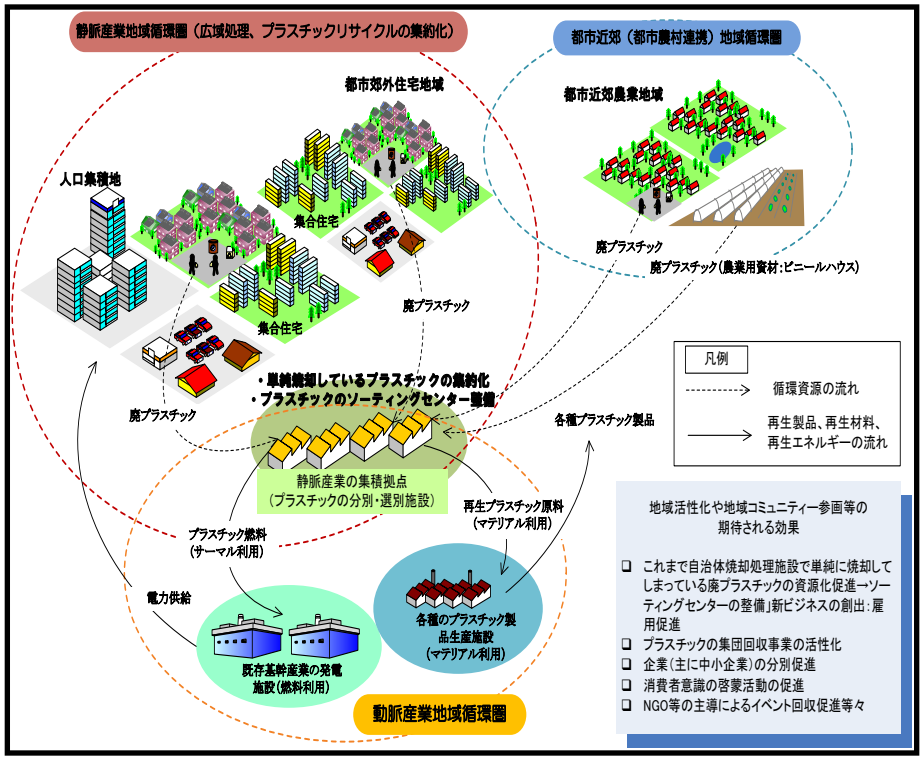
分散・自立型の持続的で災害に強い地域循環圏整備推進事業

・循環資源の性質に応じた『地域循環圏』を複層的・有機的に繋げていくことで、多様かつ高度な資源循環を実現　（低炭素型、廃棄物減量、資源抑制（代替）、高付加価値、高安定性確保、地域活性化等）
・東日本大震災を契機とした災害リスクへの適応（資源循環拠点機能の相互補完）

本事業の特徴：
　地域循環圏形成主体（行政、事業者、NGO/NPO、市民等が参加する地域協議会等）が策定しようとする地域計画のコーディネートを積極的に実施。

＜地域循環圏形成に資する利活用モデル及び地域での展開拡充イメージ（例）＞





循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）
８，４２１百万円（１０，５２７百万円）

廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課浄化槽推進室

１．事業の必要性・概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進し良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の助成制度の一層の充実・強化を図る。

〇改正内容

・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の延長

22年度、23年度に実施してきた低炭素社会型浄化槽整備推進事業について、日本における温室効果ガスの削減目標達成のための浄化槽分野におけるCO_2削減対策の促進を図るため、制度を延長する。

２．事業計画（業務内容）

市町村が実施する浄化槽の整備に関する事業の実施に要する費用の一部を国庫助成。

助成率：１／３（一部事業１／２）、助成先：市町村等

３．施策の効果

浄化槽の整備を推進することにより、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

＜復興庁に予算計上＞

・低炭素社会対応型浄化槽集中導入等事業

東日本大震災により被害のあった地域において、低炭素社会対応型浄化槽（個人設置型、市町村設置型）及び通常の浄化槽（個人設置型）の迅速な整備について、東日本大震災復興交付金（復興庁計上）により手厚い財政支援を行い、被災地の生活排水対策の早期回復を図る。

廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業　７７５百万円（７８９百万円）

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
廃棄物対策課

１．事業の必要性・概要

廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及びバイオマスエネルギー利用施設の整備事業、電動式塵芥収集車（パッカー装置を電動化した塵芥車）を導入事業への補助を行う。

２．事業計画（業務内容）

〇民間事業者（一定以上のエネルギー利用効率を有する以下の施設等）

①廃棄物高効率熱回収
②バイオマス発電
③バイオマス熱供給
④バイオマスコージェネレーション
⑤廃棄物燃料製造
⑥バイオマス燃料製造
⑦ごみ発電ネットワーク
⑧熱輸送システム

〇民間事業者又は地方公共団体

⑨電動式塵芥収集車導入

①～⑥：施設の高効率化にともない追加的に生じる施設整備費
（ただし、補助対象となる施設整備費の１／３を限度）

⑦、⑧：補助対象となる施設整備費の１／２

⑨　　：電動式塵芥収集車（パッカー装置を電動化した塵芥車。電動化と併せて車体をハイブリッド化又はCNG化する場合を含む。）を導入する事業について、通常車両との差額の１／２

３．施策の効果

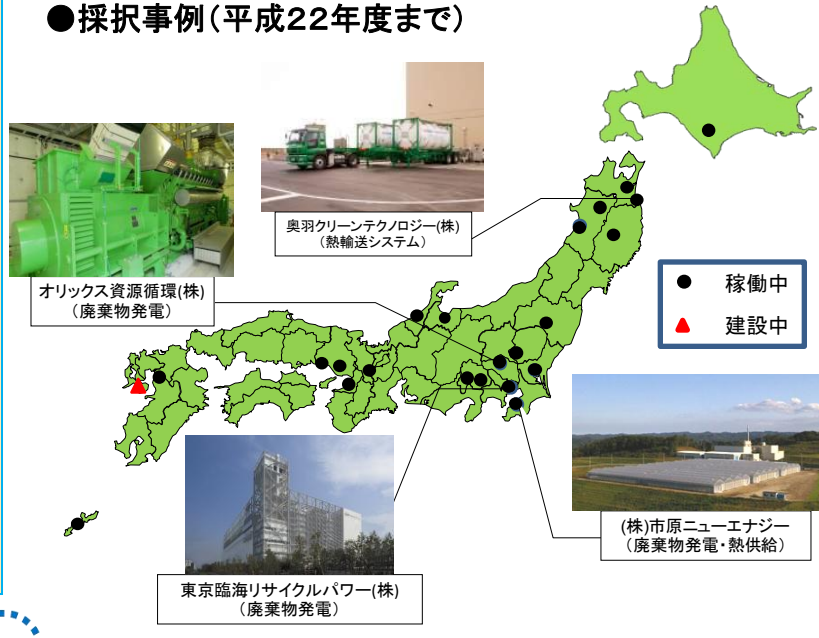
高効率な熱回収の促進等により、廃棄物エネルギーの更なる利用拡大や電動式塵芥収集車の導入促進により、廃棄物・リサイクル分野の温室効果ガス排出量が削減され、循環型社会と低炭素社会の統合的実現が推進される。

廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

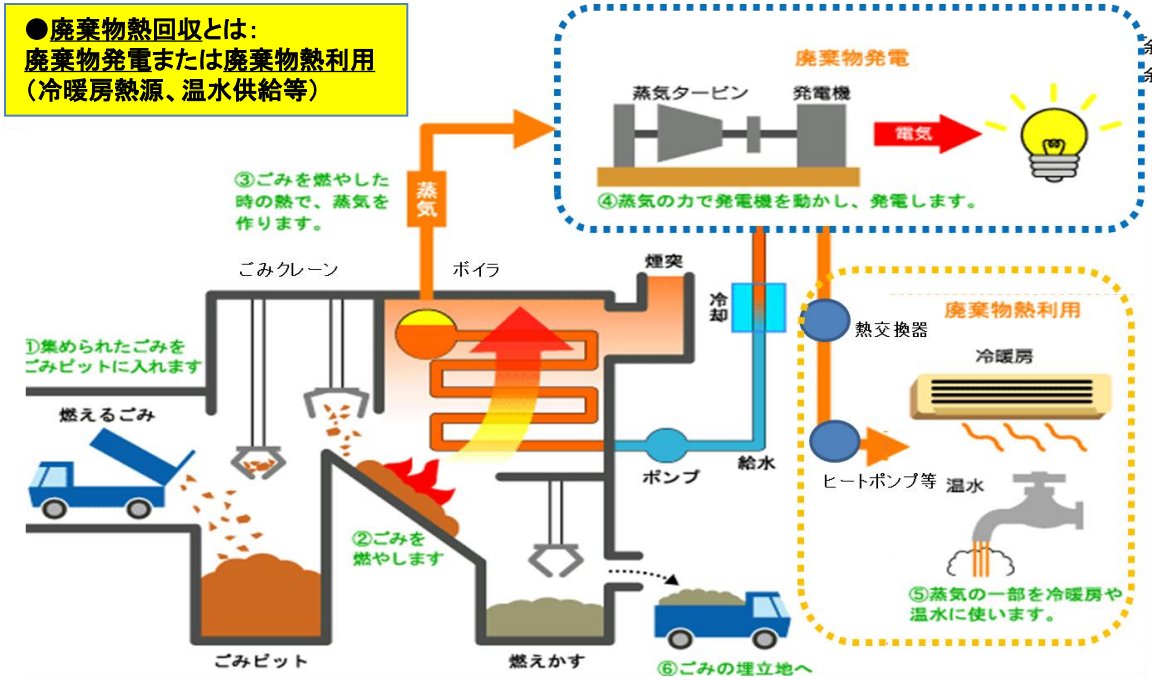
平成24年度予算案　774,925 千円

- 廃棄物分野からのCO2排出量を削減するため、廃棄物の排出抑制、再利用、リサイクルの推進による廃棄物焼却量の抑制を図りつつ、燃やさざるを得ない**廃棄物の焼却熱等を有効利用することが必要**ですが、その**取り組みは進んでいない**。
- 本事業では、**廃棄物焼却熱を活用した高効率な熱回収施設や燃料製造施設等の整備によりCO2の削減を図る民間事業者の先進的かつ波及効果の高い取り組みに対して補助**。
- これまで、本事業（平成15～22年度「廃棄物処理施設における温暖化対策事業」）では、平成22年度までに23事業に対して補助（補助率1/3）し、**CO2を約27万トン/年削減可能な廃棄物エネルギー利用施設を整備**。
- 廃棄物の収集・運搬時のCO2削減のため、**電動式塵芥収集車の導入を支援**(通常車両との価格差の1/2)。

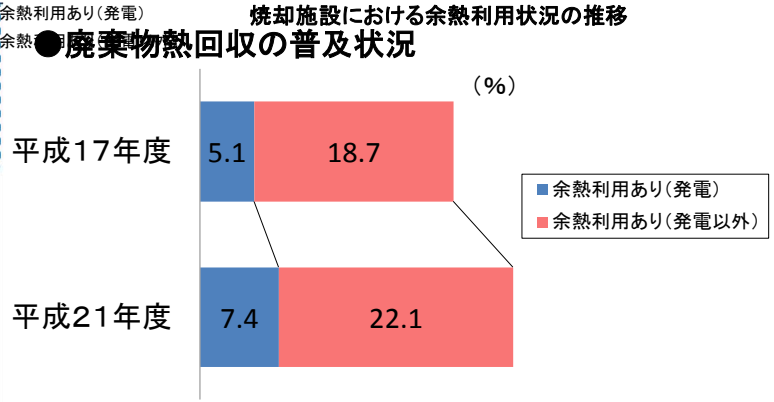
●採択事例（平成22年度まで）



●廃棄物熱回収とは：
廃棄物発電または廃棄物熱利用
（冷暖房熱源、温水供給等）



●廃棄物熱回収の普及状況



出典：廃棄物処理施設状況調査報告書（平成17年度実績、平成21年度実績）

●電動式塵芥収集車（パッカー装置の電動化）



（新）震災廃棄物対策指針の策定　　９百万円（０百万円）

廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課

１．事業の必要性・概要

環境省では、平成１０年１０月に「震災廃棄物対策指針」を策定し、地方自治体に対して廃棄物処理に係る防災体制の一層の整備を要請してきたところである。しかしながら、当該指針は阪神・淡路大震災を念頭に大地震災害を考慮して策定したものであり、今般の東日本大震災において発生した大規模津波等には十分対応できていなかった。

ついては、今般の東日本大震災に当たっての課題等を整理し、当該指針を見直しするものである。

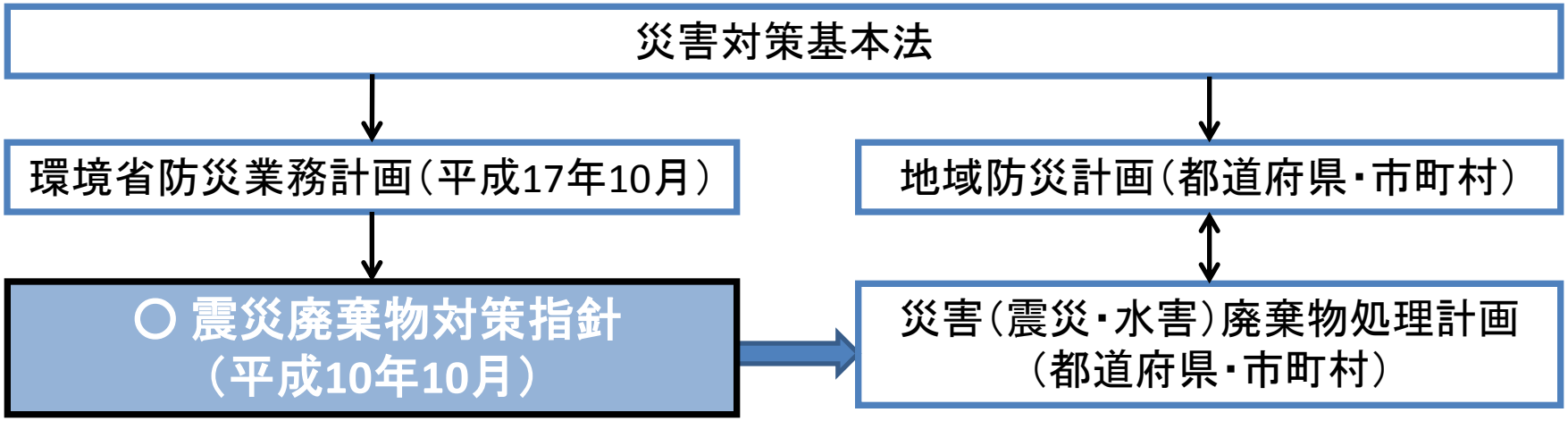
２．事業計画（業務内容）

東日本大震災における破棄物処理の現状や実態を把握するとともに課題を整理し、計画すべき項目・内容について見直しする。

３．施策の効果

自治体において、被害の実態に合った対策が取れるとともに被害の規模レベルを複数段階に設定するため、使い勝手のいい指針となる。

震災廃棄物対策指針の策定



☆　東日本大震災を踏まえ震災廃棄物処理計画（都道府県・市町村）の見直しは急務

津波により発生した広い地域に散在するあらゆるものが混然となった廃棄物への対応

～新しい対策指針～
震災の規模レベル別の計画（数段階）
東日本大震災を踏まえた内容
地方公共団体の計画策定を具体的に支援
地域特性や広域処理についても対応

→

計画のレベルアップ
即時に役立つ計画
計画策定率の向上
広域化処理の計画

↓

震災廃棄物の適正・迅速な処理

（新）浄化槽有効利用・技術開発調査検討費　　９百万円（０百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室

１．事業の必要性・概要

被災地に導入されている浄化槽について、資源の有効利用の観点から再使用や再資源化に関する技術的検討を行うとともに、今回の震災での破損状況を踏まえ、地震・津波等の災害に耐えうる浄化槽について、技術的観点からの調査を行う。

２．事業計画（業務内容）

被災地で使用されなくなった浄化槽を再使用又は再資源化を実施するにあたり、技術的な問題点や可能性について、文献調査やヒアリング等を行うことにより整理を行う。また、今回の震災での浄化槽の破損状況を取りまとめ、強度等に関する技術的な問題点や新たな技術導入の可能性について、現地ヒアリング等も含めた整理を行う。

３．施策の効果

使用済みの浄化槽の有効利用が促進されることにより、廃棄物発生量が削減される。また、地震・津波等の災害に耐えることができる浄化槽を開発するための技術的助言を行う。

浄化槽の有効利用・技術開発の調査検討

現状

被災地に導入されている浄化槽

- 既存浄化槽(被災) → 修理又は廃棄
- 仮設住宅に設置の浄化槽 → ほとんど廃棄

検討の方向性

●再使用・再資源化に関する調査検討

文献調査・ヒアリング等に加え、再使用に関してモデル実証事業を実施し、技術的な問題点やニーズについて整理

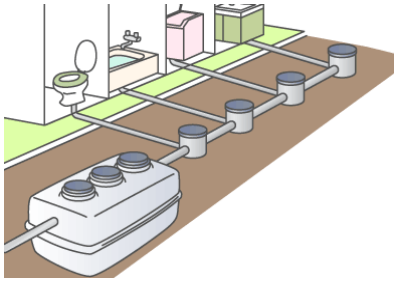
●地震・津波等の災害に耐えうる浄化槽について、技術的な調査

震災での破損状況の取りまとめ、強度等に関する技術的な問題や新技術導入の可能性について、現地ヒアリング等も含め整理

効果・目標

○使用済み浄化槽の有効利用を促進し、廃棄物量を削減する。

○地震・津波等の災害に強い浄化槽開発のための技術的助言を行う。



ＰＣＢ廃棄物対策推進費補助金　１，５００百万円（１，５００百万円）

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

１．事業の概要

国の主導のもと日本環境安全事業株式会社を活用し、全国的なＰＣＢ廃棄物の処理体制の整備を図っているが、ＰＣＢ廃棄物の処理費用は通常の廃棄物に比べ相当高額とならざるを得ない。

そのため、処理費用の負担能力の小さい中小事業者が保管するＰＣＢ廃棄物の早期かつ円滑な処理を進めるため、ＰＣＢ廃棄物処理基本計画及び独立行政法人環境再生保全機構法に基づき、国、都道府県からの補助金による基金を独立行政法人環境再生保全機構に造成し、中小事業者のＰＣＢ廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行い、ＰＣＢ廃棄物の早期処理を促進する。

２．事業計画

中小事業者のＰＣＢ廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行う基金の造成を２４年度も引き続き進める。

３．施策の効果

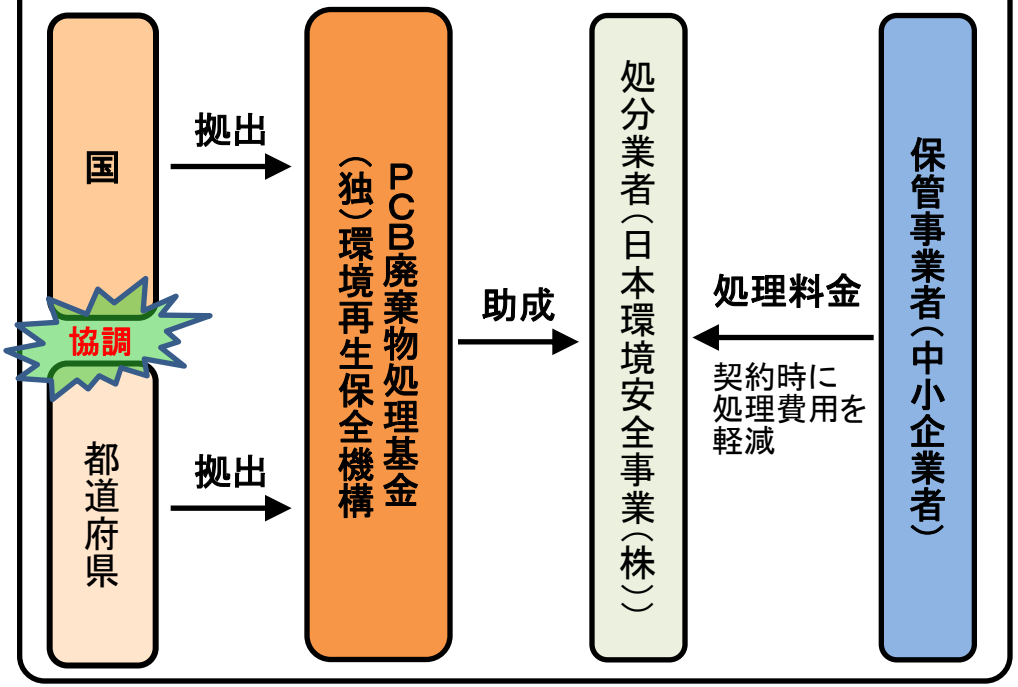
中小事業者のＰＣＢ廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行うことで、ＰＣＢ廃棄物の早期処理の促進が図られる。

PCB廃棄物対策推進費補助金

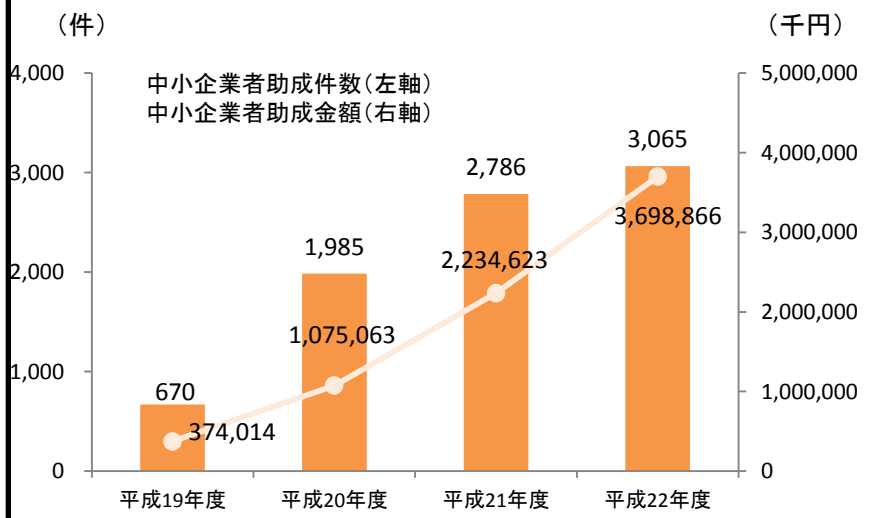
○PCBを使用した高圧トランス等や汚染物等のPCB廃棄物は、相当量のPCBが含まれ、付着し、染み込んだ廃棄物
　→その処理には通常の廃棄物と比べ相当高額な費用が必要となる
○保管事業者は30年間もの長きにわたり保管を強いられてきた
　→特に費用負担能力の小さい中小企業者は、高額な処理費用の負担が困難であり、処理の推進に支障を来す

○国及び都道府県の協調補助により、PCB廃棄物処理基金を造成（平成13年度～、最終的に560億円を造成する予定）
○中小企業者がPCB廃棄物を処分業者（現在は日本環境安全事業株式会社）に処分委託する際にその処理費用が軽減されるよう、同基金から処分業者に対して中小企業者の費用負担軽減に必要な額を支出
　→中小企業者の処理費用負担を軽減し、PCB廃棄物の早期かつ円滑な処理を促進

基金による中小企業者助成の流れ（イメージ）



助成実績



→処理の本格化に伴い、助成実績は年々増加

ＰＣＢ廃棄物適正処理対策推進事業　　１１４百万円（９７百万円）

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

１．事業の必要性・概要

ＰＣＢ特別措置法施行 10 年を迎えたが、我が国には未だに大量のＰＣＢ廃棄物が存在しており、処理スピードアップが大きな課題となっている。このため、ＰＣＢ廃棄物の発生抑制技術に関する検討を行うとともに、微量ＰＣＢ廃電気機器等やＰＣＢ汚染物の処理施設の容量拡大策について検討する。また、ＰＣＢ特措法施行後 10 年を踏まえ、保管事業者等の意識のてこ入れを行うなど、ＰＣＢ廃棄物の一掃に向けた施策を推進する。

２．事業計画（業務内容）

（１）ＰＣＢ廃棄物発生抑制策検討調査

ＰＣＢ汚染廃電気機器については、絶縁油のみならず、筐体や内部部材を含めてＰＣＢ廃棄物になっている。筐体や内部部材は、重量が大きく、洗浄しにくいこと等から処理コスト増大の主因になっている。そのため、拭き取りを行うことや、使用中に洗浄を行う技術など　ＰＣＢ廃棄物の発生抑制策に関する技術的課題について調査検討を行う。

（２）処理容量の拡大に向けた調査

ＰＣＢ汚染廃電気機器等については、無害化認定制度の運用が始まっているものの、認定は４施設に留まっているため、立地の障壁を取り除くための現状調査、制度面の課題検討等を行う。また、ＰＣＢ汚染物のうち低濃度の汚泥や廃酸・廃アルカリ等について、処理体制の多角化を検討し、候補となる技術についての技術審査等を行う。

（３）ＰＣＢ特措法 10 年経過を踏まえた未届出物の掘り起こし等

ＰＣＢ汚染機器の一掃に向け、保管事業者に対する未届出物の確実な届出など関係者の意識テコ入れ等を行うため、関係業界団体ヒアリングを行うとともに、きめ細かく説明会を行うなどして、未届出者へのローラー作戦による掘り起こしを図る。

３．施策の効果

ＰＣＢ廃棄物発生抑制を推進することにより、処理コストの削減につなげる。また、汚泥等の処理施設の多角化のための検討を行うことにより、ＰＣＢ廃棄物に関する処理体制が充実し、ＰＣＢ廃棄物の処理スピードが向上する。

PCB廃棄物発生抑制・処理スピードアップ対策費

PCB特措法施行後10年が経過 → 見直し検討の開始

高圧トランス等

- 約3割程度の処理が完了。処理スピードの向上が課題。
- 未届出物の確実な掘り起こしが必要。

処理の進捗が低調！！

ＰＣＢ汚染物

安定器等の高濃度物	PCB汚染物のうち低濃度物
JESCO第2事業で処理に着手	汚泥等の低濃度、膨大な量の廃棄物の処理方策を検討

微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等

約160万台（多くが使用中）

無害化認定施設　4施設

処理の多角化による体制整備が急務

処理施設の立地を促進し、処理体制の充実が急務

PCB廃棄物の発生抑制対策を行うことで、処理機器台数を削減

発生抑制・処理スピードアップのための調査検討

（１）ＰＣＢ廃棄物発生抑制策検討調査	拭き取り、洗浄等による発生抑制策の検討
（２）処理容量の拡大に向けた調査	汚泥等の無害化認定に向けた検討・技術評価、処理施設立地の障壁を取り除くための調査・検討
（３）PCB特措法10年経過を踏まえた未届出物の掘り起こし等	保管事業者関係者の意識のテコ入れ、ヒアリング、ローラー作戦による掘り起こし

（新）水銀廃棄物の処分に係る技術的基準の検討業務費

９百万円（０百万円）

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

１．事業の必要性・概要

水銀廃棄物の処分は、現在、廃棄物から水銀の回収が行われ、国内で水銀として消費又は海外へ輸出されている。

水銀条約の発効により、現在海外へ輸出されている水銀供給が削減され、余剰となった水銀は、廃棄物化することが想定されているが、廃棄物である水銀の最終処分技術は、水銀が常温で揮発するなどその不安定な性状から、安全かつ安定的な処分方法が確立していないのが実情。

処分方法が技術的に確立しているとは言い難い水銀の廃棄物の処分について、その技術的な検討を行い、条約発効後の我が国の水銀処理に支障を来さないようにする必要がある。

２．事業計画（業務内容）

水銀の処分として有望な安定化化合物等を対象に、廃棄物の最終処分技術として応用した際に生ずる課題等を抽出し、これらの課題等の解決に向けた方策等の検討及びあるべき最終処分の基準の方向性について検討を行うものである。

３．施策の効果

水銀条約発効後の我が国の水銀処理を支障なく行うことができる。

水銀廃棄物処理に係る技術的な検討

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
条約交渉等の状況	H22.06 第1回政府間交渉 H23.01 第2回政府間交渉	H23.11 第3回政府間交渉	H24.06 第4回政府間交渉 H25.02 第5回政府間交渉 取りまとめ	H25.後半 条約の採択・署名	
本事業の状況			実用技術の検討 最終処分のあるべき姿の検討（10百万円）	処理基準の検討 技術上の基準の検討	政省令の改正 処理基準・技術的基準のフォローアップ

【背景等】
2009年2月の第25回UNEP管理理事会にで、水銀によるリスク削減のための条約制定が合意されている

条約の発効により、現在海外へ輸出されている水銀供給が削減され、余剰となった水銀は、廃棄物化することが想定

現在処分方法が技術的に確立しているとは言い難い水銀の廃棄物の処分について、その技術的な検討を行い、条約発効後の我が国の水銀処理に支障を来さないようにすることが必要

【H24事業】水銀の処分として有望な安定化化合物（硫化水銀）に対する技術検討等

○廃棄物の最終処分技術として応用した際に生ずる課題等を抽出

○これらの課題等の解決に向けた方策等の検討

特別管理廃棄物処理基準等設定費　　２８百万円　（３６百万円）

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

１．事業の必要性・概要

化学物質管理に係る近年の国際的動向として、水銀によるリスク削減のため法的拘束力のある文書（条約）の制定や残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約における新たな規制候補物質について議論されており、これら有害特性を有する化学物質等を含む廃棄物について、国際動向に対応し、適正な処理方策等について検討を進める。

また、新型インフルエンザに代表されるような新興感染症や在宅医療廃棄物等の感染性廃棄物等の適正処理への的確な対応を図るものである。

２．事業計画（業務内容）

（１）水銀条約化対策

条約交渉の進展等を踏まえ、我が国における水銀廃棄物の環境上適正な処分方法等を検討し、それを実行するための方策を立案する。

（２）有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組の推進

① 有害性や環境中への残留性の観点から一定の監視を要するとされている物質を中心に、廃棄時の環境リスクの観点から優先的検討項目リストを作成。

② 当該リストに従って、特別管理廃棄物への指定の是非、適正な処理方策等について、調査・検討を行う。

③ 上記の検討結果を踏まえ、有害廃棄物の発生抑制・管理方策、関連する動静脈産業の連携促進施策について、取りまとめる。

（３）マニュアル等に基づく取組実態フォローアップ

「在宅医療廃棄物の処理に関する手引き」等に基づく取組実態についてフォローアップを行い、必要に応じて見直し、改訂等の対応策を講じる。

３．施策の効果

環境中で有害性等が懸念される化学物質等の廃棄に伴うリスクを低減し、有害性が懸念される廃棄物による生活環境保全上の支障の発生などの社会問題化の未然防止を図り、安全・安心な社会を構築する。

特別管理廃棄物処理基準等設定費

（１）水銀条約化対策
-水銀廃棄物の環境上適正な管理-

国内対策	国際動向
現行の管理体制・ 最新の処分技術情報の整理	水銀条約化交渉における 最新動向等に基づく 環境上適正な処分方法に 関する情報の整理
環境上適正な処分方法に 関する技術的な検討	

↓

我が国における水銀廃棄物の処分に係る実施方策の検討



（２）有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組の推進

製造　流通　使用　廃棄　リサイクル／処分

有害な廃棄物の発生抑制･適正処理を可能とするシステムの構築（社会問題化の未然防止）
→ ライフサイクルでより一貫した対策を可能に

1 優先的検討物質の評価･選定

2 廃棄段階での適正な処理方策に係る検討調査

3 ライフサイクルマネジメント推進に係る検討調査

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

170百万円（3,670百万円）

※23年度第４次補正予算で42億円計上

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

１．事業の必要性・概要

平成９年の廃棄物処理法改正により、環境大臣が指定する「産業廃棄物適正処理推進センター」に基金を設けて産業界からの自主的な出えんを求め、投棄者不明等の場合に生活環境保全上の支障の除去等の事業を代執行する都道府県・政令市(以下、都道府県等)に資金の支援を行う制度が創設された。

本補助金は、当該基金の造成に必要な経費を補助するものである。

２．施策の効果

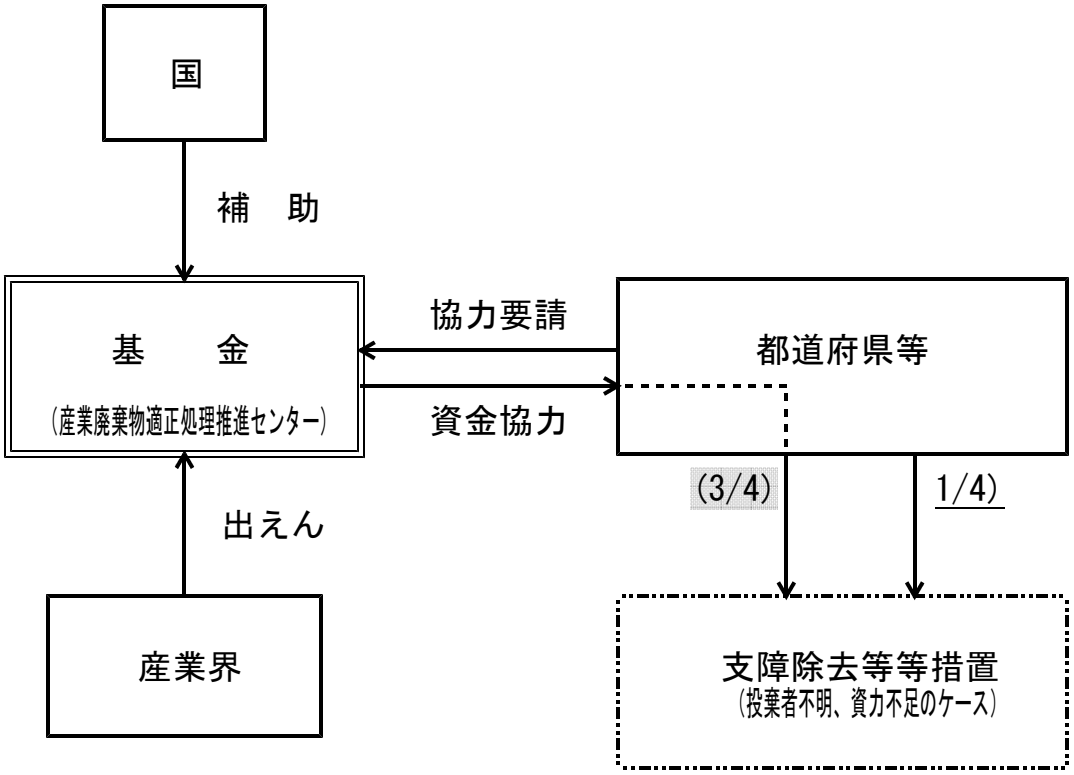
本補助金により、都道府県等による生活環境保全上の支障の除去等の事業が計画的かつ着実に行われることで、生活環境保全上の支障又はそのおそれのある産業廃棄物の不法投棄等の事案の減少及び産業廃棄物処理に対する国民の不信感の払拭や不安の解消が図られる。

３．備考

・廃棄物処理法による基金補助　　170 百万円

○廃棄物処理法に規定する基金による財政支援スキーム

【平成10年６月17日以降の不法投棄等】



＊産業界：国：都道府県等＝２：１：１
＊都道府県負担分（１／４）に対し、特交措置（算入率０．８）

アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業

８４百万円（１３７百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

１．事業の概要

我が国は、Ｇ８において３Ｒイニシアティブを展開し、またアジア３Ｒ推進フォーラムを提唱し設立するなど、廃棄物管理・３Ｒに関する国際的議論を推進してきており、引き続き国際社会において循環型社会構築にリーダーシップを取り、我が国の制度、システム、技術を海外に積極的に紹介し、国際社会に大きく貢献することが重要である。

このため、我が国の知見・技術を活用して、アジア、さらに世界的な３Ｒの実行を推進するため、３Ｒ推進国際協力プランを立案し、その実施を図るとともに、特にアジアにおける３Ｒ推進のための体制整備や情報共有をはじめとする取組を展開する。

２．事業計画

（１）３Ｒ推進国際協力プランの検討

３Ｒの推進と資源の持続可能な管理とを関連づける国際的な議論の潮流を踏まえ、資源の有効活用による環境負荷低減の観点を含めた国際的な循環型社会構築の方向性に関する３Ｒ推進国際協力プランを策定し、これに基づく国際協力を推進する。

（２）アジア各国の低炭素・循環型社会構築の計画的推進支援

廃棄物の発生量が増大し質も多様化するアジア各国が、温暖化対策にも配慮しつつ廃棄物管理や３Ｒを推進するための政策立案実施の支援を行う。

（３）南東・東アジア環境と保健に関する地域フォーラム廃棄物作業部会における活動経費

「南東・東アジア環境と保健に関する地域フォーラム」の下に設置されている廃棄物作業部会の作業計画に基づく活動として、医療廃棄物及び都市廃棄物の優良事例の共有等を行う。

（４）３Ｒナレッジハブ整備強化事業

アジア各国での３Ｒ施策推進のための知識基盤として構築された「３Ｒナレッジハブ」において、３Ｒ関連技術・政策・国際協力の人材・組織の情報整備等を行う。

（５）アジア循環型社会構築検討調査費

アジアにおける３Ｒ・廃棄物関係者・専門家間での連携と情報共有を促進し、各国のリサイクル制度等の政策の発展を踏まえ、東アジア全体での循環型社会の実現に向けて、課題、政策手段の検討評価を行う。

３．施策の効果

〇我が国のイニシアティブによるアジア３Ｒ推進フォーラム等の国際枠組を活用した戦略的な３Ｒ国際協力の推進
〇アジア各国における３Ｒ・廃棄物の適正処理能力の向上
〇我が国の先進的な３Ｒ技術・システムの国際的な展開
〇政策担当者レベル、研究者レベルでのアジア各国間の連携の強化
〇３Ｒに関する国際的な研究の推進による科学的基盤の強化
〇Ｇ８等での３Ｒ推進の取組においてリーダーシップを発揮

アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業

アジアでの廃棄物に関する課題

- 廃棄物の発生の拡大と質の多様化
- 廃棄物や循環資源の国境を越えた移動
- 資源価格の高騰

アプローチ

- ・各国協調の取組
- ・各国取組における3Rの優先化
- ・3Rの具体的行動の実践
- ・各主体〈政府（国、自治体）、事業者、大学、NGO、住民〉 の能力形成・参加・協力

多国間協力の下での取組

- アジア3R推進フォーラム
- UNEP資源パネル（世界的な研究者によるパネル）
- 南東・東アジア　環境と保健に関する閣僚級地域フォーラム
- 3Rナレッジハブ 循環技術の拠点整備 研究ネットワーク体制

二国間協力

- 各国の3R国家戦略策定を支援

H24予算要求事項

- **東アジア低炭素、循環型社会政策検討評価調査費**
- **3R推進国際協力プランの策定**
- **アジア3R推進フォーラムの活動促進**
  - ・フォーラムの下での各主体のネットワークの推進支援
  - ・各主体の活動推進
- **南東・東アジア環境と保健に関する地域フォーラム廃棄物作業部会における活動**
  - ・医療廃棄物、都市廃棄物の優良事例の共有、分析
- **「持続可能な資源管理に関する国際パネル」への対応**
- **3Rナレッジハブ整備強化事業**
- **アジア各国の低炭素・循環型社会構築の計画的推進支援**

アジアの循環型社会構築への日本のリーダーシップ発揮

静脈産業の海外展開に資する制度構築支援

日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業
～廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージとして海外展開～

７１９百万円（６００百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室
企画課リサイクル推進室
廃棄物対策課
産業廃棄物課

１．事業の概要

現在、アジアの途上国では、急速な経済発展に反して廃棄物の適正処理が追いつかず、環境汚染が懸念される状況にあり、一部の途上国において不適切な廃棄物処理が行われている例が報告されている。

また、我が国は、これまで廃棄物処理、リサイクルに係る時代の要請に応じて静脈産業、技術を向上させてきており、その結果として我が国静脈産業は環境保全及び循環資源において先進的な技術を有している。

こうした先進的な我が国静脈産業を、特に廃棄物の急増が予測されるアジアを視野に海外展開し、世界規模で環境負荷の低減を実現するとともに、我が国経済の活性化につなげる必要がある。

このため、まずは、我が国静脈産業を海外展開するための戦略を策定し、我が国静脈産業の戦略的な海外展開を促進する。

また、政府、自治体、事業者等が相互に連携しながら、廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージ化して海外展開することにより、高い技術をもった先行グループによる我が国静脈産業の海外展開の実績づくりを進める。

さらに、先行事例に続き、我が国静脈産業の海外展開を進めるため、次世代の海外展開、静脈メジャーを担う静脈産業の育成を支援する。

２．事業計画

Ⅰ　静脈産業の戦略的海外展開促進　　１６百万円

有識者、学識経験者、産業界関係者等による戦略会議を設け、既に海外展開を視野に入れて活動している事業者への支援策、次世代の海外展開、静脈産業を担う事業者の育成支援等、アジアを視野に入れた日系静脈産業のより効果的な育成・展開支援のための戦略を策定する。

Ⅱ　日系静脈産業メジャーの海外展開支援

（１）日系静脈産業海外展開事業化促進事業　　３６９百万円

事業展開対象国での具体的事業展開支援（フィージビリティ調査（事業運営方法、必要経費、環境保全効果等））、その後の円滑な運営を促進するための支援（能力開発事業、枠組構築等）を行う。

（２）日系静脈産業海外展開支援基盤整備事業　　４８百万円

日系静脈産業が海外展開を検討する参考となるよう、対象国廃棄物処理方法、廃棄物量等の国別情報のデータの収集・分析を行うととも

に、アジア各国において我が国静脈産業の周知・普及事業（パビリオン等）を行う。

（３）日系静脈メジャーの海外展開に資する次世代廃棄物処理技術開発

途上国でも利用可能な、焼却施設における熱利用の推進、ごみ収集から処分までのトータルの温室効果ガス排出量の最小化、ごみ処理システムの低コスト化・高度化のための技術開発により、地球規模の環境保全に貢献する。
（※環境研究総合推進費にて計上）

Ⅲ　次世代の海外展開を担う静脈産業の育成

（１）民間企業の新たな循環ビジネスモデル確立支援　　２１２百万円

未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が、次世代の静脈産業メジャーとして成長し海外展開していけるよう、①市民、自治体、排出事業者等による資源を含む廃棄物の回収システムの構築、②付加価値が高い製品を安定的に供給できる再資源化ビジネスの構築、及び③回収・再資源化システム全体での採算性の実証を行うための実証事業の実施によりビジネスモデル構築を支援するとともに、その取組を広く共有することで循環ビジネス全体の底上げにつなげる。

具体的には、以下の支援事業を行う。

・レアメタル含有鉄スクラップの高度選別・利用ビジネス
・安価でCO_2排出量の少ない廃ペットボトル回収システム構築及び再ペットボトル化ビジネス
・既存静脈施設集積地域の徹底利用ネットワーク構築

（２）日系動脈産業の進出と連動する静脈産業育成支援事業

７４百万円

日系動脈産業の進出と連動する静脈産業を育成するため、廃棄物を処理する側の優良化とその差別化や、廃棄物を排出する側が優良産廃処理業者に積極的に廃棄物処理を委託する社会的インセンティブを有する仕組み作りを行うなどして、優良産廃業者が産廃処理市場で積極的に支持される循環ビジネスを構築支援する。

３．施策の効果

我が国の経験、知見を活用した、途上国における制度構築と事業展開が一体となった廃棄物処理・リサイクル実施システムの事業展開推進手法が具体事例に基づき形成され、それに続く国内における新たな循環ビジネスモデルの確立とその展開も進むことにより、今後の我が国静脈産業のアジアでの展開が促進される。これによりアジアでの循環型社会構築と環境負荷低減及び我が国経済の活性化が期待される。

日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業

719百万円（600百万円）

効果

◆廃棄物処理・リサイクルシステム、技術がアジアに普及
▶ アジアにおける環境負荷低減
◆静脈産業のアジア展開
▶ 我が国経済の活性化

静脈メジャー

先行グループ



海外展開メジャー

次世代グループ



次世代の海外展開

基盤戦略16百万円

○関係者が連携して、アジアを視野に入れた日系静脈産業のより効果的な育成・展開のための戦略を策定

我が国の廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージとして海外展開 369百万円

○大臣合意など政府レベルの基本的枠組みのある国に対する先行グループの海外展開促進

①具体的な海外事業展開を想定したフィージビリティ調査
②現地での海外展開の枠組み構築のための関係者合同ワークショップ
③現地静脈産業の円滑運営のため関係者への研修

次世代静脈産業メジャーの育成　286百万円

1．未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が海外展開していけるよう、ビジネスモデルの確立を支援

①レアメタル含有鉄スクラップの高度選別・利用
②ペットボトルの再ボトル化
③既存静脈施設集積地域の徹底利用ネットワーク構築

2．高リサイクルに取り組む産廃業者、排出事業者を適正に評価する手法の確立等を通じた静脈産業の育成支援

①事業者の差別化に向けた適正評価手法の確立とその実施
②産廃業者と排出事業者の協働に向けた情報の収集・分析

情報基盤の整備　48百万円

①海外展開可能性国の情報収集・分析（国内に海外展開情報提供）
②我が国静脈産業技術の海外情報発信（アジア諸国の興味醸成）

静脈産業の海外展開に資する技術開発
※環境研究総合推進費にて計上

○途上国でも利用可能な、廃棄物処理・リサイクルシステムの低コスト化・高度化等の技術の開発

廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費

５８百万円（６６百万円）

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

１．事業の必要性・概要

近年、資源循環の活性化に伴い、廃棄物等の輸出入は増加傾向にある。このような中、循環資源や中古製品の輸出においては、脱法的に廃棄物等が輸出され、国外で環境上不適正な処理に伴う環境汚染を引き起こすことが懸念されている。また、アジアにおける循環型社会の構築に向けて、廃棄物等の適正処理を前提条件として、資源の有効利用を促進する必要性も指摘されている。

本事業は、廃棄物等の輸出入管理における我が国の国際的責任を果たすため、事業者等に対する国内外規制の周知徹底や不正輸出防止対策の強化等を行うとともに、アジア圏における資源循環の重要性を踏まえた今後の廃棄物輸入の展開方策の検討を行うことを目的とする。

２．事業計画（業務内容）

（１）　廃棄物輸出入管理の強化（関連法の施行体制の強化）

バーゼル法及び廃棄物処理法に基づく手続きの適正化・円滑化のため、法に基づく規制内容や規制対象物について、事業者等への周知徹底を図る。また、相手国の関係法制度・運用状況に関する調査を行い、税関等と連携した輸出入管理に活用するとともに、広く一般に向けて情報提供を行う。

（２）　不正輸出等の対策のための業務

不正輸出の水際対策強化のため、不正輸出が疑われる貨物に関する情報を管理し、税関等の関係者とリアルタイムで共有するための「廃棄物等輸出入管理システム」の改良・維持管理を行う。また、アジア圏の資源循環を背景に、特に取引量の多い廃棄物等に関して、法の規制対象となる範囲、要件等を明確化し、実際の水際対策において活用を図るとともに、廃棄物が中古品や循環資源と偽って輸出されることを防ぐため、規制対象外として輸出された中古品等の物品の輸出先国での処理・利用状況等を調査し、対応を検討する。

（３）　資源循環を踏まえた廃棄物輸入のあり方に関する検討

廃棄物処理法改正による輸入申請資格者の拡大に伴い、循環資源確保の観点も踏まえ、廃棄物輸入に関する考え方の整理と輸入許可に係る適切な審査体制の構築を行う。このため、取引先となるアジア各国の環境保全及びアジア圏での資源循環の観点から、廃棄物輸入のあり方について調査、検討を行う。

３．施策の効果

＜アウトプット＞

・輸出入事業者等に対するバーゼル法及び廃棄物処理法の周知目的の冊子
・アジア各国の関係法令等データベース（ウェブサイト上に掲載）
・「廃棄物等輸出入管理システム」の改良・維持管理
・バーゼル法及び廃棄物処理法の規制対象物に関する判断基準
・今後の廃棄物輸入のあり方に関する展開方策

等

＜アウトカム＞

・廃棄物等の不法輸出入の未然防止
　輸出入事業者等のバーゼル法等に係る義務への理解の促進
　バーゼル法及び廃棄物処理法の規制対象物に関する判断基準の明確化
　税関と連携した廃棄物等不正輸出の水際対策の強化
・アジア圏を中心とする廃棄物の適正処理及び資源循環への貢献

等

廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費

輸出入管理の円滑化

■不正輸出入の防止に向けた、輸出事業者向け説明会や輸出入案件に係る事前相談の実施
■輸出相手国の関係法制度・運用状況に関する情報提供

事業者向け説明会



輸出入の事前相談



不正輸出対策の強化

■「廃棄物等輸出入管理システム」による地方税関等との不正輸出情報の即時共有
■規制対象廃棄物の明確化（中古品等と偽っての不正輸出防止）
■海外における循環資源の処理・利用状況等についての調査

貨物検査

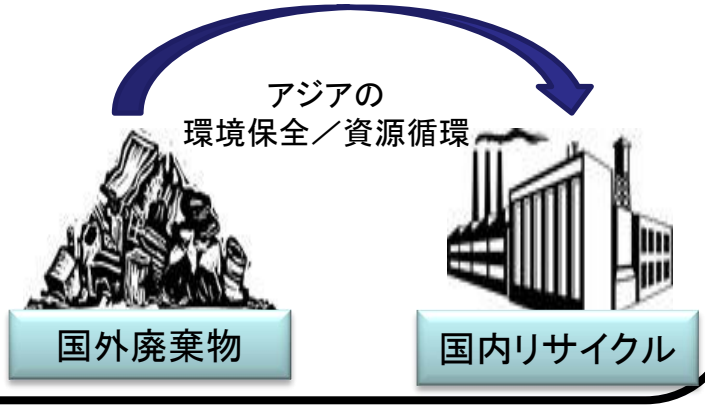


中古利用目的と称したテレビ



廃棄物輸入のあり方検討

■アジア各国の環境保全及びアジア圏での資源循環の観点から、廃棄物輸入のあり方についての調査、検討



し尿処理システム国際普及推進事業費　　１５百万円（１６百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室

１．事業の必要性・概要

我が国は、水洗トイレに活用できる衛生的な個別し尿処理システムである浄化槽や、し尿を衛生的に集中処理できるし尿処理施設など、海外では例を見ない日本発の優れた技術を有するとともに、途上国で普及する場合に必要となる低コスト技術についても独自の経験と技術を有している。

本業務では、国際ネットワークを活用して、我が国の分散型処理システムの海外への導入可能性について調査するとともに、し尿処理に関する現地動向調査および技術移転に関する検討を行い、我が国のし尿処理技術の普及に向けた一層の取組を展開する。

２．事業計画（業務内容）

①国際ネットワークを活用した導入可能性調査
②し尿処理に関する現地動向調査
③し尿処理に関する技術移転に関する調査

３．施策の効果

国連ミレニアム開発目標（ターゲット 10「平成 27 年度(2015 年度)までに、衛生施設（トイレ）を継続的に利用できない人々の割合を半減する」）に貢献する。

し尿処理システムの国際普及について

展開の流れ

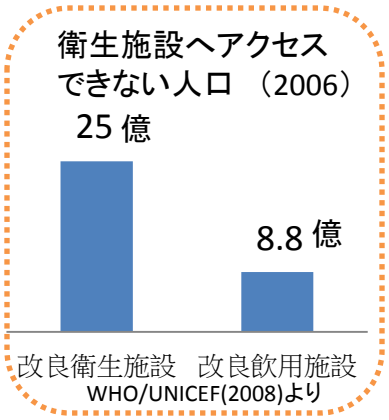
① し尿処理に関する国際ネットワーク → ② し尿処理現地動向調査 → ③ し尿処理に関する技術移転

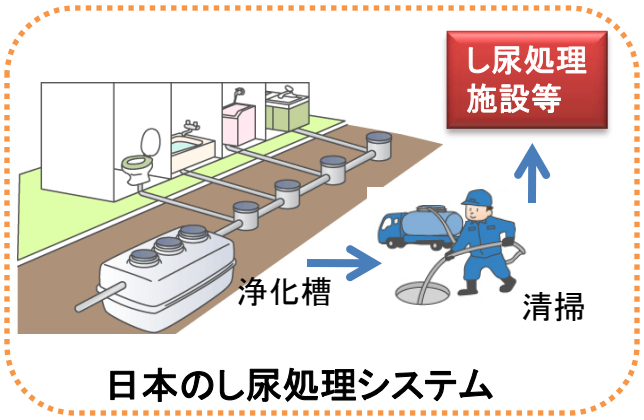
21・22年度

<国際ワークショップの開催>
・各国の実状の把握
・各国担当部局とネットワークづくり
・必要とする制度・技術の意見交換

<国際ネットワークの確立・維持>
・定期的な国際ワークショップ
・国際会議への発信等

<衛生分野国際普及拠点へ協力>
・アジア太平洋水フォーラムの進める衛生分野の人材・組織ネットワークの構築等を支援





日本のし尿処理システム

23年度～

<国際ネットワークの活用>
・国際ネットワークを活用して、分散型処理システムの導入可能性に可能性を調査

し尿処理に関する現地動向調査
・現地の汚水処理実態の把握
・現地の汚水処理関係基準の整理
・日本の浄化槽関係基準の整理・PR

し尿処理の技術移転に関する検討
・現地に適した技術の開発・実地に根付く維持管理方法の検討

ミレニアム開発目標 「2015年（27年）までに、安全な飲料水と基礎的な衛生施設を持続可能な形で利用できない人々の割合を半減させる」に貢献

循環型社会形成推進基本計画見直しに向けたフォローアップ・高度化推進費
38百万円（64百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

１．事業の必要性・概要

政府は、循環型社会形成推進法に基づき、循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、循環型社会形成推進基本計画を策定。

計画の見直しは概ね５年ごとに行うとされており、前回の見直し（平成 20 年３月）から５年目を経過する平成 24 年度中に計画の見直しを行う必要。

見直しに当たっては、産業構造の変化、安全重視などの震災後の国民の意識の変化、科学的知見の進展等を踏まえ、新たな循環型社会像の提示や物質フロー指標の充実・強化を行うことが必要不可欠。このため、専門的見地から、これらに関する調査・研究を行う。

また、現行計画の規定に基づき、施策の進捗状況の調査や情報提供を行う。

２．事業計画（業務内容）

（１）循環基本計画の数値目標達成状況調査

循環基本計画によって定められた指標の達成状況を測定するため、我が国の物質収支の状況、各主体の３Ｒの取組等について、調査・分析を行う。

（２）循環型社会形成に向けた情報提供事業

最新データ・レポートのインターネット上での情報発信等を行う。

（３）我が国の物質フロー会計の充実・分析の高度化

次期計画での活用を目指して、資源の「種類」や「質」に着目した新たな物質フロー指標の検討を行う。

（４）2030 年循環型社会のグランドデザイン検討・実現事業

社会経済の動向や目指すべき循環型社会像について調査・分析を行い、2030 年の循環型社会のグランドデザインを策定する。

３．施策の効果

新たな循環型社会像の提示や物質フロー指標の充実・強化を行い、次期計画に盛り込むことで、目指すべき政策目標がより適切・明確なものとなる。これにより、当該目標に向かって講ずべき廃棄物・リサイクル関係の各種施策をより、的確かつ効率的に実施することが可能となる。また、計画に基づく施策の進捗状況の調査や情報提供は、循環型社会の実現に資する。

循環型社会形成推進基本計画の見直しについて

○　政府は、循環型社会形成推進法に基づき、循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、循環型社会形成推進基本計画を策定。概ね5年毎に計画を見直しをすることとされており、次回の見直しは平成24年度に実施予定（現行計画は平成20年3月に策定）。

○　次期計画においては、産業構造の変化、安全重視などの震災後の国民の意識の変化、科学的知見の進展等を踏まえ、「新たな循環型社会像」の提示や循環状況を把握することができる指標の充実・強化を行う必要。

現行計画における循環型社会の中長期的なイメージ

○「低炭素社会」や「自然共生社会」に向けた取組とも統合した、**「持続可能な社会」の実現**

○　より良いものが多く蓄積され、それを活かした豊かさが生まれる**「ストック型社会」の形成**

○　地域の特性に応じた**循環型社会（地域循環圏）**、**「もったいない」の考えに即したライフスタイル**の形成　等

○　産業構造の変化や安全重視などの震災後の国民の意識を踏まえ、**循環型社会の新たな中長期的イメージを提示**する必要。

現行計画における物質フロー目標

	１２年度	２０年度	１２年度比	２７年度（目標年）
資源生産性　万円／ﾄﾝ	２６．３	３６．１	＋３８％	４２
化石資源の資源生産性	１０２	１０６	＋３％	－
循環利用率　％	１０．０	１４．１	＋4.2％	１４～１５
最終処分量　合計（百万ﾄﾝ）	５６	２２	▲６０％	２３

※　資源生産性＝GDP／天然資源等投入量。産業や人々の生活がいかにものを有効に利用しているかを総合的に表す指標。

※※ 循環利用率＝循環利用量／（循環利用量＋天然資源等投入量）。経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量の占める割合を表す指標。

○　各指標は、目標に向けて順調に推移。

○　他方で、**化石資源の資源生産性に改善が見られない**ことなどから、**資源の質に着目した指標の開発**を行う必要。

生物多様性国家戦略推進費　　２６百万円（３７百万円）

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

１．事業の必要性・概要

生物多様性条約第10回締約会議（COP10）では、2011年から2020年までの生物多様性に関する新たな世界目標である「新戦略計画（愛知目標）」が決定され、締約国においては、同目標を踏まえた生物多様性国家戦略の改定等が求められている。

このため、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップとなる生物多様性国家戦略の改定を早期に行い、COP10 議長国としてのリーダーシップを発揮していく。

また、同国家戦略の改定にあたっては、数値目標を設定し、その目標の達成に向けた取組の進捗状況を的確に把握するとともに、優先的に施策を講じていくべき地域等を具体的に示していくことにより、実効性を高め、愛知目標の達成に貢献する。

２．事業計画（業務内容）

（１）生物多様性国家戦略の改定

現行の生物多様性国家戦略の課題等を抽出した上で、自然的・社会的条件の変化を踏まえた将来の生物多様性関連施策のあり方や愛知目標の達成に向けて必要な取組等について検討を行い、平成24年10月までに生物多様性国家戦略を改定する。

（２）生物多様性国家戦略の進捗状況に関する評価等の仕組みづくり

愛知目標に掲げられた個別目標の達成に向けた取組を次期国家戦略において着実に実施していくため、目標の達成状況や優先的に施策を講じていくべき地域を、地図等を用いて具体的に明らかにするとともに、進捗状況の評価等を行っていくための仕組みづくりを併せて検討する。

H23 年：生物多様性国家戦略の改定に向けた検討着手

H24 年：生物多様性国家戦略の改定

生物多様性国家戦略の進捗状況に関する評価等の仕組みづくり（～H25）

３．施策の効果

・平成 24 年 10 月にインドで開催される COP11 を目標として個別目標の１つである生物多様性国家戦略の改定を早期に行い、COP10 議長国としての責務を果たす。
・優先的な取組が必要な地域を課題毎に具体的に示すことにより、生物多様性国家戦略に掲げた施策の効果的かつ効率的な実施を図るとともに、生物多様性地域戦略の策定を始めとした地方自治体による自主的な取組の促進に資する。
・次期国家戦略に掲げた施策の進捗状況を定量的に把握・評価することが可能となり、生物多様性国家戦略の実効性が高まるとともに、愛知目標の達成に向けた我が国の進捗状況を具体的に示すことが可能となる。

生物多様性国家戦略推進費

平成22年度　生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）

生物多様性に関する「新戦略計画（愛知目標）」が採択
→　目標17：「2015年までに、各締約国が効果的かつ参加型の改定生物多様性国家戦略を策定すること」

平成23年度～生物多様性国家戦略の改定作業に着手

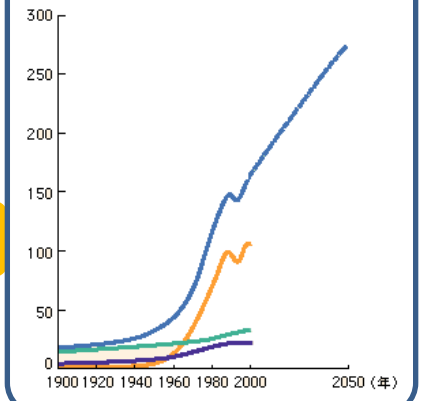
平成24年度

現行戦略の課題抽出
改定案の検討

【東日本大震災を受けて】
○生物多様性の現状や課題
写真、データ、地図等を活用して
具体的に示す

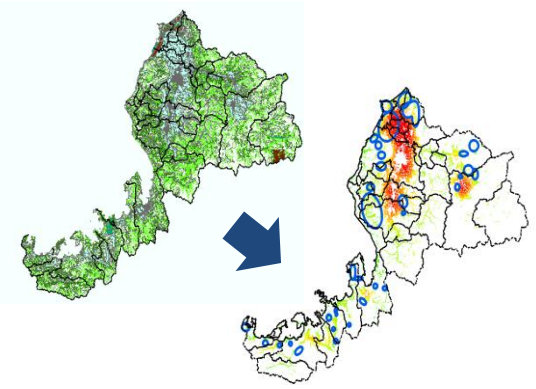
【愛知目標への対応】
○愛知目標の達成に向けたロードマップづくり（マイルストーン、指標の設定等）

【シナリオ分析】
人口減少、エネルギー、地球温暖化などの自然的・社会的条件の変化を踏まえた分析



【評価等の仕組みづくり】
現状や目標達成に向け優先的な取組が必要な地域等を地図等で具体的に提示

・保護地域等として保全すべき「陸域17%、海域10%」の地域
・外来種対策を優先的に実施すべき地域
・劣化した生態系の回復を図る地域 等



優先的に保全すべき里地里山地域の可視化（イメージ）

改定生物多様性国家戦略
閣議決定

10月　生物多様性条約第11回締約国会議（インド）

平成25年度　締約国別報告書の作成

愛知目標の実現に向けたＣＯＰ１０主要課題検討調査費
９０百万円（　９６百万円）

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室・国立公園課

１．事業の概要

平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約（CBD）第10回締約国会議（COP10）において、2010年以降の新たな条約の世界目標として「愛知目標」が策定され、また、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）に関する名古屋議定書」が採択された。平成22年5月に公表された「地球規模生物多様性概況第3版（GBO3)」では、生物多様性の損失速度を顕著に減少させるとの2010年までの目標は達成されなかったと結論づけており、愛知目標の実現には、これまで以上の努力が必要な状況である。さらに、ABS名古屋議定書については、我が国は平成23年５月11日に署名をしており、早期締結に向けた取組が必要である。

我が国は平成24年まで生物多様性条約COP議長国であり、条約事務局や主要関係国・地域との協議・連携のもと、愛知目標やABS名古屋議定書をはじめとするCOP10での決定事項の実現に向けて世界的にリーダーシップを発揮する必要がある。このため、COP10決定事項の実現に向けた具体的な方策の検討を行い、国内での取組を積極的に推進するとともに、他の締約国への提案を行うべく、主要課題に関する調査・検討と国際会議の開催を実施するものである。

２．事業計画

(1) 愛知目標の実現のための主要課題に関する調査（H23～26年度）
①資源動員方策に関する調査
②ABS名古屋議定書の締結に向けた国内制度の検討
③経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討
④生態系サービスの経済価値評価に関する検討
⑤条約関連会合への専門家派遣

(2) 愛知目標の実現に向けた国際会議の開催（H23～26年度）
①資源動員方策に関する国際ワークショップ
②CBD/PoWPA実施強化のためのアジア地域会議

３．施策の効果

以下により、愛知目標の世界的な実現、ひいては生物多様性条約の目標達成に貢献する。

①国内外での資源動員方策の具体案及びCBD保護地域作業計画の実施強化のための地域毎の戦略を取りまとめる。
②ABS名古屋議定書の締結に向けた国内制度を構築する。
③経済社会における生物多様性の主流化を促進する。
④生態系サービスの価値評価を促進する。

愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費

生物多様性の損失速度を顕著に減少させるとの2010年までの目標は未達成。
→愛知目標の達成にはこれまで以上の努力が必要

愛知目標の実現のための主要課題への対応

資源動員戦略	資源動員方策に関する検討調査、国際ワークショップの開催
遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）	国内制度の検討
民間参画、生態系価値の国家勘定への導入	経済社会における生物多様性の主流化、生態系サービスの価値評価に関する調査･検討
保護地域	アジア地域会議の開催
その他（指標の策定、海洋、外来種など）	条約関連会合への専門家派遣

生物多様性条約COP10議長国として、愛知目標の実現に向けた世界的な議論の進展に積極的に貢献

（新）地域連携保全活動推進費　　１４百万円（０万円）

自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室

１．事業の必要性・概要

○「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）」が平成 22 年 12 月に成立し、平成 23 年 10 月に施行された。

○同法では、市町村による地域連携保全活動計画の作成や地域連携保全活動協議会の設置、地方公共団体による関係者間の連携・協力のあっせん等を行う体制（地域連携保全活動支援センター）の確保等が定められ、国はこれらについて情報の提供、助言等必要な援助及び地方公共団体や支援センターとの連携・協力を行うこととされている。

○このため、地域における地域連携保全活動を推進するため、以下の取組を実施する。

①地域連携保全活動協議会の設立・関係者間の連携推進に向けた支援

②地域連携保全活動に関する情報収集・発信、課題の整理検討

２．事業計画（業務内容）

	H24	H25	H26	H27	H28
①協議会設立・関係者間連携支援					
③情報収集・発信・課題の整理検討					

３．施策の効果

（１）各地域で多様な主体が連携し、地域の自然的社会的な特性に応じた生物多様性の保全の取組が円滑に継続されるための体制づくりを推進する。

（２）各地域の特性に応じた取組や活動状況を全国へ発信して、都道府県域・市町村域を超えた連携を推進する。

地域連携保全活動推進費　平成24年度新規

背景

生物多様性地域連携促進法が平成22年10月に成立・公布（平成23年10月施行）

- 市町村による地域連携保全活動計画の作成
- 地域連携保全活動計画の作成や実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置
- 関係者（活動実施者、土地所有者、企業等）間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供・助言を行う拠点（地域連携保全活動支援センター）としての機能を担う体制を、地方公共団体が整備

国が地域連携保全活動に関して、情報の提供や助言等の支援を行うこと

事業内容

（1）協議会の設立・関係者間の連携推進への支援

体制整備が不十分な地域での情報充実や理解向上、関係者間の連携推進による協議会設立への気運醸成・支援

（2）情報収集・提供、課題の整理・検討

多様な地域・空間での活動事例、連携や地域活性の優良事例、協議会・支援センターの情報を全国に発信

制度の活用状況把握・各地の事例分析による、課題の整理・検討

地域の多様な主体の連携
自然的社会的な特性に応じた活動の促進



地域連携保全活動
（希少種の餌場となる水辺の整備）

国立・国定公園総点検事業費

３２百万円（３３百万円）

自然環境局国立公園課

１．事業の概要

（１）COP10 においては、「保護地域」が重要な議題の一つとなっており、国別の保護地域の数値目標が従来の 10%から 17%に修正された。我が国の保護地域の中心である国立・国定公園は陸域が 9.1%、海域（領海）が 4.2%指定されているにすぎず、早急に区域を拡張する必要がある。

（２）他方、我が国の国立・国定公園は従来風景地保護の観点で指定されてきたが、生物多様性保全の観点から全国的な指定を見直し、再配置を図る中で指定の拡大を図ることが必要である。このことは、生物多様性国家戦略 2010 においても明記されている。

（３）これらのことから、国立公園・国定公園について、これを取り巻く自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、特に生物多様性保全上重要な地域の指定状況について分析を行い、平成 22 年に国立・国定公園の新規指定、大規模拡張を行うための候補地を選定した。今後、国立・国定公園として指定し、我が国の生物多様性を保全する。

２．事業計画

＜平成１９～２２年度＞

①生物多様性上重要な地域、風景地保護上重要な地域の抽出
・データの収集、現在の公園区域との重複状況を分析

②すぐれた風景地としての評価方法を検討（指定要件の検討）
・生物多様性保全の観点での、国を代表する地域の考え方の検討

③具体的な候補地の抽出・生物多様性保全の観点での現公園の再評価

＜平成２２～２４年度＞

④具体的な候補地における自然環境等の調査、公園区域・計画案の作成
・詳細調査・データ解析
・再配置のための植生・動物・地形・景観・利用に関する検討、公園区域・計画案の作成

⑤保護地域ネットワークを考慮した再配置長期計画の策定
・コア・バッファー・生物の移動経路（コリドー）を考慮した生態系のネットワーク

３．施策の効果

生物多様性保全上重要な地域について、国立・国定公園の指定を推進することにより、我が国の生物の多様性の確保に寄与するとともに、保護地域に関する国際目標の達成に貢献する。

国立・国定公園総点検事業費

背景：生物多様性国家戦略2010
→国立・国定公園の全国的な指定を見直し、再配置を進め、指定の拡大を図る

1．生物多様性上重要な地域、風景地保護上重要な地域の抽出
→データの収集、現在の公園区域との重複状況を分析

2．すぐれた風景地としての評価方法を検討（指定要件の検討）
→生物多様性保全の観点での、国を代表する地域の考え方の検討

3．具体的な候補地の抽出・生物多様性保全の観点での現公園の再評価
→やんばる、奄美をはじめとする18地域を抽出

H19
↓
H22

4．具体的な候補地における自然環境等の調査、公園区域・計画案の作成
→詳細調査・データ解析（15地域）
→再配置のための植生・動物・地形・景観・利用に関する検討、公園区域・計画案の作成

5．保護地域ネットワークを考慮した再配置長期計画の策定
→コア・バッファー・生物の移動経路（コリドー）を考慮したネットワーク

H22
↓
H24

COP10で決議された愛知目標：保護地域目標が陸域17%、海域10%となる
→　国立・国定公園は**陸域：9.1%、海域：5.9%**にすぎない

国際社会の要請に応えるためにも、公園区域の新規指定・拡大が必要

海域の国立・国定公園保全管理強化事業費

８１百万円（９６百万円）

自然環境局国立公園課

１．事業の概要

（１）国立・国定公園の適正海域管理推進事業（継続）

近年、オニヒトデの大発生によるサンゴの食害や藻場における磯焼けなどの被害が各地で発生しており、生物多様性の減少、利用資源の破壊等が問題となっている。

また、同一海域において漁業のほか、ダイビング、シーカヤックなどの観光利用が輻輳し、あつれきが生じている海域がある。さらに、観察対象である海鳥の繁殖地への過剰な接近による営巣放棄など、生物多様性に悪影響を与える利用形態が見られる。

一方で、COP10 においては、指定後の管理が不十分である保護地域が増加していることを背景とした、保護地域の管理強化についても議論され、国際的にも重要なテーマとなっている。

これらのことから、オニヒトデ等の食害生物の駆除を民間ダイビング団体や漁業者と協力して実施する等、海域生態系のモニタリングを実施しつつ、地域住民・団体の参画を得て、海域公園地区の管理充実、利用ルールの策定等の対策を実施する。また、効果的・効率的な事業の実施のために、協議会を設置し、関係者間の連携を強化する。

（２）国立公園海域公園地区指定調査（継続）

COP10 においては、「保護地域」が重要な議題の一つとなっており、特に海域保護区を 10%とすることが国際目標とされた。

我が国の海域は、干潟、藻場、サンゴ礁等の生物多様性の保全上重要な生態系を有するが、例えば、藻場の海域公園地区の指定面積は全藻場の 0.2%に満たないなど、保護の充実を図ることが必要である。

これらのことから、平成 24 年度の生物多様性条約締約国会議(CBD/COP11)までに国立公園内の海域公園地区の面積を倍増させることを目標として、現地調査等により魚類や海鳥類などの生物相や水環境に関して把握し、新規指定を進める。

２．事業計画

事業内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26
(1) 国立・国定公園の適正海域管理推進事業	┅┅	━━	━━	━━	━━	━━
(2) 国立公園海域公園地区指定調査		━━	━━	━━	━━	━━

３．施策の効果

海域における保全管理を強化し、国立・国定公園の海域公園地区の指定を推進することにより、海域のすぐれた自然景観の保全と適正な利用を図り、海域における生物の多様性の確保に寄与する。

海域の国立・国定公園保全管理強化事業費

背景

1．海域の保護地域指定が不十分

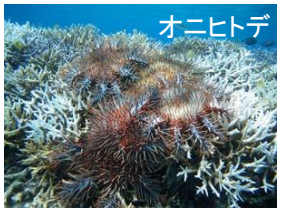
■生物多様性国家戦略2010 、海洋基本計画、
生物多様性条約締約国会議（COP10）
→海域公園地区の指定の推進を記載
→生物多様性保全の観点からの管理の充実が必要

2．H22.4月から改正自然公園法の施行

■海中公園→海域公園に制度改正

3．オニヒトデ・ゴミによる生態系の破壊

■オニヒトデによるサンゴの食害
■ゴミによるウミガメの産卵地の破壊
→生物多様性の減少
→美しいサンゴなどの利用資源の破壊



4．利用集中によるあつれき

■観察対象への接近のしすぎ、
利用頻度の増加・混雑
→動物（サンゴ・海鳥・鯨類など）への
悪影響
→漁業と同じ海域を利用するため、
あつれきの発生・事故の危険



事業内容

1．海域公園地区の指定促進

■海域を有する30地域を、年6地域、5年かけて
調査→指定
（改正法付帯決議：生物多様性保全上重要な海域を指定する）

■海域公園地区をH24までに倍増（国立公園）
2,359ha → 4,718ha（H21年比）

2．海域公園地区の管理強化





■オニヒトデの駆除によるサンゴ礁の保全
■ゴミの清掃によるウミガメや海鳥の繁殖地の保全
■保全対象生物（サンゴ・ウミガメなど）の調査
■利用ルール策定による利用のあつれき解消

■協議会の設置 → 関係者の連携の強化による、
効率的・効果的な事業の実施

奄美地域国立公園指定推進調査費

１１百万円（　　１９百万円）

自然環境局国立公園課

１．事業の概要

まとまりのある亜熱帯照葉樹林や多くの固有動植物がみられる奄美地域は、生物多様性の保全上、日本のみならず世界的にも重要な地域であり、生物多様性国家戦略2010においても、国立公園の指定を視野に入れた取組を進めることとされている。

このため、奄美地域を「生物多様性の豊かさを実感できる」新たなタイプの国立公園として保全と利用のあり方を検討し、早期指定を目指した取組を進める。

２．事業計画

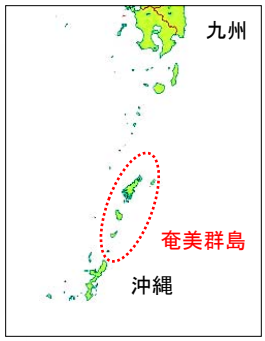
	H21	H22	H23	H24	H25～
現地調査の実施	―	―			
国立公園における生物多様性保全のあり方の検討		―			
公園計画案の作成及び地域における合意形成の推進		―			
モニタリング等の管理手法の試験的実施・検証			―	―	
利用プログラムの試験的実施・検証			―	―	
指定後のモニタリング等管理手法及び利用プログラムの実施・検証					―

３．施策の効果

新たな国立公園の指定により、優れた景観を有し、生物多様性保全上重要な奄美地域の保全と適切な利用を図る。また、生物多様性の普及啓発に資する新たな公園利用の方策を確立する。

奄美地域国立公園指定推進調査費

日本最大の亜熱帯照葉樹林









地史を反映した多くの固有動植物



北限のサンゴ礁、美しい海岸



自然と関わりの深い文化

凡例
- 照葉樹林（樹冠大）
- 照葉樹林（樹冠小）
- マングローブ群落
- 海岸自然林

奄美地域における生物多様性の保全と利用のあり方の調査・検討

- 生物多様性の豊かさを実感できる国立公園
- 自然に育まれた地域文化とともにある国立公園

特定民有地買上事業費	１５３百万円（１１７百万円）

自然環境局国立公園課

１．事業の概要

（１）我が国の自然公園は、土地の所有権に関わりなく指定する地域指定制の公園であるため、その区域内には多くの民有地が存在している。生物多様性保全の屋台骨としての役割を積極的に担う国立公園においても核心地域において民有地が多数所在している。

（２）他方、国立公園等内では、その区域の自然を保護するため、自然公園法等に基づき、建物又は工作物の構築や立木竹の伐採などの各種の行為を規制しており、土地所有者の権利保護との関係を調整する必要が度々生じている。

（３）このため、生物多様性保全の観点から、国立公園等のうち自然環境保全上特に重要な地域であって、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護管理が図られない地域を対象として、土地及びその上に所在する立木を含めて国が直接買上げを行うことにより、これら地域の保護管理の強化を図る。

２．事業計画

＜平成１７～２１年度＞

・国指定名蔵アンパル鳥獣保護区内の民有地買上

＜平成２２年度＞

・吉野熊野国立公園「大峰山地区」の民有地買上

＜平成２３年度＞

・支笏洞爺国立公園「有珠山西山火口地区」の民有地買上予定

＜平成２４年度＞

・吉野熊野国立公園「大台ヶ原山地区」の民有地買上予定

３．施策の効果

国立公園等のうち自然環境保全上特に重要な地域内に所在する民有地を公有地化することにより、国立公園等の適正な保護管理を促進する。

特 定 民 有 地 買 上 事 業

Ⅰ　制度の概要

国立公園等内では、その区域の自然を保護するため、自然公園法等に基づき、建物又は工作物の構築や立木竹の伐採などの各種の行為を規制しており、土地所有者の権利保護との関係を調整する必要が度々生じている。

本事業は、国立公園特別保護地区等内に所在する民有地のうち、自然環境保全上特に重要な地域であって、買上要件に該当するものを、国が直接買上げを行う制度である。

Ⅱ　買上対象地

(1) 国立公園‥‥‥‥‥‥‥‥特別保護地区、第一種特別地域（※）
(2) 国指定鳥獣保護区‥‥‥特別保護地区であって国内希少種の個体等の生息地
(3) 生息地等保護区‥‥‥‥‥管理地区

(※) 地種区分未定であっても、第一種特別地域に相当する価値があるものとして取り扱われてきたことが明らかな地域を含む。

Ⅲ　買上要件

①法による規制行為についての許可を得ることができないため、土地の利用に著しく支障を来していること。

②所有者から買上げの申出があること。

(※) 我が国の自然公園は、土地の所有権に関わりなく指定する地域制公園であり、その区域の中には多くの民有地が存在している。

このため、自然保護対策上重要な民有地のうち、私権との調整上、緊急に買い上げなければ保護が図れない地域の適正な保護･管理を行うために買上げを行うものである。

Ⅳ　国の予算措置

(1) 土地測量費
(2) 立木調査費
(3) 不動産鑑定料
(4) 不動産購入費

Ⅴ　取得した土地等の管理

本事業により取得した土地等については、国の行政財産として適正な管理の下におき、厳格な保護を図る。

(新)生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策
プラットフォーム（ＩＰＢＥＳ）拠出金　　４６百万円（０百万円）

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

１．事業の概要

（１）経緯

・2010 年６月、「生物多様性版 IPCC」ともいわれる「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」（IPBES）の設立が合意。
・2010 年 10 月、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）では、IPBES の設立について国連総会での検討を招請する決定が採択された。
・2010 年 12 月の第 65 回国連総会において国連環境計画（UNEP）に対し、IPBES 総会開催を要請する決議が採択された。
・同会議において、2011 年 10 月に IPBES 第１回総会、2012 年４月に第２回総会を開催し、具体的な組織体制・活動計画等を討議することとされている。

（２）IPBES の必要性

生物多様性の効率的な政策立案・実施には現状の把握が不可欠であり、地球規模での生物多様性の評価を定期的に実施し、政策に活用することを目的に設立されるもの。その活動については既存の科学的知見やネットワークを活用することとされており、その基盤となる地球規模及び地域の生物多様性に関するモニタリングや情報集積を推進することが不可欠である。

（３）事業の内容

我が国が IPBES の運営に主導的な役割を果たすべく、地球規模の IPBES 活動支援のため、国際機関への拠出を行うものである。

２．事業計画

・IPBES 拠出金（Ｈ２４年度～）

３．施策の効果

・IPBES の構築・活動支援により、地球規模及び地域での生物多様性の評価を定期的に実施し、生物多様性に関する科学的知見を政策立案・実施に効果的に活かす。
・世界の生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する。
・生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化を図る。

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）拠出金



生物多様性の損失

生態系サービスの劣化・減少

地域固有性	情報不足	対策の難しさ
様々な要因	状況把握困難	対策不足
複合的要因	予測の難しさ	能力不足

生物多様性に関する科学と政策のつながりを強化し、科学を政策に反映させる必要性

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）

生物多様性版IPCC

UNEP主催 第3回政府間会合（2010.6）
IPBES設立に基本合意



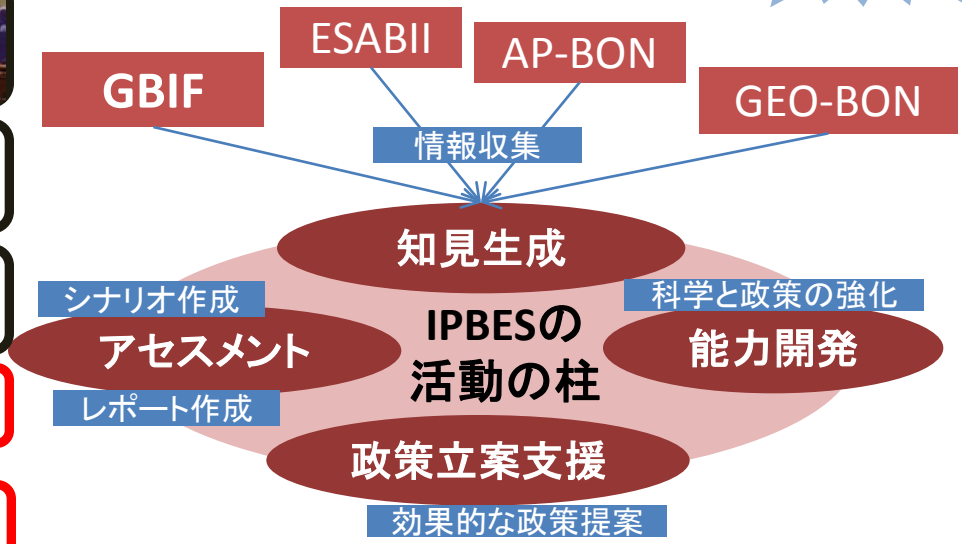
CBD-COP10（2010.10）
国連総会にIPBES早期設立の検討を奨励する決定



第65回国連総会（2010.12）・UNEP管理理事会（2011.2）
IPBES関連決議を採択

2011.10 第1回総会　2012.4第2回総会

IPBESの活動を本格始動（報告書作成へ）



IPBESの活動に拠出し、科学と政策のつながりを強化
世界の生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献

国連大学拠出金（SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業）
１６０百万円（１６０百万円）

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

１．事業の必要性・概要

（１）生物多様性の持続可能な利用は生物多様性条約の目的の一つとなっており、議長国として持続可能な利用のための取組を推進することが重要かつ不可欠となっている。

（２）里地里山における自然資源の持続的な利用形態は、世界各地に見られ、生物多様性の保全と両立するもの。このような里地里山や世界各地の持続的利用の事例を踏まえた、自然資源の持続的な管理・利用のための世界共通理念の構築及びその推進のための取組を「SATOYAMA イニシアティブ」として世界に提案していくため、平成 20 年度から「SATOYAMA イニシアティブ推進事業」を実施してきたところ。

（３）平成 22 年 10 月に名古屋で開催された生物多様性条約 COP10 では、自然共生社会の実現に向けて、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理を推進するための取組である SATOYAMA イニシアティブを推進することが採択された。また、同イニシアティブを世界に推進していくため、多様な主体が参画する「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ(IPSI)」が 51 の団体の参加を得て COP10 において発足された。

（４）引き続き、SATOYAMA イニシアティブの取組を世界全体で早急かつ強力に推進するためには、世界各国や国際機関、団体等に幅広いネットワークを持つ国連大学にこの取組を行うために必要な経費を拠出し、わが国が主導する SATOYAMA イニシアティブの国際的な展開を図る必要がある。

２．事業計画（業務内容）

（１）国際パートナーシップの運営、会合等の開催

（２）優良事例収集や研修の実施促進

（３）持続可能な自然資源の利用・管理についての情報発信

（４）SATOYAMA イニシアティブの成果の検証及び今後の展開についての検討

３．施策の効果

（１）COP10 で採択された長期目標「自然と共生する社会」の実現に向けて、国際的な枠組みの運営を通じて、世界各地における自然資源の持続可能な管理・利用の実践を促進し、我が国のリーダーシップを発揮する。

（２）持続可能な自然資源管理に必要な情報の一元的な蓄積・提供によって、世界的に知識が共有され、施策・研究・地域の取組を効率化する。

国連大学拠出金（ＳＡＴＯＹＡＭＡイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業）

COP10で採択された長期目標「自然と共生する社会」の実現のための国際パートナーシップの推進及び実施

SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの発足

SATOYAMAイニシアティブの長期目標（ビジョン）の「自然共生社会」の実現に向けて、社会生態学的生産ランドスケープ（二次的自然環境）の維持・再構築に取り組む団体の国際的なプラットフォームの役割を担う「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）」が、政府やNGO、先住民団体、学術研究機関、企業、国際機関等多岐にわたる51団体の参加を得て、COP10において発足した。



平成22年10月19日発足

なお、COP10では、SATOYAMAイニシアティブを、生物多様性及び人間の福利のために人為的影響を受けた自然環境をより理解・支援する有用なツールとなりうるものとして認識するとともに、締約国その他の政府及び関連する機関に対して、SATOYAMAイニシアティブを更に発展させるためにIPSIに参画することを推奨すること等が決定した。

SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの実施

○定例会合の開催

2011年3月の第1回定例会合で国連大学高等研究所が事務局に承認された。2011年12月現在、IPSI会員は105団体となった。



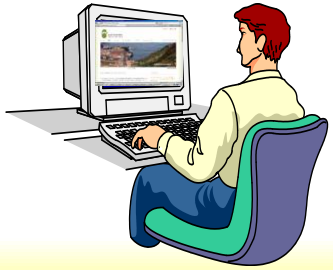
○優良事例収集や研修の実施促進

優良事例を収集する調査やパートナーの能力向上のための研修の実施促進。



○持続可能な自然資源の利用についての情報発信

一元的に蓄積及び発信するポータルサイトの整備・運営。



○SATOYAMAイニシアティブの成果の検証と今後の展開についての検討



世界各地の自然共生社会の実現

（新）世界遺産委員会の勧告を踏まえた小笠原諸島保全管理対策

１０８百万円（０百万円）

自然環境局自然環境計画課

１．事業の概要

平成２３年６月に開催された第３５回世界遺産委員会において「小笠原諸島」（東京都）が新たに世界自然遺産として登録された。

世界遺産条約第５条では自国の自然遺産を脅かす危険に対処することを可能にする実施方法を開発することとされており、小笠原諸島が有する世界的に顕著な普遍的価値を保全していくことが日本の責務となった。

小笠原諸島では、陸産貝類、昆虫類をはじめとする独自の生物相が世界遺産の価値として認められているが、侵略的な外来種の影響等によりこれらの生息が脅かされており、現に絶滅の危機に瀕している種もある。世界遺産に登録された際の世界遺産委員会からの勧告では、侵略的な外来種への対策等が要請されており、これらの勧告事項に適切に対応し、世界遺産としての価値を維持する必要がある。なお、世界遺産の価値を構成する要素が喪失した場合には、世界遺産としての根拠を失うこととなり、危機遺産への登録や世界遺産一覧表から削除されることとなる。

さらに、平成２３年の世界遺産登録以降、利用者が例年の３割程度増加しており、また、定期航路以外のクルーズ船による入島者も増加している。そのため、利用者により引き起こされる生態系の攪乱のリスク等への早急な対応も必要である。

これらの状況を踏まえ、本事業においては、世界遺産の価値の保全対策を、地元との合意形成を図りつつ一層推進することによって、世界遺産としての価値を維持するとともに、世界遺産登録時の世界遺産委員会からの勧告を遵守し、条約に定められた締約国の義務を果たすことを目的とする。

２．事業計画

① 世界遺産の保全管理に関する全体構想の策定

世界遺産の価値を維持するために、外来種対策、希少種保全などの総合的な保全対策を実施するための全体構想を作成する。

② 世界遺産登録時の顕著な普遍的価値の保全状況総合調査

世界遺産に登録された小笠原の顕著な普遍的価値の保全状況を把握し、今後の適切な対策の立案・実施に資するため、世界遺産地域の自然環境に関する総合的な調査を実施する。

３．施策の効果

遺産地域の貴重な自然資源を適切に保全し、質の高い自然体験の提供と安定的な来島者の確保を進め、地域活性化を図る。

世界遺産委員会の勧告を踏まえた小笠原諸島保全管理対策

○平成23年6月に我が国4番目の世界自然遺産として、“小笠原諸島”が登録。
○登録時の勧告事項（侵略的な外来種対策の実施など）を踏まえ、小笠原諸島の世界的に貴重な価値を将来に引き継ぐため、より一層質の高い保全管理を行うことが必要。

世界遺産の保全管理に関する全体構想の策定

世界遺産の価値を維持するために、外来種対策、希少種保全などの総合的な保全対策を実施するための全体構想を作成する。



世界遺産登録時の顕著な普遍的価値の保全状況総合調査

世界遺産に登録された小笠原の顕著な普遍的価値の保全状況を把握し、今後の適切な対策の立案・実施に資するため、世界遺産地域の自然環境に関する総合的な調査を実施する。



◆ 小笠原諸島世界自然遺産の適切な保全管理を推進
◆ 貴重な自然資源の活用による安定的な利用者の確保、質の高い自然体験の提供

絶滅のおそれのある種の野生順化関連施設整備　２００百万円（４０百万円）

自然環境局野生生物課

１．事業の必要性・概要

ツシマヤマネコは、日本においては長崎県の対馬にのみ生息し、1980 年代には 100～140 頭が生息しているとされていたが、2000 年代前半には、生息数は、約 80～110 頭と推定され、絶滅のおそれが非常に高い野生生物(環境省レッドリストでは最も絶滅のおそれが高い絶滅危惧ＩＡ類に位置づけ)である。環境省及び関係団体においては、ツシマヤマネコ保護増殖事業計画に基づき関連施策を行ってきているが、特に下島の個体群は非常に少数で、危機的な状況にあり、個体群の回復・維持には、飼育下繁殖個体群(生息域外)の野生復帰による補強が重要とされたところである。

本予算は、対馬の下島において、野生復帰のための訓練を行う野生順化施設であるとともに、地域と連携し、ツシマヤマネコにも配慮した農林業の方法やネコの適正飼養等ツシマヤマネコと共生する地域社会づくりを行いながら、生息環境の改善やモニタリング等を行うための拠点となる施設を整備するものである。

２．事業計画（業務内容）

測量、設計等（平成 23 年度）

施設整備等　（平成 24～26 年度）

３．施策の効果

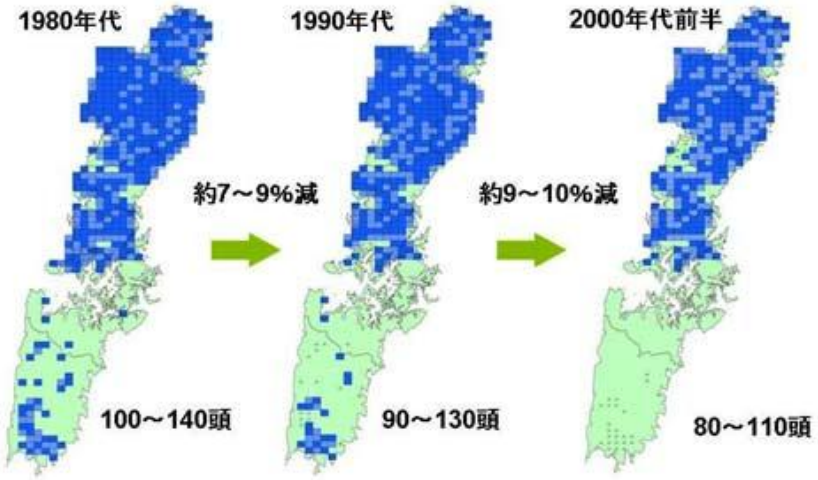
野生順化施設が対馬にできることで、島外の動物園で繁殖したツシマヤマネコの対馬における野生復帰に向けた順化訓練を島内の自然を活かした環境下で可能となる。同時に、野生順化施設を拠点として、地域住民等とともに下島の生息環境の改善に取組むことで、ツシマヤマネコの野生復帰が順調に進む環境を整えることができる。さらに、野生復帰後の生息状況等のモニタリング及び検証、ツシマヤマネコと共生する地域社会づくり等を行う拠点施設としての機能の発揮により、地域の中での本種の安定的な生息に資する。

絶滅のおそれのある種の野生順化関連施設整備

H24年度
200百万円

○ツシマヤマネコの現況

- 国内希少野生動植物種
- 絶滅危惧ⅠA類
  （環境省レッドリスト）
- 近年大きく個体数を減少しており、
  推定生息個体数　80～110頭程度で、
  下島にはほとんど生息せず(平成19年に
  23年ぶりに下島で個体の発見)



○保護の経緯(概要)

平成7年7月　保護増殖事業計画を策定

平成16年8月　ツシマヤマネコ再導入基本構想を策定

平成18年8月　ツシマヤマネコ飼育下個体群管理方針を策定

- 生息域内保全（生息環境改善、交通事故対策等）
- 生息域外保全（飼育下繁殖個体群の確立）の取組を着実に実施



平成22年3月　ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針を策定

- 関係者が共同で策定。保護増殖事業の中長期・当面の目標を定め、生息環境を改善しつつ、下島へ野生復帰を行うことを 目標達成のための具体的な保護対策として位置付け

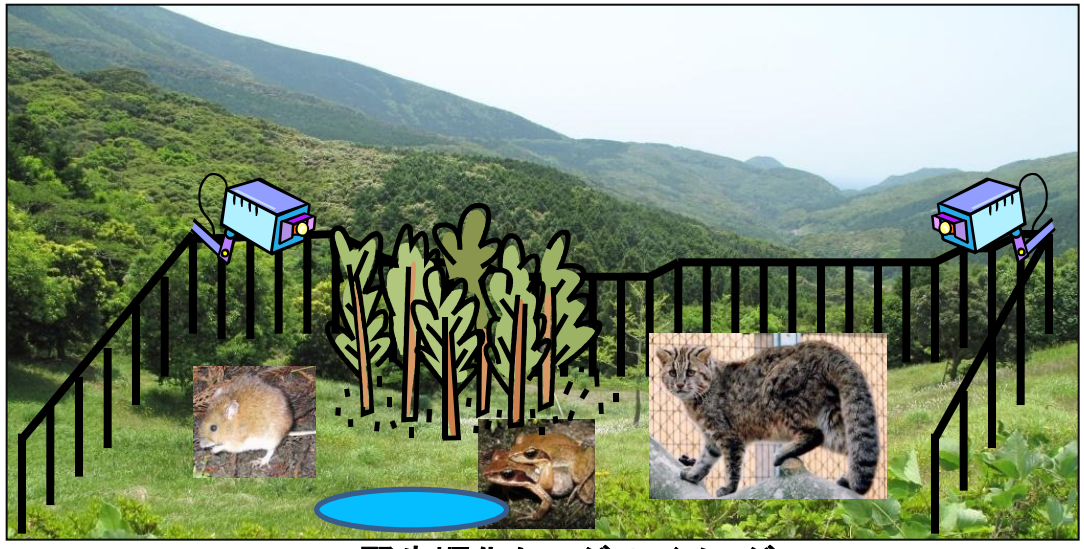
○ツシマヤマネコ野生順化施設について

◆野生順化施設整備の必要性

・下島個体群は非常に脆弱であり、個体を補強する必要
・ほ乳類の野生復帰は日本で初であり、慎重に行うことが必要
・補強する個体(飼育下繁殖個体)を、人工給餌による飼育下環境から野生復帰させる際に多様な餌・採餌環境、採餌技術の習得を人為的な訓練により習得させるための広い面積の順化ケージの整備が必要
・下島の生息環境改善及び放獣個体のモニタリングや研究の拠点となる施設の整備が必要

◆順化施設の概要

・調査研究拠点施設
・病院施設
・一時収容施設
・野生順化ケージ(野生下に近い環境(森林、草原、湿地等)を再現した野生順化訓練施設を整備) 6ケージ



野生順化ケージのイメージ

(年次計画) 平成23年度 測量設計
平成24～26年度 施設整備等(H24 拠点施設等、H25 順化ケージ4、H26順化ケージ2)
(平成26年度以降 野生順化訓練及び野生復帰)

(新)海洋生物情報整備推進費　　１７百万円（０百万円）

自然環境局野生生物課

１．事業の必要性・概要

2010 年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）では、海洋の生物多様性の保全も重要な議題のひとつとなり、同会議で採択された「愛知目標」には、サンゴ礁などの脆弱な生態系への悪影響の最小化（目標 10）、海域の 10%が保護地域等により保全される（目標 11）等の海洋に関連する目標が設定された。

国内においては、平成 19 年４月に成立した「海洋基本法」において、海洋の生物多様性の保全など海洋環境保全に関する施策を推進するとともに、これらの施策の立案及び実施のために必要な調査等に努めることとされている。また、「生物多様性基本法」に基づき平成 22 年３月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2010」においても、海洋の生物・生態系に関する情報の充実の重要性が指摘され、海洋生物多様性に関する情報の収集整備を図ることとしている。

海洋生物の希少性に関する情報は、海洋の生物多様性の保全を推進するうえでも優先的に収集整備を図るべき重要な情報の一つであり、愛知目標の達成に向けても早急な整備が必要であることから、本業務では、海洋生物の生息状況の情報から種の希少性を評価する方法を確立し、評価可能な対象種についての希少性の評価を推進する。

２．事業計画（業務内容）

	H24	H25	H26	H27
1. 対象分類群の検討				
2. 海洋生物の情報整備状況調査・評価方法の検討				
3. 対象分類群の希少性評価				
4. 評価結果のとりまとめ				
5. 希少な海洋生物に関する情報整理のあり方検討				

※平成 28 年度以降は、27 年度までに明確にした希少な海洋生物に関する情報整理のあり方を踏まえ、情報整備の推進を図る。

３．施策の効果

希少性の評価方法を定め、第一段階として現存する情報による希少性の評価が可能な分類群を明らかにすることで、海洋生物の希少性の評価を推進する。

更に、海洋生物の希少性に関する情報の充実を推進することにより、海域の保護区の設定や拡大、サンゴ礁などへの悪影響の最小化等の海洋の生物多様性の保全に関する施策の立案及び実施に資する。

海洋生物情報整備推進費

１７百万円（新規）

海洋基本法（平成19年）
海洋基本計画（平成20年）

生物多様性基本法（平成20年）
生物多様性国家戦略2010（平成22年）

生物多様性条約愛知目標
第10回締約国会議（COP10）決定

海洋生物多様性保全戦略（平成23年3月）

・海洋の生物多様性の現状を適切に評価することが重要。
　具体的に海洋の希少な生物の情報の整備を図ることが必要。

平成24年度～25年度

- ○希少な海洋生物に関する情報の整備状況調査
- ○評価基準を含む評価手法の検討
- ○短期間で評価可能な分類群の抽出
- ○希少な海洋生物情報整備のあり方検討

○専門家ヒアリング等による現状把握
○検討会を開催し、方針を検討

平成25年度～平成27年度

○平成24年度に抽出した評価対象分類群について、希少性の評価を実施。

○海洋生物に関する情報整備のあり方検討を継続。

平成28年度以降

希少な海洋生物に関する情報整備のあり方検討の結果を踏まえ、情報整備の推進を図る。

特定外来生物防除等推進事業　　３２５百万円（３７２百万円）

自然環境局野生生物課、国立公園課

１．事業の概要・必要性

（１）特定外来生物防除直轄事業

以下の重点地域において防除事業を実施する。

①奄美大島及び沖縄島やんばる地域において、世界自然遺産登録に向けて、希少野生動物等を捕食するジャワマングースの平成２６年度末までの完全排除を目指し、集中的なワナの配置、低生息密度下での効率的な防除手法の導入等した防除を実施し、戦略的・効率的に根絶地域を拡大していく。

②ラムサール条約湿地など環境省が管理する保護水面などにおいて、オオクチバス等の防除を実施する。

③国立公園等保護上重要な地域のうち小笠原地域及び西表地域において、重点的に外来生物の防除対策等を実施する。特に、小笠原地域は平成２３年に世界自然遺産に登録されたことを受け、小笠原地域に侵入しているグリーンアノール等の侵略的外来種の更なる防除を行う。新たに、世界自然遺産の評価対象になった陸産貝類相の大きな脅威であるニューギニアヤリガタリクウズムシ等をはじめとする外来種の侵入・拡散を防ぐための対策を実施する。

（２）広域分布外来生物防除モデル事業

地方公共団体等が実施する防除への活用を図るため、被害の著しいアライグマ等について、防除モデル事業を実施する。

２．事業計画

(1)特定外来生物防除直轄事業	２２	２３	２４	２５	２６	２７	２８
①ジャワマングース防除事業	→	→	→	（完全排除）		（ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ）	→
②オオクチバス等防除事業	→	→	→	→	→	→	→
③国立公園等外来生物重点防除事業	→	→	→	→	→	→	→
（２）広域分布外来生物防除モデル事業	１８	１９	２０	２１	２２	２３	２４
アライグマ、外来アリ等防除モデル事業	→	→	→	→	→	→	→
	（高密度分布地域）			（侵入初期段階・分布拡大地域）			

３．施策の効果

重点地域におけるジャワマングース等の集中的な防除を実施するとともに、国や地方公共団体等、各主体の役割に応じた効果的な防除を推進することにより、外来生物による日本の生態系等に係る被害を防止・低減し、我が国の生物多様性の保全を図る。

特定外来生物防除等推進事業

①特定外来生物防除直轄事業

- ジャワマングース防除事業（奄美大島・沖縄本島やんばる地域）
- オオクチバス等防除事業（ラムサール条約湿地等）
- 国立公園等外来生物重点防除事業（小笠原地域・西表地域）

②広域分布外来生物防除モデル事業

- アライグマ、外来アリ等防除モデル事業









世界自然遺産候補
琉球列島

世界自然遺産
小笠原諸島

国立公園内生物多様性保全対策費　　５０百万円（５５百万円）

自然環境局国立公園課

１．事業の必要性・概要

（１）国立・国定公園における動植物保全計画策定のための保全方針策定

生物多様性の屋台骨としての役割を担っている国立・国定公園での動植物の保全施策をより体系的に推進するために、新たに国立・国定公園毎の保全計画を策定することとし、そのための保全方針の策定を行う。

（２）国立公園における科学的知見に基づく順応的な生態系管理推進事業

新たな外来種の侵入や、草刈り等の人為的な管理停止の影響により、地域固有の生態系に影響が生じている地域において、科学的知見に基づく希少動植物種等の生息・生育地の保全管理や外来動植物種の影響排除等の順応的な生態系管理対策を実施する。

（３）生態系特定管理手法検討調査

国立公園内で優れた生態系を有しながら、今後の利用者の増加に伴う生物多様性や生態系への影響が懸念される地域（石垣島・知床半島先端部）において、利用調整地区又は立入規制地区の指定や利用者負担制度を含む生態系管理手法を検討する。

（４）利用調整地区管理対策

利用調整地区の指定を開始した大台ヶ原（平成 19 年９月～）及び知床半島中央部（平成 23 年５月～）において、利用調整効果のモニタリング評価、利用ガイドラインの周知等を行い、管理体制の強化・充実を図る。

２．事業計画（業務内容）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28～
国立・国定公園における動植物保全計画策定のための保全方針策定			←				→
国立公園における科学的知見に基づく順応的な生態系管理推進事業		←					→
生態系特定管理手法検討調査	←						→
利用調整地区管理対策	←						→

３．施策の効果

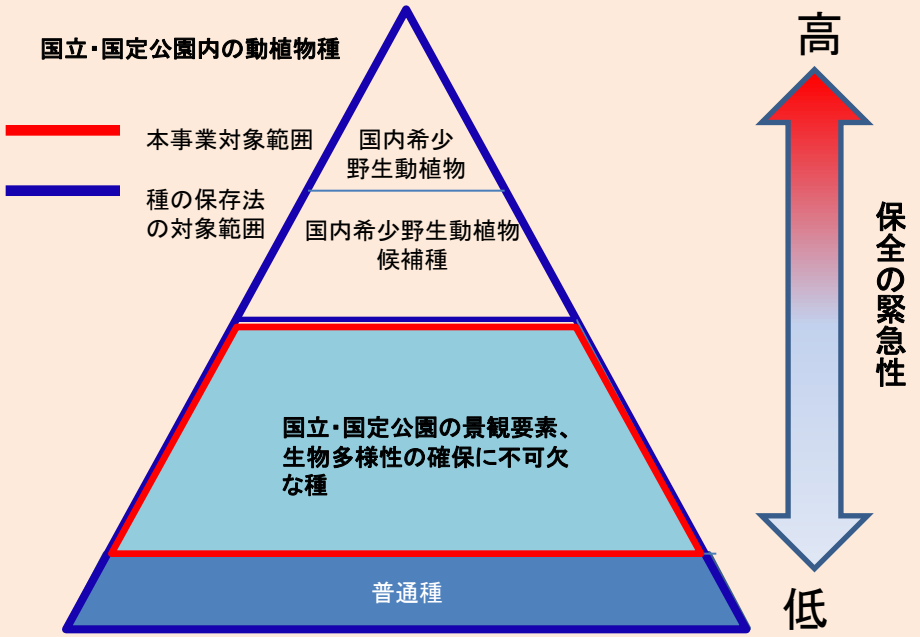
科学的データに基づき、国立公園での動植物の生息・生育地管理、生態系維持回復事業等の保全事業を体系的に展開する。また、利用調整地区及び立入り規制地区の指定を進め、効果的な管理体制を構築することで、国立公園における生物多様性保全の強化・拡充を図る。

国立公園内生物多様性保全対策費

背　景

国立公園は、我が国の生物多様性保全上重要な地域であり、
科学的データに基づく、[**過剰利用による生態系への人為的影響の軽減、**
動植物種を保全するための効果的な管理体制の構築]　**が課題。**

●国立・国定公園における動植物の保全方針



事業対象動植物種について保全方針を策定し体系的な保全施策を行う。

●生態系特定管理手法検討調査

（利用調整地区又は立入り規制地区の指定や利用者負担制度の検討）

●利用調整地区管理対策

（利用調整地区における利用調整効果のモニタリング評価、利用ガイドラインの周知等）





ガイドに引率された利用調整地区における自然観察
（左：知床五湖、右：大台ヶ原）

国立公園における生物多様性保全の強化・拡充

(新)鳥獣保護管理強化総合対策事業（一部公共）

４８６百万円（０百万円）

自然環境局国立公園課、鳥獣保護業務室、自然環境整備担当参事官室

１．　事業の概要

近年、我が国において、鳥インフルエンザ等の感染症が野鳥で発生したり、生息地を拡大した鳥獣による生態系被害や農林水産業被害、更には人身被害が大量に発生しており、深刻な問題となっている。

鳥インフルエンザ等の感染症については、ひとたび家畜等への感染が起これば地域の社会・経済に著しい支障を来すのみならず、希少種の絶滅など我が国の生物多様性保全上大きな影響を及ぼすおそれがある。現行の施策スキームでは、平時のサーベイランスは実施しているものの、発生時の対応については予算計上しておらず、危機管理対応が極めて脆弱な状況にある。

一方、鳥獣被害については、シカ、イノシシ等が本来生息していなかった地域へ生息域を拡大させており、食害による希少植物の絶滅や森林の消失などの生態系被害の発生や農業の被害額の増加に加え、最近では住宅地や観光地への出没による人身被害や電車や車との衝突など生活環境の被害も増加している。また、ツキノワグマなど地域的に絶滅のおそれのある種においては、錯誤捕獲による過剰駆除の懸念もある。しかしながら、現在の鳥獣保護管理の取組は、狩猟者の減少による担い手不足や高度な捕獲技術の不足、地域での連携の不足などから十分な効果が得られておらず、新たな担い手の確保、地域ぐるみでの捕獲の取組、新たな捕獲手法や体制の整備・再構築などについて抜本的に強化する必要がある。

生物多様性保全上重要な地域である国立公園でもシカによる生態系への影響は深刻であり、総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっている。

これらの状況を踏まえ、平成２３年夏に鳥獣保護法に基づく基本指針を改正し、各種規制の合理化や取組の強化を制度的に整備するとともに、国立・国定公園では自然公園法を平成２１年に改正し、鳥獣等による生態系被害から総合的に生態系の維持回復を図る生態系維持回復事業制度を創設したところであり、今後は、実効性を着実に確保し、人と鳥獣が安心して適切に共生できる「豊かなふるさとづくり」に資するため、以下の事業を強力かつ総合的に実施する。

（１）鳥獣感染症発生時対策事業

① 発生時における死亡鳥獣等のウイルス保有状況検査

全国的な野生鳥獣の感染状況を把握するため、発生時における急激な検体増加に着実に対応して渡り鳥等の鳥獣から採取した検体の分析等を実施する。

② 発生地周辺調査

発生地周辺において野生鳥獣の生息状況調査や糞便調査等のウイルス保有状況調査等を迅速かつ緊急的に行う。

③ 発生地周辺への渡り鳥の飛来経路調査

発生地周辺に飛来する渡り鳥の飛来経路を衛星追跡により解明する。

④対策強化に向けた情報収集・分析・検討

専門家ヒアリングや検討会の開催等を実施し、危機管理対応に反映する。

（２）鳥獣保護管理強化対策

①鳥獣保護管理に係る人材育成

狩猟免許取得に向けたセミナーを全国で開催し、新たな担い手の確保を強力に推進するとともに、地域ぐるみでの捕獲数を増やすノウハウの講習会や狩猟者の捕獲技術を向上させる研修会等を全国で開催。また、捕獲の専門家や動物の生態の有識者によるサポート体制の整備を図る。

②地域ぐるみでの捕獲推進モデル地域づくり

地域ぐるみでの捕獲を推進するため、全国１２カ所に新たなモデル地域を設定し、先進地づくりを推進する。また、地域ぐるみの捕獲推進に伴って発生する錯誤捕獲への対策として、クマの安全な放獣技術の開発やマニュアルの作成を行う。さらに、シカ等を大量に捕獲できる高度な射撃技術等の開発・実証をモデル的に行う。

③鳥獣保護管理実態調査

シカ、イノシシ等の過剰な捕獲による絶滅回避のための実態調査を行う。また、海外の先進的捕獲技術や鳥獣の保護管理制度の調査・検討を行い、更に、広域に活動する鳥獣への対策を講じる体制づくり等を推進する。

④ 国立公園におけるシカ対策の促進

我が国の生物多様性保全上、核心的な地域である国立公園でシカによる深刻な生態系被害を受けている地域において、先進的な手法を用いた捕獲や防除柵の設置を総合的に実施する。このことにより、貴重な自然環境の保全を図る。

２．　事業計画

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
各事業	←―――	―――	―――	―――	―――→

注）これらの取組の推進に必要な規制の合理化を図るため、国においては基本指針を平成 23 年夏に改正した。都道府県においては、これを踏まえ、平成 24 年度から 5 年間の鳥獣保護事業計画の改正作業に着手しているところである。本総合対策においては、同指針及び同計画の実効性を着実に確保するものとして、平成 24 年度からの 5 年間の事業計画とした。

３．　施策の効果

鳥インフルエンザ等の感染症に係る危機管理体制の飛躍的な充実が図られるとともに、シカやイノシシ等の食害対策や担い手の確保、国立公園内外のシカ対策の充実等の総合的実施を通じて、人と野生動物の関係が大きく改善され、適切な鳥獣保護管理と地域の活力の回復が図られる。また、これにより人と鳥獣が安心して適切に共生できる「豊かなふるさとづくり」に資する。

鳥獣感染症発生時対策事業　【60百万円】

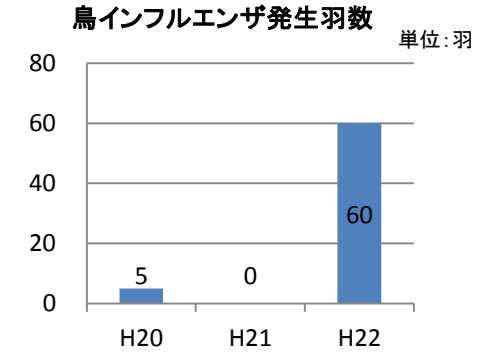
鳥インフルエンザ大発生
H22.10～H23.5にかけて、全国16道府県　60羽で発生

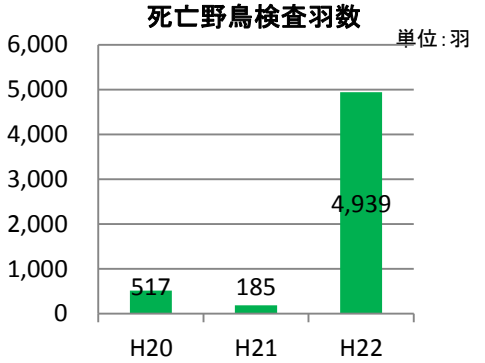
発生時の対応

ウイルス検査	追加調査	検討・調整
約５千羽にも及ぶ野鳥の死体を回収し、感染状況の検査を実施。	全国23箇所で糞便調査実施。ウイルス侵入、伝播ルートの解明。	専門家会合の開催や現地関係者との緊密な連絡調整を実施。

課　題

- 死亡野鳥回収数の急増に対応し、適切に検査を実施する必要がある。
- 発生地周辺において、スピード感をもって緊急的にウイルス保有状況調査を実施する必要がある。また、ウイルス侵入ルート等の仮説の検証が必要となる。
- いつ発生するか分からないが、発生すれば即時適切な対応を行う必要がある。





※各年は、10月～翌9月を1シーズンとした。
※H22は、H23年5月までの暫定値。

野生鳥獣に感染症が発生した際の対策を適切に実施

- ☐　死亡鳥獣のウイルス保有状況検査
- ☐　発生地周辺の感染状況等調査
- ☐　感染経路解明のための調査
- ☐　発生時の緊急的な対策検討等

鳥獣保護管理強化対策【426百万円】

【背景】

- 増えすぎたシカ等による生態系や農林水産業の被害の増加
- クマの市街地への出没やイノシシと車の衝突など生活環境被害の増加
- 国立公園等の生物多様性保全上重要な地域での希少植物の絶滅や森林の消失
- 地域個体群の絶滅の危機や過剰な駆除の懸念
- 人の生活圏や農地等における取組との連携不足
- 狩猟者の減少や担い手の不足
- 模範となる事例や技術の不足

「豊かなふるさとづくり」には、総合的な鳥獣保護管理を抜本的に強化することが必要

鳥獣保護管理強化対策

人材育成　【77百万円】

・狩猟免許の取得に向けたセミナーを全国で開催し、新たな担い手の確保を強力に推進
・地域ぐるみでの捕獲数を増やすノウハウの講習会を全国で開催し、集落単位の自衛力を強化
・捕獲の専門家や動物の生態の有識者等によるサポート体制の整備　等

モデル事業　【70百万円】

・地域ぐるみでの捕獲を推進するため、新たにモデル地域を全国12カ所に設定し、先進地づくりを強力に推進
・地域ぐるみでの捕獲推進に伴って発生する錯誤捕獲への対策として、クマの安全な放獣技術の開発やマニュアルの作成
・シカ等を大量に捕獲できる高度な射撃技術の開発・実証

実態調査・検討　【138百万円】

・シカ、イノシシ等の過剰な捕獲による絶滅回避のための実態調査
・海外の先進的捕獲技術や鳥獣の保護管理制度の調査・検討
・広域に活動する鳥獣への対策を講じるための体制づくり　等

国立公園におけるシカ対策　【141百万円】

・国立公園の原生的な自然を保護するため、先進的捕獲手法の導入による効率的な捕獲の実施
・国立公園の様々な生態系被害を低減するため、保護が必要な地域における防除施設（柵、ネット等）の整備等

国立公園等における大型獣との共生推進費　　６２百万円（７６百万円）

自然環境局国立公園課

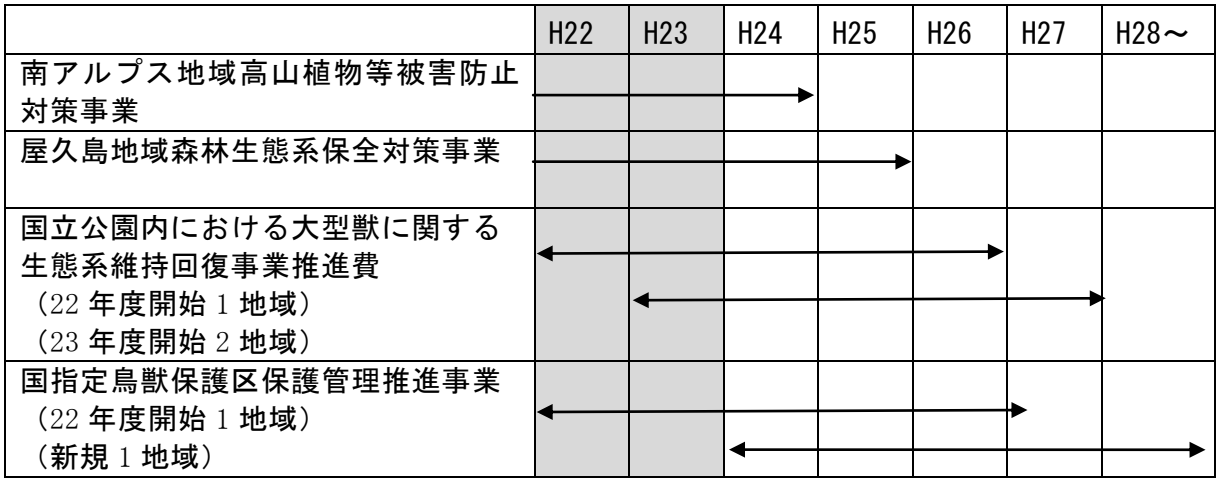
１．事業の必要性・概要

大型哺乳類の生息地である国立公園や国指定鳥獣保護区等では、近年、シカによる自然植生への食害が著しく、高山植物群落のお花畑の消失や湿原植生の衰退に留まらず、自然林にも深刻な影響を及ぼしている。この状況が続けば国立公園等の自然風景地の価値や魅力の低下、生物多様性が低下するだけでなく、食害と踏み荒らしにより土砂崩壊が始まるなど国土の保全上も一刻の猶予もならない状況となっている。

このことから、国立・国定公園内の生態系の維持回復のための予防的・総合的な制度的枠組みとして、平成 21 年度の自然公園法改正により「生態系維持回復事業」を導入したところである。生態系への被害が生じている国立公園等において予防的・順応的な対策を講じるため、シカの生態調査、捕獲手法の検討を行いシカによる被害を軽減させる観点から生態系維持回復事業計画等を策定するものである。

２．事業計画

（年度）

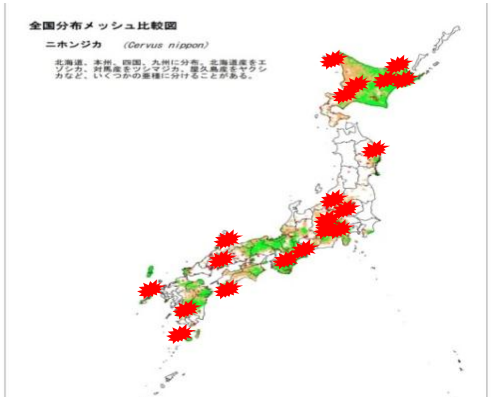


３．施策の効果

生態系への被害が生じている国立公園等において予防的・順応的な対策を講じるため、シカの生態調査、捕獲手法の検討を行いシカによる被害を軽減させる観点から生態系維持回復事業計画等を策定し、健全な生態系の回復を図ることに貢献する。

国立公園等における大型獣との共生推進費

被害確認されている国立公園



：シカ被害が発生している国立公園

・利尻礼文サロベツ ◎知床 ・大雪山 ・支笏洞爺 ○阿寒 ・釧路湿原
・陸中海岸 ・日光 ◎尾瀬 ○秩父多摩甲斐 ・富士箱根伊豆 ◎南アルプス
・伊勢志摩 ○吉野熊野 ・大山隠岐 ・瀬戸内海 ・足摺宇和海 ・西海
◎霧島屋久

◎生態系維持回復事業策定もしくは24年度までに策定国立公園
○国立公園等における大型獣との共生推進費
・ 未実施の国立公園

全国29国立公園のうち19公園で被害が発生。
全国的な問題となっている。

国立公園等におけるシカ被害とは









・シカの食害による国立公園の生態系や
景観資源の劣化、衰退。

・国立公園の生態系や景観資源は国民より
信託された財産であり、公的責任において
保全しなければならない。

・シカによる食害に対して従来の国立公園
の保護の仕組みでは人間活動の直接的な
影響を極力抑制する仕組みであるため、
必ずしも対応できない事態

・迅速かつ予防的な対策を講じることに
よる国立公園の保護を行わなければならない。

生態系維持回復
事業計画を策定し、
生態系への被害を
軽減することが必要

野生鳥獣感染症対策事業費　　７６百万円（９８百万円）

自然環境局野生生物課・鳥獣保護業務室

１．事業の概要

近年、高病原性鳥インフルエンザなどの野生鳥獣由来の感染症が社会的問題となっている。これらは社会経済及び人の健康に著しい支障を及ぼすのみならず、わが国の生物多様性保全に大きな影響を及ぼす可能性がある。

我が国においては、平成 16 年度以降数年おきに家禽や野鳥（オオハクチョウ、クマタカ等）に鳥インフルエンザが発生しており、平成 22 年秋から平成 23 年春にかけても、全国で多発したことから、引き続き全国的な視野でモニタリングや感染経路の解明等のための基礎情報を収集する体制を整備する必要がある。

さらに、平成 22 年４月に発生した口蹄疫はもとより、ウエストナイル熱や豚コレラなど、野生鳥獣が感染・伝播する可能性のある感染症は多いものの、対応策についての知見が不足しており、危機管理の対応が問われている。

このような状況を踏まえ、渡り鳥の飛来経路を解明するための調査のほか、全国規模の野鳥のモニタリングや、渡り鳥の飛来状況に関する情報提供等の事業を推進する。また、国内外の感染症の被害実態や対応策の情報把握・分析等を行い、対応マニュアル類の整備を図る。

２．事業計画

（１）渡り鳥の飛来経路の解明事業（平成１７～２８年度）

（２）野生鳥獣感染症情報整備事業（平成２０～２８年度）

①野生鳥獣感染症モニタリング

（高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査）

②近隣諸国における渡り鳥の感染症にかかる情報集約

③野生鳥獣が感染・伝播する感染症対策強化のための調査

（３）渡り鳥の飛来状況等に関する情報提供事業（平成２０～２８年度）

３．施策の効果

高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況モニタリングなど野生鳥獣の感染症に関する調査等を通じて、希少な野生鳥獣の適切な保護を図るとともに人畜の感染予防・発生時対策に資する。

また、口蹄疫等の野生鳥獣が感染・伝播する様々な感染症についても、国内外の情報が蓄積されるとともに、我が国における野生鳥獣の感染症対応についての危機管理能力が高まる。

野生鳥獣感染症対策事業費

平成１６年以降、数年おきに国内で高病原性鳥インフルエンザが発生

平成２２年～２３年にかけて、全国各地で相次いで発生

ウイルスの伝搬に野鳥関与との指摘で社会問題化!!

●ヒト・家畜への被害のおそれ　●野生鳥獣・生物多様性への影響のおそれ

オオハクチョウやクマタカ、マナヅルなど野鳥でも高病原性鳥インフルエンザが発生！！

22年４月に宮崎県において口蹄疫が発生！口蹄疫以外にも野生鳥獣に感染する可能性のある様々な感染症が存在

全国規模のモニタリングを強化して実施するとともに、迅速な情報集約・情報提供を推進

渡り鳥の飛来経路解明

・渡り鳥に送信器を装着し、人工衛星追跡による飛来経路解明（近隣諸国での飛来状況の把握）

野生鳥獣感染症情報整備

・全国規模のモニタリング（鳥インフルエンザウイルス保有状況調査）
・近隣諸国の情報収集や連携構築
・鳥インフルエンザ以外の感染症対策強化のための取組

渡り鳥飛来の情報提供

・全国の主な渡り鳥の飛来地において飛来状況の調査を行い、データを情報提供（国内への飛来状況の把握）

総合的・効果的な野生鳥獣感染症対策の実施

（新）警戒区域内における被災ペット保護活動事業＜復旧・復興＞
※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）１００百万円（０百万円）

自然環境局総務課・動物愛護管理室

１．事業の目的

環境省と福島県は、他の自治体職員や獣医師等の協力を得ながら、5月10日以降、住民の一時立入りに伴い警戒区域内に取り残された犬猫の保護活動を行い、一時立入りが一巡した8月26日までに、犬300頭、猫191頭を保護した。

9月以降は、飼い主からの保護依頼情報等を基に、放浪犬猫の保護を行ってきたが、すでに、事故発生後半年以上が経過し、警戒心が強くなった犬及び猫の捕獲に難航していることから、依然として多くの犬及び猫が取り残されている状況である。

これまで、警戒区域内におけるペット保護活動や既存シェルターの運営管理等は、緊急災害時動物救援本部に寄せられた義援金により実施してきていたが、今般の東日本大震災による被災ペットの救護は福島県以外にも広域に及んでおり、かつ長期化していることから、義援金が不足している状況のため、さらなる保護活動の実施が困難である。一方、10月に開催された中央環境審議会においても、委員から迅速かつ大規模な保護活動の必要性が指摘されている。

このような状況で、来年春～夏の繁殖期を迎えた場合、警戒区域内で第2世代が爆発的に増えてしまう恐れがあり、放浪犬猫の野生化等の影響で、住民の生活環境が悪化する恐れがあることからも、早急な捕獲の実施が必要である。

２．事業の概要

（１）警戒区域内からの被災ペット（犬及び猫）の救出

捕獲檻等を用いて、警戒区域内に取り残されている被災ペット（犬及び猫）の保護活動を実施。実施にあたっては、動物救護専門員として日本獣医師会、全国の自治体、民間の動物愛護団体等の協力を得ながら、警戒区域内における保護活動を行うための体制整備、人材派遣のコーディネート、必要な機材（捕獲檻、車両、燃料、保護用餌、防護服等）の準備を行う

（２）被災ペット一時収容施設（シェルター）の設置

既存の福島県収容施設の敷地内に、仮設シェルターを設置し、救出・保護した犬猫を収容する。

（３）シェルター管理運営費

シェルターに収容された犬及び猫に対して、不妊去勢措置やマイクロチップ装着などの施術をするとともに、適切な飼養管理を行う。

（４）被災ペットの内部被ばく量調査

長期間、警戒区域内を放浪していることによる影響を調べるため、保護した犬猫の内部被ばく量調査を行う。調査は尿を採取・分析することで行う。調査結果は、今後の科学的知見として活用するとともに、被災ペットの譲渡推進にも活用する。

３．積算

（１）警戒区域内における被災ペットの救出	３３百万円
（２）被災ペット一時収容施設の設置	２２百万円
（３）シェルター管理運営費	３４百万円
（４）内部被ばく量調査	１１百万円

警戒区域内における被災ペット保護活動事業　100(0)百万円



目的：福島第一原発半径20km圏内に取り残されているペット（犬及び猫）の救出・保護、保護動物の適正な飼養管理及び飼い主への返還・譲渡の推進

警戒区域内からのペットの救出

・日本獣医師会、全国の自治体等との連携にかかる被災ペット保護の体制整備
・生息状況調査・保護方針の検討
・捕獲檻、車両、燃料、防護服等の必要機材の用意
・一斉捕獲の実施

救出ペットの収容・管理

・一時収容施設（シェルター）の設置
・保護動物の飼養管理のための人材確保
・保護動物の不妊去勢手術、マイクロチップ装着
・内部被ばく量調査



元の飼い主への返還、新たな飼い主への譲渡



動物愛護管理推進費　　９３百万円（１２８百万円）

自然環境局総務課・動物愛護管理室

１．事業の必要性・概要

動物愛護管理法及びペットフード安全法に基づき、動物の愛護と適正な飼養に関する総合的な普及啓発及び動物愛護行政の各種課題や飼養動物及び動物取扱業の実態等を把握するための調査・検討等を行うものである。

特に、平成 24 年の通常国会で成立を目指す動物愛護管理法の改正に伴う省令告示の改正や動物愛護管理基本方針の見直し、各種基準やガイドラインの改訂、作成を行う必要があるため、必要な調査、検討を行う。また、改正法の趣旨に沿った動物愛護管理行政を推進し、広く国民への理解、普及に取り組んでいく。さらに、東日本大震災における各自治体や関係団体による被災ペットの取り組みに関する記録をとりまとめるとともに、今後の災害に備えた被災ペット対応マニュアルの作成を行う。

２．事業計画（業務内容）

（１）総合的な普及啓発事業（S52 年度～）

（２）各種基準、ガイドライン等作成等（H23 年度～H26 年度）

（３）省令告示改正の検討（H24 年度～H25 年度）

（４）改正法の普及啓発（H24 年度～H26 年度）

（５）被災ペット対策の記録・対応マニュアル作成・普及（H24 年度～H25 年度）

３．施策の効果

・策定後 5 年を目途とした動物愛護管理基本方針の見直し及び改正法に基づく省令・告示改正にかかる必要な調査、検討を行うことで、改正法とあわせた効果的な施策の展開に寄与する。

・東日本大震災における被災ペット対応の記録集の作成、対応マニュアルの作成と普及により、同様の大規模災害に備え、自治体等によるペットの同行避難の方法、ペットと同居可能な避難所・仮設住宅の設置等について、効果的な対策の検討、実施に役立つ。

動物愛護管理推進費

93（128）百万円

背　景

目的：飼養動物の愛護・管理

法の見直し
24年通常国会
提出（予定）

東日本
大震災へ
の対応

◆動物愛護管理法

- 飼い主の責務の遵守
- 動物取扱業者の規制、指導
- 周辺生活環境の保全
- 危険な動物の飼養規制
- 犬及び猫の引取り
- 動物愛護管理基本指針に基づく施策の推進　　等

※都道府県等の自治事務
※環境省は基準等の策定、普及啓発、都道府県等の支援

◆ペットフード安全法

- 犬及び猫の健康の保護
- ペットフードの製造、輸入、販売の規制
- 基準・規格の設定
- 立入検査等によるモニタリング

※農林水産省との共管
※国の事務



事 業 計 画

動物愛護管理法に基づく施策の推進



○ 調査連絡事務費　8,277（3,578）千円
（関係省庁、関係自治体等の担当者会議、犬猫等の譲渡支援広域データベース運用等）

○ 動物適正飼養推進・基盤強化事業　46,113（55,514）千円
（ポスター・パンフレット・ガイドライン作成やシンポジウム開催等の総合的な普及啓発、動物愛護センサス及び基本指針フォローアップの実施、基本指針の見直しにかかる検討、改正動物愛護管理法に基づく省令・告示改正にかかる検討、改正法の普及啓発、被災ペット対策の記録・対応マニュアルの作成と普及）

○ 動物収容・譲渡対策施設整備費補助34,000（50,000）千円
（政令市・中核市が収容した犬猫の譲渡を進めるため、政令市・中核市の動物収容施設の新築・改築・改修等の支援）

ペットフード安全法の円滑な施行



○ 飼養動物の安全・健康保持推進事業　4,255（ 19,096 ）千円
（安全性の課題等の情報収集・調査、中央連絡会議の開催、立入検査の実施）

生物多様性の保全･活用による元気な地域づくり事業（一部公共）
735百万円（　900百万円）

自然環境局

１．事業の概要

山村や離島等、過疎が進行し、社会・経済的に大きく疲弊した地域は、国立公園に指定される等､豊かな自然が溢れる魅力ある地域でもある｡しかし、シカ等の鳥獣被害の拡大や観光客の減少等、自然資源の劣化や社会状況の変化により、地域の自然は生かされず、さらに地域の衰退に拍車がかかっているのが現状である。このため、これらの地域の唯一、最大の資源と言っても過言でない「豊かな生物多様性に根ざした地域の生態系」を保全・活用し、地域の活性化の起爆剤とすることが緊急の課題である。

これらの状況を踏まえ、自然の保全・活用に関する『人材・プログラムづくり』及び『基盤づくり』を実施することで、地域の雇用を創出・確保し、国内外の観光客を呼び込み、元気な地域の再生と活性化につなげるもの。

２．事業計画

（１）人材・プログラムづくり　135 百万円(160 百万円)

自然資源の保全・持続可能な利用のルールづくり、資源活用プログラムの推進等の活動を通じて、地域経済の自立と活性化へ寄与する取組を進めるとともに、ガイド等人材育成に取り組む。

（２)基盤づくり　600 百万円(740 百万円)

国立公園等において､山岳環境の保全のための対策や鳥獣被害対策等、自然の保全や活用を進めるとともに、エコツーリズムに活用する情報提供拠点等の基盤づくりを実施する。

３．施策の効果

地域住民が自分たちの自然資源の価値を再認識し、その保全と活用を図ることにより、地域社会・地域産業が活性化する。また、地域の人々を人材育成、若しくは直接雇用することにより、過疎地域における雇用の拡大につながる。

生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業

735百万円

【現状と課題】

○山村や離島等において、過疎を初めとする社会経済的な疲弊が顕著
○シカなどの鳥獣被害やオーバーユースなどによる自然観光資源の劣化・魅力の喪失
○自然資源の保全活用を進める人材の不足
○地域のビジョン・ルールや魅力的な資源活用プログラムの不足
○外国人来訪者対応策の不足（外国人旅行者数は2007年までの5年間で1．6倍に増加）

【目　的】

「疲弊した地域」を「元気な地域」に変える起爆剤として、地域の生物多様性を保全し、活用することにより地域経済の自立と活性化に寄与。
（1）自然資源の保全・持続可能な利用のルールづくりなどの活動、ガイド等の人材育成に取り組むことで、地域経済を活性化。
（2）豊かな生物多様性が存在する国立公園等において、保護管理や質の高い利用サービス等を行うとともに、エコツーリズムに活用する情報提供拠点等の基盤づくりを実施する。

【施策の位置付け】

○新成長戦略（基本方針）
（平成21年12月閣議決定）
○環境経済成長ビジョン
（平成22年4月）
○生物多様性国家戦略2010
（平成22年3月閣議決定）

1　人材・プログラムづくり

○エコツーリズムを通じた地域活性化事業（135百万円）

自然資源の保全、魅力ある資源活用プログラムの開発、持続可能な利用のルールづくりなどエコツーリズムの活動を通じて、地域経済の自立と活性化へ寄与する取組を進めるとともに、ガイド等の人材育成に取り組む。

2　基盤づくり

○生物多様性の保全と活用による国立公園活性化事業費（45百万円）

生物多様性の屋台骨とされる国立公園の、特に山村や離島等の過疎地を中心に、公園管理の一環として、シカ等の鳥獣被害対策等も含む自然環境の保全管理や利用者サービスのグレードアップの活用策を図ることにより、疲弊した地域の活性化を支援する。また、国立公園の所在する山村や離島において深刻な雇用状況の改善にも資するもの。

○山岳環境保全対策事業（105百万円）

生物多様性豊かな山岳地域の環境保全とその活用を推進するため、以下の事業を行う。
（1）山岳環境保全と適正な登山に向けた計画の立案及び受益者負担に向けた合意形成・普及啓発等の取組を行う事業
（2）高い公共的機能が認められる民間山小屋等における、緊急を要するし尿対策・安全対策の実施経費を助成する事業

○エコツーリズム基盤施設整備事業（450百万円）

国立公園のエコツーリズムに意欲的な地域において、エコツーリズムの基盤となる情報提供拠点、自然資源の保全・活用に係る施設等を集中的に整備する。

効　果

○自然資源の保全と活用を進めることによって、地域の住民が自分たちの資源の価値を再認識、社会経済的に疲弊した地域社会そのものが活性化
○シカなど鳥獣被害やオーバーユースによる自然環境の劣化が抑制、回復される。
○エコツアーガイドによる経済効果（屋久島のケースでは、年間3．6～4．6億円、全国で実施した場合、年間3，300～4，200億円）
○地域の人々を人材育成、若しくは直接雇用することによって、過疎地域における雇用を拡大

自然公園等事業費（公共）
７，６４９百万円（９，５１２百万円）

自然環境局 自然環境整備担当参事官室

１．事業の概要

自然と共生する地域づくりを推進するため、直轄事業により、国立公園の重要な公園事業、国指定鳥獣保護区の保全事業、及び国民公園等の整備について着実に実施する。

２．事業計画

（１）国立公園等の直轄事業

下記事業について重点的に実施する。

①自然再生事業

失われた自然を積極的に取り戻すため、自然再生事業（国指定鳥獣保護区の保全事業を含む）を更に推進。

②人と地球にやさしい集団施設地区整備事業

国立公園の利用拠点である集団施設地区において、ユニバーサルデザインに対応する整備、二酸化炭素排出削減に資する施設の再整備を引き続き実施。

③人と自然が共生する国立公園重点整備事業

観光道路やロープウエイ等を利用し、多くの利用者が訪れる地区及びその周辺フィールドを対象に、利用者による自然生態系への影響を軽減し、適正かつ質の高い利用を推進するための施設の整備を引き続き実施。

④生態系維持回復事業

自然公園法の改正(平成21年6月)によって設けられた「生態系維持回復事業」の制度を活用し、国立公園における生態系管理のための施設の整備を引き続き実施。

⑤国民保養温泉地整備事業

国民保養温泉地での自然とのふれあいを推進する施設整備(散策路、標識等)を引き続き実施。

（２）国民公園等の直轄整備

皇居外苑の新たな浄化施設の整備を実施する他、新宿御苑、北の丸公園、京都御苑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑に係る施設の整備を実施。

３．施策の効果

国立・国定公園等における自然環境の保全・再生及び国民の安全・安心な自然とのふれあいの場の整備を推進。

※ 自然環境整備交付金は、地域自主戦略交付金（内閣府）へ移管。

自然公園等整備事業（国立公園等）

人と自然が共生する国立公園重点整備事業



生態系保全
（歩道を整備するとともに裸地には植生復元事業を実施）



安全対策（入山者ゲートや登山道、標識等整備）

人と地球にやさしい集団施設地区整備事業



ユニバーサルデザインを採用した施設の整備



太陽発電設備等の自然エネルギーの活用

自然再生事業
（国指定鳥獣保護区保全事業含む）



自然生態系が消失、変容した箇所の自然環境の再生、修復を実施。

生態系維持回復事業



生態系管理のための施設（防鹿柵等）を整備

国民保養温泉地整備事業



温泉地周辺の自然環境や温泉地独特の自然環境にふれあうための施設を整備

水俣病総合対策関係経費等

１４，３６３百万円（１２，５１０百万円）

環境保健部企画課　特　殊　疾　病　対　策　室
水俣病発生地域環境福祉推進室

１．事業の概要

平成 21 年７月に成立し、公布・施行された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。

また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。

さらに、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

２．事業計画

（１）水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

① 水俣病被害者等医療費等支給事業
② 水俣病被害者等手当支給等事業
③ 健康管理事業
④ 水俣病被害者救済円滑化事業

（２）医療・福祉及び地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及び「もやい直し」・地域の振興を目指す多彩な活動を推進する。

① 胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業
② 離島等における医療・福祉レベルの向上のための事業
③ 慰霊行事や地域のもやい直しを推進する事業
④ 水俣病問題の環境学習を推進する事業
⑤ 発生地域の環境資源を活用し地域の再生・振興を推進する事業　等

（３）その他

以下の事業を引き続き実施する。

・公害医療研究事業

・水俣病検診機器整備事業
・水俣病国際貢献推進事業
・チッソ(株)に対する支援措置

３．施策の効果

水俣病問題の最終解決、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進及び水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく取り組みについて

特別措置法の概要

1. 救済及び解決の原則

①認定患者に対する確実な補償
②救済を受けるべき人々のあたう限りの救済
③関係事業者の費用負担についての責任及び地域経済への貢献の確保

2. 救済措置の方針

○政府は、**救済措置**の方針を策定・公表〔**一時金（原因企業負担）、療養費・療養手当（国・県負担）**〕
○政府は、**水俣病被害者手帳**に関する事項を定める〔**療養費（国・県負担）**〕

3. 解決に向けた取組

①救済措置の実施、②認定等の申請処分の促進、③紛争の解決、④新規認定等の終了 ⇨ **救済を受けるべき方々をあたう限りすべて救済**

4. 将来にわたり補償を確保するための関係事業者の経営形態の見直し

5. その他の取組

●地域振興　●地域住民の健康増進・健康不安解消・地域社会の絆の修復
●メチル水銀による環境汚染の監視等　●調査研究

取り組みの概要

1. 水俣病被害者の救済のための措置

①医療事業対象者に対して医療費等を支給
②救済措置対象者に対して療養手当等を支給
③メチル水銀の曝露を受けた可能性にある者を対象に健康診査を実施　など

2. 医療・福祉及び地域振興・絆の修復に関する施策

①胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援
②水俣病被害者等と地域住民の交流を推進
③水俣病問題の環境学習を推進するとともに水俣病の経験と教訓を継承　など

3. その他

①メチル水銀による健康影響及び健康障害の治療に関する研究等を実施
②チッソ（株）に対する支援　など

水俣病問題の最終解決及び水俣病被害者をはじめ地域住民の方々が安心して暮らせる社会を実現する。

（新）「環境首都水俣」創造事業

200百万円（0百万円）

環境保健部企画課

1．事業の概要

水俣・芦北地域では、水俣病が発生し、半世紀以上にわたり地域社会に深刻な影響を及ぼしたこと等を教訓に、ごみの高度分別やリサイクルの取組など「環境モデル都市」としての取組を進め、環境保全を積極的に進めることによって市民の生活を豊かにしていこうと実践してきた。しかし、人口減少、近年の景気の低迷等と相まって、地域社会の疲弊は著しく、水俣病問題の解決のためには、地域社会の絆の修復、地域の再生・融和、地域の振興・雇用の確保に関する取組の加速化が不可欠である。

そのため、当該地域について、水俣病関連施設、環境に対する高い市民意識や蓄積された環境産業技術、美しい自然など地域の有形無形の環境資源を発展的に活用した「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」（「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」平成22年4月閣議決定）を目指し、以下の事業について平成24年度から着手する。

2．事業計画

「新しい形の地域づくり」を進めるべく、環境施策を通じて地域振興・地域社会の絆の修復に資する事業について、関係地方公共団体等に事業費の8割を補助する。

（1）ゼロカーボン産業団地の実現等

水俣環境ブランドを確立し、環境コストを最小限に抑えて新たな企業誘致等に結びつけるため、水俣病被害者も働いている水俣産業団地のゼロカーボン化を図る。具体的には、産業団地内に新たなバイオマス熱電併給施設を設置し、各工場を熱導管ネットワークで接続するなどして、水銀条約外交会議の際に、水俣地域の再生をアピールすることも念頭に、産業団地全体の温室効果ガス排出量をゼロにすることを目指す。また、加えて、水俣病発生地域において、地域の有形無形の環境資源を活用し、環境価値の向上等による地域経済・産業基盤の強化に資する事業について実施する。

（2）地域の有形無形の環境資源を活用したエコツーリズムの振興

再生された不知火海等を観光資源として、水俣病発生地域（水俣市など）を広く一体的に振興するため、同地域の不知火海沿岸を縦断する肥薩おれんじ鉄道の利便性向上（車両について、一流のデザインと快適性を備えたものを導入する等）と同鉄道を活用するなどした低炭素着地型観光商品の開発、関連する施設整備を行う。

（3）地域社会の絆の修復に資する「心豊かな公共空間」の実現

衰退が著しい中心市街地の衰退を食い止め、低炭素型都市構造実現の一里塚とするため、市内中心部において、水俣病被害者も利用しやすい、地域社会の絆の修復に資する地域交流拠点（街中における環境保全を伝える展示等）となる施設を、可能な限り、世界に通用するデザイン、環境都市の看板建築となり得る最先端の環境技術等を活用して設置する。

3．施策の効果

本年3月に4つの水俣病国賠等訴訟の和解が成立し、50年以上にわたる水俣病問題への取組みにおける、大きな節目を迎えたが、水俣・芦北地域は、地域に生じた軋轢等により、加速する人口減少・高齢化、県下最低レベルの雇用情勢・投資水準となっている。国際的な評価にも耐え得る本事業の実施を通じ、地域社会の絆の修復、地域の再生・融和、地域の振興・雇用の確保に確かな貢献ができると考えられる。

また、水俣市（人口2万7千人）と同規模の都市が多い東日本大震災の被災地に対し、復興のモデルを提示することにもつながる。

なお、地域経済循環の観点からは、2（1）で地域内生産を増加させ、（2）で域内での消費の拡大に貢献し、（3）で域外マネーを獲得する、ことにより、3つの事業が相乗効果を発揮すると期待される。

「環境首都水俣」創造事業

1956年の水俣病公式発見以来、水俣病問題による地域の軋轢等の影響等で、経済情勢も悪化。**水俣病問題の解決のため、地域社会の絆の修復、地域の再生・融和、地域の振興・雇用確保に関する取組の加速化**が不可欠。

ごみの高度分別など長年の環境への取組の蓄積を生かし、**「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」**（水俣病特措法救済措置の方針：平成22年4月閣議決定）を目指す。

産業の競争力の強化

ゼロカーボン産業団地等

水俣病被害者も働く産業団地のゼロカーボン化を目指すなど、環境ブランド向上による経済・産業基盤の強化を図る。



観光活性化

低炭素型観光

不知火海沿岸の水俣病発生地域を縦断する鉄道の利便性向上、沿線の観光施設整備等によって、汚染から再生した不知火海の沿線の観光活性化を図る。



中心市街地活性化

心豊かな公共空間

低炭素型都市構造・中心市街地活性化に資する、水俣病被害者の利便性も考慮した交流拠点施設（公共空間）を、最先端の環境技術・優れたデザイン等を活用して市内中心部に設置。



平成24年度に事業着手。国内外に「水俣の再生」を発信。
また、中小都市が多い被災地の「復興モデル」に。

一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査
１７６百万円（１７７百万円）

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

１．事業の必要性・概要

石綿取扱い施設周辺などで一般環境経由による石綿ばく露の可能性があった代表的な地域の住民を対象として、調査対象者を５年間追跡する調査を実施し、石綿ばく露の状況の違い等による石綿関連所見や石綿関連疾患の発生状況の比較等を行い、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理のあり方を検討するための知見を収集する。

２．事業計画（業務内容）

（１）石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査

① 調査対象地域において、問診、胸部エックス線検査、胸部ＣＴ検査等の検査を５年間継続し、石綿ばく露の状況の違い等による石綿関連所見や石綿関連疾患の発生状況の比較等を行う。

② 中央環境審議会の答申を踏まえ、過去に調査対象地域に住んでいた者をなるべく多く含めた形で調査を行い、より効果的・効率的な健康管理の在り方を検討・実施する。

（２）石綿ばく露に係る症例対照調査

中皮腫死亡者の多い地域においては、中皮腫死亡者（症例群）及び中皮腫死亡者以外の者（対照群）の石綿ばく露状況を比較し、石綿ばく露の形態による中皮腫発症リスクについて知見を収集する。

区分	22	23	24	25	26
（１）石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査（７地域※）					
①問診、胸部エックス線検査、胸部ＣＴ検査	→	→	→	→	→
②過去に７地域に住んでいた者			→	→	→
※大阪府泉南地域等、尼崎市、鳥栖市、横浜市鶴見区、羽島市、奈良県、北九州市門司区					
（２）石綿ばく露に係る症例対照調査		→	→		

３．施策の効果

一般環境経由による石綿ばく露の可能性があった代表的な地域において、石綿ばく露の状況の違い等による石綿関連所見や石綿関連疾患の発生状況の比較等を行い、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理のあり方を検討するための知見が収集される。

一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査

1．石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査

対象者

（1）石綿取扱い施設周辺などで一般環境経由による石綿ばく露の可能性があった代表的な地域　（7地域※）の住民

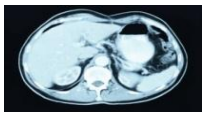
（2）過去に7地域に住んでいた者（拡充）

※大阪府泉南地域等、尼崎市、鳥栖市、横浜市鶴見区、羽島市、奈良県、北九州市門司区

複数年の継続的な検査等

問診、胸部X線、胸部CT





有所見群※

無所見群

石綿ばく露の状況の違い等による石綿関連所見や石綿関連疾患の発生状況を比較。

※①胸水貯留、②胸膜プラーク、③肺野の間質影等の8つの所見

（参考）平成22年度までの調査対象者数（実績）：2,721名（平成22年度）、4,526名（平成18～22年度の累計実人数）

2．石綿ばく露に係る症例対照調査

対象者

上記の調査対象地域の中で、「症例群」と「対照群」を選定する。
〇症例群
　中皮腫死亡者（死亡小票を利用）
〇対照群
中皮腫死亡者以外の者（症例群と性、年齢等をマッチさせる）

過去にさかのぼって、ばく露状況を比較

「症例群」、「対照群」それぞれについて、過去にさかのぼって、職歴、居住歴等のばく露状況を比較。

中皮腫の発症率を2つの群で比較して示す尺度（オッズ比）を算出。

石綿ばく露者の中長期的な健康管理のあり方を検討するための知見を収集

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費　　１０４百万円（１０６百万円）

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

１．事業の概要

茨城県神栖市においては、通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じているが、ジフェニルアルシン酸による環境汚染を通じた人への影響等については、十分な科学的知見に乏しく、かつ、早急な対策が求められている状況にある。このような状況を踏まえ、ジフェニルアルシン酸による汚染が確認された井戸の水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者であって、ジフェニルアルシン酸のばく露が確認された者（対象者）に対して、引き続き医療費等の給付や健康管理調査、小児期にばく露され精神遅滞がみられた者に対する精神発達調査等を実施するとともに、臨床医学等の専門家からなる検討会を運営する。

２．事業計画

事　業　内　容	１５～２１年度	２２年度	２３年度	２４年度～
医療費等の給付	→	→	→	→
健康管理調査	→	→	→	→
精神発達調査			→	→
小児支援体制整備事業	→	→	→	→
検討会の運営	→	→	→	→

３．施策の効果

対象者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより治療を促し、著しいばく露を受けたと認められる者等に対して、病歴、治療歴等に関する調査等を行うことにより、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図り、もって、その健康不安の解消等に資する。

なお、本事業については、平成２６年６月を目途として見直しを行うこととされ、環境省が、事業の目的を達成したと認めたときに終了するとされているが、ジフェニルアルシン酸の健康影響や治療法が解明されない間は、閣議了解に基づき、緊急措置事業を継続することが必要となる。

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業

＜趣旨＞
神栖市における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)のばく露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資する。

＜対象者＞
①有機ヒ素化合物汚染井戸飲用住宅への居住要件を満たし、
②毛髪・爪検査等によりばく露が確認された者

専門家による検討会(環境省)の審査を経て確認

＜給付内容＞

医療手帳の交付

- •医療費(自己負担分を公費負担)
- •療養手当(通院：月15,000円、入院：月25,000円)(併給なし)
- •健康診査(年1回)(公費負担)

特に汚染の著しい井戸水の飲用者 →健康管理調査の実施 (健康状態等に係る報告票の提出による調査を実施、病歴、治療歴等の調査を初年度に実施)	なし 入院歴	•健康管理調査費用(月20,000円) •健康管理調査協力金(300,000円)【初年度当初】
	あり 入院歴	•健康管理調査費用(月20,000円) •健康管理調査協力金(700,000円)【初年度当初】
小児期にばく露され、相当程度の精神発達への影響がみられた者 ※平成23年度～ →精神発達調査の実施（精神発達等に係る報告票の提出等による調査を実施）		・精神発達調査費用(月50,000円)

＜その他＞

小児支援体制整備事業の実施
※平成20年度～
（医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、親権者等からの申請があった者を対象）

一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するため、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、支援の実施について調整を行う

＜実施状況＞

◇申請受付開始日
平成15年6月30日

◇対象者数等
(平成23年10月6日現在)

医療手帳対象者　150名
(累計　157名)
うち健康管理調査対象者　29名

申請者数　565名
申請棄却者　408名
分析調査中等　0名

◇事業見直し等

・平成18年6月7日
平成18年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、当初3年間実施とされていた健康管理調査の継続を決定

・平成20年5月22日
平成20年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、平成20年7月以降も事業を継続することを決定

・平成23年6月
平成23年度第2回臨床検討会での意見を踏まえ、平成23年7月以降も事業を継続するとともに、小児期にばく露され、相当程度の精神発達への影響がみられた者に対し、精神発達調査を実施することを決定

自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費　　６７百万円（７０百万円）

水・大気環境局総務課環境管理技術室

１．事業の必要性・概要

我が国の大気汚染の状況については、自動車排出ガス規制の強化等、種々の大気汚染防止対策が講じられ、改善傾向にあるものの、大都市市域の一部等においては、環境基準が達成されていない測定局がある。一方、公定サイクルを外れた走行条件で排出ガスが増大する事例も報告されており、今後も引き続き排出ガス規制の強化を検討する必要がある。また、微小粒子状物質（PM2.5）や未規制物質についても、排出実態を把握し、必要に応じ対策を検討する必要がある。

自動車交通騒音についても、環境基準の達成状況は概ね横ばいの傾向であり、苦情も後を絶たない状況であるため、自動車単体への騒音規制の強化を検討する必要がある。

本事業では、以下のとおり自動車排出ガス低減対策及び騒音対策に係る実態調査を実施し、今後の規制の強化等について、その効果の評価等を踏まえ、検討を行う。

２．事業計画（業務内容）

①自動車次期排出ガス規制策定費

- 最新規制適合車の排出ガス量原単位及び実使用環境下での排出ガス量について調査するとともに、各車種の寄与度、対策を実施した場合の効果を算定し、各車種の排出ガス規制強化について検討を行う。
- また、排出ガス規制値は非常に厳しいレベルとなっていることから、米国で採用される企業平均規制等、柔軟性をもった新たな視点による規制導入の検討を行う。

②交換用マフラーに係る騒音対策強化等調査費

- 平成 22 年より開始されたマフラー性能等確認制度について、使用実態により近い試験条件で評価することを目的とした新車の騒音試験法見直しに併せ、マフラー性能等確認試験として行う加速走行騒音試験法の見直しや、更なる騒音対策強化のために、交換用マフラーの実態把握及び交換前車両の騒音値との相対値による規制を含む規制値の検討を行う。

③自動車からの微小粒子状物質・未規制物質等実態分析及び対策策定

・　自動車排出ガスのうち、PRTR 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）に基づき、自動車からの未規制化学物質排出量を推計する。
・　また、環境基準が策定された PM2.5 の低減対策を検討するにあたって、重量ベースの規制は技術的課題があることから、粒子数に着目した規制手法を検討するとともに、DPF 再生時の PM 排出挙動を調査し、その結果に応じて必要な対策を検討する。
・　さらに、高度な排出ガス低減技術が導入された最新規制適合のディーゼル車にバイオ燃料を使用すると、排出ガス低減性能に影響を及ぼす可能性があることから、その影響を把握し、バイオディーゼルに係る排出ガス許容限度及び燃料性状許容限度を検討する。

	24 年度	25 年度	26 年度
自動車次期排出ガス規制策定費			
・原単位調査	→	→	→
・実使用環境下における排出ガス実態調査	→	→	→
・規制手法の見直し	→	→	→
交換用マフラーに係る騒音対策強化等調査費			
・交換用マフラー騒音性能等調査（二輪）	→		
・交換用マフラー騒音性能等調査（四輪）		→	
自動車からの微小粒子状物質・未規制物質等実態分析及び対策策定			
・自動車からの未規制物質対策関係	→	→	→
・自動車からの微小粒子状物質対策関係	→	→	→
・バイオ燃料使用時未規制物質対策関係	→	→	→

３．施策の効果
・　次期自動車排出ガス規制の策定、交換用マフラー騒音対策強化等、現行自動車排出ガス・騒音規制強化
・　大気環境等への影響を考慮した未規制の排出ガス・燃料等に対する新たな規制の検討
・　新たな規制手法による効果的な排出ガス規制の実施及び環境技術開発全体の効率化

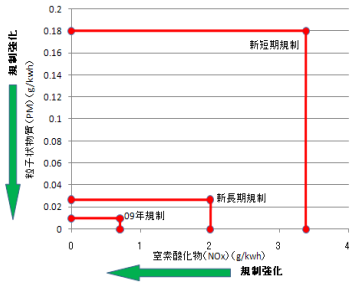
自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費

現状・課題

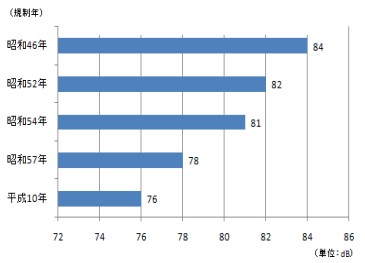
・自動車排出ガス・騒音規制の導入及びその強化により環境は改善傾向にあるものの、大気汚染や騒音に係る環境基準が依然として達成されていない状況

NOx（自排局）：95%、騒音（幹線道路）：84.4%（H21年度）

・排出ガス後処理装置等、高度な排出ガス低減技術の導入により排出ガスの性状が変化し、未規制物質が増加する懸念



図：ディーゼル重量車規制の推移



図：乗用車の加速騒音規制の推移

事業の概要

①自動車次期排出ガス規制策定

・実使用環境下における排出ガス原単位、大気汚染寄与度・規制による低減効果の調査、次期排出ガス規制の検討

・企業平均規制、クレジット制度等新たな規制手法による効果・課題の検討

②交換用マフラーに係る騒音対策強化等調査費

・新たな加速走行騒音試験法による交換用マフラーの実態調査及び試験法の見直しの検討

・交換前車両の騒音値との相対値による規制を含む規制値の検討

③自動車からの微小粒子状物質・未規制物質等実態分析

・PRTR法に基づく排出量算定のための未規制物質調査、排出ガス後処理装置導入に伴うN2O等調査

・PM個数・成分等調査、タイヤ粉じん調査

・バイオディーゼル使用時排出ガス調査

効　果

➢次期自動車排出ガス規制の策定、交換用マフラー騒音対策強化等、現行自動車排出ガス・騒音規制強化

➢大気環境等への影響を考慮した未規制の排出ガス・燃料等に対する新たな規制の検討

➢新たな規制手法による効果的な排出ガス規制の実施及び環境技術開発全体の効率化

更なる排出ガス・騒音の低減・環境基準の達成

自動車等大気環境総合対策費　　２２１百万円（２６５百万円）

水・大気環境局自動車環境対策課

１．事業の必要性・概要

自動車等の移動発生源について、現行制度の下での排出ガス対策を着実に推進するとともに、大気環境基準の達成状況を評価しつつ、自動車 NOx・PM 法やオフロード法等の制度の点検・見直しを適切に行うことにより、大気環境基準の達成に向けた総合的な対策を推進し、併せて温室効果ガスの効率的な削減を図る。

自動車については、平成 23 年 3 月に自動車 NOx・PM 法の基本方針の変更に伴い設定された新たな目標「平成 32 年度までに対策地域における環境基準の確保」の達成に向けて、自動車大気環境汚染対策を引き続き推進していくとともに、自動車 NOx・PM 法に係る次期枠組みの検討を行う。

オフロード車については、オフロード法施行後 5 年時点での規制効果の検証を行いつつ、地域主権大綱に基づく立入検査体制の見直しを踏まえ、法令見直しに係る検討を実施する。また、平成 23 年の PM 規制強化に続く同 26 年の NOx 規制強化に適正に対応するため、技術課題の検討、情報管理システムの改修等を行い、より効果的、効率的な規制実施を目指す。

船舶・航空機については、我が国における船舶・航空機からの NOx、SOx 等排出ガスの影響を実測データから推計し、現在及び将来の規制による効果の検証及び環境影響の調査・検討を行う。

２．事業計画（業務内容）

項　　目	H23	H24	H25
① 自動車大気汚染対策等推進事業			
ア 自動車大気汚染対策等推進費	→	→	→
イ 自動車大気汚染対策次期枠組み検討調査	→	→	
② オフロード特殊自動車排出ガス対策推進事業			
ア 効果検証/法令改正フォローアップ	→	→	→
イ 規制強化に係る技術課題対応検討	→	→	→
ウ 立入検査等権限付与準備	→	→	
エ 情報管理システム改修・運用	→	→	→
③ 船舶・航空機排出ガス対策検討調査			
ア 船舶・航空機排出ガス量推計	→	→	
イ 排出ガス規制による環境影響検討	→	→	→
ウ 諸外国における動向調査	→	→	→
エ 排出ガス対策の調査・検討			→
オ 排出ガス規制の強化の検討			→

３．施策の効果

二酸化窒素（NO2）及び浮遊粒子状物質（SPM）に係る大気環境基準の達成、併せて関連する対策の推進に伴う移動発生源からの温室効果ガス削減を図る。

自動車NOx・PM法にかかる大気汚染対策

自動車NOx・PM法　（平成13年制定　平成19年改正）

・国が総量削減基本方針を策定（**目標：「平成22年度までに環境基準のおおむね達成」**）
・都府県が総量削減計画を策定
・平成19年改正法附則第2条「目標の達成状況に応じ、法の規定に検討を加え、必要な措置を講ずる」

基本方針・計画の目標年次であり、
基本方針・計画及び法律の見直しが必要。
→ 平成22年7月 中央環境審議会に諮問
→ 自動車排出ガス総合対策小委員会の設置

H22年度

自動車大気環境汚染対策の次期枠組みについて検討（法・基本方針の見直し）

平成23年3月　総量削減基本方針の変更
・基本方針の目標変更（**新目標：「平成32年度までに対策地域における環境基準の確保」**）

H23年度

・新目標達成のため、既存施策の進捗状況や効果の把握、追加的対策の検討

・自動車走行実態の把握
・追加的対策の検討（地方委託）
・自動車大気汚染物質の将来予測

H24年度

中央環境審議会の答申

・**幅広い関係者を集めた広域で取り組む排ガス対策の検討**

総量削減計画の改定

・自動車走行実態の把握
・**新目標の達成状況**及び計画に基づく対策効果の進行管理（地方委託）

H25年度～

必要に応じた法令の見直し

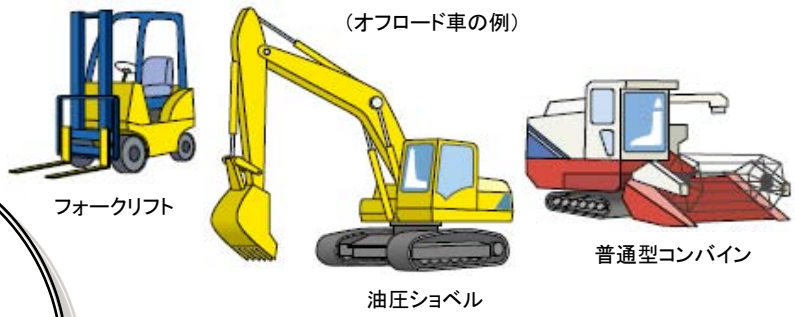
・シミュレーションを用いた 対策地域全体における新目標の達成状況の把握（適宜実施）

平成27年度　測定局における環境基準の達成

平成32年度　対策地域における環境基準の確保

自動車等大気環境総合対策費

オフロード特殊自動車排出ガス対策推進事業



「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（オフロード法）H18.4～

【規制の枠組み】

（エンジンメーカー申請）
エンジン型式指定

（車両メーカー届出・申請）
・基準適合車型式届出
・少数生産車承認

（使用者）
・基準適合表示車の使用
・個別使用確認

（国による規制担保）
・排出ガス抑制指針の公表
・報告徴収、立入検査
・基準適命令 等

（国）
効果検証・規制強化方針

排出ガス技術基準決定

【課題】
・規制強化に伴う申請増
・審査内容の複雑化
→事務処理効率化が必要

【課題】
・基準適合車の普及進捗と中古車化
→整備不良車両抑止の重要性が増大

【課題】（地域主権大綱アクション・プラン）対応
→地方公共団体への立入検査権等付与

【課題】（中環審9次答申）対応
→排出ガス規制2段階強化
・PM約9割削減（H23～）
・NOx約9割削減（H26～）

【課題】法施行5年時検証
→規制効果把握、課題改善

○規制強化に係る業務効率化対応

【対応】『情報管理システム改修』
（H24）システム改修・運用

○規制強化や法令改正等への対応

【対応】『監視体制強化に必要な事項整備』
（H24）権限付与に係る諸検討

【対応】『規制強化に係る技術課題検討』
（H24）NOx規制技術課題対応検討

【対応】『法令見直し関連検討』
（H24）規制効果・法令改正フォローアップ

自動車等大気環境総合対策費

船舶航空機排出ガス対策検討調査

船舶・航空機の排出ガス対策

① 国際的な枠組みの中で議論

②今後も規制強化、規制対象拡大の見込み

		船舶	航空機
国際機関		IMO （国際海事機関）	ICAO （国際民間航空機関）
排出ガス規制	国際条約	MARPOL条約附属書VI （船舶からの大気汚染防止に関する条約）	国際民間航空条約附属書16
	国内法	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	航空法
最近の規制動向		NOx・SOx等の排出基準強化（2008.10IMO採択、段階的に発効）	NOxの排出基準強化（2010.9 ICAO採択、2013末発効）

船舶・航空機排出ガス対策の遅れ

H24.1　船舶SOx規制強化（一般海域）
H25末 航空機NOx規制強化（予定）

世界各国で更なる規制強化の動きが活発

今後予定されている規制強化への対応

規制強化による効果の検証・評価

（排出ガス発生量・環境影響の評価）

規制強化に向けた検討

諸外国の動向把握

排出ガス規制強化の検討・排出ガス対策の検討

スケジュール

項目＼年度	H23	H24	H25	H26	H27
船舶・航空機排出ガス量推計					
排出ガス規制による環境影響検討					
諸外国における動向調査					
排出ガス対策の調査・検討					
排出ガス規制強化の検討					
船舶排出ガス規制 最近の規制動向：H22.7 SOx 規制強化（放出規制海域） H23.1 NOx 2次規制（一般海域）		SOx・強化（一般海域）			NOx・3次（放出規制海域）
航空機排出ガス規制 最近の規制動向：H20.1 NOx 規制強化 現在 PM規制についてICAOで検討中			NOx・強化（予定）		

微小粒子状物質（PM2.5）等総合対策費　　２１６百万円（２５１百万円）

水・大気環境局大気環境課

１．事業の必要性・概要

近年、我が国の大気の状況は改善の傾向にあるが、平成 21 年に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5）については、これまでの予備的調査によると、多くの地点で環境基準を達成できないことが予想される。また、光化学オキシダント（Ox)の環境基準達成率が依然として低いことも課題である。

これまでの研究等により、PM2.5 及び Ox が①発生源から直接排出されるだけでなく大気中での生成の寄与も大きいこと、②その前駆物質の一部が共通していること及び③生成メカニズムが互いに密接に関連し合っていることに関する知見が得られてきた。

このため、今後は PM2.5 だけでなく Ox に係る課題の解決にも資する対策を総合的に推進するため、本事業では、PM2.5 に係る既存の取組の一部（発生源・生成機構の把握及びシミュレーションモデルの精緻化）を Ox に係る既存の同様の取組と統合・強化し実施する。

この他、PM2.5 独自の対策（モニタリングの充実及び効果的な対策の検討・実施）にも取り組む。

２．事業計画（業務内容）

調　査　項　目	H24	H25	H26	H27
モニタリングの充実	→	→	→	→
発生源・生成機構の把握	→	→	→	→
シミュレーションモデルの精緻化	→	→	→	→
効果的な対策の検討（～H26）・実施	→	→	→	→

３．施策の効果

Ox 及び PM2.5 の環境基準達成率を向上させるため、我が国の Ox 対策及び PM2.5 対策の検討の一定の結論を平成 26 年度末までに得る。

微小粒子状物質（PM2.5）等総合対策費

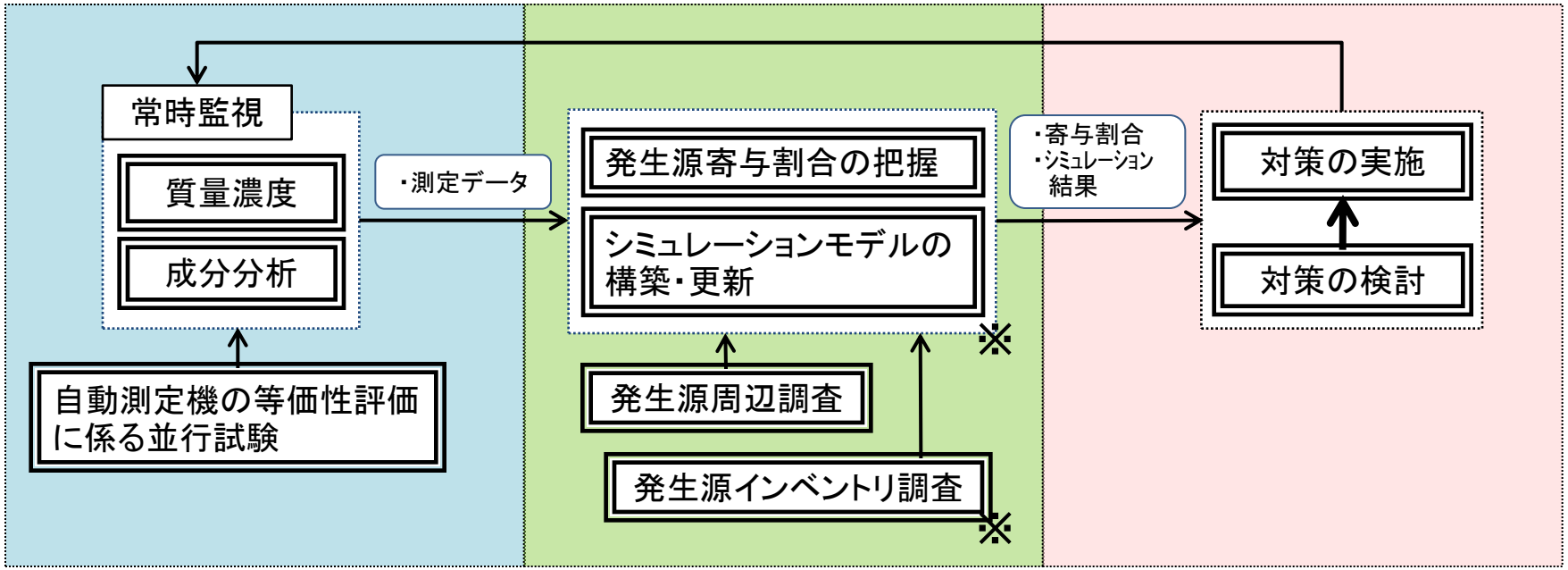
背景

- PM2.5の健康影響に関する懸念
- 欧米におけるPM2.5の環境目標値の設定

現状

- PM2.5の健康影響評価の検討
- 大気環境モニタリングの試験的な実施

▷ H21年9月に環境基準を設定



※光化学オキシダントに係る調査等を併せて実施

PM2.5による大気汚染対策の強化

光化学オキシダント総合対策推進費　　６４百万円（９１百万円）

水・大気環境局大気環境課

１．事業の必要性・概要

近年、我が国の光化学オキシダントの濃度レベルは上昇傾向にあり、光化学オキシダント注意報の発令地域も広域化している状況にある。

そのため、光化学オキシダント濃度の低減に向け、平成１９年１２月に「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」中間報告で課題として示された、①調査研究・モニタリングの一層の推進、②国内における削減対策等の更なる推進（原因物質と考えられる揮発性有機化合物（VOC）に係る対策を含む）、③国際的な取組の推進に取り組んできたところである。

しかしながら、これまでの対策の推進にも関わらず、光化学オキシダント濃度の改善が見られないことから、当該対策の効果を検証・評価し、新たな科学的知見を収集するとともに、今後の対策のあり方について検討する必要がある。また、健康被害の未然防止の観点から、濃度予測モデルの精度向上が求められている。

なお、光化学オキシダントと微小粒子状物質（PM2.5）は、その原因物質の一部が共通していることや生成メカニズムが密接に関連していることなどから、既存の取組の一部を微小粒子状物質（PM2.5）等総合対策費に統合した。

２．事業計画（業務内容）

調　査　項　目	H23	H24	H25
(1)モニタリングの充実			
①光化学オキシダント精度管理体制の運用管理	→	→	→
②大気中のＶＯＣ濃度に係るモニタリング調査	→	→	→
(2)発生源・生成機構の把握※	→	- - - →	- - - →
(3)シミュレーションモデルの精緻化※	→	- - - →	- - - →
(4)対策の検討・実施			
①ＶＯＣ削減対策推進のための支援及び普及啓発	→	→	→
②対策検討			
・新たな知見の収集、検証・評価、調査研究	→	→	
・今後の対策検討		→	→

※平成 24 年度から「微小粒子状物質（PM2.5）総合対策費」に統合

３．施策の効果

光化学オキシダントの濃度上昇、注意報の広域化等の原因究明を図るとともに、より効果的・効率的な光化学オキシダント対策を実施する。

光化学オキシダント総合対策推進費

光化学オキシダント
・濃度レベルの上昇
・注意報発令地域の広域化
・極めて低い環境基準達成率
（唯一の悪化指標）



大気汚染防止法
（VOC対策）
・ベストミックス
・3割削減
（中環審意見具申）

光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会
中間報告（平成19年12月）
＜今後の課題＞
調査研究・モニタリングの推進
・地域毎の詳細な要因分析
・適正な大気常時監視システムの維持
削減対策等の更なる推進
・VOC削減対策
（排出インベントリ整備、モデル解析等）

【光化学オキシダント】
予測モデルの確立（H20～H22）



オゾンの精度管理体制の整備（H21）
オゾンの精度管理体制の運用・維持管理（H22～）
光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会（H23～）

【VOC】
モニタリング（H18～）
排出量把握（H18～）※
シミュレーションモデルの改良（H18～）※
VOC削減対策推進のための支援及び普及啓発（H18～）
次期VOC対策ありかた検討会（H22）



※微小粒子状物質（PM2.5）等総合対策費と統合

・新たな知見の収集（H23～）
・既存施策の検証・評価（H23～）
・今後の対策のあり方の検討（H24～）

効果的・効率的な光化学オキシダント対策の実施



（新）熱中症対策緊急推進事業　　３５百万円（０円）

環境保健部環境安全課

１．事業の概要

熱中症については、猛暑の影響で平成 22 年に救急搬送者数や死亡者数が急激に増加したことから、平成 23 年度は、関係省庁が連携して、例年以上に積極的に注意喚起情報の発信や予防対策に関する普及啓発等の取組を進めてきたが、救急搬送者数が昨年に迫る数となっている。

このため、熱中症による死亡者の約８割を占める高齢者に対する対策を中心に、より一層の対策の充実が求められており、個々の熱中症対策についての意識啓発を進めることにより、地域の特性に応じた対策を推進するため、下記の取組を行う。

２．事業計画

熱中症に係る指導者養成事業　　３５百万円

自治体の担当職員、イベント主催者、民生委員を対象に、熱中症に関する基礎知識や対策等についての講習会等を行い、各地域において熱中症対策を進めるに当たり、指導者として中心的に対応できる者を養成する。

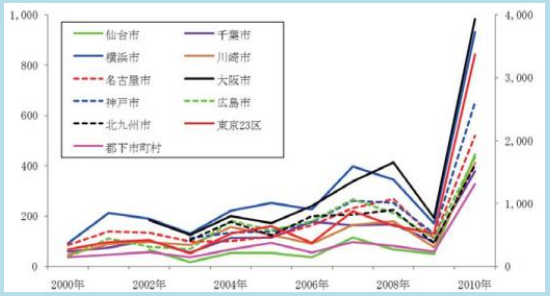
３．施策の効果

個人の熱中症対策についての意識がより一層高まるとともに、地域の特性に応じた熱中症対策が進められることにより、日本全体として、熱中症による被害を減少させることができる。

熱中症対策緊急推進事業

背景

・熱中症については、猛暑の影響により、平成22年に救急搬送者数や死亡者数が急激に増加。
・平成23年度は、例年以上の普及啓発等の取組が進められたが、救急搬送者数は昨年に迫る数となっている。
　→　このため、熱中症による死亡者の約8割を占める高齢者に対する対策を中心に、より一層の対策の充実が求められている。



熱中症に係る指導者養成事業

自治体職員、民生委員等を対象とした講習会の開催

■各自治体が熱中症対策を進める際、指導者として中心的に対応できる者を養成

■最新の知見、データ等を情報共有し、各地域における対策に活用



個々の熱中症対策についての意識啓発を進めるとともに、地域の特性に応じた対策を推進

クールシティ推進事業　　６２百万円（１０７百万円）

水・大気環境局大気環境課大気生活環境室
水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室

１．事業の必要性・概要

我が国のヒートアイランド対策は、今後、震災の影響も踏まえ、分散型発電導入による人工排熱の発生状況の変化や過度な節電による熱中症発症のおそれなども考慮し、各都市の実態に即した対策を検討・実施する必要がある。

このため、以下の事業を実施する。

（１）エネルギー需給の変化に応じた都市のヒートアイランド・熱中症対策手法の検討業務

都市における中長期的なエネルギー需給の変化に応じたヒートアイランド対策及び熱中症対策手法やその計画的な導入手法を検討し、対策手法検討マニュアルを策定する。

（２）ヒートアイランド現象に対する適応策の検討

暑熱環境による人への影響を最小限にするための適応策の検討やＷＢＧＴの実測値や予報値等の熱中症予防情報の提供を行う。

（３）地中熱利用の普及方策の構築

地中熱利用の普及促進を図る上での課題の抽出・対応策の検討等を行い、普及のための手引きを作成する。

２．事業計画（業務内容）

調査項目	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６
（１）エネルギー需給の変化に応じた都市のヒートアイランド・熱中症対策手法の検討業務				
エネルギー需給の変化に応じた都市の対策手法の検討		→	→	→
大都市中枢街区における総合的なヒートアイランド対策による熱環境管理推進事業	→			
（２）ヒートアイランド現象に対する適応策の検討				
ヒートアイランド現象に対する適応策の具現化に関する検討	→	→		
異なる生活空間におけるＷＢＧＴ推計手法の検討	→	→		
熱中症予防情報の提供とモニタリング	→	→	→	→
（３）地中熱利用の普及方策の構築				
地中熱利用の普及方策の構築		→	→	→
地下水等及び地下熱を利活用した対策技術の効果検証並びに地下水・地盤・地下熱環境の影響評価	→			

３．施策の効果

○自治体において、震災後の社会的状況を踏まえた新しいヒートアイランド対策が自発的・計画的に実施される。

○「地中熱利用の普及のための手引き（仮称）」を作成し、地中熱利用技術の普及を推進する。

クールシティ推進事業　62百万円

背景

震災の影響により分散型発電導入による人工排熱の発生状況の変化や過度な節電による熱中症発症のおそれ

↓

中長期的なエネルギー需給の変化に応じ、都市内で優先度の高いエリアを把握し、重点的に対策を講じる必要がある。

事業内容

1．エネルギー需給の変化に応じた都市のヒートアイランド・熱中症対策手法の検討業務

○ 都市における中長期的なエネルギー需給の変化に応じたヒートアイランド対策及び熱中症対策手法やその計画的な導入手法を検討

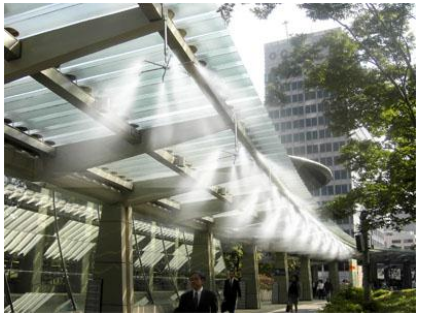
○ 中長期的にエネルギー需給の変化が生じる都市をモデルとして選び、ヒートアイランド・熱中症対策手法の具体化

↓

対策手法検討マニュアルの作成

2．ヒートアイランド現象に対する適応策の検討

○ ヒートアイランド対策ガイドラインの改訂を行い、適応策の導入方法やその効果等の情報をガイドラインに盛り込む



適応策例：ドライミスト

○ 異なる生活空間におけるWBGT推計手法の検討

○ WBGTの実測値や予報値等の熱中症予防情報の提供

3．地中熱利用の普及方策の構築

○ 地中熱利用のための技術の導入、普及拡大のため、以下を実施

- 地盤環境条件の整理検討
- 地盤環境への影響予測方法の検討
- シミュレーションモデルの構築

↓

- 普及促進を図る上での課題の抽出・対応策の検討
- コスト縮減の事例収集及び方策の検討
- 国内外での導入事例の収集整理を実施

↓

普及のための手引きの作成

○自治体における震災後の社会的状況を踏まえたヒートアイランド対策の自発的・計画的な実施
○「地中熱利用の普及のための手引き（仮称）」の作成により、地中熱利用技術の普及推進を図る

（新）豊かさを実感できる海の再生事業　　２４百万円（　０百万円）

水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

１．事業の必要性・概要

東日本大震災における巨大津波は、藻場、干潟等の湾内に生息する生物の産卵・生息場を壊滅的に破壊し、さらに海底地形・底質が大きく変化することで、生物の増殖にとって重要な湾内の栄養塩の循環機構も震災前と大きく変貌している。特に閉鎖性海域では、その地形的特徴から大きな影響が考えられる。

住民の生活と産業が海と深く関わって成り立つこれらの地域では、こうした機能を回復させない限り、以前の豊かな生態系には戻らず、被災地の復興も進まない。被災地の復興を図るためには、森・川・海の連環を取り戻すことも含めて、豊かな海の回復が不可欠である。

このため、現地調査結果等により優先度が高いと判断される海域を対象に、里海づくり（人の手による環境再生）や適正な栄養塩管理の手法など、地域に応じた具体的な復興対策を検討し、これらを盛り込んだ「里海復興プラン」の策定を行い、被災地の豊かな海の再生を図る。

２．事業計画（事業内容）

（１）現地詳細調査、ヒアリングの実施

対象海域における現地詳細調査、情報収集等を実施し、被害状況や里海として復興するために必要な内容の整理を行う。

また、地元関係者等へのヒアリングにより、対象海域に対して地域が望む姿、復興の方向性等を検討するための情報を整理する。

（２）里海復興プランの策定

現地調査やヒアリングの結果をもとに、地域住民、自治体、関係団体等との調整の場として設置する協議会の活用により地域の意向を反映させ、短期間で実現可能な里海復興の方針・方策、活動の枠組みについて検討し、「里海復興プラン」を策定する。

３．施策の効果

被災地の閉鎖性海域において、早期に自然浄化機能の回復などの具体的な対策を検討、講じることにより、大規模赤潮の発生や魚介類の大量へい死、悪臭等の被災地の復興に支障となる障害の発生を未然に防止し、豊かな海を回復することができる。

豊かさを実感できる海の再生事業
～里海復興支援事業～



震災前の沿岸海域

里海

〇水産資源の基盤
〇希少生物の宝庫
〇人々の暮らしと直結

震災後の沿岸海域

甚大な被害

被災地には
１７の閉鎖性海域

早期に自然浄化機能等の回復を図らなければ、さらに大規模赤潮、魚介類の大量へい死、悪臭等の障害発生のおそれ！

⇩

２３年度 ～被害状況の詳細把握～

被災地の
閉鎖性海域モニタリング調査

- 水質、底質の状況
- 底生生物等の生息状況
- アマモ場等の存在、消失状況
- 震災前の状況との比較　　など



優先度の高い海域

２４年度

まずは…
- ☆ 復興に向けた現地詳細調査
- ☆ 関係者ヒアリング
- ☆ 活動の枠組み作り

里海復興プラン

策定！

地域の声を反映、実現可能性を考慮
- 〇 目指す姿、目標
- 〇 里海復興の具体的内容
  - アマモ場等の再生
  - 住民参加の清掃、保全活動
  - 適正な物質循環の管理方策の策定　など
- 〇 役割分担
- 〇 取組みスケジュール
- 〇 モニタリング項目、体制



里海復興協議会（仮称）

検討、関係者調整の場として設置

学識者　地域住民　地域自治体　地域関係団体



地元自治体
住民、関係団体



プラン実行！

豊かな海の再生 ＝ 被災地の復興

漂流･漂着･海底ごみに係る削減方策総合検討事業　　78百万円（125百万円）

水・大気環境局水環境課海洋環境室

１．事業の必要性・概要

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、海岸漂着物対策が推進されているが、海岸漂着物等の発生状況、発生原因に関する調査等政府としての責務を引き続き果たしていく必要がある。

また、同法成立時の附帯決議においては、同法の海岸漂着物等となっていない漂流・海底ごみについても積極的に取り組むこととされている。

漂着ごみについては、引き続き全国的・経年的な状況把握や原因究明等を行うとともに、漂流・海底ごみ対策については、状況把握、原因究明、対策手法等の検討を行う。

２．事業計画（業務内容）

（１）漂着ごみ対策総合検討事業

国による総合的な海岸漂着物対策実施を推進するため、以下の検討を行う。

① 漂着ごみ状況把握事業

地方公共団体や民間団体等の各主体と連携し、我が国の漂着ごみの状況を把握する上で必要な地点において、漂着ごみのモニタリングを行い、東日本大震災による被災地を含め、全国的・経年的な漂着ごみの状況等を把握する。

② 漂着ごみ原因究明事業

主要漂着ごみを対象に発生実態や流出状況等を追跡した原因究明調査を行うとともに、効果的かつ実現可能な発生源対策について検討する。また、外国から流入するごみの国際的な発生源対策のため、北西太平洋地域海行動計画（ＮＯＷＰＡＰ）を通じた会合での議論に活用できる情報を収集する。

③ 漂着ごみ国外流出対策事業

我が国から流出するごみの国外における影響に関する調査・検討を行う。

（２）漂流・海底ごみ対策総合検討事業

漂流・海底ごみについて、全国から代表的地域を選定し、当該地域を例に発生原因の究明及び生態系等の基礎情報の収集をはじめとした技術的検討を行い、今後の漂流・海底ごみ対策の基礎を構築する。

３．施策の効果

漂流・漂着・海底ごみの実態把握、発生原因の究明等を通じた技術的検討の推進により、各地域の漂流・漂着・海底ごみ対策が推進される。

漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業

(1)漂着ごみ対策総合検討事業

①漂着ごみ状況把握事業
・漂着ごみのモニタリング
・被災地等含め全国的・経年的な漂着状況、対策状況の把握

効果的な漂着ごみ対策に関する施策の立案

②漂着ごみ原因究明事業
・主要ごみの発生実態調査（国内及び海外）
・効果的な発生源対策の検討
（発生源対策ガイドラインの作成）
・海外の発生源に係る情報収集

実効的な発生抑制対策の実施

③漂着ごみ国外流出対策事業
・太平洋地域における影響調査
・国際的な協力体制の検討

発生源対策に係る国際協力体制の構築

(2)漂流・海底ごみ対策総合検討事業

・代表的地域における状況把握、発生原因究明、海洋生態系情報の収集
・効率的かつ生態系にも配慮した回収実施のための技術的検討

漂流・海底ごみの実態を踏まえた適切な対策の検討



地下浸透の防止による地下水汚染対策推進費　　１２百万円（１７百万円）

水・大気環境局　地下水・地盤環境室

１．事業の必要性・概要

近年においても工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が毎年継続して確認されていることから、その汚染原因の調査等を踏まえ平成 23 年に水質汚濁防止法が改正され、地下水汚染の未然防止に係る新たな制度が導入されたところである。

今後、この地下水汚染の未然防止制度の円滑な施行及び３年間の経過措置期間における的確な対応を確保し、地下水汚染の未然防止対策の充実を図っていくため、確実かつ安価な漏えい検知技術の調査・技術実証を進めるとともに、規制の困難な有害物質の貯蔵場所等における対策ガイドラインの策定等を行う。

２．事業計画（業務内容）

・非意図的な地下水汚染の未然防止制度の円滑な施行及び経過措置期間における的確な対応を確保するため、確実かつ安価な漏えい検知技術について、事例調査・実証を行う。
・今回の規制対象施設以外の有害物質の貯蔵場所や作業場所等についても、法の趣旨を踏まえた非意図的な地下水汚染の未然防止対策の推進を図るためのガイドラインの策定等を行う。

	H23	H24	H25	H26
新制度・措置を適正に執行するための技術的手法に関する指針等の検討	→			
漏えい検知技術等安価な技術の活用に関する調査		→	→	→
地下水汚染未然防止の充実に向けた検討		→	→	→

３．施策の効果

本事業の実施の結果、自治体・事業者に対して、水濁法改正による新たな制度、措置のフォローアップや施策の充実を図ることができ、更なる地下水汚染の未然防止が推進される。

地下浸透の防止による地下水汚染対策推進費

背 景

○近年においても、工場・事業場が原因と推定される地下水汚染事例が毎年継続的に確認されている ➡ 人の健康や生活環境への影響が懸念

○平成23年に水質汚濁防止法が改正され、地下水汚染の未然防止に係る新たな制度が導入されたところ

新たに導入された制度の概要

○有害物質を貯蔵する施設を新たに規制対象とした
○有害物質を使用、貯蔵等する施設に対し、構造等に関する基準の遵守を義務付け
（ただし既存の施設に対しては施行後3年間の適用猶予）
○有害物質を使用、貯蔵等する施設に対し、定期の点検の実施、結果の記録、保存を義務付け

平成24年度～

●地下水汚染の未然防止制度の円滑な施行のための、確実かつ安価な漏えい検知技術の事例調査・実証の実施
●施設以外の有害物質の貯蔵場所や作業場所等における地下水汚染未然防止施策の充実に向けた検討

目 標

有害物質の非意図的な漏えいや、床面等からの地下浸透を未然に防止

農薬水域生態リスクの新たな評価手法確立事業　　32百万円（11百万円）

水・大気環境局農薬環境管理室

1．事業の必要性・概要

現在、農薬登録制度では、水域生態系への影響について、農地から流出した農薬の環境中濃度が指標生物種に対する毒性値を超えるかどうかを評価している。

しかし、従来の農薬があらゆる生物に毒性を示した一方、近年、より安全性の高い農薬が開発され、特定の生物種のみに効果のある農薬が出回るようになってきた。この場合、従来の代表的な指標生物種に対する試験では毒性が現れないため、生態系の中で影響を受けやすい生物種を把握できないことが懸念される。

また、農薬の環境中濃度は標準的なモデルケースにおける予測濃度であり、地域により農薬の使用状況や農地の利用形態が大きく異なる等の地域差を十分考慮していない。

他方、欧米では、統計学的な手法を活用して、一定数の生物種の実測から推定した全ての種に対する毒性値と、地域差を考慮して推計した環境中濃度を比較することで、定量的かつ信頼性の高い評価を行う手法が検討されつつある。

本事業では、我が国における新たな農薬の水域生態系への影響評価手法を確立するため、統計学的手法を活用した毒性評価や環境中濃度の算定方法の開発を行う。

（1）諸外国における統計学的手法を用いた環境影響評価制度の調査

（2）毒性評価に統計学的手法を導入するための生物試験の実施

全ての生物種についての毒性評価を統計学的に算定するために必要な、①試験対象生物種の探索、②当該生物種に対する毒性試験、を実施。

（3）環境中濃度の算定に統計学的手法を導入するためのモデル開発

環境中濃度の算定式の各パラメータについて地域差を考慮するためのモデルを開発。

（4）統計学的手法を用いた水域生態系へのリスク評価手法の検討

（1）～（3）の成果を踏まえ、我が国にとって最も適切な新たなリスク評価手法を検討。

2．事業計画（5カ年）

	H23	H24	H25	H26	H27
諸外国の制度の調査	→	→	→		
毒性評価に係る生物試験	→	→	→	→	→
環境中濃度算定のモデル開発			→	→	→
水域生態系リスク評価手法の検討				→	→

３．施策の効果

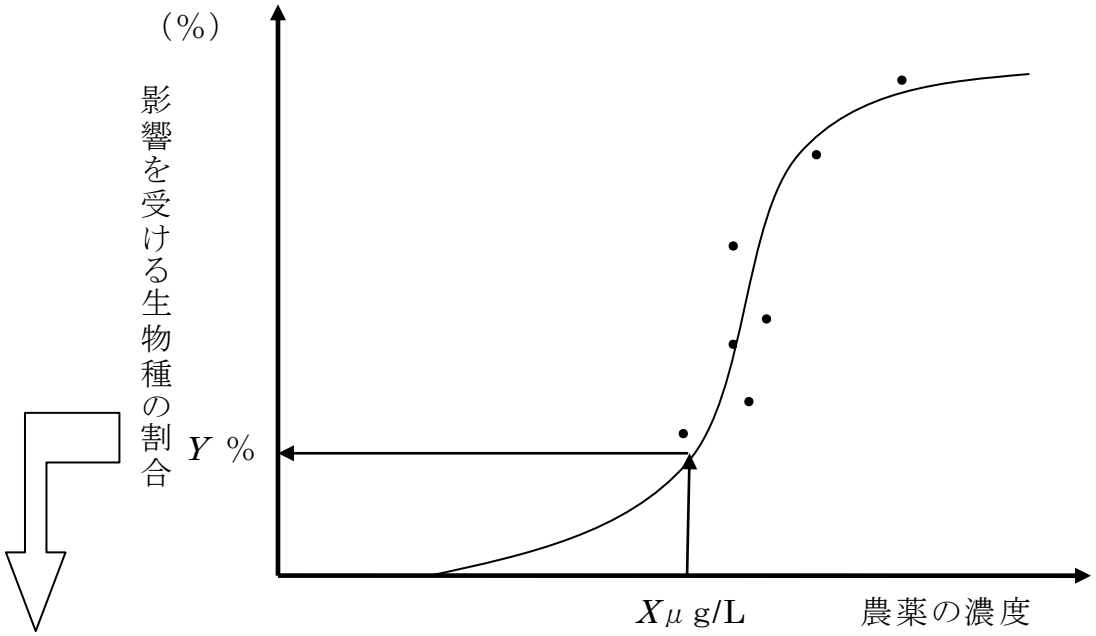
本事業により農薬の毒性評価や環境中濃度を定量的に算定できれば、

① 現行の登録保留基準の設定手法とは全く異なる、信頼性の高いリスク評価に基づく登録保留基準制度の導入が可能となるばかりでなく、

② 水生生物に対する農薬の安全性の定量的・段階的評価が可能となり、農業者がより安全な農薬を選択する上で有益な情報となるほか、農薬開発企業がより安全な農薬を開発するインセンティブにつながる。

農薬水域生態系リスクの新たな評価手法確立事業
（水域生態系において農薬影響の生物種による違いを把握する手法の確立）

現行：代表的な試験種のみ毒性を評価
（魚類：コイ、甲殻類：ミジンコ、植物：緑藻）
問題：毒性影響は種によって異なるため、影響を受けやすい種を見逃してしまうおそれ
（コイとニジマス、ミジンコとエビ、藻類と高等植物など）



農薬の濃度から何％の種に影響が出るかを推定

農薬ごとに水生生物への影響の程度を定量的に比較

- 農薬の登録検査におけるリスク評価手法の見直し（農薬環境行政の新たな展開）
- 環境負荷の小さい農薬の差別化（影響の程度をランク分けして農薬に表示）

【農薬メーカー】新規農薬の開発の促進
【農薬使用者】生態系への負荷のより小さい農薬の選択の促進

（新）環境技術移転による海外の公害削減（ＰＲＯＴＥＣＴ※）

１２１百万円（０百万円）

水・大気環境局総務課環境管理技術室、水環境課、土壌環境課

１．事業の概要

アジア諸国は人口の増加や急激な経済発展に伴い水質汚濁等の深刻な環境汚染に直面していることから、我が国が公害克服経験を通じて培った制度や環境技術の国際展開により、アジア各国の環境改善を図るとともに、我が国環境ビジネスの海外展開を促進する。

具体的には、水・土壌等に関する日本の環境技術を現地で実証する事業を通じてビジネスモデルの構築を図るほか、アジア共通の環境対策技術等の実証・認証制度の構築に向けた基盤整備等を行う。

２．事業計画

事業名	H23	H24	H25	H26
（１）アジア水環境改善モデル事業	→	→	→	→
（２）アジアにおける土壌汚染対策推進費		→	→	→
（３）アジアにおける環境対策技術等実証・認証制度構築促進事業	→	→	→	→

３．施策の効果

- 我が国の環境対策技術等のアジア諸国における普及・発展を、各国の状況に応じた規制体系の整備・人材育成と併せて推進することにより、アジア諸国の環境汚染問題の解決と環境分野における環境立国としての我が国のプレゼンスの向上に繋がる。
- 本事業から得られた環境技術のビジネス化に向けた課題抽出、展開のポテンシャルを有する国の情報収集・分析等の結果を我が国企業に還元することにより、アジアにおける我が国の環境対策技術を活用した環境保全対策ビジネス展開の普及促進が図られ、中・長期的な国際競争力の強化にも繋がる。

※ Pollution Reduction Overseas by Transferring ECo-Technology

環境技術移転による海外の公害削減（PROTECT※）

※ Pollution Reduction Overseas by Transferring ECo-Technology

アジアの現状

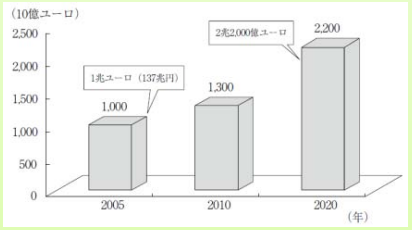
経済成長に伴う環境汚染の顕在化



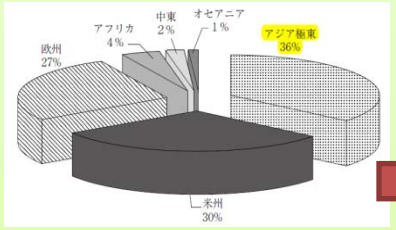


高成長が見込まれるアジアの環境ビジネス市場

- 環境ビジネス市場は2020年には約240兆円規模に成長。うち1/3がアジア
- 全体の22%が伝統的環境分野（水質汚濁・大気汚染防止・土壌浄化等）



世界の環境ビジネス市場※



地域別環境ビジネス市場シェア（07/08年度）※

※ドイツ連邦環境省のデータを基にJETRO作成

法規制・制度の整備や執行体制（特に人材）が不十分

日本の現状

国内の公害対策投資

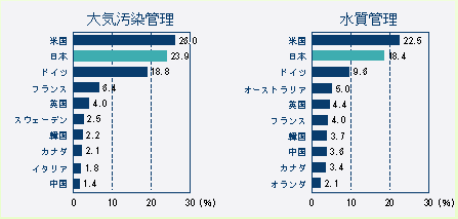
- 大きな成長は見込めず

環境技術分類	市場規模（億円）		
（年）	2000	2010	2020
大気汚染防止	2,610	1,799	2,840
水質汚濁防止	7,713	3,437	3,437

※経済産業省近畿経済産業局資料を基に作成

「環境技術」に関する日本の優位性

- 環境技術特許出願で高いシェアを誇る



環境技術に関する特許の各国シェア（H22年度環境白書）

環境ビジネスを進める際の問題点

- 新興国における**環境関連ビジネス市場が未成熟**
- 従来製品に対して環境関連製品のコストが高い
- 海外環境関連ビジネス市場に関する**情報が欠如**
- 消費者の環境関連ビジネスに対する関心の低さ
- 海外における**規制・許認可のクリアーが困難**
- 環境関連ビジネス分野における**人材確保が困難**
- **海外の政府による環境関連ビジネスへの支援**政策

「世界の消費市場・環境関連ビジネス市場アンケート調査」（2009年、JETRO）から抜粋

「新成長戦略」と震災

- 新成長戦略の7つの戦略分野
  - ①ｸﾞﾘｰﾝ・ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝによる 環境・ｴﾈﾙｷﾞｰ大国
  - ②アジア経済戦略
- 東日本大震災からの復興をけん引する経済成長が必要

伸び悩む日本のODA

- 2001年に世界2位に転落以来減少傾向

国際展開促進施策

ビジネスモデル構築

- 案件形成（FS支援）
- 実証事業の実施
- ケーススタディ

基盤整備

- 各国規制等情報の国内企業への情報提供
- 招聘・研修等による対象国政府職員等のｷｬﾊﾟﾋﾞﾙ

制度移転

- 規制・制度の強化
- 環境管理能力の向上

環境政策技術の移転先での実証、環境管理キャパシティビルディングと規制制度の強化を併せて推進

- アジア水環境改善モデル事業
- アジアにおける土壌汚染対策推進費
- アジアにおける環境対策技術等実証・認証制度構築促進事業

公害対策技術の国際展開により アジア諸国の環境改善と 我が国の経済成長を両立

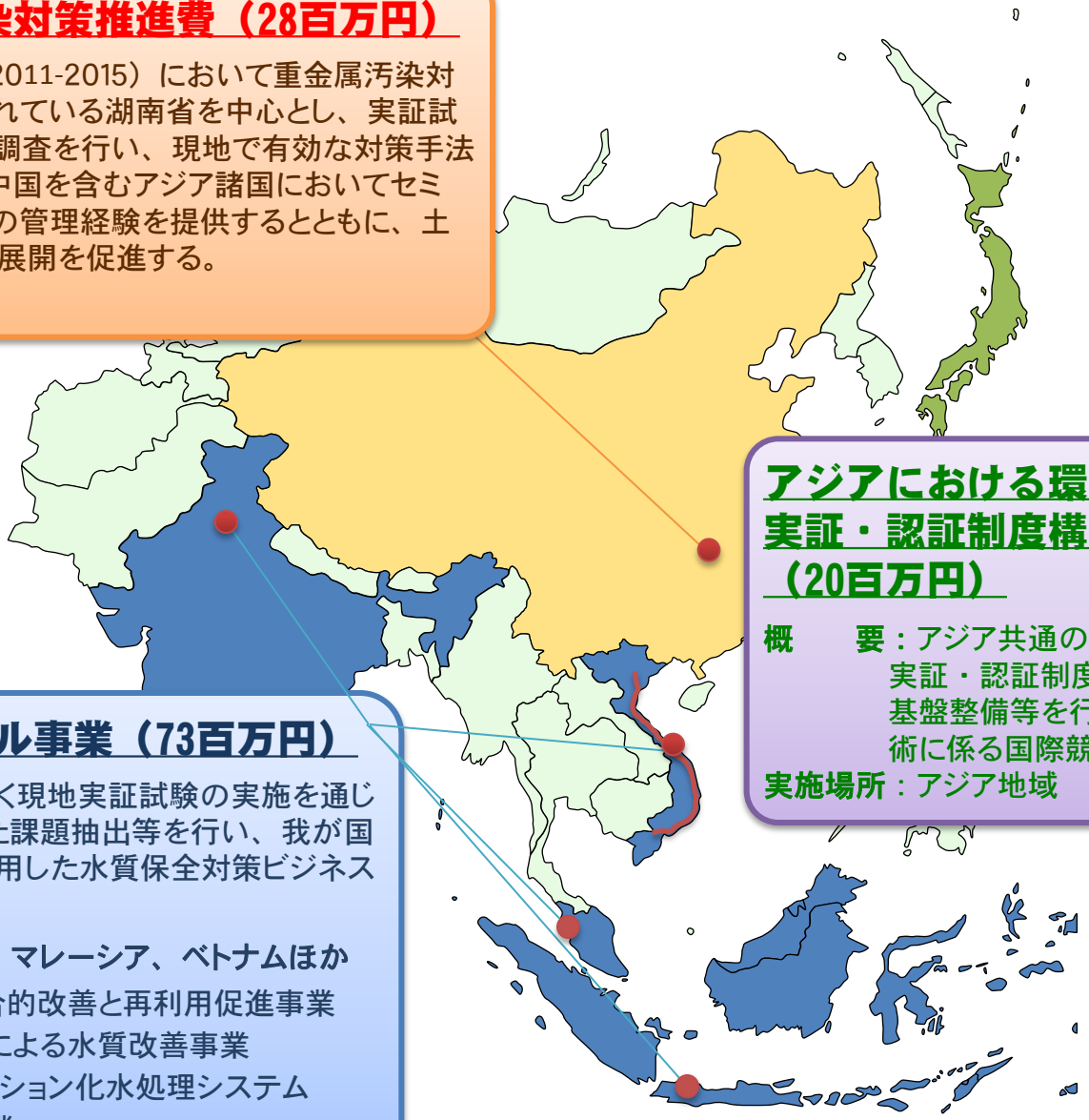
環境技術移転による海外の公害削減(PROTECT※)

※ Pollution Reduction Overseas by Transferring ECo-Technology

アジアにおける土壌汚染対策推進費（28百万円）

概　　要：第12次五カ年計画（2011-2015）において重金属汚染対策の重点地域に指定されている湖南省を中心とし、実証試験の実施に向けた実態調査を行い、現地で有効な対策手法等の検討を行う。また中国を含むアジア諸国においてセミナーを実施し、我が国の管理経験を提供するとともに、土壌環境改善技術の海外展開を促進する。

実施場所：中国他



アジアにおける環境対策技術等実証・認証制度構築促進事業（20百万円）

概　　要：アジア共通の環境対策技術等の実証・認証制度の構築に向けた基盤整備等を行い、環境対策技術に係る国際競争力の強化を図る。

実施場所：アジア地域

アジア水環境改善モデル事業（73百万円）

概　　要：FS調査や調査に基づく現地実証試験の実施を通じて、ビジネス化に向けた課題抽出等を行い、我が国の水環境改善技術を活用した水質保全対策ビジネスの確立・展開を図る。

実施場所：インド、インドネシア、マレーシア、ベトナムほか

- インド工業排水処理施設の総合的改善と再利用促進事業
- ジャカルタ 浄化槽試験面整備による水質改善事業
- ペナン養豚場廃水のゼロエミッション化水処理システム
- ダナン市工業団地排水処理事業
- バイオトイレ導入による水環境改善事業

コベネフィット･アプローチ推進事業

128百万円（152百万円）

水・大気環境局　水・大気環境国際協力推進室

１．事業の必要性・概要

○　アジアを主とする途上国においては、著しい経済成長に伴い、環境汚染（大気汚染、水質汚濁等）への対策が課題となっている。また、気候変動枠組条約に係る国際交渉においては、途上国による温室効果ガス削減行動の重要性が再認識されている。

○　環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減を同時に達成するコベネフィット（共通便益）・アプローチは、それら途上国が温暖化対策へ参画するために有効であり、我が国が温室効果ガスの排出削減に対して国際的な責任を果たす上でも重要。

○　本事業は、アジアの環境所管官庁・国際機関等と連携しつつ、コベネフィット・アプローチの環境施策への主流化、コベネフィット型事業の発掘及び科学的知見を有する国際的な研究機関の支援を行うもの。

２．事業計画（業務内容）

調　査　項　目	H22	H23	H24	H25
（１）コベネフィット・アプローチの普及	→	→	→	→
（２）コベネフィット型事業に向けた協力推進	→	→	→	→
（３）国際応用分析システム研究所（IIASA）の研究活動支援	→	→	→	→

（１）コベネフィット・アプローチの普及

途上国における環境汚染対策及び温暖化対策に向けた課題抽出等を踏まえたコベネフィット・アプローチの環境施策への主流化に向けた検討・情報発信の実施。

（２）コベネフィット型事業に向けた協力推進

途上国におけるコベネフィット型事業の実現可能性調査、定量的評価及び途上国政府関係者に対する研修の実施。

（３）国際応用分析システム研究所（IIASA）の研究活動支援

環境汚染対策及び温室効果ガス排出削減に係る科学的な分析研究（解析モデル等）の支援。

３．施策の効果

○　地球規模での温室効果ガス削減及び途上国の環境改善並びに越境汚染の低減による我が国の環境改善が図られる。

○　応用分析の国際的専門機関を支援することにより、気候変動及び地球環境の保全に関する科学的知見が蓄積される。

コベネフィット（共通便益）・アプローチの推進

背景

- 地球温暖化に代表されるグローバルな環境問題の拡大と多様化
- 急速な成長を続けるアジアにおける環境問題（大気汚染、水質汚濁等）の顕在化



事業概要（一般会計）

- **普及・啓発活動**

アジアの環境所管官庁・国際機関関係者から構成されるアジア・コベネフィット・パートナーシップの活動支援。環境施策におけるコベネフィット・アプローチの主流化を目指す。

- **案件発掘・形成**

コベネフィット型事業の案件発掘、事業実現可能性調査（F/S）の実施、環境改善効果の把握、キャパシティ・ビルディングの実施。

- **研究活動支援**

解析モデルの開発支援等を通じた、気候変動・環境保全に関する科学的知見の蓄積及び日本の環境行政への貢献を実現。

コベネフィット・アプローチとは



環境汚染対策

環境汚染対策と温室効果ガス排出削減対策とを当時に実現する対策

温室効果ガス削減対策

事業概要（特別会計）

- **事業実施**

環境汚染対策と温室効果ガス排出削減を同時に実現するコベネフィット型事業をCDM等を利用し、我が国の環境技術を導入して実施。

効果

低炭素社会形成	途上国の環境汚染の改善	我が国の環境技術の海外移転
途上国の温暖化対策への積極的な参加の促進	我が国の中長期目標への貢献	

日本モデル環境対策技術等の国際展開　　68百万円(129百万円)

水・大気環境局総務課環境管理技術室

１．事業の必要性・概要

アジア諸国では経済成長に伴い、都市部を中心に大気汚染、水質汚濁等の環境問題が顕在化しており、その対策が喫緊の課題となっている。

こうしたアジア諸国における環境問題の解決を図るため、アジア諸国において、我が国の優れた環境対策技術が適正に評価され、積極的な導入につながる環境対策技術の実証・認証に関する制度など枠組の構築や、環境対策技術が適切に運用されるための人材の育成等が急務となっている。

このため、本事業において、中国、ベトナム及びインドネシアを対象として、我が国の公害克服経験に基づく「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などをパッケージにして普及・展開することにより、当該国における政策への反映を図り、更にはアジア共通の環境対策技術の実証・認証制度の構築等に向けた気運の醸成を図る必要がある。

２．事業計画（業務内容）

(1)アジア各国の環境法体系・技術ニーズ、日本の技術情報等の提供

(2)パッケージ施策推進のための二国間協力事業の推進

調査項目	H21	H22	H23	H24	H25
(1)アジア各国の環境法体系・技術ニーズ、日本の技術情報等の提供	→	→	→	→	→
(2)パッケージ施策実現のための二国間協力事業の推進	→	→	→	→	→

３．施策の効果

本事業によって得られた成果は、我が国の公害克服経験に基づき、規制体系の整備や人材育成とも併せて我が国の環境対策技術等をアジア諸国に広め、将来的にはアジア各国とも協調した環境対策技術等の実証・認証制度の構築を通じた環境上適正な技術の普及を推進することに活用する。

もって、アジア諸国における環境立国・日本としてのリーダーシップの発揮、プレゼンスの向上及び我が国の環境ビジネスの活性化及び国際競争力の強化を図る。

日本モデル環境対策技術等の国際展開

68百万円（129百万円）

＜日本の現状＞

◆現地事情に応じた技術カスタマイズが不十分
◆装置の売り切り型のビジネスモデル
→高い技術力を持つも、アジア諸国への市場開拓が不十分

＜アジア諸国の現状＞

◆規制・制度の執行体制、人材能力が不十分
◆技術の客観的な評価システムが未確立
→適正な環境対策技術の導入が進んでいない

～官民一体で日本の「環境対策・モニタリング技術」の普及・展開を「制度」の整備・「人材」の育成とのパッケージで推進～

日本企業等への現地の技術ニーズ情報等の提供

技術導入、制度整備、人材育成等の支援



① 日本企業・自治体及びアジア各国への情報発信
② 対象国（中・越・尼）に適したパッケージ施策の実現と成果の発信



施策の効果

＜日本＞

➢日本の技術の持つ優位性がアジアで評価
➢アジアでの環境対策技術等の市場における日本の優位性確保

＜アジア諸国＞

➢規制・制度の実施体制強化、環境上適正な対策技術の導入・普及、環境管理能力の向上

中国における水質汚染対策協力推進費

１０２百万円（118百万円）

水・大気環境局　水環境課

１．事業の必要性・概要

・中国の河川の水質は改善傾向にあるものの、未だ改善の必要性は高く、窒素・りん等に起因する富栄養化も深刻。中国では都市部に比べ農村部の生活排水処理対策が遅れており、今後、小規模な処理施設を中心に生活排水処理対策が急激に進展することが見込まれる。

・平成23年３月に策定された中国の第12次5ヶ年計画において、水汚染物質総量削減の対象物質としてアンモニア性窒素が選定されたことを踏まえ、平成23年４月に両国環境大臣間で「農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力に関する覚書」を締結。今後5年間で８％のアンモニア性窒素総量削減が求められることから、モデル事業の実施（３地域３箇所を予定）や水汚染物質の排出削減管理研究を通じ、特に富栄養化が深刻化している中国の農村地域の実情にあった水環境管理技術の普及促進に関する協力を実施。

・モデル事業の実施にあたっては、日本国内でこれまで用いられてきた標準的な技術基準等を採用することにより、今後の日本企業による中国市場への参入を容易にすることが可能。またモデル事業の実施を通じ、中国内で水環境ビジネスを展開するにあたっての課題等を整理するとともに、中国地方政府と日本企業との技術・商機交流の場を創出。

・中国の急激な経済発展に伴う水質汚濁の進行より、大河川からの汚濁負荷により渤海や黄海の汚濁が進行し、潮流の影響により日本近海に到達することも懸念されており、本事業の実施を契機とした中国における生活排水対策の進展は我が国の近海の海域環境の改善にも寄与。

２．事業計画

調　査　項　目	H23	H24	H25	H26
・農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減モデル事業の実施（3地域）	→	→	→	→
・中国政府関係者のキャパビル・政策対話	→	→	→	
・中国での水環境ビジネスに関する調査研究	→	→		
・汚染物質総量規制技術・政策セミナー	→	→	→	→

３．施策の効果

・モデル事業対象地域における水質汚濁、富栄養化の改善。

・モデル事業を通じた実態把握や適用可能技術の検証により、次期５ヶ年計画（H28策定予定）で窒素・りんに関する総量規制が盛り込むことが可能となり、中国全域にその効果が及ぶ。

・日本の水関連企業の中国における受注機会拡大。

・中国の河川・海域水質改善に伴う我が国海域環境への影響の低減。

中国における水質汚染対策協力推進費

2011年4月28日　日中両国環境大臣間で署名

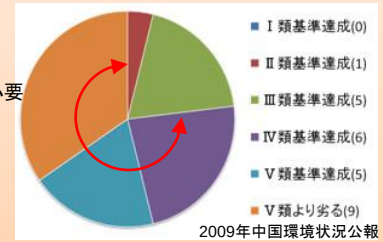
背　景

深刻化する中国の水質問題

- 河川等の汚染は11次5ヶ年計画が一定の成果を挙げるも、今後も継続的な取組が必要
- 湖沼や閉鎖性海域の富栄養化問題は深刻



青島で緑藻が大量発生



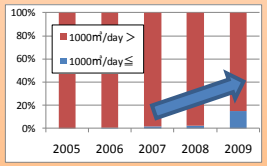
2009年中国環境状況公報

2009年26重点湖沼・ダム水質類別分布
（3／4以上が飲用に適さない水質）

第12次5カ年計画の策定

- 汚染物質総量削減
  - アンモニア性窒素（10%）
  - COD（8%）
- 農村環境の総合的対策の推進

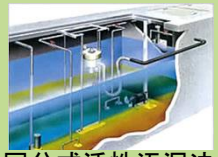
中国の生活排水処理施設規模別シェア



1000㎥/day以下の小規模処理施設数は
今後も大幅な増加が予想される

農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力に関する覚書

- モデル地域の選定（中国内3地域を予定）
- 分散型排水処理モデル施設の建設
  （日中専門家間の協議により処理技術を選定）



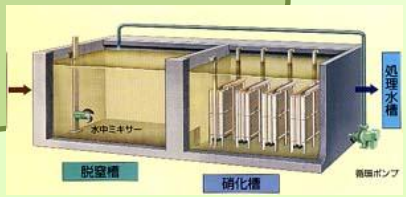
回分式活性汚泥法

適用技術例

日本の標準的技術基準を適用



高度処理型オキシデーションディッチ方式



膜分離活性汚泥プロセス
出典：日本下水道施設業協会、日立プラントテクノロジー

- 政策・技術交流ワークショップの開催
  （中国地方政府と日本企業のマッチングの機会）
- 国内企業向けセミナーの開催

期待する成果

①中国における水質汚濁、富栄養化の改善

②次期5ヶ年計画（H28策定予定）で
窒素・りんに関する総量規制が盛り込まれること

③日本の水関連企業の
中国における受注機会拡大

④中国の河川・海域水質改善に伴う
我が国海域環境への影響の低減

○事業スケジュール

H20 | H21 | H22 | **H23** | H24 | H25 | H26 | H27～

農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力

- 中国6地域においてモデル事業による排水処理技術の実証事業を実施

○1地域／年

地域選定 → 設計 → 施工 → モニタリング → 評価

地域選定 → 設計 → 施工 → モニタリング → 評価

地域選定 → 設計 → 施工 → モニタリング → 評価

窒素・りんの水質総量削減に係る日中共同研究

- 日中共同研究実施（経験、制度を伝達）
- 山東省威海市で水質総量削減計画の策定

● 中国でのWS
● 国内セミナー

中国国内の計画策定状況

第11次5ヶ年計画（H18-H22）

- COD排出総量10%削減（拘束性目標）
  ※人口の7割が集中する農村部は対象外

第12次5ヶ年計画（H23-H27）

- 農村部における分散型排水処理施設の建設推進
- アンモニア性窒素総量削減（10%）

第13次計画

緊急的化学物質対策推進経費　　１５８百万円（５百万円）

環境保健部企画課化学物質審査室
環境安全課
環境安全課環境リスク評価室

１．事業の概要

「２０２０年までに化学物質の製造・使用に伴う人及び環境への著しい悪影響を最小化する」とのＷＳＳＤ※２０２０年目標の達成に向けて、国民の健康と環境を守ることに直結する、以下の取組を緊急的に実施する。（※持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット））

○　本年度施行の改正化学物質審査規制法（化審法）に基づくリスク評価に必要なデータ収集及び解析手法の高度化（ばく露評価及びリスク評価）

○　化学物質の製造・使用から環境への排出・廃棄までのライフサイクルの各段階でリスクを削減するための対策の加速化（リスク管理）

２．事業計画

（１）　ばく露評価に係る事業

○（新）化学物質審査規制法の優先評価化学物質に係る環境調査事業
４５百万円（０）

・　化審法に基づき、本年度より一般化学物質をスクリーニング評価（簡易なリスク評価）し、「優先評価化学物質」として絞り込んだ上で、より詳しいリスク評価を実施することとしているが、本事業では、当該リスク評価にあたって、環境中での実測データが必要となった優先評価化学物質について、環境調査等を実施する。

○（新）化学物質の人へのばく露量モニタリング調査事業
６０百万円（０）

・　環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性がある化学物質について、成人における生体試料（血液、尿）を分析し、人への曝露状況を継続的に把握するためのモニタリングを行うことにより、環境リスク評価、リスク管理のための基礎情報を得る。

○（新）化学物質の人の体内や環境中の挙動の解析手法の高度化事業
２０百万円（０）

・　化審法では高蓄積性でないと判定されているがＰＯＰｓ（残留性有機汚染物質）条約では高蓄積性と判定された物質等について、人の体内や

環境中のモニタリングデータ等から環境中で実際に生じている挙動を解析する手法について検討を行う。

（２）　リスク評価に係る事業

〇化学物質の複合影響に関する評価等調査事業

１８百万円（５百万円）

・　近年、欧州連合（ＥＵ）、米国環境保護庁（ＵＳＥＰＡ）、世界保健機関（ＷＨＯ）等において課題の整理や評価方法の検討作業が本格化している化学物質の「複合影響」について、これら国際動向を踏まえつつ、評価方法の開発、評価の実施等の各種取組を実施する。

（３）　リスク管理に係る事業

〇（新）有害化学物質含有製品の代替等の加速化検討事業

１５百万円（０）

・　化審法の第一種特定化学物質となっている有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ又はその塩）の含有製品について使用実績や市中在庫調査、適正な代替方法や処理方法の検討、必要な情報の周知を行う。

３．施策の効果

国民の健康と環境を守る視点に立って、化学物質のばく露評価及びリスク評価を実施するとともに、化学物質の製造から廃棄までのライフサイクルの各段階でのリスクを削減することにより、ＷＳＳＤ２０２０年目標の達成に資する。

緊急的化学物質対策推進経費

概　要

国民の健康と環境を守る視点に立って、
化学物質の製造から廃棄までのライフサイクルの各段階でのリスク削減に取り組む。

・**改正化学物質審査規制法**（本年度全面施行）に基づき、すべての化学物質を対象として優先評価化学物質を絞り込み、リスクを評価することが必要

ばく露評価及びリスク評価

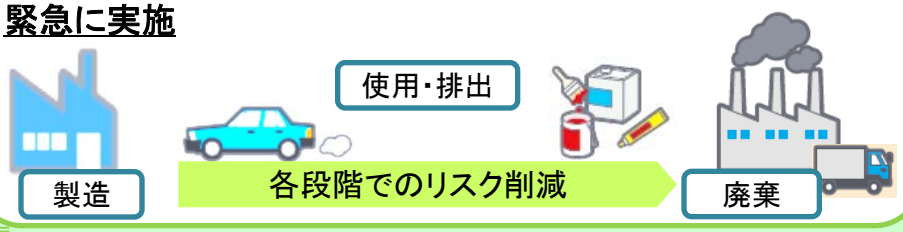
リスク評価に必要なデータ収集及び**解析手法の高度化**を**緊急に実施**



・新たに国際的に有害性が高いと認められた物質（POPs条約の追加物質等）を含む製品が市場に広く出回っており、代替などの加速化が必要

リスク管理

化学物質の製造・使用から環境への排出・廃棄までの**ライフサイクルの各段階でリスクを削減するための対策の加速化**を**緊急に実施**



化学物質の製造・使用に伴う人及び環境への著しい悪影響の最小化へ

事業計画

ばく露評価に係る事業	○ばく露実態の把握が必要な優先評価化学物質について、高感度分析法を用いて環境媒体ごとに調査 ○化学物質の人へのばく露量をモニタリングし、環境リスク評価・リスク管理のための基礎情報を把握 ○化学物質の人の体内や環境中の挙動を解析するとともに、解析手法の高度化について検討
リスク評価に係る事業	○化学物質の複合影響に係る情報収集、調査研究、試験法開発等を実施
リスク管理に係る事業	○有害化学物質含有製品の代替等の加速化を図るため、ヒアリング等を通じた調査・検討を実施

優先評価化学物質等のリスク評価等実施・向上事業

６５百万円（６５百万円）

環境保健部企画課化学物質審査室

１．事業の概要

改正化審法に基づき、平成23年4月1日より、優先的にリスク評価を行うべき「優先評価化学物質」を選定し、それらの物質について有害性や環境汚染のおそれがあるかどうかを判定するためのリスク評価を順次実施する。本事業は、これらの具体的な手法を確立するためのもの。

他方、化学物質やその含有製品を長期間使用した場合やそれらの廃棄段階を考慮していない、海域におけるリスク評価手法が未整備などの課題が残っている。このため、これらの段階における化学物質のスクリーニング評価手法及びリスク評価手法についての検討を進めるなど、スクリーニング・リスク評価の実施状況をフォローアップしつつ課題等を抽出・分析し、より包括的・効率的なものとなるよう手法の向上に向けた検討を行う。

２．事業計画

平成２４年度

・化審法に基づくリスク評価の順次実施
・当面のスクリーニング・リスク評価手法の課題の抽出・分析
・化学物質及び含有製品の長期使用･廃棄段階におけるリスク評価手法の検討
・化学物質の製造から廃棄までの全段階でのスクリーニング・リスク評価手法の試行・改良
・海域におけるリスク評価手法などの検討

平成２５年度～

・改良したリスク評価手法によるリスク評価の順次実施

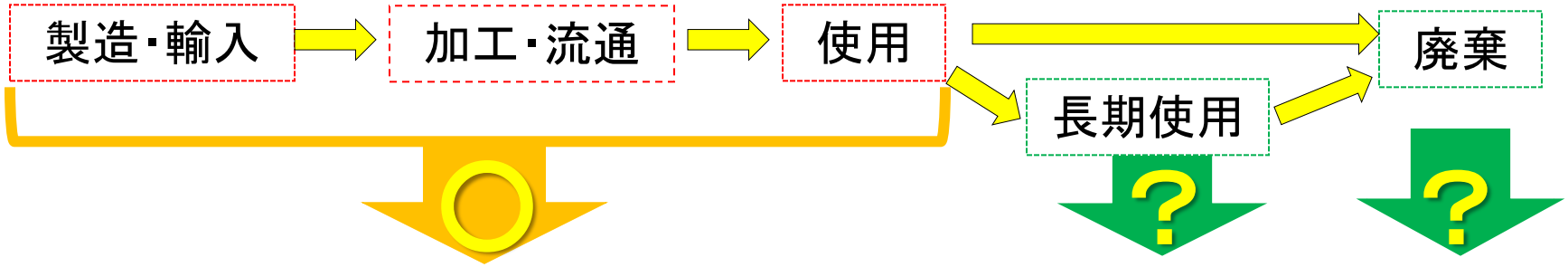
３．施策の効果

化学物質の製造段階から廃棄段階までのすべての段階を考慮にいれた包括的かつ効率的なリスク評価手法を確立し、「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)2020年目標」（注）の確実な達成を図る。

（注）2002年9月に開催されたWSSDにおいて合意された世界共通の中長期目標：「2020年までにすべての化学物質による健康及び環境への影響を最小化する」

優先評価化学物質等のリスク評価等実施・向上事業

65 (65)百万円 [H24(H23)]



人健康のリスク評価手法 （○）
河川生態系のリスク評価手法 （○）
海域におけるリスク評価手法など （？）

→・製造から廃棄までの全段階を通したリスク評価手法
・海域におけるリスク評価手法など
が必要

【概要】

①化学物質の製造から廃棄までの全段階でのスクリーニング・リスク評価手法の試行・改良
②海域におけるリスク評価手法などの検討

子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）
４，５２６百万円（４，６４０百万円）

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

１．事業の概要

近年、環境中の化学物質が子どもの心身の健康に与える影響への懸念が広がっている。このため、大規模かつ長期のコホート調査「子どもの健康と環境に関する全国調査」（エコチル調査）を実施し、子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにすることにより、適切なリスク管理体制を構築し、安心・安全な子育て環境の実現と少子化対策への貢献に繋げる。

２．事業計画

本調査は、環境省の企画立案の下に、国立環境研究所がコアセンターとして実施機関となり、国立成育医療研究センターがメディカルサポートセンターとしての医学的支援を行いつつ、全国１５地域のユニットセンター（大学医学部等）と協力して実施している。

本調査では、平成２３年１月から３年間で１０万人の妊婦の参加登録を行い、母体血や臍帯血、母乳などの生体試料を採取保存・分析するとともに、子どもが１３歳に達するまで質問票や健康診査等による追跡調査を行うこととしている。

平成２４年度は、１０万人の参加者の登録に向けて募集・登録を継続するとともに、平成２３年１月より登録された者に対する質問票調査、医師による健康調査、生体試料採取などの追跡調査業務を実施する。また、環境試料（ハウスダスト等）採取等を新たに開始する。

また、福島県の一部地域（福島市等１４市町村）が調査地域に含まれているが、平成２４年度よりこれを福島県全域に拡大して追跡調査を行い、県民健康管理調査における被ばく線量推計データや健康診査データについて、エコチル調査データとの統合的解析を行うことにより、放射線の健康リスクの評価を行い、リスク低減対策の確立及び健康管理に貢献する。

調査の実施にあたっては、諸外国の先行調査やWHO・UNEP等の国際機関、米国環境保護庁とも連携・協力をすることにより得られた知見を、本調査に還元する。

（スケジュール）

平成２２年度	研究計画書の策定、地域での体制づくり、調査実施者の研修等（平成２３年１月から参加者募集開始）
平成２３年度	参加者募集・登録、追跡調査 データシステムの整備
平成２４年度	福島県において調査地域を全県に拡大 参加者募集・登録、追跡調査
平成２５年度	参加者募集・登録、追跡調査
平成２６年度～	追跡調査、データ・試料の分析
平成３９年度	追跡調査終了（最後の参加者が１３歳に到達した時点）

３．施策の効果

本調査の実施により、化学物質等の環境要因が子どもの健康に与える影響を解明することができ、子どもの健康を守るためのリスク管理体制構築を通じて、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図ることができる。また、本調査は環境要因に限らず幅広い視点からの子どもの健康研究の共通基盤を提供することから、ライフサイエンス分野の技術開発・国際競争力の確保に資するものである。

子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）について

エコチル調査とは・・・胎児期から小児期にかけての化学物質曝露が子どもの健康に与える影響を解明するための、長期・大規模な追跡調査

【背景】

子どもの健康に環境化学物質が与える影響が解明されておらず、子育てへの不安が広がっている

↓

その解明のため、大規模な疫学調査の実施が必要

【調査内容】

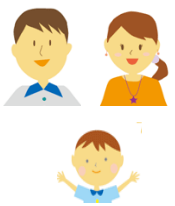
平成22年度　全国・地域における体制整備、研究計画書の策定等

平成23年1月より調査対象者（10万組の親子）の登録

募集 3年間

13年間追跡

- 妊娠中：質問票調査、母親の血液・尿・毛髪、父親の血液採取
- 出産時：出生児の健康状態の確認、臍帯血の採取
- 1ヶ月後：健診、質問票調査、母乳、子どもの毛髪採取
- 13歳誕生日まで：健診、質問票調査、子どもの尿の採取



平成39年　追跡終了

化学物質等の測定
試料の長期保存等

↓

遺伝要因、生活習慣要因、社会要因等と併せて統計分析

↓

子どもの健康に与える環境要因の影響を解明

【実施体制】

- 環境省：企画立案、各省との連携、国際連携
- コアセンター（国立環境研究所）：調査の実施機関、データ管理、試料の保存分析等
- ユニットセンター（全国15地域の大学等）：参加者募集と追跡調査（地域の医療機関の協力）
- メディカルサポートセンター（国立成育医療研究センター）

H22年4月、環境大臣より認定書授与
①北海道　②宮城　③福島　④千葉
⑤神奈川　⑥甲信　⑦富山　⑧愛知
⑨京都　⑩大阪　⑪兵庫　⑫鳥取
⑬高知　⑭福岡　⑮南九州・沖縄

【予算】

平成22年度　31億円　→　調査の立ち上げ
平成23年度　46億円　→　参加者募集本格化
平成23年度補正 16億円　→参加者募集の加速化・放射線の健康リスクの評価に資するためのシステムを開発
平成24年度　45億円→　参加者募集に加え、追跡調査の本格化・福島県内の調査地域を全県に拡大

【期待される成果】

- 子どもの脆弱性に配慮した化学物質のリスク評価・管理に活用
- 安全・安心な子育て環境の実現
- 我が国最大規模の生体試料バンクはライフサイエンス分野の研究開発に貢献

化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業

２３４百万円（３４５百万円）

環境保健部環境安全課

１．事業の必要性・概要

化学物質の内分泌かく乱作用に関する問題については、社会的関心が高いにも関わらず、科学的には未解明な点が多く、これまでに「SPEED'98」及び「ExTEND2005」といった取組方針を策定し、研究や試験法開発、一般への情報提供等の取組を進めてきた。一方、米国やEUにおいては、社会的関心も非常に高く、近年、化学物質の内分泌かく乱作用の評価を順次進める計画が動き出している。

こうした状況を踏まえ、環境省では、平成22年に評価手法の確立と評価の実施を加速化して進めることを中心として、今後の対応方針として「EXTEND2010」をとりまとめたところであり、本事業は、これに基づき、各化学物質の評価を進めるとともに、必要な調査研究や一般への情報提供を実施するものである。

２．事業計画（業務内容）

(1) 化学物質の内分泌かく乱作用に関する基盤的研究事業

化学物質の内分泌かく乱作用について、未解明の課題が多く残っている生物個体内での化学物質の作用メカニズムや、種々の試験評価手法等に係る事項について基盤的研究を進める。

(2) 野生生物の生物学的知見研究事業

野生生物に認められる異変の中で化学物質による影響が懸念されるものについて、異変の原因解明、化学物質の影響機構の解明、内分泌かく乱作用の解明等を進める。

(3) 化学物質の内分泌かく乱作用に関するリスク評価等検討推進事業

EXTEND2010に基づき、内分泌かく乱作用等が疑われる化学物質を選定し、既に合意されている試験方法を用いて試験を行い、環境中の生物に対する作用影響の評価及びリスク評価を進めるほか、得られた知見について、ホームページ等を活用し、一般国民に広く情報提供を行う。

(4)試験法検証推進事業

現時点で開発が不十分となっている多世代への影響を評価する試験法について、更に試験法の開発を進める。

また、魚類、両生類、無脊椎動物を用いた試験法のうち、OECDで合意

に至っていないものについて、OECD での採択を目指して再現性等の評価を実施する。

(5)国際協力推進事業

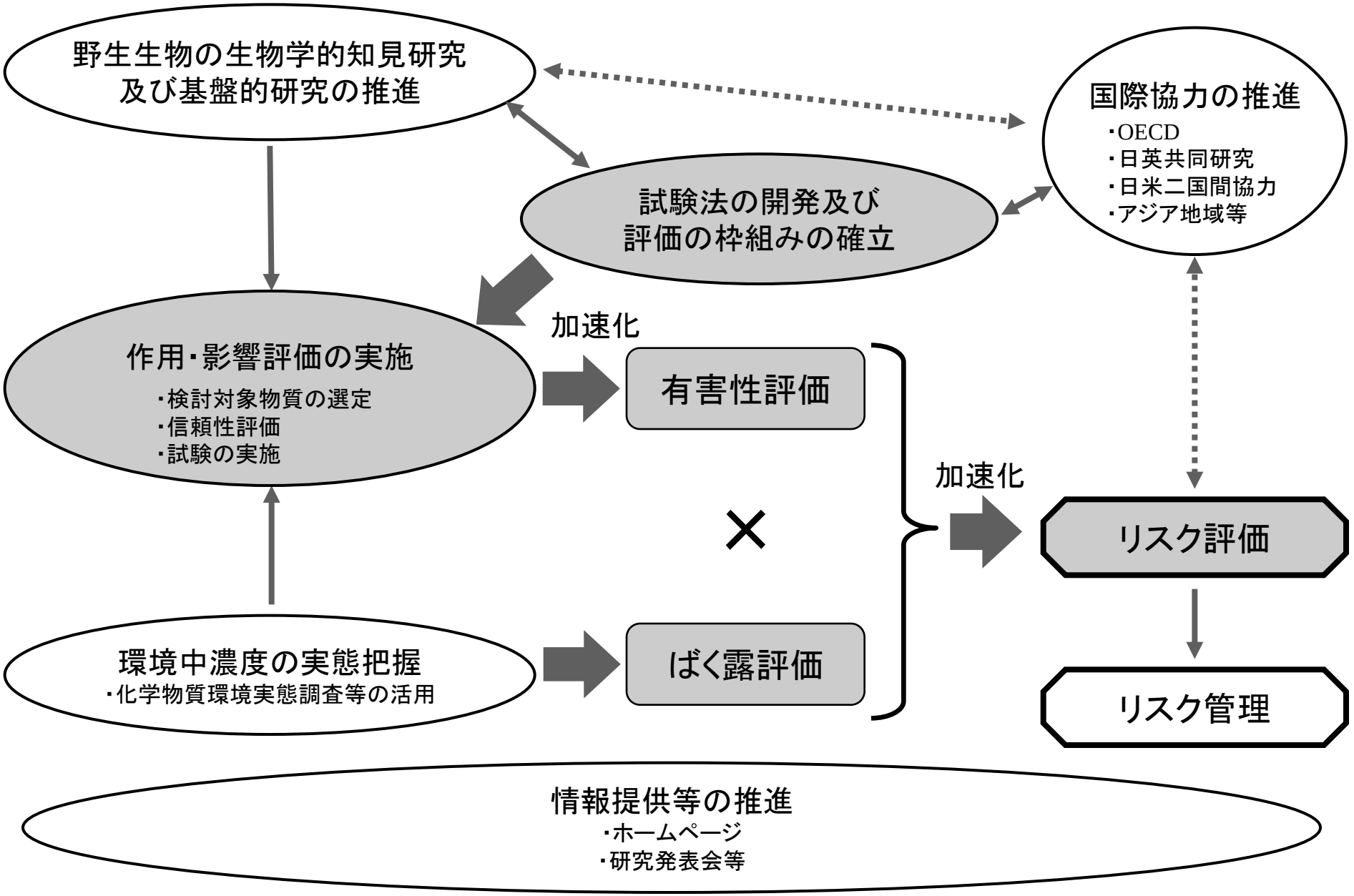
化学物質の内分泌かく乱作用への対応を効果的に進めるため、我が国とともに本問題に対する先進的な取り組みを行っている英国をはじめとする二国間で共同研究、合同ワークショップなどを実施する。

３．施策の効果

化学物質の内分泌かく乱作用について、リスク評価手法を確立し、評価を進めることで、環境行政によるリスク管理の必要性を判断することが可能となり、環境リスクを効果的に低減することができる。

区　　分	２３ 年度	２４ 年度	２５ 年度	２６年 度以降
１．化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業				
(1) 基盤的研究				
(2) 野生生物の生物学的知見研究				
(3) リスク評価等検討推進				
①化学物質の内分泌かく乱の作用影響評価				
②両生類を用いた試験実施				
③魚類を用いた試験実施				
④リスク評価				
(4) 試験法検証推進				
①魚類を用いた試験法開発・検証				
②両生類を用いた試験法開発・検証				
③無脊椎動物を用いた試験法の開発・検証				
(5) 国際協力推進				
①日英二国間共同研究事業				
②日米二国間共同研究事業				
③日韓二国間共同研究事業				

化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業



（新）生成機構等が未解明な環境化学物質リスク評価事業
８０百万円（　０百万円）

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

１．事業の概要

化学物質のリスク評価については、工業化学物質、農薬等の類型別に、リスク評価及び管理の仕組みが確立されてきている。

一方で、人の健康や生態系に影響を与える物質は、これらの化学製品に止まらず、化学製品が環境中で分解して生成する物質、不純物、燃焼生成物、自然界にも存在する物質などがあり、また、様々な用途にまたがるため環境への排出・ヒトへの曝露の経路が明らかでない物質もある。これらについては、製造量や使用量をベースとしたリスク評価を行うことはできない。

このため、生成機構等が未解明な化学物質について、文献情報や予測モデルを用いて有害性評価を行うとともに、モニタリング結果をベースとしたリスク評価を行う。

２．事業計画

非意図的生成物、重金属等を対象とし、懸念される物質群の絞り込みを行い、それぞれの物質群に属する多数の物質の複合的な影響も含め、文献情報、モニタリング結果等を用いた初期的なリスク評価を実施する。

具体的には、化学物質環境実態調査を始めとするモニタリングデータ、研究文献における測定データ等を収集するとともに、環境動態に関する予測モデル等を用い、対象となる化学物質の環境中濃度、人への曝露量を推定する。

また、有害性に関する文献情報を収集するとともに、分子構造から有害性を推定する手法等も用い、有害性の評価を行う。

曝露量と有害性の程度から、環境リスクの初期的な評価を行う。

年　度	２４	２５	２６	２７	２８
物質の絞り込み・選定	→	→	→	→	→
環境リスク初期評価	→	→	→	→	→

３．施策の効果

化学物質による健康や生態系への影響の懸念にいち早く応え、製造、排出等の規制措置や自主管理等の対策に繋げることができる。

環境省の行う化学物質のリスク評価の関係について

環境リスク初期評価

毒性が懸念される生成機構が未解明な化学物質を幅広く対象として選定

モ　ニ　タ　リ　ン　グ

PRTRデータ
文献情報（ばく露状況）

リスク初期評価

疫学調査（エコチル調査等）
文献情報（毒性試験等）

①規制等の必要性の警鐘　②環境モニタリングデータの提供等を通じた審査の十全性への貢献

製造・輸入・使用の観点からの規制体系

環境の状況をベースにした規制体系

化審法

モニタリングデータ等によるばく露評価の補強、1特物質の監視として活用

スクリーニング　リスク評価

工業化学物質の製造量 → 優先評価物質 → 製造・輸入規制の判断

ばく露実態があるにも関わらず、製造量や使用形態の観点から優先評価物質から漏れる化学物質を捕捉
化審法のリスク評価体系では評価しきれない、健康影響や生態影響の情報を提供することにより、幅広い観点での評価が可能

農取法

農取法のリスク評価の補完としての活用

リスク評価

使用方法・毒性情報 → 登録保留基準の設定

農取法のリスク評価体系では評価しきれない、健康影響や生態影響の情報を提供することにより、幅広い観点での評価が可能

環境規制法（大防法・水濁法等）

物質選定に際しての重要度・緊急度の判断に活用

リスク評価

優先取組物質
水生生物保全目標 → 基準値目標値の設定

環境規制法が規制化等を図る物質について、確度の高い情報を提供

水銀規制に関する条約制定推進事業　　１４３百万円（１１３百万円）

環境保健部環境安全課

１．事業の概要

現在、水銀規制に関する条約の制定について国際的に議論が進められており、本年１月の第２回政府間交渉委員会（ＩＮＣ２）において、条約の署名・採択のために平成２５年後半に開催予定の外交会議を我が国で開催することが了承された。我が国としては、水俣病と同様の健康被害や環境破壊が世界のいずれの国でも繰り返されることのないよう、水俣病経験国として水銀条約の制定に積極的に貢献することとしており、外交会議を成功させ、「水俣条約」を実現することを目指している。

このため、本事業では、

（１）条約交渉に向けた国内対応策や、国際的な排出削減のため導入すべき「利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行」（ＢＡＴ／ＢＥＰ）の基本的な考え方及び技術・慣行リスト等の検討、水銀等の環境監視等

（２）条約交渉を円滑に進めるための会期間会合の開催等、外交会議の開催に向けた準備

（３）条約交渉を円滑に進めるため、条約交渉の事務局を務めるＵＮＥＰへの資金拠出

を行う。

２．事業計画

区分	２３年度	２４年度	２５年度
（１）水銀対策に関する戦略策定事業			
（２）外交会議準備経費 （平成２５年度に外交会議開催経費を要求予定）			
（３）ＵＮＥＰへの資金拠出			

３．施策の効果

本事業により、①国際的な水銀対策の進展、②「水俣条約」の実現を目指す。

水銀規制に関する条約制定推進事業

背景

○ 平成14年12月　国連環境計画（UNEP）による世界水銀アセスメントの公表
○ 平成21年 2月　UNEP第25回管理理事会において、水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書（条約）を制定すること、及びそのための政府間交渉委員会（INC）を設置して平成22年に交渉を開始し、平成25年までの取りまとめを目指すことに合意

重要性

○ 総理大臣（昨年5月、水俣病犠牲者慰霊式）及び環境副大臣（本年1月、INC2）による意向表明
- **水俣病経験国として、水銀条約の制定に向けて積極的に貢献したい**
- 条約の採択と署名を行う**外交会議（平成25年後半開催予定）を我が国に招致し「水俣条約」と名付けたい。**

○ INC2において、**我が国における外交会議の開催を了承。**

交渉スケジュール

平成22年	6月	INC1（ストックホルム）
平成23年	1月	INC2（**日本開催（千葉市）**）
	9月	INC3の準備のためのアジア太平洋地域会合（**日本開催（神戸市）**）
	10月	INC3（ケニア・ナイロビ）
平成24年	6月	INC4（ウルグアイ（予定））
平成25年	2月	INC5（スイス又はブラジル（調整中））
	2月	UNEP第27回管理理事会に検討結果を報告
	後半	**外交会議（日本（予定））**
		⇒**条約の「水俣条約」命名を提案中**

平成24年度の事業概要

（1） 水銀対策に関する戦略の策定 → ・条約交渉における検討材料として提案
・条約交渉での我が国対処方針、将来の条約有効性評価、地域・国内対応策の検討に活用

（2） 外交会議に向けた準備 → ・条約の合意に向けた交渉の円滑化及び外交会議の成功に向けた国内外における機運の醸成

（3） UNEPへの資金拠出 → ・政府間交渉委員会の運営等の円滑化への貢献

ＰＯＰｓ（残留性有機汚染物質）条約総合推進費

１５６百万円（１９６百万円）

環境保健部環境安全課

１．事業の必要性・概要

PCB、DDT、ダイオキシンなどの、分解性が低く生体内に蓄積しやすい化学物質（残留性有機汚染物質：POPs）については、国際的な協調のもと、その製造・使用の廃絶・削減等を行うため、2001 年（平成 13 年）5 月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下、「POPs 条約」という。）が採択され、2004 年（平成 16 年）5 月に発効した。また、第 4 回締約国会議（平成 21 年 5 月）では 9 物質群、第 5 回締約国会議（平成 23 年 4 月）では１物質群が新たに同条約の附属書に追加されることが決定された。

我が国は、POPs 条約履行のため、国内実施計画を改定して、新規対象物質も含め国内措置を進めるとともに、検討委員会（POPRC）への委員等の派遣や締約国会議への参加により的確な情報提供及び提言を行う。また、環境中の POPｓ残留状況の経年変化等を把握して、条約の有効性評価に、これら調査結果を活用していく。

さらに、我が国は、POPs 条約に基づき、東アジアにおける地域的な取組の一環として、平成 14 年度より「東アジア POPs モニタリング事業」を実施しており、今後も、東アジア地域周辺諸国が一貫して分析まで行えるように技術協力を行いつつ、東アジア地域の POPs の環境中での存在状況の推移を把握し、同地域から我が国に流入する POPs の実態把握を行う。

２．事業計画（業務内容）

区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
１．POPs 条約対応総合対策検討調査	――	――	――	――
（１）新たな条約対象物質の検討に係る調査等	――	――	――	――
（２）POPs 候補物質の汚染実態調査	――	――	――	――
２．全国 POPs 残留状況の監視事業	――	――	――	――
３．東アジア地域の POPs 残留状況の監視事業及び多国間協力	――	――	――	――
（１）東アジア地域の POPs モニタリン実施及びワークショップの開催	――	――	――	――
（２）世界モニタリング計画への対応	――	――	――	――

３．施策の効果

POPs について、環境中の存在状況の監視及び条約の有効性評価に資する基礎データを取得・発信し、率先して取り組むことにより、POPs 条約の国際的な履行の一層の推進を図りつつ、POPs による環境リスクの効果的な削減に資する。

また、我が国が主体となって、東アジア地域における技術協力を行うことにより、同地域の POPs 条約の履行その他 POPs 対策の実施を一層促しつつ、POPs による環境リスクの効果的な削減に資する。

POPs（残留性有機汚染物質）条約総合推進費

POPs条約

第11条：国内及び国際的な環境モニタリングを実施すること
第16条：モニタリングデータを活用した条約の有効性の評価を行うこと

平成13年5月　「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」採択
平成14年8月　日本がPOPs条約を締結→「POPsモニタリング調査」の開始（10物質群）
平成16年5月　POPs条約発効
平成17年6月　国内実施計画の策定

締約国会議

平成21年5月第4回POPs条約締約国会議（COP4）
→ 新規POPs対象物質（9物質群）の追加決定

平成23年4月 第5回POPs条約締約国会議（COP5）
→　新規POPs対象物質（1物質群）の追加決定

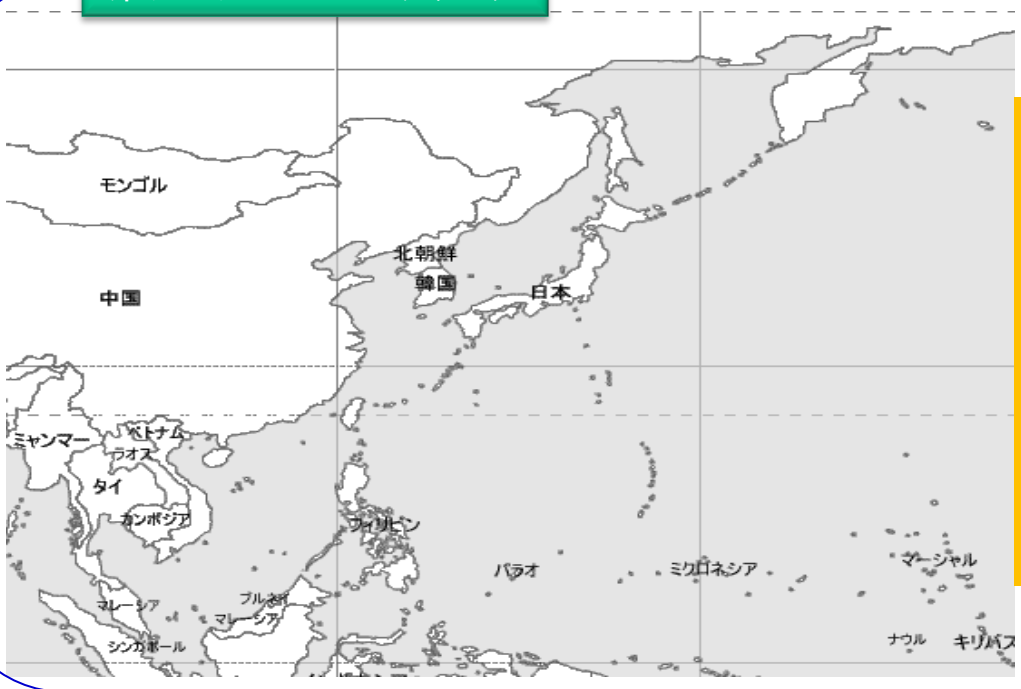
POPs検討委員会

専門家で構成される検討委員会により、新規条約対象物質の検討

専門家等の派遣により、必要に応じて、我が国の意見等の提出及び情報収集を行う。

POPs条約対象物質21物質群のうち19物質群におけるモニタリング調査の実施（ダイオキシン類は別途事業にて調査）及び経年変化の把握が必要不可欠。
（※COP5にて追加が決定された1物質は未発効）

東アジアPOPsモニタリング



※東アジアPOPs
モニタリング参加国
- カンボジア
- インドネシア
- 韓国
- ラオス
- マレーシア
- モンゴル
- フィリピン
- シンガポール
- タイ
- ベトナム

東アジア地域のPOPs条約の履行、その他POPs対策の実施を促し、同地域のPOPsによる環境リスクの効果的な削減に資する。

アジア地域有害性評価手法等対策能力向上推進事業

８百万円（１１百万円）

環境保健部企画課化学物質審査室

１．事業の概要

化学産業において、近年、アジア諸国の台頭が著しいが、アジア諸国において、厳格な化学物質対策を講じるための技術や制度が十分に整っているわけではない。このため、アジア諸国において化学物質による環境汚染のリスクが高まると、有害化学物質を含む製品が我が国に輸入されることなどにより、国内でも環境汚染を引き起こすおそれがある。

そこで、国内対策を強化するだけでなく、我が国の化学物質対策の経験を生かして、アジア諸国における化学物質対策の能力向上を促進し、各国における適正な化学物質対策の早期実現を図る必要がある。

具体的には、アジア諸国における適切な化学物質対策の実現に向け、我が国における有害性評価手法等について情報提供を行うとともに、アジア諸国の化学物質対策の実務者を対象にした講習等を行い、各国の化学物質対策能力の向上を図る。

２．事業計画

平成２４年度～

・アジア諸国における各国の有害性評価手法等比較検討調査

・途上国に向けた有害性評価手法等に関する講習の実施

３．施策の効果

アジア地域における化学物質対策に関する理解促進を加速化し、各国の関係者の化学物質対策の実施能力向上を図ることで、アジア諸国における適切な化学物質対策の実現に貢献し、アジア地域全体の適切な化学物質対策の確立に資する。

アジア地域有害性評価手法等対策能力向上推進事業

8(11)百万円 [H24(H23)]

アジア諸国の台頭

⇩ ⇩

各国汚染　　国内汚染

化審法附帯決議(2009年5月)

「アジアをはじめとする関係各国ともその実施スキームの確立や登録情報の共有を図るなど、国際的な協調の下に対策を推進し、本法に基づく化学物質管理スキームが事実上の国際標準として受け入れられるよう努めること。」

→我が国における化学物質の有害性評価手法・GLP等に関する各国間での情報交換を通じたアジア地域での対策能力の向上

【概要】

①アジア地域における各国の化学物質対策に関する比較検討
- -有害性評価手法・リスク評価手法
- -GLP及び生態毒性試験手法

②途上国の化学物質対策実務者(行政関係者中心)を対象とした有害性評価手法等に関する講習の実施

アジア地域における適正な化学物質対策の実現

日中韓化学物質審査規制制度調和推進事業

２４百万円（２３百万円）

環境保健部企画課化学物質審査室

１．事業の概要

近年、我が国と東アジア各国との間で化学物質及び化学物質含有製品の輸出入が活発化しており、我が国における環境汚染を防止する観点からも各国における化学物質の適正管理の推進と調和が重要である。

平成18年の第８回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM8）における合意を踏まえ、環境省では平成19年より「日中韓化学物質政策ダイアローグ」を開催している。本ダイアローグについては、平成22年5月に開催された TEMM12の共同コミュニケにおいても、その重要性が確認され、「環境協力に係る日中韓三ヵ国共同行動計画」においても連携協力を強化することとされている。

そこで本ダイアローグを継続的に開催し、日中韓における化学物質対策に関する政策の連携強化のため、GLP制度（Good Laboratory Practice：データの信頼性を確保するための優良試験所基準）、化学物質の試験法の調和、リスクアセスメント分野における協力等について、情報収集及び課題の整理を行う。また、昨年度開催された本ダイアローグで、特に喫緊の課題とされたGLP制度の調和に向けた検討を進めるため、各国のGLP制度について比較検討を行うとともに、GLPを満たす試験所の視察を行い、三ヵ国におけるGLP制度の調和に向けた検討を行う。

２．事業計画

平成２４年度～

・化学物質政策ダイアローグの開催（毎年1回）

・GLP制度等の調和に向けた検討

３．施策の効果

日中韓三カ国の化学物質審査規制制度の連携・調和を図り、東アジア地域における化学物質の適正管理の実現に貢献する。

日中韓化学物質審査規制制度調和推進事業

24 (23)百万円 [H24(H23)]

第12回日中韓三ヵ国環境大臣会合（2010年5月）

〇共同コミュニケ

- 化学物質管理に関する対話と協力の推進を奨励
- 化学物質管理と政策情報交換に関する一層の協力への継続的な取組

〇三ヵ国共同行動計画

- 化学物質管理政策に関する最新動向について情報・意見交換を継続
- 優良試験所基準（GLP）、試験方法及びリスクアセスメント分野等における協力推進

日中韓化学物質政策ダイアローグによる情報・意見交換推進

日中韓におけるGLP制度等の調和に向けた調査・検討

【概要】

①日中韓化学物質政策ダイアローグの開催（毎年1回、H24年度は中国）

②日中韓におけるGLP制度等の調和に向けた調査・検討

輸入製品等に含まれる有害化学物質環境放出実態調査

１７百万円（２０百万円）

環境保健部企画課化学物質審査室

１．事業の概要

化学産業の製造拠点の海外（中国等）へのシフト等経済・産業活動のグローバル化に伴い、製品に含まれる状態で第一種特定化学物質等が我が国へ流入することへの懸念が増大している。このため、製品中の有害化学物質の監視・把握の仕組みを構築し、第一種特定化学物質等の含有製品が我が国に流入している場合は、化審法に基づき輸入を禁止するなど、適切なリスク管理につなげていく必要がある。

そこで、輸入量が急伸している製品のうち化審法の特定化学物質等を含有している蓋然性の高いものなどを含有する製品について、有害化学物質の含有状況や製品からの溶出量等を調査する。

２．事業計画

平成２４年度～

輸入製品の有害化学物質の含有状況把握調査

有害化学物質含有製品の溶出試験

化審法に基づく必要な措置等の検討

３．施策の効果

有害化学物質を含む可能性のある輸入製品の有害化学物質の含有量や溶出量の実態を把握し、有害化学物質含有製品の適正なリスク管理の実現を図る。

輸入製品等に含まれる有害化学物質環境放出実態調査

17(20)百万円 [H24(H23)]

- 有害化学物質を含有している可能性の高いアジア諸国等からの輸入製品
- 使用により有害化学物質を環境中に放出し、水や大気などを通じた人や動植物への影響が懸念される製品

等

我が国の輸入製品における有害化学物質の含有状況等の実態把握のための調査

【概要】
①輸入製品の有害化学物質の含有状況把握調査
②有害化学物質含有製品の溶出試験
③化審法に基づく必要な措置等の検討

有害化学物質の含有製品の適正な管理の実現